

原子力災害対策マニュアル（事業所編） 新旧対照表

修正前	修正後
<p>原子力災害対策マニュアル 平成 24 年 10 月 19 日 原子力防災会議幹事会 (平成 25 年 9 月 2 日一部改訂)</p> <p>本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成 11 年 10 月 7 日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び防災基本計画原子力災害対策編（以下「防災基本計画」という。）に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領をとりまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、原子力防災会議に報告するものとする。</p> <p>本マニュアルでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電所等において事故や地震等が発生した場合の対応 (2) 原災法第 10 条に基づく通報が行われた場合における原子力規制委員会（以下「委員会」という。）及びその事務局たる原子力規制庁（以下「規制庁」という。）を中心とした情報収集や、内閣官房における官邸対策室の設置、緊急参集チームの開催等（「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）に基づき実施される官邸対策室の設置、緊急参集チームの開催等をいう。）による関連情報の集約及び共有、関係省庁間の連絡調整等、原子力事故対応の確立 (3) 原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態が発生した場合の内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出に係る手続、原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）の設置等、関係省庁が連携して緊急事態応急対策を行うために 	<p>原子力災害対策マニュアル 平成 24 年 10 月 19 日 原子力防災会議幹事会 (平成 25 年 9 月 2 日一部改訂) (平成 26 年 10 月 14 日一部改訂)</p> <p>本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成 11 年 10 月 7 日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び防災基本計画原子力災害対策編（以下「防災基本計画」という。）に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領をとりまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、原子力防災会議に報告するものとする。</p> <p>本マニュアルでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電所等において事故や地震等が発生した場合の対応 (2) 原災法第 10 条に基づく通報が行われた場合における原子力規制委員会（以下「委員会」という。）及びその事務局たる原子力規制庁（以下「規制庁」という。）を中心とした情報収集や、内閣官房によるオフサイト住民防護対策の調整、内閣官房における官邸対策室の設置、緊急参集チームの開催等（「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）に基づき実施される官邸対策室の設置、緊急参集チームの開催等をいう。）による関連情報の集約及び共有、関係省庁間の連絡調整等、原子力事故対応の確立 (3) 原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態が発生した場合の内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出に係る手續、原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）の設置等、関係省庁が連携して緊急事態応急対策を行うために

修正前	修正後
<p>必要な総合調整にすること</p> <p>(4) 原子力緊急事態解除宣言後における事後対策の実施体制や要領等について記述している。なお、本マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故の対応を巡る反省と教訓を踏まえ、抜本的な改定を行うこととしたが、今後とも防災訓練の実施結果、原子力災害対策指針の見直し状況等を踏まえつつ、不斷に見直していく必要があり、本マニュアル自体、継続的な改定・改善の途中段階にあるものとの認識の下で運用するものとする。本マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応にも原則適用する。</p> <p>また、活動要領に関する関係省庁の役割分担については防災基本計画、専門的・技術的事項については原災法第6条の2第1項の規定により委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。なお、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）の導入や、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、後方支援拠点の整備及び同施設の活用等については、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため、それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、<u>原子力規制</u>委員会において更なる検討をしていくこととし、当面の間は、当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。また、<u>原子力災害対策特別措置法</u>の対象とならない放射線又は放射性物質の放出を伴う事故への対応については、本マニュアルでは対象としないこととする。（地方公共団体が実施する事項に係る記述については、関係省庁が連携し一体となった防災活動に関わりが深いものについて、防災基本計画に基づく役割等から確認的に参考として記載しているものである。）</p> <p>なお、本マニュアルを取りまとめるに当たり、連絡調整を行うための原子力防災会議連絡会議を設ける。</p> <p>原子力防災会議、同幹事会及び同連絡会議の構成員は以下のとおりとする。</p>	<p>必要な総合調整にすること</p> <p>(4) 原子力緊急事態解除宣言後における事後対策の実施体制や要領等について記述している。なお、本マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故の対応を巡る反省と教訓を踏まえ、抜本的な改定を行うこととしたが、今後とも防災訓練の実施結果、原子力災害対策指針の見直し状況等を踏まえつつ、不斷に見直していく必要があり、本マニュアル自体、継続的な改定・改善の途中段階にあるものとの認識の下で運用するものとする。本マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応にも原則適用する。</p> <p>また、活動要領に関する関係省庁の役割分担については防災基本計画、専門的・技術的事項については原災法第6条の2第1項の規定により委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。なお、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）の導入や、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、後方支援拠点の整備及び同施設の活用等については、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため、それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、委員会において更なる検討をしていくこととし、当面の間は、当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。また、原災法の対象とならない放射線又は放射性物質の放出を伴う事故への対応については、本マニュアルでは対象としないこととする。（地方公共団体が実施する事項に係る記述については、関係省庁が連携し一体となった防災活動に関わりが深いものについて、防災基本計画に基づく役割等から確認的に参考として記載しているものである。）</p> <p>なお、本マニュアルを取りまとめるに当たり、連絡調整を行うための原子力防災会議連絡会議を設ける。</p> <p>原子力防災会議、同幹事会及び同連絡会議の構成員は以下のとおりとする。</p>

修正前	修正後
【原子力防災会議】 議長：内閣総理大臣 副議長：内閣官房長官、環境大臣、内閣官房長官 <u>及び</u> 環境大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員会委員長 議員：議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監 内閣官房副長官、 <u>環境</u> 副大臣若しくは関係府省の副大臣、 <u>環境</u> 大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者	【原子力防災会議】 議長：内閣総理大臣 副議長：内閣官房長官、環境大臣、 <u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u> 、内閣官房長官、 <u>環境大臣及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u> 以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員会委員長 議員：議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監 内閣官房副長官、 <u>内閣府副大臣</u> 若しくは関係府省の副大臣、 <u>内閣府大臣</u> 政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
【原子力防災会議幹事会】 議長：原子力規制庁長官 副議長：環境省水・大気環境局長 内閣官房副長官補（ <u>安全保障</u> ・危機管理担当） 内閣官房副長官補（内政、外政） 内閣広報官 内閣情報官 内閣府政策統括官（防災担当） 内閣府食品安全委員会事務局長 警察庁警備局長 消費者庁次長 総務省大臣官房長 消防庁次長 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房審議官（研究開発担当） 厚生労働省大臣官技術総括審議官	【原子力防災会議幹事会】 議長： <u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u> 副議長：環境省水・大気環境局長 内閣官房副長官補（ <u>事態対処</u> ・危機管理担当） 内閣官房副長官補（内政、外政） 内閣広報官 内閣情報官 内閣府政策統括官（防災担当） 内閣府食品安全委員会事務局長 警察庁警備局長 消費者庁次長 総務省大臣官房長 消防庁次長 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房審議官（研究開発担当） 厚生労働省大臣官技術総括審議官

修正前	修正後
農林水産省大臣官房技術総括審議官 経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当） 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 気象庁次長 海上保安庁海上保安監	農林水産省大臣官房技術総括審議官 経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当） 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 気象庁次長 海上保安庁海上保安監 <u>原子力規制庁次長</u> 防衛省運用企画局長
防衛省運用企画局長 ※議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。	※議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。
【原子力防災会議連絡会議】	【原子力防災会議連絡会議】
議長：原子力規制庁原子力防災課長 内閣官房内閣参事官（安全保障・危機管理担当） 内閣官房内閣情報調査室内閣参事官 内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当） 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当） 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長 警察庁警備局警備課長 消費者庁消費者安全課長 総務省大臣官房総務課長 消防庁特殊災害室長 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長 財務省大臣官房総合政策課政策推進室長 文部科学省研究開発局原子力課長 厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官 農林水産省大臣官房食料安全保障課長 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長 国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）	議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官 内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当） 内閣官房内閣情報調査室内閣参事官 内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当） 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当） 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長 警察庁警備局警備課長 消費者庁消費者安全課長 総務省大臣官房総務課長 消防庁特殊災害室長 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長 財務省大臣官房総合政策課政策推進室長 文部科学省研究開発局原子力課長 厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長 農林水産省大臣官房食料安全保障課長 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長 国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

修正前	修正後
気象庁総務部企画課長	気象庁総務部企画課長
海上保安庁警備救難部環境防災課長	海上保安庁警備救難部環境防災課長
環境省水・大気環境局総務課長	環境省水・大気環境局総務課長
防衛省運用企画局事態対処課長	<u>原子力規制庁長官房原子力災害対策・核物質防護課長</u>
目　　次	目　　次
第1　原子力災害対策の主な枠組み	第1　原子力災害対策の主な枠組み
第2　関係省庁による対応要領	第2　関係省庁による対応要領
原子力事業所編	原子力事業所編
第1編. 危機管理体制の構築	第1編. 危機管理体制の構築
第1章. 情報収集事態	第1章. 情報収集事態
第1節. 組織	第1節. 組織
1　中央	1　中央
2　現地	2　現地
第2節. 組織に関する業務	第2節. 組織に関する業務
1　関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡	1　関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡
2　テレビ会議システムの起動	2　テレビ会議システムの起動
3　体制の移行	3　体制の移行
第2章　警戒事態	第2章　警戒事態
第1節. 組織	第1節. 組織
1　中央	1　中央
2　現地	2　現地
第2節. 組織に関する業務	第2節. 組織に関する業務
1　関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡	1　関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡

修正前	修正後
2 派遣準備の要請	2 派遣準備の要請
3 緊急時モニタリングの準備	3 緊急時モニタリングの準備
4 テレビ会議システムの起動	4 テレビ会議システムの起動
5 体制の移行	5 体制の移行
第3章. 施設敷地緊急事態	第3章. 施設敷地緊急事態
第1節. 組織	第1節. 組織
1 中央	1 中央
2 現地	2 現地
第2節. 組織に関する業務	第2節. 組織に関する業務
1 関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡	1 関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡
2 職員の非常参集体制の立ち上げ	2 職員の非常参集体制の立ち上げ
3 原子力緊急事態の判断に係る手続	3 原子力緊急事態の判断に係る手続
4 通信ネットワークの確認	4 通信ネットワークの確認
5 官邸対策室及び緊急参集チーム等	5 官邸対策室及び緊急参集チーム等
6 オフサイトセンターへの要員派遣等	6 オフサイトセンターへの要員派遣等
7 原子力事故対策本部及び原子力事故現地対策本部の廃止	7 原子力事故対策本部及び原子力事故現地対策本部の廃止
第4章. 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）	第4章. 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）
第1節. 組織	第1節. 組織
1 中央	1 中央
2 現地	2 現地
第2節. 組織に関する業務	第2節. 組織に関する業務
1 原子力緊急事態宣言の発出	1 原子力緊急事態宣言の発出
2 原災本部及び現地本部の設置	2 原災本部及び現地本部の設置
3 原災本部会議の開催	3 原災本部会議の開催

修正前	修正後
4 関係局長等会議の開催	4 関係局長等会議の開催
5 原災本部長の権限及びその行使の考え方	5 原災本部長の権限及びその行使の考え方
6 U P Z外の地方公共団体への協力要請	6 U P Z外の地方公共団体への協力要請
7 原子力災害合同対策協議会の開催	7 原子力災害合同対策協議会の開催
8 その他事項	8 その他事項
第5章. 全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）	第5章. 全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）
第1節. 組織	第1節. 組織
1 中央	1 中央
2 現地	2 現地
第2節. 組織に関する業務	第2節. 組織に関する業務
1 原子力被災者生活支援チームの設置	1 原子力被災者生活支援チームの設置
第6章. 原子力災害事後対策	第6章. 原子力災害事後対策
第1節. 組織	第1節. 組織
1 中央	1 中央
2 現地	2 現地
第2節. 組織に関する業務	第2節. 組織に関する業務
1 原子力緊急事態解除宣言の発出	1 原子力緊急事態解除宣言の発出
2 関係省庁事後対策連絡会議の開催	2 関係省庁事後対策連絡会議の開催
第2編. 各応急対策業務の実施	第2編. 各応急対策業務の実施
第1章. 情報収集事態	第1章. 情報収集事態
1 情報収集・連絡（規制庁）	1 情報収集・連絡（規制庁、 <u>内閣府</u> ）
2 広報体制の構築（規制庁）	2 広報体制の構築（規制庁、 <u>内閣府</u> ）
第2章. 警戒事態	第2章. 警戒事態
1 情報収集・連絡（規制庁）	1 情報収集・連絡（規制庁、 <u>内閣府</u> ）

修正前	修正後
2 広報体制の構築（規制庁）	2 広報体制の構築（規制庁、 <u>内閣府</u> ）
3 モニタリング体制の準備	3 モニタリング体制の準備
4 P A Z内、U P Z外の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等（規制庁）	4 P A Z内、U P Z外の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等（ <u>内閣府</u> ）
第3章. 施設敷地緊急事態	第3章. 施設敷地緊急事態
1 情報収集・連絡（規制庁）	1 情報収集・連絡（規制庁、 <u>内閣府</u> ）
2 国の職員及び専門家の緊急派遣（緊急輸送関係省庁、規制庁）	2 国の職員及び専門家の緊急派遣（緊急輸送関係省庁、 <u>内閣府</u> 、規制庁）
3 広報活動（規制庁等）	3 広報活動（ <u>内閣府</u> 、規制庁等）
4 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動（規制庁）	4 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動（規制庁）
5 緊急時モニタリング及び大気中放射性物質拡散予測結果の共有（規制庁等）	5 緊急時モニタリング等の実施等（規制庁等）
6 P A Z内の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者避難及びU P Z内外の地方公共団体における事前の避難準備の要請等（規制庁）	6 P A Z内の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者避難及びU P Z内外の地方公共団体における事前の避難準備の要請等（ <u>内閣府</u> ）
7 P A Z内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請（規制庁）	7 P A Z内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請（ <u>内閣府</u> ）
第4章. 全面緊急事態	第4章. 全面緊急事態
1 プラント情報集約 <プラント班>	1 プラント情報集約 <プラント班>
2 オンサイトの事故収束活動 < <u>緊急事態対策監等</u> 、 <u>プラント班</u> 、 <u>実動対処班</u> >	2 オンサイトの事故収束活動 < <u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u> 、 <u>プラント班</u> 、 <u>実動対処班</u> >
3 実動組織の活動 < <u>緊急事態対策監等</u> 、 <u>プラント班</u> 、 <u>実動対処班</u> >	3 実動組織の活動 < <u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u> 、 <u>プラント班</u> 、 <u>実動対処班</u> >
4 緊急時モニタリング情報の収集及び共有並びに大気中放射性物質拡散予測の実施及び結果の共有 <放射線班>	4 緊急時モニタリングの実施等 <放射線班>
5 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、 <u>プラント班</u> >	5 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、 <u>プラント班</u> >
6 緊急輸送（バス等避難手段の手配） <実動対処班、住民安全班>	6 緊急輸送（バス等避難手段の手配） <実動対処班、住民安全班>
7 被ばく医療活動 <医療班>	7 被ばく医療活動 <医療班>

修正前	修正後
8 健康調査・管理 <医療班>	8 健康調査・管理 <医療班>
9 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班>	9 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班>
10 緊急物資の調達・供給等 <実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班>	10 緊急物資の調達・供給等 <実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班>
11 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班>	11 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班>
12 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班>	12 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班>
13 経済・産業等への対応等 (各省庁)	13 経済・産業等への対応等 (各省庁)
14 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班>	14 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班>
15 広報・情報発信活動<広報班、要望対応・広報企画班>	15 広報・情報発信活動<広報班、要望対応・広報企画班>
16 海外等からの支援受入れ<総括班>	16 海外等からの支援受入れ<総括班>
第3編. 参考資料	第3編. 参考資料
1 複合災害への対応	1 複合災害への対応
2 共通事項	2 共通事項
(1) 複数サイトにおける事故発生に対する対応	(1) 複数サイトにおける事故発生に対する対応
(2) 各省庁における参考要員の代替確保	(2) 各省庁における参考要員の代替確保
(3) 現地との連絡調整、輸送の代替確保	(3) 現地との連絡調整、輸送の代替確保
(4) 行政文書の作成、記録の保存	(4) 行政文書の作成、記録の保存
3 要員配置表	3 要員配置表
4 原子力災害時に招集する専門家リスト	4 原子力災害時に招集する専門家リスト
5 緊急モニタリング要員及び機材	5 緊急モニタリング要員及び機材
6 緊急被ばく医療実施体制現地派遣チーム	6 緊急被ばく医療実施体制現地派遣チーム
7 フローチャート	7 フローチャート
(1) 危機管理体制の移行について	(1) 危機管理体制の移行について
(2) 応急対策業務の移行について	(2) 応急対策業務の移行について

修正前	修正後
<p>8 機能班業務</p> <p>9 その他参考資料</p> <p>(1) 各種様式</p> <p>(2) 語句の説明</p> <p>第1 原子力災害対策の主な枠組み</p> <p>平成23年の東京電力株式会社福島原子力発電所事故を受け、委員会等による原子力防災体制が抜本的に見直されたことに併せ、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」から提出された報告書においてなされた指摘事項等を踏まえ、オンラインの迅速な事故の収束、オフサイトの迅速な住民の安全確保等の観点から、関係省庁による原子力災害対策マニュアルを見直すこととした。</p> <p>今般の事故の教訓として、初動対応の官邸一元化による迅速な意思決定が極めて重要であることが判明した。このため、内閣総理大臣や委員会委員長をはじめ原災本部の幹部による官邸での意思決定を支える原災本部事務局の体制強化を図ることとした。具体的には、原災本部事務局の主力たる規制庁長官、<u>同庁次長</u>及び主要機能班長（プラント、住民安全等）は官邸に参集し、規制庁緊急時対応センター（以下「E R C」という。）はこれら官邸の原災本部事務局をバックアップする体制を万全にする等の観点から大幅な修正を加えることとした。</p> <p>また、これら官邸での迅速な情報集約及び意思決定を担保するため、官邸、E R C、原子力事業所等（緊急時対策所）、原子力事業者本店等（原子力施設事態即応センター）、原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）、P A Z 内の地方公共団体（P A Z を管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）及び原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の地方公共団体（U P Z を管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）（以下P A Z 内の地方公共団体とU P Z 内の地方公共団体を合わせて「関係地方公共団体」</p>	<p>8 機能班業務</p> <p>9 その他参考資料</p> <p>(1) 各種様式</p> <p>(2) 語句の説明</p> <p>第1 原子力災害対策の主な枠組み</p> <p>平成23年の東京電力株式会社福島原子力発電所事故を受け、委員会等による原子力防災体制が抜本的に見直されたことに併せ、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」から提出された報告書においてなされた指摘事項等を踏まえ、オンラインの迅速な事故の収束、オフサイトの迅速な住民の安全確保等の観点から、関係省庁による原子力災害対策マニュアルを見直すこととした。</p> <p>今般の事故の教訓として、初動対応の官邸一元化による迅速な意思決定が極めて重要であることが判明した。このため、内閣総理大臣や委員会委員長をはじめ原災本部の幹部による官邸での意思決定を支える原災本部事務局の体制強化を図ることとした。具体的には、原災本部事務局の主力たる<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>、規制庁長官及び主要機能班長（プラント、住民安全等）は官邸に参集し、規制庁緊急時対応センター（以下「E R C」という。）はこれら官邸の原災本部事務局をバックアップする体制を万全にする等の観点から大幅な修正を加えることとした。</p> <p>また、これら官邸での迅速な情報集約及び意思決定を担保するため、官邸、E R C、原子力事業所等（緊急時対策所）、原子力事業者本店等（原子力施設事態即応センター）、原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）、P A Z 内の地方公共団体（P A Z を管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）及び原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の地方公共団体（U P Z を管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）（以下P A Z 内の地方公共団体とU P Z 内の地方公共団体を合わせて「関係地方公共団体」</p>

修正前	修正後
<p>という。)を結ぶテレビ会議システム等を整備することとしており、こうした防災インフラの充実を踏まえた修正も加えることとした。</p> <p>さらに、多数の避難住民への迅速・円滑な応急対策を行う観点から、緊急事態応急対策及び事後対策に関する記述も充実させることとした。</p>	<p>という。)を結ぶテレビ会議システム等を整備することとしており、こうした防災インフラの充実を踏まえた修正も加えることとした。</p> <p>さらに、多数の避難住民への迅速・円滑な応急対策を行う観点から、緊急事態応急対策及び事後対策に関する記述も充実させることとした。</p> <p><u>また、平成26年10月、原子力防災体制の充実・強化を図る観点から、内閣府の原子力防災担当部門に専任の常駐職員が配置されることとなった。平時及び緊急時の両方で内閣府特命担当大臣（原子力防災）を支える体制を強化し、地域の原子力防災体制の充実・強化に係る業務を強力に推進するとともに、関係省庁、地元自治体等との平時及び有事の総合調整を一元的に担う。なお、平時及び緊急時の両方で原子力規制委員会と内閣府原子力防災担当部門との連携を確保するため、内閣府の原子力防災担当部門に置かれる審議官については、原子力規制庁の審議官をもって充てることとする。これに伴う政府の原子力防災体制の変更を反映することとした。</u></p>
<p>なお、マニュアルはあくまでも実際に災害が起きた場合等の対処方法の一例を示しているに過ぎない。状況の変化に応じ、臨機応変の対応が求められることは言うまでもない。今後も、これまでの教訓にたち、日常の訓練に重きを置き、新たに発見された問題点を把握・分析し、本マニュアルの見直し等に活かすことが求められる。</p> <p>原子力災害対応の目標と実施項目、全体の組織体制と各部署の機能、情報集約、意思決定等の主な流れに関しては、以下のイメージ図を参考にされたい。</p> <p>「原子力災害対策体制の全体像」</p> <p>【図 はじめに-1】</p> <p>「原子力緊急事態に係る初動対応の役割分担」</p> <p>【図 はじめに-2】</p> <p>第2 関係省庁における対応要領</p>	<p>なお、マニュアルはあくまでも実際に災害が起きた場合等の対処方法の一例を示しているに過ぎない。状況の変化に応じ、臨機応変の対応が求められることは言うまでもない。今後も、これまでの教訓にたち、日常の訓練に重きを置き、新たに発見された問題点を把握・分析し、本マニュアルの見直し等に活かすことが求められる。</p> <p>原子力災害対応の目標と実施項目、全体の組織体制と各部署の機能、情報集約、意思決定等の主な流れに関しては、以下のイメージ図を参考にされたい。</p> <p>「原子力災害対策体制の全体像」</p> <p>【図 はじめに-1】</p> <p>「原子力緊急事態に係る初動対応の役割分担」</p> <p>【図 はじめに-2】</p> <p>第2 関係省庁における対応要領</p>
原子力事業所編	原子力事業所編

修正前	修正後
<p>第1編. 危機管理体制の構築</p> <p>第1章. 情報収集事態</p> <p>第1節. 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) E R C (規制庁)</p> <p>委員会は、原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震の発生(原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合は除く。) (以下「情報収集事態」という。) を認知した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部(本部長:委員会委員長。以下「事故警戒本部」という。)をE R Cに設置する。</p> <p>E R Cにおいては、<u>同</u>庁長官(又は代理の職員)が参集し指揮をする。</p> <p>(2) 官邸(内閣官房)</p> <p>事故警戒本部は、内閣官房(<u>安全保障</u>・危機管理担当)(以下「内閣官房(安危)」といふ。)及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を通報する。内閣官房(安危)は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。</p> <p>また、規制庁は、官邸に<u>同</u>庁審議官(又は代理の職員)を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p>規制庁は、情報収集事態が発生した原子力事業所に係る緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」といふ。)に、原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部(現地本部長:原子力規制事務所(当該原子力事業所に係る原子力規</p>	<p>第1編. 危機管理体制の構築</p> <p>第1章. 情報収集事態</p> <p>第1節. 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) E R C (規制庁、<u>内閣府</u>)</p> <p>内閣府(原子力防災担当)及び委員会は、原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震の発生(原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合は除く。) (以下「情報収集事態」といふ。) を認知した場合は、原子力規制委員会・<u>内閣府</u>原子力事故<u>合同</u>警戒本部(本部長:委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当))。以下「事故警戒本部」といふ。)をE R Cに設置する。</p> <p>E R Cにおいては、<u>規制</u>庁長官(又は代理の職員)及び<u>内閣府</u>政策統括官(原子力防災担当)(又は代理の職員)が参集し指揮をする。</p> <p>(2) 官邸(内閣官房)</p> <p>事故警戒本部は、内閣官房(<u>事態対処</u>・危機管理担当)(以下「内閣官房(事態)」といふ。)及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を通報する。内閣官房(事態)は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。</p> <p>また、規制庁及び内閣府(原子力防災担当)は、官邸に職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p><u>内閣府</u>(原子力防災担当)及び規制庁は、情報収集事態が発生した原子力事業所に係る緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」といふ。)に、原子力規制委員会・<u>内閣府</u>原子力事故<u>合同</u>現地警戒本部(現地本部長:原子力規</p>

修正前	修正後
<p>制事務所のことをいう。以下同じ。) 副所長又は所長が<u>予め</u>指名した防災専門官。以下「事故現地警戒本部」という。) を設置する。</p>	<p>制事務所(当該原子力事業所に係る原子力規制事務所のことをいう。以下同じ。)副所長又は所長が<u>あらかじめ</u>指名した防災専門官。以下「事故現地警戒本部」という。)を設置する。</p>
<p>原子力規制事務所副所長又は所長が<u>予め</u>指名した防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。また、規制庁は施設敷地緊急事態(原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。)への進展に備え、<u>原子力地域安全総括官</u>をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。</p>	<p>原子力規制事務所副所長又は所長が<u>あらかじめ</u>指名した防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。また、<u>内閣府(原子力防災担当)</u>及び規制庁は施設敷地緊急事態(原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。)への進展に備え、<u>内閣府審議官(原子力防災担当)</u>(又は代理の職員)及び<u>担当職員</u>をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。</p>
<p>(2) 原子力施設事態即応センター</p>	<p>(2) 原子力施設事態即応センター</p>
<p>規制庁は、施設敷地緊急事態への進展に備え、<u>緊急事態対策監等の同庁職員</u>に加え、必要に応じ、委員会委員を当該原子力事業所に係る原子力施設事態即応センター(原子力発電所の場合は原子力事業者本店等に常設の施設。以下同じ。)に派遣する準備を行う。</p>	<p>規制庁は、施設敷地緊急事態への進展に備え、<u>同庁長官が指定する同庁職員</u>に加え、必要に応じ、委員会委員を当該原子力事業所に係る原子力施設事態即応センター(原子力発電所の場合は原子力事業者本店等に常設の施設。以下同じ。)に派遣する準備を行う。</p>
<p>(3) 緊急時対策所</p>	<p>(3) 緊急時対策所</p>
<p>規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長が<u>予め</u>指名した保安検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所(原子力発電所の場合は免震重要棟等内に常設の施設。以下同じ。)に派遣し、情報収集を行う。</p>	<p>規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長が<u>あらかじめ</u>指名した保安検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所(原子力発電所の場合は免震重要棟等内に常設の施設。以下同じ。)に派遣し、情報収集を行う。</p>
<p>第2節. 組織に関する業務</p>	<p>第2節. 組織に関する業務</p>
<p>1 関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡</p>	<p>1 関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡</p>
<p>事故警戒本部は、設置された後速やかに、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁(関係省庁事故対策連絡会議の出席省庁)に、情報提供を行うとともに、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。また、事故警戒本部より連絡を受けた事故現地警戒本部は、関係地方公共団体に、情報提供を行うとともに、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。また、</p>	<p>事故警戒本部は、設置された後速やかに、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁(関係省庁事故対策連絡会議の出席省庁)に、情報提供を行うとともに、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。また、事故警戒本部より連絡を受けた事故現地警戒本部は、関係地方公共団体に、情報提供を行うとともに、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。また、</p>

修正前	修正後
<p>指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。</p> <p>なお、災害の影響等により、事故現地警戒本部が十分機能しない場合は、事故警戒本部がこれを行う。</p>	<p>指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。</p> <p>なお、災害の影響等により、事故現地警戒本部が十分機能しない場合は、事故警戒本部がこれを行う。</p>
<p>2 テレビ会議システムの起動</p>	<p>2 テレビ会議システムの起動</p>
<p>規制庁は、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関をテレビ会議システムで接続する準備として、E R C及びオフサイトセンター内のテレビ会議システムを起動する。</p>	<p>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関をテレビ会議システムで接続する準備として、E R C及びオフサイトセンター内のテレビ会議システムを起動する。</p>
<p>3 体制の移行</p>	<p>3 体制の移行</p>
<p>委員会は、情報収集事態に続いて警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）が発生した場合には、引き続き事故警戒本部の体制をとる。また、施設敷地緊急事態が発生した場合には、原子力規制委員会原子力事故対策本部（以下「事故対策本部」という。第3章参照）を設置する。</p>	<p>委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、情報収集事態に続いて警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）が発生した場合には、引き続き事故警戒本部の体制をとる。また、施設敷地緊急事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。第3章参照）を設置する。</p>
<p>情報収集事態が解消した場合には、委員会委員長の判断により事故警戒本部及び事故現地警戒本部を廃止する。また、関係省庁及び関係地方公共団体に対し、その旨の情報提供を行う。指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う</p>	<p>情報収集事態が解消した場合には、委員会委員長の判断により事故警戒本部及び事故現地警戒本部を廃止する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者に対し、その旨の情報提供を行う。指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う</p>
<p>第2章. 警戒事態</p>	<p>第2章. 警戒事態</p>
<p>第1節. 組織</p>	<p>第1節. 組織</p>
<p>1 中央</p>	<p>1 中央</p>
<p>(1) E R C（規制庁）</p>	<p>(1) E R C（規制庁、内閣府）</p>
<p>委員会は、原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震その他の自然災害（※）を認知した場合又は原子力事業者等より報告された事象が委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、事故警戒本部をE R Cに設置する。</p>	<p>委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震その他の自然災害を認知した場合（※）又は原子力事業者等より報告された事象が委員会において警戒事態に該当すると判断された場合（※※）は、事故警戒本部をE R Cに設置する。なお、対象事象の詳細は、委員会が定め</p>
<p>（情報収集事態から警戒事態へ移行した場合等、すでに事故警戒本部を設置して</p>	

修正前	修正後
<p>いる場合は除く。)</p> <p>ERCにおいては、<u>同</u>庁長官（又は代理の職員）が参集し指揮をする。</p>	<p>る「原子力規制委員会初動対応マニュアル」（平成24年9月19日決定）に従う。</p>
<p>（2）官邸（内閣官房）</p> <p>事故警戒本部は、内閣官房（<u>安危</u>）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を通報する。内閣官房（<u>安危</u>）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。</p>	<p>ERCにおいては、<u>規制</u>庁長官（又は代理の職員）及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）（又は代理の職員）が参集し指揮をする。</p>
<p>（2）官邸（内閣官房）</p> <p>事故警戒本部は、内閣官房（<u>事態</u>）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を通報する。内閣官房（<u>事態</u>）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。</p>	<p>（2）官邸（内閣官房）</p> <p>事故警戒本部は、内閣官房（<u>事態</u>）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を通報する。内閣官房（<u>事態</u>）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。</p>
<p>また、規制庁は、官邸に<u>同</u>庁審議官（又は代理の職員）及び<u>同</u>庁職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。</p>	<p>また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸に職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。</p>
<p>2 現地</p> <p>（1）オフサイトセンター</p> <p>① 原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部</p> <p>規制庁は、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンターに事故現地警戒本部を設置する。（情報収集事態から警戒事態に進展した場合等、すでに事故現地警戒本部を設置している場合は除く。）</p>	<p>2 現地</p> <p>（1）オフサイトセンター</p> <p>① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部</p> <p>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンターに事故現地警戒本部を設置する。（情報収集事態から警戒事態に進展した場合等、すでに事故現地警戒本部を設置している場合は除く。）</p>
<p>原子力規制事務所副所長又は所長が<u>予め</u>指名した防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。また、規制庁は施設敷地緊急事態への進展に備え<u>原子力地域安全総括官</u>をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。</p>	<p>原子力規制事務所副所長又は所長が<u>あらかじめ</u>指名した防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。</p>
<p>②緊急時モニタリングセンター</p> <p>規制庁は、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンター（センター長：規制庁放射線環境対策室長）を立ち上げ</p>	<p>また、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は施設敷地緊急事態への進展に備え、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）、内閣府審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）及び担当職員をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。</p>
<p>②緊急時モニタリングセンター</p> <p>規制庁は、<u>当該</u>原子力事業所に係る地方放射線モニタリング対策官に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリ</p>	

修正前	修正後
<p>る準備を行うとともに、施設敷地緊急事態への進展に備え、放射線環境対策室長をオフサイトセンター等に派遣する準備を行う。緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備にあたっては、警戒事態が発生した原子力事業所の<u>立地道府県</u>に協力を要請する。</p>	<p>ングセンター（センター長：規制庁放射線環境対策室長）を立ち上げる準備を行うとともに、施設敷地緊急事態への進展に備え、放射線環境対策室長をオフサイトセンター等に派遣する準備を行う。緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備にあたっては、警戒事態が発生した原子力事業所の<u>P A Z</u>及び<u>U P Z</u>内の道府県に協力を要請する。</p>
<p>（2）原子力施設事態即応センター</p>	<p>（2）原子力施設事態即応センター</p>
<p>規制庁は、施設敷地緊急事態への進展に備え<u>緊急事態対策監等</u>の同庁職員に加え、必要に応じ、委員会委員を当該原子力事業所に係る原子力施設事態即応センターに派遣する準備を行う。</p>	<p>規制庁は、施設敷地緊急事態への進展に備え、<u>同庁長官が指定する</u>同庁職員に加え、必要に応じ、委員会委員を当該原子力事業所に係る原子力施設事態即応センターに派遣する準備を行う。</p>
<p>（3）緊急時対策所</p>	<p>（3）緊急時対策所</p>
<p>規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長が<u>予め</u>指名した保安検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所に派遣し、情報収集を行う。</p>	<p>規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長が<u>あらかじめ</u>指名した保安検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所に派遣し、情報収集を行う。</p>
<p>※警戒事態と認める自然災害</p>	<p>※警戒事態と認める自然災害の例</p>
<p>①原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p>	<p>①原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p>
<p>②原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合</p>	<p>②原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合</p>
<p>③東海地震注意情報が発表された場合</p>	<p>③東海地震注意情報が発表された場合</p>
<p><u>（委員会が判断する警戒事態の例）</u></p>	<p><u>※※委員会が判断する警戒事態の例</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事故故障等に関する法令報告（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故故障等に関する法令報告（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条等）
<ul style="list-style-type: none"> ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する安全審査指針（平成2年旧原子力安全委員会決定）上の過渡事象（外部電源の喪失等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する安全審査指針（平成2年旧原子力安全委員会決定）上の過渡事象（外部電源の喪失等）
<p>第2節. 組織に関する業務</p>	<p>第2節. 組織に関する業務</p>
<p>1 関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡</p>	<p>1 関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡</p>
<p>事故警戒本部は、設置された後速やかに、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁（関係省庁事故対策連絡会議の出席省庁）に、それぞれ情報提供を行うとともに、状況に応じて、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要</p>	<p>事故警戒本部は、設置された後速やかに、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁（関係省庁事故対策連絡会議の出席省庁）に、それぞれ情報提供を行うとともに、状況に応じて、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要</p>

修正前	修正後
<p>請する。また、事故警戒本部から連絡を受けた事故現地警戒本部は、関係地方公共団体に、情報提供を行うとともに、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。なお、災害の影響等により、事故現地警戒本部が十分機能しない場合は、事故警戒本部がこれを行う。</p>	<p>請する。また、事故警戒本部から連絡を受けた事故現地警戒本部は、関係地方公共団体に、情報提供を行うとともに、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。なお、災害の影響等により、事故現地警戒本部が十分機能しない場合は、事故警戒本部がこれを行う。</p>
<p>2 派遣準備の要請</p>	<p>2 派遣準備の要請</p>
<p>規制庁は、派遣内容を確認した後に、輸送に協力する関係省庁（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省。以下「緊急輸送関係省庁」という。）に対し、必要に応じて、ヘリコプター等による原子力施設事態即応センター及びオフサイトセンターへの要員搬送の準備を要請する。</p>	<p><u>事故警戒本部（規制庁、内閣府（原子力防災担当））</u>は、派遣内容を確認した後に、輸送に協力する関係省庁（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省。以下「緊急輸送関係省庁」という。）に対し、必要に応じて、ヘリコプター等による原子力施設事態即応センター及びオフサイトセンターへの要員搬送の準備を要請する。</p>
<p>3 緊急時モニタリングの準備</p>	<p>3 緊急時モニタリングの準備</p>
<p>規制庁は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）に向けた準備を開始する。準備の詳細は、第2編第2章3に定めるとおりとする。</p>	<p>規制庁は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）に向けた準備を開始する。準備の詳細は、第2編第2章3に定めるとおりとする。</p>
<p>4 テレビ会議システムの起動</p>	<p>4 テレビ会議システムの起動</p>
<p>規制庁は、官邸のテレビ会議システムを起動し、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動する。</p>	<p><u>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）</u>は、官邸のテレビ会議システムを起動し、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動する。</p>
<p>5 体制の移行</p>	<p>5 体制の移行</p>
<p>委員会は、警戒事態に続いて施設敷地緊急事態が発生した場合には、事故警戒本部から事故対策本部へ体制を移行する。また、警戒事態が解消した場合には、委員会委員長の判断により事故警戒本部及び事故現地警戒本部を廃止する。さらに、関係省庁及び関係地方公共団体に対し、その旨の情報提供を行う。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う</p>	<p>委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態に続いて施設敷地緊急事態が発生した場合には、事故警戒本部から事故対策本部へ体制を移行する。また、警戒事態が解消した場合には、委員会委員長の判断により事故警戒本部及び事故現地警戒本部を廃止する。さらに、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者に対し、その旨の情報提供を行う。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う</p>

修正前	修正後
<p>第3章. 施設敷地緊急事態</p> <p>第1節. 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) E R C (規制庁)</p> <p>委員会は、原子力事業者より施設敷地緊急事態の通報を受けたときは、委員会委員長を本部長とする事故対策本部を設置するとともに、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。</p> <p>E R Cにおいては、規制庁審議官及び主要機能班が残り、業務に当たる。</p> <p>① 原子力規制委員会原子力事故対策本部</p> <p>○主たる活動場所：官邸（初動期）</p> <p>E R C（官邸における意思決定事項が減少した時点以降）</p> <p>○構成員：本部長：委員会委員長</p> <p>本部員：委員会委員</p> <p>事務局長：規制庁長官</p> <p>事務局長代理：規制庁次長</p> <p>構成員：規制庁職員</p> <p>○事務：規制庁が、同本部の運営に係る事務を行う。</p> <p>② 関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>○開催場所：E R C</p> <p>○構成：議長：規制庁原子力防災課長</p>	<p>第3章. 施設敷地緊急事態</p> <p>第1節. 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) E R C (規制庁、内閣府)</p> <p>委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力事業者より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合その他施設敷地緊急事態に至ったと委員会において判断されたときは、委員会委員長（又は委員）及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は内閣府副大臣・政務官）を本部長とする事故対策本部を設置するとともに、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。</p> <p>E R Cにおいては、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）職員から構成された機能班を設置し、業務に当たる。</p> <p>① 原子力規制委員会・内閣府原子力合同事故対策本部</p> <p>○主たる活動場所：官邸（初動期）</p> <p>E R C（官邸における意思決定事項が減少した時点以降）</p> <p>○構成員：本部長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）又は内閣府副大臣・政務官、委員会委員長又は委員</p> <p>事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）</p> <p>事務局長代理：規制庁長官又は次長</p> <p>構成員：内閣府職員、規制庁職員</p> <p>○事務：内閣府（原子力防災担当）及び規制庁が、同本部の運営に係る事務を行う。</p> <p>② 関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>○開催場所：原則としてE R C</p> <p>○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官</p>

修正前	修正後
<p>関係省庁：内閣官房内閣参事官（<u>安全保障・危機管理担当</u>）</p> <p>内閣官房内閣情報調査室内閣参事官</p> <p>内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）</p> <p>内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長</p> <p>警察庁警備局警備課長</p> <p>消費者庁消費者安全課長</p> <p>総務省大臣官房総務課長</p> <p>消防庁特殊災害室長</p> <p>外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長</p> <p>財務省大臣官房総合政策課政策推進室長</p> <p>文部科学省研究開発局原子力課長</p> <p>厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理室</p> <p>農林水産省大臣官房食料安全保障課長</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長</p> <p>国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）</p> <p>気象庁総務部企画課長</p> <p>海上保安庁警備救難部環境防災課長</p> <p>環境省水・大気環境局総務課長</p> <p>防衛省運用企画局事態対処課長</p> <p>関係省庁の職員</p> <p>※施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整を行う必要がある場合は、<u>規制庁</u>が主催する関係省庁事故対策連絡会議（課長級）において関係省庁間の連絡調整等を行う。</p> <p>（2）官邸（内閣官房）</p>	<p>関係省庁：内閣官房内閣参事官（<u>事態対処・危機管理担当</u>）</p> <p>内閣官房内閣情報調査室内閣参事官</p> <p>内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）</p> <p>内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長</p> <p>警察庁警備局警備課長</p> <p>消費者庁消費者安全課長</p> <p>総務省大臣官房総務課長</p> <p>消防庁特殊災害室長</p> <p>外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長</p> <p>財務省大臣官房総合政策課政策推進室長</p> <p>文部科学省研究開発局原子力課長</p> <p>厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長</p> <p>農林水産省大臣官房食料安全保障課長</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長</p> <p>国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）</p> <p>気象庁総務部企画課長</p> <p>海上保安庁警備救難部環境防災課長</p> <p>環境省水・大気環境局総務課長</p> <p><u>原子力規制庁</u>長官官房原子力災害対策・核物質防護課長</p> <p>防衛省運用企画局事態対処課長</p> <p>関係省庁の職員</p> <p>※施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整を行う必要がある場合は、<u>内閣府（原子力防災担当）</u>が主催する関係省庁事故対策連絡会議（課長級）において関係省庁間の連絡調整等を行う。</p> <p>（2）官邸（内閣官房）</p>

修正前	修正後
<p>規制庁は、官邸に環境副大臣（又は環境大臣政務官）、委員会委員長、同委員、規制庁長官、同庁次長、同庁審議官、主要機能担当（プラント、住民安全、放射線、医療等）の職員等に官邸に参集するよう要請する。</p>	<p>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、内閣府大臣政務官（又は内閣府副大臣）、委員会委員長又は同委員、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府職員、規制庁長官が指定する規制庁職員及び主要機能担当（プラント、住民安全、放射線、医療等）の職員等に官邸に参集するよう要請する。また、全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）の発生に備え、規制庁は原子力緊急事態宣言等に係る準備を行い、内閣府（原子力防災担当）は原災本部設置のための準備を行う。</p>
<p>なお、内閣危機管理監は、官邸（危機管理センター）に官邸対策室を設置するとともに、同センターに招集する緊急参集チームにおいて、政府としての初動措置に関する連絡調整等を行う。</p>	<p>なお、内閣危機管理監は、官邸（危機管理センター）に官邸対策室を設置するとともに、同センターに招集する緊急参集チームにおいて、政府としての初動措置に関する連絡調整等を行う。</p>
<p>関係省庁は、全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）の発生に備え、機能班の構成員となる職員の派遣準備を行う。</p>	<p>関係省庁は、全面緊急事態の発生に備え、機能班の構成員となる職員の派遣準備を行う。</p>
<p><u>（3）内閣府（防災担当）</u></p>	
<p>内閣府（防災担当）は、規制庁より施設敷地緊急事態発生の通報を受けたときは、内閣府情報対策室を設置するとともに、全面緊急事態の発生に備え、原災本部設置のための準備を行う。</p>	
<p>2 現地</p>	<p>2 現地</p>
<p><u>（1）オフサイトセンター</u></p>	<p><u>（1）オフサイトセンター</u></p>
<p>規制庁は、環境副大臣（又は環境大臣政務官）、原子力地域安全総括官及び担当職員をオフサイトセンターへ派遣するとともに、全面緊急事態への進展に備え関係省庁及び関係指定公共機関等に対し、現地立ち上げ要員となる関係職員の派遣準備及び専門家の派遣を要請する。</p>	<p>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）、内閣府審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）及び担当職員をオフサイトセンターへ派遣するとともに、全面緊急事態への進展に備え関係省庁及び関係指定公共機関等に対し、現地立ち上げ要員となる関係職員の派遣準備及び専門家の派遣を要請する。</p>
<p>また、規制庁は、オフサイトセンターに原子力規制委員会原子力事故現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）を立ち上げるとともに、関係地方公共団体等との情報共有や対応準備等のため現地事故対策連絡会議を開催する。</p>	<p>また、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）を立ち上げるとともに、関係地方公共団体等との情報共有や対応準備等の</p>

修正前	修正後
さらに、規制庁は、連携した緊急時モニタリングを実施するために、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。	ため現地事故対策連絡会議を開催する。
① 原子力規制委員会原子力事故現地対策本部	さらに、規制庁は、 <u>地方放射線モニタリング対策官に指示し</u> 連携した緊急時モニタリングを実施するために、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。
○設置場所：オフサイトセンター	① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故 <u>合同</u> 現地対策本部
○構成員：本部長： <u>環境副大臣（又は環境大臣政務官）</u>	○設置場所： <u>原則として</u> オフサイトセンター
副本部長・事務局長： <u>原子力地域安全総括官</u>	○構成員：本部長： <u>内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）</u>
※本部長、副本部長がオフサイトセンターに到着するまでは、原子力規制事務所副所長又は所長が <u>予め</u> 指名した原子力防災専門官が全体総括を代行。	副本部長・事務局長： <u>内閣府審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）</u>
②現地事故対策連絡会議	※本部長、副本部長がオフサイトセンターに到着するまでは、原子力規制事務所副所長又は所長が <u>あらかじめ</u> 指名した原子力防災専門官が全体総括を代行。
○開催場所：オフサイトセンター	②現地事故対策連絡会議
○構成員：議長： <u>原子力地域安全総括官</u>	○開催場所： <u>原則として</u> オフサイトセンター
関係省庁職員	○構成員：議長： <u>内閣府審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）</u>
関係都道府県職員	関係省庁職員
関係市町村職員	関係都道府県職員
関係都道府県警察職員	関係市町村職員
原子力防災の専門家（学識経験者等）	関係都道府県警察職員
原子力事業者	原子力防災の専門家（学識経験者等）
その他議長が必要と認めた者	原子力事業者
③緊急時モニタリングセンター	その他議長が必要と認めた者
○設置場所：オフサイトセンター等	<u>(2) 緊急時モニタリングセンター</u>
○構成員： <u>議長</u> ：緊急時モニタリングセンター長（緊急時モニタリングセンター長がオフサイトセンターに到着するまでは、P A Z 及びU P Z 内の道府県の然るべき者が緊急時モニタリングセンター長を代行）	○設置場所：オフサイトセンター等
	○構成員： <u>緊急時モニタリングセンター長</u> ： <u>規制庁放射線環境対策室長</u> （緊急時モニタリングセンター長がオフサイトセンターに到着するまでは、 <u>地方放射線モニタリング対策官</u> 及びP A Z 及びU P Z 内の道府県の然るべき者が緊急時モニタリングセンター長を代行）
	<u>原子力規制庁職員</u>

修正前	修正後
関係省庁職員 関係都道府県職員 関係指定公共機関（ <u>独立行政法人</u> 日本原子力研究開発機構等）	関係省庁職員 関係都道府県職員 関係指定公共機関（（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所等）
環境放射線モニタリングの専門家（学識経験者等）	環境放射線モニタリングの専門家（学識経験者等）
原子力事業者	原子力事業者
その他 <u>議長</u> が必要と認めた者	その他 <u>緊急時モニタリングセンター長</u> が必要と認めた者
○機能：緊急時モニタリングの実施と、それに伴う調整を行う。	○機能：緊急時モニタリングの実施と、それに伴う調整を行う。
（2）原子力施設事態即応センター	（3）原子力施設事態即応センター
規制庁は、原子力施設事態即応センターに、 <u>緊急事態対策監等</u> の同庁職員に加え、必要に応じ、委員会委員を派遣する。	規制庁は、原子力施設事態即応センターに、 <u>規制庁長官が指定する</u> 同庁職員に加え、必要に応じ、委員会委員を派遣する。
（3）緊急時対策所	（4）緊急時対策所
規制庁は、現地原子力規制事務所長又は所長が指名した保安検査官を、緊急時対策所に派遣する（情報収集事態及び警戒事態の際と同様）。	規制庁は、現地原子力規制事務所長又は所長が指名した保安検査官を、緊急時対策所に派遣する（情報収集事態及び警戒事態の際と同様）。
（4）後方支援拠点	（5）後方支援拠点
規制庁は、事故収束活動に係る活動のニーズ把握及び原子力緊急事態宣言後の支援に活用するため原子力事業者が整備した後方支援拠点に職員を派遣する。また、拠点施設は平素から原子力事業者が準備する。	規制庁は、事故収束活動に係る活動のニーズ把握及び原子力緊急事態宣言後の支援に活用するため原子力事業者が整備した後方支援拠点に職員を派遣する。また、拠点施設は平素から原子力事業者が準備する。
第2節 組織に関する業務	第2節 組織に関する業務
1 関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡	1 関係省庁及び関係地方公共団体等への連絡
事故対策本部は、施設敷地緊急事態の発生及びその後の状況について、関係省庁（関係省庁事故対策連絡会議の出席省庁）に情報提供を行う。また、事故対策本部から連絡を受けた事故現地対策本部は、関係地方公共団体に対して、情報提供を行うとともに、今後の情報を注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。	事故対策本部は、施設敷地緊急事態の発生及びその後の状況について、関係省庁（関係省庁事故対策連絡会議の出席省庁）に情報提供を行う。また、事故対策本部から連絡を受けた事故現地対策本部は、関係地方公共団体に対して、情報提供を行うとともに、今後の情報を注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。
2 職員の非常参集体制の立ち上げ	2 職員の非常参集体制の立ち上げ

修正前	修正後
<p>規制庁は、官邸及びE R Cに<u>同庁職員</u>を参集させるとともに、現地の各拠点へ要員を派遣する。</p>	<p>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、官邸及びE R Cに<u>内閣府（原子力防災担当）</u>及び規制庁職員を参集させるとともに、現地の各拠点へ要員を派遣する。</p>
<p>規制庁は、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁に対し職員の参集準備を行うよう連絡するとともに、関係省庁職員及び専門家の派遣登録リスト、初動の物資リスト等に基づき、現地への増員や交代要員の派遣準備、専門家の派遣、物資搬送準備を緊急輸送関係省庁に要請する。</p>	<p>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）は、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁に対し職員の参集準備を行うよう連絡するとともに、関係省庁職員及び専門家の派遣登録リスト、初動の物資リスト等に基づき、現地への増員や交代要員の派遣準備、専門家の派遣、物資搬送準備を緊急輸送関係省庁に要請する。</p>
<p>機能班の班長（要員配置表参照）は、この時点で指定の場所に集合する。</p> <p>なお、事故現地対策本部が、現地要員の到着前、災害の影響等の事由により十分機能できない場合には、事故対策本部がバックアップを行う。</p>	<p>機能班の班長（要員配置表参照）は、この時点で指定の場所に集合する。</p> <p>なお、事故現地対策本部が、現地要員の到着前、災害の影響等の事由により十分機能できない場合には、事故対策本部がバックアップを行う。</p>
<p>3 原子力緊急事態の判断に係る手続</p>	<p>3 原子力緊急事態の判断に係る手続</p>
<p>委員会は、施設敷地緊急事態の通報を受信後、直ちに原子力事業所の状況、緊急時モニタリングの結果等に関する情報等の入手に努め、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認めるか否かの判断を迅速に行う。</p>	<p>委員会は、施設敷地緊急事態<u>発生</u>の通報を受信後、直ちに原子力事業所の状況、緊急時モニタリングの結果等に関する情報等の入手に努め、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認めるか否かの判断を迅速に行う。</p>
<p>委員会がこの時点で全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合は、規制庁及び内閣府（防災担当）は、原子力緊急事態宣言の発出に備え、内閣官房内閣総務官室と連携し直ちに原災本部及び現地本部の設置の手続を行う（P 29参照）。</p>	<p>委員会がこの時点で全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合は、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力緊急事態宣言の発出に備え、内閣官房内閣総務官室と連携し直ちに原災本部及び現地本部の設置の手続を行う（P 30参照）。</p>
<p>4 通信ネットワークの確認</p>	<p>4 通信ネットワークの確認</p>
<p>規制庁は、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを通じた連絡体制を確認する。</p>	<p>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）は、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、関係地方公共団体、関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを通じた連絡体制を確認する。</p>
<p>5 官邸対策室及び緊急参集チーム等</p>	<p>5 官邸対策室及び緊急参集チーム等</p>
<p>官邸対策室は、全面緊急事態の発生に備え規制庁と協力し、情報集約を行う。規</p>	<p>官邸対策室は、全面緊急事態の発生に備え、<u>内閣府（原子力防災担当）</u>及び規制</p>

修正前	修正後
<p>制 庁 長 官 等 は 、 緊 急 参 集 チ ム の 場 に お い て 原 子 力 事 故 の 状 況 等 に 関 し 、 関 係 省 庁 と 事 態 の 認 識 を 共 有 し 、 対 处 方 針 を 確 認 す る と と も に 内 閣 総 理 大 臣 及 び 内 閣 官 房 長 官 へ 報 告 を 行 う 。 関 係 省 庁 は 、 防 災 基 本 計 画 等 に 基 づ き 、 事 態 に 応 じ た 上 記 方 針 を 踏 ま え 、 必 要 な 対 处 を 行 う 。</p>	<p>制 庸 長 官 等 は 、 緊 急 参 集 チ ム の 場 に お い て 原 子 力 事 故 の 状 況 等 に 関 し 、 関 係 省 庁 と 事 態 の 認 識 を 共 有 し 、 対 处 方 針 を 確 認 す る と と も に 内 閣 総 理 大 臼 及 び 内 閣 官 房 長 官 へ 報 告 を 行 う 。 関 係 省 庁 は 、 防 災 基 本 計 画 等 に 基 づ き 、 事 態 に 応 じ た 上 記 方 針 を 踏 ま え 、 必 要 な 対 处 を 行 う 。</p>
<p>6 オ フ サ イ ト セ ン タ ー へ の 要 員 派 遣 等</p>	<p>6 オ フ サ イ ト セ ン タ ー へ の 要 員 派 遣 等</p>
<p>規 制 庁 は 、 緊 急 輸 送 関 係 省 庁 の 協 力 を 得 て 、 職 員 を 現 地 に 派 遣 す る 。 (第 2 編 第 3 章 2 国 の 職 員 及 び 専 門 家 の 緊 急 派 遣 参 照)</p>	<p>内 閣 府 (原 子 力 防 災 担 当) 及 び 規 制 庸 は 、 緊 急 輸 送 関 係 省 庁 の 协 力 を 得 て 、 職 員 を 現 地 に 派 遣 す る 。 (第 2 編 第 3 章 2 国 の 職 員 及 び 専 門 家 の 緊 急 派 遣 参 照)</p>
<p>原 子 力 規 制 事 務 所 、 関 係 地 方 公 共 团 体 、 <u>(独) 原 子 力 安 全 基 盤 機 構 を 始 め と す る</u> 関 係 指 定 公 共 機 関 、 原 子 力 事 業 者 等 は 、 全 面 緊 急 事 態 へ の 進 展 に 備 え 、 オ フ サ イ ト セ ン タ ー の 立 ち 上 げ の た め 、 あ ら か じ め 定 め る と こ ろ に よ り 関 係 職 員 を 参 集 さ せ 、 災 害 対 応 上 必 要 な シ ス テ ム 、 資 機 材 等 を 使 用 可 能 な 状 態 に す る 等 の 所 要 の 準 备 を 実 施 す る 。</p>	<p>原 子 力 規 制 事 務 所 、 関 係 地 方 公 共 团 体 、 関 係 指 定 公 共 機 関 、 原 子 力 事 業 者 等 は 、 全 面 緊 急 事 態 へ の 進 展 に 備 え 、 オ フ サ イ ト セ ン タ ー の 立 ち 上 げ の た め 、 あ ら か じ め 定 め る と こ ろ に よ り 関 係 職 員 を 参 集 さ せ 、 災 害 対 応 上 必 要 な シ ス テ ム 、 資 機 材 等 を 使 用 可 能 な 状 態 に す る 等 の 所 要 の 準 备 を 実 施 す る 。</p>
<p>7 原 子 力 事 故 対 策 本 部 及 び 原 子 力 事 故 現 地 対 策 本 部 の 廃 止</p>	<p>7 原 子 力 事 故 対 策 本 部 及 び 原 子 力 事 故 現 地 対 策 本 部 の 廃 止</p>
<p>施 設 敷 地 緊 急 事 態 が 収 束 し た 場 合 に は 、 委 員 会 委 員 長 の 判 断 に よ り 、 事 故 対 策 本 部 及 び 事 故 現 地 対 策 本 部 を 廃 止 す る 。 ま た 、 関 係 省 庁 及 び 関 係 地 方 公 共 团 体 に 対 し 、 そ の 旨 の 情 報 提 供 を 行 う 。 ま た 、 指 定 公 共 機 関 に は 、 原 則 と し て 所 管 省 庁 か ら 連 絡 を 行 う 。</p>	<p>施 設 敷 地 緊 急 事 態 が 収 束 し た 場 合 に は 、 <u>内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原 子 力 防 災) (本 部 長 を 内 閣 府 副 大 臣 又 は 大 臣 政 務 官 が 務 め る 場 合 は 当 該 副 大 臼 又 は 大 臣 政 務 官) 及 び 委 員 会 委 員 長 の 判 断 に よ り 、 事 故 対 策 本 部 及 び 事 故 現 地 対 策 本 部 を 廃 止 す る 。</u> ま た 、 関 係 省 庁 、 <u>関 係 地 方 公 共 团 体 及 び 原 子 力 事 業 者</u> に 対 し 、 そ の 旨 の 情 報 提 供 を 行 う 。 ま た 、 指 定 公 共 機 関 に は 、 原 則 と し て 所 管 省 庁 か ら 連 絡 を 行 う 。</p>
<p>第 4 章 . 全 面 緊 急 事 態 (フ ェ ー ズ 1 : 初 動 対 応)</p>	<p>第 4 章 . 全 面 緊 急 事 態 (フ ェ ー ズ 1 : 初 動 対 応)</p>
<p>第 1 節 . 組 織</p>	<p>第 1 節 . 組 織</p>
<p>1 中 央</p>	<p>1 中 央</p>
<p>(1) 原 子 力 灾 害 対 策 本 部</p>	<p>(1) 原 子 力 灾 害 対 策 本 部</p>
<p>○ 設 置 手 続 : 原 灾 法 第 1 6 条 第 1 項 に 基 づ き 設 置</p>	<p>○ 設 置 手 続 : 原 灾 法 第 1 6 条 第 1 項 に 基 づ き 設 置</p>
<p>○ 設 置 场 所 : 官 邸</p>	<p>○ 設 置 场 所 : <u>原 則 と し て 官 邸</u></p>

修正前	修正後
<p>○構成：本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、環境大臣、委員会委員長、必要に応じて原子力利用省 府大臣 構成員：その他全ての国務大臣、内閣危機管理監、 必要に応じて<u>環境副大臣</u>（又は<u>環境大臣政務官</u>）等 <u>※委員会委員も官邸に参集する。</u> ○機能：原子力災害対応の総合調整を行う。 ※原子力利用省府とは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場 合にあっては経済産業省を、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合にあ っては、<u>文部科学省</u>をいう。 原災本部の下に、 ①原災本部事務局（官邸チーム及びE R Cチーム）（以下「官邸チーム」及び「E R Cチーム」という。） ① 関係局長等会議 を置く。 ① 原子力災害対策本部事務局 （i）官邸チーム ○設置場所：官邸 ○構成： 事務局長：<u>規制庁長官</u> 事務局長代理：規制庁次長 事務局次長：内閣官房危機管理審議官 内閣府大臣官房審議官（防災担当） 事務局機能班構成：総括班 広報班</p>	<p>○構成：本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、環境大臣、<u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u>、委員 会委員長、必要に応じて原子力利用省府大臣 構成員：その他全ての国務大臣、内閣危機管理監、 必要に応じて<u>内閣府副大臣</u>（又は<u>内閣府大臣政務官</u>）等 ○機能：原子力災害対応の総合調整を行う。 ※原子力利用省府とは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場 合にあっては経済産業省を、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合にあ っては文部科学省をいう。 原災本部の下に、 ①原災本部事務局（官邸チーム及びE R Cチーム）（以下「官邸チーム」及び「E R Cチーム」という。） ②関係局長等会議 を置く。 ①原子力災害対策本部事務局 （i）官邸チーム ○設置場所：<u>原則として官邸</u> ○構成： 事務局長：<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u> 事務局長代理：規制庁次長 事務局次長：内閣官房危機管理審議官 内閣府大臣官房審議官（防災担当） 事務局機能班構成：総括班 広報班</p>

修正前	修正後
<p>プラント班 放射線班 住民安全班 医療班 実動対処班</p> <p>事務局構成員：規制庁職員、関係省庁職員</p> <p>○機能：官邸における原災本部の事務局を務める。</p> <p>(ii) E R Cチーム</p> <p>○設置場所：E R C</p> <p>○構成：</p> <p>E R C事務局長：規制庁審議官</p> <p>事務局機能班構成：</p> <p>総括班 運営支援班 広報班 国際班 プラント班 放射線班 住民安全班 医療班 実動対処班</p> <p>事務局構成員：規制庁職員、関係省庁職員</p> <p>※必要に応じて原子力事業者に参加を求めるものとする。</p> <p>※複合災害の場合は緊急災害対策本部との連携を図るため、実動対処班は緊急災害対策本部事務局の設置場所において運用する。</p> <p>○機能：E R Cにおける原災本部の事務局を務める。</p>	<p>プラント班 放射線班 住民安全班 医療班 実動対処班</p> <p>事務局構成員：<u>内閣府職員</u>、規制庁職員、関係省庁職員</p> <p>○機能：官邸における原災本部の事務局を務める。</p> <p>(ii) E R Cチーム</p> <p>○設置場所：<u>原則として</u>E R C</p> <p>○構成：</p> <p>E R C事務局長：<u>規制庁次長（又は規制庁審議官）</u></p> <p>事務局機能班構成：</p> <p>総括班 運営支援班 広報班 国際班 プラント班 放射線班 住民安全班 医療班 実動対処班</p> <p>事務局構成員：<u>内閣府職員</u>、規制庁職員、関係省庁職員</p> <p>※必要に応じて原子力事業者に参加を求めるものとする。</p> <p>※複合災害の場合は緊急災害対策本部との連携を図るため、実動対処班は緊急災害対策本部事務局の設置場所において運用する。</p> <p>○機能：E R Cにおける原災本部の事務局を務める。</p>

修正前	修正後
<p>② 関係局長等会議</p> <p>○開催場所：官邸（危機管理センター）</p> <p>○構成：議長：<u>規制庁長官</u> 議長代理：規制庁審議官</p> <p>構成員：内閣官房危機管理審議官 内閣審議官（内閣情報調査室） 内閣広報官 内閣府政策統括官（防災担当） 内閣府食品安全委員会事務局長 警察庁警備局長 消費者庁次長 総務省大臣官房長 消防庁次長 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長 財務省大臣官房審議官 文部科学省研究開発局長 厚生労働省大臣官房技術総括審議官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当） 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 気象庁次長 海上保安庁海上保安監 環境省水・大気環境局長 防衛省運用企画局長 その他、議題によって議長が必要と認めたもの ※議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。</p>	<p>②関係局長等会議</p> <p>○開催場所：<u>原則として</u>官邸（危機管理センター）</p> <p>○構成：議長：<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u> 議長代理：規制庁次長</p> <p>構成員：内閣官房危機管理審議官 内閣審議官（内閣情報調査室） 内閣広報官 内閣府政策統括官（防災担当） 内閣府食品安全委員会事務局長 警察庁警備局長 消費者庁次長 総務省大臣官房長 消防庁次長 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長 財務省大臣官房審議官 文部科学省研究開発局長 厚生労働省大臣官房技術総括審議官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当） 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 気象庁次長 海上保安庁海上保安監 環境省水・大気環境局長 防衛省運用企画局長 その他、議題によって議長が必要と認めたもの ※議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>※総理への上申等により規制庁長官が不在の時は、規制庁審議官等が議長の代理を務める。</p> <p>○機能：各省幹部による総合調整を行う。</p> <p>＜原災本部及び原災本部事務局との関係＞</p> <p>（1）原災本部にて決定された緊急事態応急対策等及び原災本部長より指示等のあった緊急事態応急対策等に関しては、原災本部事務局機能班が関係行政機関と協力して施策を推進する。その際、各省幹部による高度な調整が必要となる場合には、議長（規制庁長官）は、関係局長等会議を開催し、総合調整を図るものとする。</p> <p>（2）原災本部長が判断すべき事項については、原災本部事務局各機能班から原災本部長に諮り、緊急事態応急対策等を実施するための意思決定を行う。その際、原災本部長は、全体の情報を集約し、事態の認識を共有し、迅速に緊急事態応急対策を実施するため、各省政務による高度な調整が必要となる場合は、原災本部会議を開催（必要に応じて関係局長等会議も併せて開催）し、総合調整を図るものとする。</p> <p>2 現地</p> <p>（1）オフサイトセンター</p> <p>① 原子力災害現地対策本部</p> <p>○設置手続：原災法第17条に基づき設置</p> <p>○設置場所：オフサイトセンター</p> <p>○構成：本部長：環境副大臣（又は環境大臣政務官） 副本部長、事務局長：規制庁原子力地域安全総括官 事務局次長：原子力利用省庁審議官等 事務局機能班：総括班 運営支援班 広報班</p>	<p>○機能：各省幹部による総合調整を行う。</p> <p>＜原災本部及び原災本部事務局との関係＞</p> <p>（1）原災本部にて決定された緊急事態応急対策等及び原災本部長より指示等のあった緊急事態応急対策等に関しては、原災本部事務局機能班が関係行政機関と協力して施策を推進する。その際、各省幹部による高度な調整が必要となる場合には、議長（内閣府政策統括官（原子力防災担当））は、関係局長等会議を開催し、総合調整を図るものとする。</p> <p>（2）原災本部長が判断すべき事項については、原災本部事務局各機能班から原災本部長に諮り、緊急事態応急対策等を実施するための意思決定を行う。その際、原災本部長は、全体の情報を集約し、事態の認識を共有し、迅速に緊急事態応急対策を実施するため、各省政務による高度な調整が必要となる場合は、原災本部会議を開催（必要に応じて関係局長等会議も併せて開催）し、総合調整を図るものとする。</p> <p>2 現地</p> <p>（1）オフサイトセンター</p> <p>①原子力災害現地対策本部</p> <p>○設置手続：原災法第17条に基づき設置</p> <p>○設置場所：原則としてオフサイトセンター</p> <p>○構成：本部長：内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官） 副本部長、事務局長：内閣府審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員） 事務局次長：原子力利用省庁審議官等 事務局機能班：総括班 運営支援班 広報班</p>

修正前	修正後
<p>放射線班 住民安全班 医療班 実動対処班 事務局構成員：規制庁職員、関係省庁職員 ○機能：原子力災害現地対応の総合調整を行う。 ② 原子力災害合同対策協議会 ○設置場所：オフサイトセンター ○構成員：事務局長：<u>規制庁原子力地域安全総括官</u> 現地本部長 現地本部員その他の職員 都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員 その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者 市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員 その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者 指定公共機関の代表者から権限を委任された者 原子力事業者の代表者から権限を委任された者 都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者 原子力防災の専門家（学識経験者等） 等 ○機能：原子力災害現地対応に関する現地本部及び地方公共団体等間の総合調整を行う。 ③ 緊急時モニタリングセンター＜施設敷地緊急事態時と同様＞ （2）原子力施設事態即応センター＜施設敷地緊急事態時と同様＞ （3）緊急時対策所＜施設敷地緊急事態時と同様＞ （4）後方支援拠点＜施設敷地緊急事態時と同様＞</p>	<p>放射線班 住民安全班 医療班 実動対処班 事務局構成員：<u>内閣府職員</u>、規制庁職員、関係省庁職員 ○機能：原子力災害現地対応の総合調整を行う。 ② 原子力災害合同対策協議会 ○設置場所：<u>原則として</u>オフサイトセンター ○構成員：事務局長：<u>内閣府審議官（原子力防災担当）</u>（又は代理の職員） 現地本部長 現地本部員その他の職員 都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員 その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者 市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員 その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者 指定公共機関の代表者から権限を委任された者 原子力事業者の代表者から権限を委任された者 都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者 原子力防災の専門家（学識経験者等） 等 ○機能：原子力災害現地対応に関する現地本部及び地方公共団体等間の総合調整を行う。 （2）緊急時モニタリングセンター＜施設敷地緊急事態時と同様＞ （3）原子力施設事態即応センター＜施設敷地緊急事態時と同様＞ （4）緊急時対策所＜施設敷地緊急事態時と同様＞ （5）後方支援拠点＜施設敷地緊急事態時と同様＞</p>

修正前	修正後
<p>第2節. 組織に関する業務</p> <p>1. 原子力緊急事態宣言の発出</p> <p>(1) 原子力緊急事態の認定等</p> <p>①委員会委員長が、規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったと判断した場合は、規制庁は、内閣府（防災担当）と連携して、直ちに原子力緊急事態の公示案（参考－1及び3）及び関係地方公共団体の長への指示案（参考－2、20）を作成し、書面をもって内閣官房（<u>安危</u>）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。その際、緊急時モニタリングの結果、<u>予測を含めた気象情報の結果</u>を添えて送付する。なお、送付に当たっては、その受信確認を可能な手段（テレビ会議システム、衛星電話等）により行う。</p> <p>②委員会委員長は、<u>環境大臣</u>及び規制庁長官の同席の下に、原子力緊急事態宣言の公示案及び関係地方公共団体への指示案等を内閣総理大臣に上申する。<u>（参考－1及び3）</u></p> <p>③内閣総理大臣への上申を行った後、内閣府（防災担当）は、速やかに、原子力緊急事態宣言の公示及び関係地方公共団体への指示の決裁の手続をとる。</p> <p>④本項における決裁手続き等を行う時間的猶予がない場合には、必要最小限の者の口頭了解を得て、手続は事後に行うこととする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言</p> <p>原子力緊急事態宣言は、内閣総理大臣（不在の場合は、官房長官等代理の者）の記者会見によりこれを行う。また併せてホームページへ掲載する。<u>（参考－3）</u></p> <p>(3) 避難等に関する地方公共団体の長への指示</p> <p>内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言と同時に、原災法第15条第3項に基づき、PAZ内の道府県知事及び市町村長に対して避難及び安定ヨウ素剤の服用の指</p>	<p>第2節. 組織に関する業務</p> <p>1. 原子力緊急事態宣言の発出</p> <p>(1) 原子力緊急事態の認定等</p> <p>① 委員会委員長が、規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったと判断した場合は、規制庁は、内閣府（<u>原子力防災担当</u>）と連携して、直ちに原子力緊急事態<u>発生</u>の公示案（参考－1、参考－3）及び関係地方公共団体の長への指示案（参考－2、参考－20）を作成し、書面をもって内閣官房（<u>事態</u>）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。その際、緊急時モニタリングの結果<u>等</u>を添えて送付する。なお、送付に当たっては、その受信確認を可能な手段（テレビ会議システム、衛星電話等）により行う。</p> <p>② 委員会委員長又は同委員会委員は、内閣府特命担当大臣（<u>原子力防災</u>）、内閣府政策統括官（<u>原子力防災担当</u>）又は内閣府政策統括官（<u>原子力防災担当</u>）が指定する内閣府職員、内閣危機管理監及び規制庁長官又は規制庁長官が指定する規制庁職員の同席の下に、原子力緊急事態宣言の公示案及び関係地方公共団体の長への指示案等を内閣総理大臣に上申する。</p> <p>③内閣総理大臣への上申を行った後、内閣府（<u>原子力防災担当</u>）は、速やかに、原子力緊急事態宣言の公示及び関係地方公共団体の長への指示の決裁の手続をとる。</p> <p>④本項における決裁手続き等を行う時間的猶予がない場合には、必要最小限の者の口頭了解を得て、手続は事後に行うこととする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言</p> <p>原子力緊急事態宣言は、内閣総理大臣（不在の場合は、官房長官等代理の者）の記者会見によりこれを行う。また併せてホームページへ掲載する。</p> <p>(3) 避難等に関する地方公共団体の長への指示</p> <p>内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言と同時に、原災法第15条第3項に基づき、PAZ内の道府県知事及び市町村長に対して避難及び安定ヨウ素剤の服用の指</p>

修正前	修正後
<p>示を行う。また、UPZ内の道府県知事及び市町村長に対して、屋内退避の実施及び避難等の防護措置の準備を指示する。</p> <p>ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、PAZ内の地方公共団体に対し、指示内容<u>を緊急時モニタリング情報、予測を含めた気象情報及び大気中放射性物質拡散予測等と併せて</u>伝達する。</p> <p>また、必要に応じて、<u>環境省正副大臣・政務官</u>より、PAZ内の道府県知事又は市町村長へ伝達する。</p> <p>原災本部設置後、原災本部長は、その後、必要に応じて、UPZ内外の地方公共団体に対して、避難等の防護措置を指示する。</p> <p>なお、関係地方公共団体の長並びに同自治体の災害対策本部事務局及び原子力の防災担当部署の連絡先については、原子力防災専門官が整備を行い、毎年度改定する。</p> <p>2. 原災本部及び現地本部の設置</p> <p>(1) 設置手続</p> <p>①規制庁及び内閣府（防災担当）は、原子力緊急事態宣言の上申の手続と並行して、内閣官房（内閣総務官室）に対し、原災本部設置等のための迅速な閣議手続が必要になる旨を通知し、内閣官房（内閣総務官室）は速やかに閣議を開催できるよう所要の手続を行う。</p> <p>②内閣官房（内閣総務官室）は、迅速な閣議開催ができるよう夜間・休日の対応を含め、あらかじめ各省庁への連絡体制を整えておく。なお、国務大臣全員が参集しての閣議開催が困難な場合には、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。この場合、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後的に速やかに連絡を行う。</p> <p>③内閣府（防災担当）は、速やかに原災本部設置のための閣議請議（連絡先：内閣官房（内閣総務官室））の手続（時間的猶予がない場合は口頭で行い、手続は事後に行う。）を行う。（参考-4、参考-5）</p>	<p>示を行う。また、UPZ内の道府県知事及び市町村長に対して、屋内退避の実施及び避難等の防護措置の準備を指示する。</p> <p>ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、PAZ内の地方公共団体に対し、指示内容<u>及び緊急時モニタリング情報等</u>を伝達する。また、必要に応じて、<u>内閣府正副大臣又は政務官</u>より、PAZ内の道府県知事又は市町村長へ伝達する。</p> <p>原災本部設置後、原災本部長は、その後、必要に応じて、UPZ内外の地方公共団体に対して、避難等の防護措置を指示する。</p> <p>なお、関係地方公共団体の長並びに同自治体の災害対策本部事務局及び原子力の防災担当部署の連絡先については、原子力防災専門官が整備を行い、毎年度改定する。</p> <p>2. 原災本部及び現地本部の設置</p> <p>(1) 設置手続</p> <p>① 規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力緊急事態宣言の上申の手続と並行して、内閣官房（内閣総務官室）に対し、原災本部設置等のための迅速な閣議手続が必要になる旨を通知し、内閣官房（内閣総務官室）は速やかに閣議を開催できるよう所要の手続を行う。</p> <p>② 内閣官房（内閣総務官室）は、迅速な閣議開催ができるよう夜間・休日の対応を含め、あらかじめ各省庁への連絡体制を整えておく。なお、国務大臣全員が参集しての閣議開催が困難な場合には、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。この場合、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後的に速やかに連絡を行う。</p> <p>③ 内閣府（原子力防災担当）は、速やかに原災本部設置のための閣議請議（連絡先：内閣官房（内閣総務官室））の手続（時間的猶予がない場合は口頭で行い、手続は事後に行う。）を行う。（参考-4、参考-5）</p>

修正前	修正後
<p>④内閣府（防災担当）は、閣議決定後、速やかに原災法第16条第2項及び同法第17条第10項の規定に基づき、原災本部及び現地本部の設置に係る告示ができるよう必要な手続を行う。（参考－6）</p> <p>（2）原災本部会議開催に係る手続等</p> <p>以下の①及び②の任命、指名は直ちに行い、手続は事後に行うこととする。また、決裁は持ち回りで行っても構わない。</p> <p>①原災本部長は、内閣官房長官、環境大臣及び委員会委員長のほか、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、<u>事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあっては経済産業大臣又は経済産業副大臣を、大学・研究機関等の所有に係る場合にあっては文部科学大臣又は文部科学副大臣を副本部長に任命する。</u>（原災法第17条第5項）</p> <p>②内閣府（防災担当）は、原災法第17条第7項及び第8項に基づく原災本部員及び原災本部職員の内閣総理大臣による任命のための決裁手続を行うとともに、同法第17条第14項に基づく現地本部長、現地本部員その他の職員の原災本部長による指名のための決裁手続を行う。（参考－7、参考－8）</p> <p>③規制庁は、関係省庁と協議の上、原災本部員、原災本部職員及び現地本部員その他の職員の名簿をあらかじめ作成する。関係省庁は、異動があったときは速やかに規制庁に後任者を通知する。<u>規制庁は、名簿に変更があったときは、内閣府（防災担当）に対して速やかに連絡する。</u></p> <p>④原災本部の事務は、内閣府（防災担当）があらかじめ作成する決裁規定等に基づき、官邸チーム総括班及びE R Cチーム総括班がこれを行う。</p> <p>⑤E R Cチーム総括班は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁に連絡を行い、原災本部機能班及び現地本部機能班の構成員となるべき職員を官邸、E R C、現地等各拠点施設に参集させる。</p> <p>⑥また、E R Cチーム実動対処班は、関係省庁がこれらの拠点施設に要員を参集</p>	<p>④ 内閣府（<u>原子力</u>防災担当）は、閣議決定後、速やかに原災法第16条第2項及び同法第17条第10項の規定に基づき、原災本部及び現地本部の設置に係る告示ができるよう必要な手続を行う。（参考－6）</p> <p>（2）原災本部会議開催に係る手続等</p> <p>以下の①及び②の任命、指名は直ちに行い、手続は事後に行うこととする。また、決裁は持ち回りで行っても構わない。</p> <p>① 原災本部長は、内閣官房長官、環境大臣及び委員会委員長のほか、<u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあっては経済産業大臣又は経済産業副大臣を、大学・研究機関等の所有に係る場合にあっては文部科学大臣又は文部科学副大臣を副本部長に任命する。</u>（原災法第17条第5項）</p> <p>② 内閣府（<u>原子力</u>防災担当）は、原災法第17条第7項及び第8項に基づく原災本部員及び原災本部職員の内閣総理大臣による任命のための決裁手続を行うとともに、同法第17条第14項に基づく現地本部長、現地本部員その他の職員の原災本部長による指名のための決裁手続を行う。（参考－7、参考－8）</p> <p>③ <u>内閣府（原子力防災担当）は、関係省庁と協議の上、原災本部員、原災本部職員及び現地本部員その他の職員の名簿をあらかじめ作成する。関係省庁は、異動があったときは速やかに内閣府（原子力防災担当）に後任者を通知する。</u></p> <p>④ 原災本部の事務は、内閣府（<u>原子力</u>防災担当）があらかじめ作成する決裁規定等に基づき、官邸チーム総括班及びE R Cチーム総括班がこれを行う。</p> <p>⑤ E R Cチーム総括班は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁に連絡を行い、原災本部機能班及び現地本部機能班の構成員となるべき職員を官邸、E R C、現地等各拠点施設に参集させる。</p> <p>⑥ また、E R Cチーム実動対処班は、関係省庁がこれらの拠点施設に要員を参</p>

修正前	修正後
<p>させるに際し、迅速な参集を担保するため、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対し、ヘリコプター等による要員搬送を要請する。</p>	<p>集させるに際し、迅速な参集を担保するため、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対し、ヘリコプター等による要員搬送を要請する。</p>
<p>3 原災本部会議の開催</p>	<p>3 原災本部会議の開催</p>
<p>○原災本部の運営等</p>	<p>○原災本部の運営等</p>
<p>原災本部長は、全体の情報を集約し、事態の認識を共有し、迅速に緊急事態応急対策を実施するため、原災本部会議を開催する。</p>	<p>原災本部長は、全体の情報を集約し、事態の認識を共有し、迅速に緊急事態応急対策を実施するため、原災本部会議を開催する。</p>
<p>原災本部においては、以下の事項等に関し、政府の対応の総合調整を行う。</p>	<p>原災本部においては、以下の事項等に関し、政府の対応の総合調整を行う。</p>
<p>(1) 原子力施設の事故収束のための措置（オンサイト対応）に関して、原子力事業者の自主的な取組による応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合における原子力事業者への指示に関すること</p>	<p>(1) 原子力施設の事故収束のための措置（オンサイト対応）に関して、原子力事業者の自主的な取組による応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合における原子力事業者への指示に関すること</p>
<p>※ただし、原災法第20条第3項の規定により、原災本部長の指示は、委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない。</p>	<p>※ただし、原災法第20条第3項の規定により、原災本部長の指示は、委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない。</p>
<p>(2) 住民避難等の措置（オフサイト対応）に関する関係地方公共団体への指示に関すること</p>	<p>(2) 住民避難等の措置（オフサイト対応）に関する関係地方公共団体への指示に関すること</p>
<p>○原災本部会議の公開等に関しては以下のとおり対応する。</p>	<p>○原災本部会議の公開等に関しては以下のとおり対応する。</p>
<p>(1) 原災本部会議の議事は、原則非公開とし、会議終了後、会議の模様を記者ブリーフィングすることを基本とする。</p>	<p>(1) 原災本部会議の議事は、原則非公開とし、会議終了後、会議の模様を記者ブリーフィングすることを基本とする。</p>
<p>(2) 原災本部会議における配布資料は原則公開する（提出者が非公表を希望する場合は、公表しない。）。</p>	<p>(2) 原災本部会議における配布資料は原則公開する（提出者が非公表を希望する場合は、公表しない。）。</p>
<p>(3) 原災本部会議の議事概要及び議事録は、会議終了後公表する。</p>	<p>(3) 原災本部会議の議事概要及び議事録は、会議終了後公表する。</p>
<p>(4) 原災本部会議の内容を含め、官邸、ERC、現地本部、緊急事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関の情報共有については、可能な限りテレビ会議を通じてリアルタイムで行うものとする。</p>	<p>(4) 原災本部会議の内容を含め、官邸、ERC、現地本部、緊急事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関の情報共有については、可能な限りテレビ会議を通じてリアルタイムで行うものとする。</p>
<p>4 関係局長等会議の開催</p>	<p>4 関係局長等会議の開催</p>

修正前	修正後
<p>議長（規制庁長官）は官邸（危機管理センター）において、関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策等の実施に関し、関係行政機関の総合調整を行う。当該事務においては、官邸チーム総括班が行う。議長は必要に応じ、内閣危機管理監の会議への出席を求めることができる。</p>	<p>議長（内閣府政策統括官（原子力防災担当））は、関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策等の実施に関し、関係行政機関の総合調整を行う。当該事務は、官邸チーム総括班が行う。議長は必要に応じ、内閣危機管理監の会議への出席を求めることができる。</p>
<p>5 原災本部長の権限及びその行使の考え方</p>	<p>5 原災本部長の権限及びその行使の考え方</p>
<p>原災本部長の権限の行使に当たっては、原則として書面での対応を行うものとする。しかし、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとする。</p>	<p>原災本部長の権限の行使に当たっては、原則として書面での対応を行うものとする。緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとする。</p>
<p>ただし、当該権限の行使においては、官邸チーム及びERCチームの各機能班はその記録を残すものとし、事後に指示文書等を発出するものとする。</p>	<p>ただし、当該権限の行使においては、官邸チーム及びERCチームの各機能班はその記録を残すものとし、事後に指示文書等を発出するものとする。</p>
<p>（1）指定行政機関の長から権限の全部又は一部を委任された職員の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使についての調整</p>	<p>（1）指定行政機関の長から権限の全部又は一部を委任された職員の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使についての調整</p>
<p>（2）緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認める場合における、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに原災法第19条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対する必要な指示（参考一9）</p>	<p>（2）緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認める場合における、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに原災法第19条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対する必要な指示（参考一9）</p>
<p>（3）緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため自衛隊の支援を要請する必要があると認められる場合における、防衛大臣に対する、自衛隊法第8条に規定する部隊等の派遣の要請</p>	<p>（3）緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため自衛隊の支援を要請する必要があると認められる場合における、防衛大臣に対する、自衛隊法第8条に規定する部隊等の派遣の要請</p>
<p>原災本部長が、防衛大臣に対する部隊等の派遣の要請を行う旨を決定した場合、官邸チーム実動対処班は、必要に応じてERCチーム実動対処班の協力を得て、以下の①から④の各事項を明らかにした書面（参考一9）により、要請を行う。なお、各事項ごとに最低限明らかにすべき具体的な事項は、以下の記載のとおりとする。</p>	<p>原災本部長が、防衛大臣に対する部隊等の派遣の要請を行う旨を決定した場合、官邸チーム実動対処班は、必要に応じてERCチーム実動対処班の協力を得て、以下の①から④の各事項を明らかにした書面（参考一10）により、要請を行う。なお、各事項で最低限明らかにすべき具体的な内容は、以下の記載のとおりとする。</p>
<p>① 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由</p>	<p>① 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由</p>

修正前	修正後
<p>・当該災害に係る原災法第20条第4項に基づく原子力災害派遣の要請である旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の見通し等に関する事項 <p>② 派遣を希望する期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣を希望する期間の始期 ・派遣を希望する期間の終期 <p>ただし、派遣期間に関する目途が立たない場合は、「当面の間」とすることも可。</p> <p>③ 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態宣言記載の「緊急事態応急対策を実施すべき区域」 ・以下の項目のうちから選択（複数可） <p>緊急時モニタリング支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、消防活動、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、緊急時のスクリーニング及び除染、その他（具体的な内容を記載）</p> <p>④ その他参考となるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣要請に係る調整窓口（担当課、担当官（電話及びファクシミリ番号）） ・事故施設の図面、敷地建物等の配置、被害状況、予測される事態の推測など、活動に際しての安全確保のために必要な事項の掲示要領 ・派遣部隊に対する事故状況の伝達要領 <p>(4)原子力緊急事態宣言に係る公示事項の変更</p> <p>原子力緊急事態宣言において公示された第15条第2項第1号（緊急事態応急対策実施区域）及び第3号（緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し周知させるべき事項）に掲げる事項についての変更があった場合は、原災本部長は、その旨を<u>参考-11</u>によって公示することにより変更することができる。</p> <p>(5)権限の全部又は一部の原子力災害対策副本部長への委任</p> <p>原災本部長の権限の全部又は一部を原災副本部長に委任する場合、内閣府（防災担当）は、<u>参考-12</u>より、原災本部長の決裁を受け、その旨を<u>参考-13</u>によ</p>	<p>・当該災害に係る原災法第20条第4項に基づく原子力災害派遣の要請である旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の見通し等に関する事項 <p>② 派遣を希望する期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣を希望する期間の始期 ・派遣を希望する期間の終期 <p>ただし、派遣期間に関する目途が立たない場合は、「当面の間」とすることも可。</p> <p>③ 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態宣言に記載の「緊急事態応急対策を実施すべき区域」 ・以下の項目のうちから選択（複数可） <p>緊急時モニタリング支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、消防活動、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、緊急時のスクリーニング及び除染、その他（具体的な内容を記載）</p> <p>④ その他参考となるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣要請に係る調整窓口（担当課、担当官（電話及びファクシミリ番号）） ・事故施設の図面、敷地建物等の配置、被害状況、予測される事態の推測など、活動に際しての安全確保のために必要な事項の掲示要領 ・派遣部隊に対する事故状況の伝達要領 <p>(4)原子力緊急事態宣言に係る公示事項の変更</p> <p>原子力緊急事態宣言において公示された原災法第15条第2項第1号（緊急事態応急対策実施区域）及び第3号（緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し周知させるべき事項）に掲げる事項についての変更があった場合は、原災本部長は、その旨を公示することにより変更することができる。<u>（参考-11）</u></p> <p>(5)権限の全部又は一部の原子力災害対策副本部長への委任</p> <p>原災本部長の権限の全部又は一部を原災副本部長に委任する場合、内閣府（原子力防災担当）は、原災本部長の決裁を受け<u>（参考-12）</u>、その旨を告示する（参</p>

修正前	修正後
<p>り告示する。</p> <p>(6) 権限の一部の現地本部長への委任</p> <p>原災本部長の権限の一部を現地本部長に委任する場合、内閣府（防災担当）は、<u>参考－14</u>により、原災本部長の決裁を受け、その旨を<u>参考－15</u>により告示する。</p>	<p><u>考－13</u>。</p> <p>(6) 権限の一部の現地本部長への委任</p> <p>原災本部長の権限の一部を現地本部長に委任する場合、内閣府（原子力防災担当）は、原災本部長の決裁を受け（<u>参考－14</u>）、その旨を告示する（<u>参考－15</u>）。</p>
<p>6 U P Z外の地方公共団体への協力要請</p> <p>E R Cチーム住民安全班は、現地住民安全班を通じて、U P Z外の地方公共団体に対して、国等の指示によって避難を実施したP A Z内の地方公共団体の住民等の受入れや、U P Z内の地方公共団体において状況に応じて実施する避難・一時移転等の防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力を要請する。</p>	<p>6 U P Z外の地方公共団体への協力要請</p> <p>E R Cチーム住民安全班は、現地住民安全班を通じて、U P Z外の地方公共団体に対して、国等の指示によって避難を実施したP A Z内の地方公共団体の住民等の受入れや、U P Z内の地方公共団体において状況に応じて実施する避難・一時移転等の防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力を要請（<u>防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る</u>）する。</p>
<p>7 原子力災害合同対策協議会の開催</p> <p>原子力緊急事態宣言があったときは、現地本部及び当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該全面緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織する。</p> <p>原子力災害合同対策協議会においては、情報共有のため全体会議を開くとともに、現地本部各機能班は地方公共団体の職員及び原子力事業者等と連携して、緊急事態応急対策の確認・調整等を行う。</p> <p>(1) 全体会議</p> <p>○目 的：全面緊急事態に関する情報の共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等</p> <p>○構成員：事務局長：<u>規制庁原子力地域安全総括官</u> 現地本部長 現地本部員その他の職員</p>	<p>7 原子力災害合同対策協議会の開催</p> <p>原子力緊急事態宣言があったときは、現地本部及び当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該全面緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織する。</p> <p>原子力災害合同対策協議会においては、情報共有のため全体会議を開くとともに、現地本部各機能班は地方公共団体の職員及び原子力事業者等と連携して、緊急事態応急対策の確認・調整等を行う。</p> <p>(1) 全体会議</p> <p>○目 的：全面緊急事態に関する情報の共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等</p> <p>○構成員：事務局長：<u>内閣府審議官（原子力防災担当）</u>（又は代理の職員） 現地本部長 現地本部員その他の職員</p>

修正前	修正後
<p><u>緊急時モニタリングセンター長</u></p> <p>都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員 その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者</p> <p>市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員 その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者</p> <p>指定公共機関の代表者から権限を委任された者</p> <p>原子力事業者の代表者から権限を委任された者</p> <p>都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者</p> <p>原子力防災の専門家（学識経験者等） 等</p> <p>○事務：現地本部事務局総括班（以下「現地総括班」という。その他の機能班についても同様。）が行う。</p> <p>○開催場所：オフサイトセンター</p> <p>※現地総括班は、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県又は市町村に対し、原子力災害合同対策協議会への参加の可否について確認し、全体会議に参加できない都道府県又は市町村には、全体会議の資料等を送付するなど、連携することとする。</p> <p>※必要に応じて原子力事業者からの出席を求める。</p> <p>「原子力災害合同対策協議会の概要図（フェーズ1から原子力災害事後対策まで）」</p> <p>「現地への権限委任の関係」</p> <p>【図 第1編-1】</p> <p>8. その他事項</p> <p>（1）代替対策拠点施設の立ち上げ</p> <p>現地本部長は、あらかじめ定める基準に照らし、現地本部の移転が必要と判断したときは原災本部長に対し、現地本部の移転を上申する。</p> <p>本部長が現地本部の移転を決定したときは、内閣府（防災担当）は、原災</p>	<p>都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員 その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者</p> <p>市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員 その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者</p> <p>指定公共機関の代表者から権限を委任された者</p> <p>原子力事業者の代表者から権限を委任された者</p> <p>都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者</p> <p>原子力防災の専門家（学識経験者等） 等</p> <p>○事務：現地本部事務局総括班（以下「現地総括班」という。その他の機能班についても同様。）が行う。</p> <p>○開催場所：<u>原則として</u>オフサイトセンター</p> <p>※現地総括班は、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県又は市町村に対し、原子力災害合同対策協議会への参加の可否について確認し、全体会議に参加できない都道府県又は市町村には、全体会議の資料等を送付するなど、連携することとする。</p> <p>※必要に応じて原子力事業者からの出席を求める。</p> <p>「原子力災害合同対策協議会の概要図（フェーズ1から原子力災害事後対策まで）」</p> <p>「現地への権限委任の関係」</p> <p>【図 第1編-1】</p> <p>8. その他事項</p> <p>（1）代替対策拠点施設の立ち上げ</p> <p>現地本部長は、あらかじめ定める基準に照らし、現地本部の移転が必要と判断したときは原災本部長に対し、現地本部の移転を上申する。</p> <p>本部長が現地本部の移転を決定したときは、内閣府（原子力防災担当）は、原災</p>

修正前	修正後
<p>の決裁を受け、その旨を<u>参考-16</u>により告示する。</p> <p>第5章. 全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸からERCに移す。</p> <p>具体的には、関係局長等会議で活動内容の重点の移行を確認した上で、<u>規制庁長官</u>が原災本部長及び副本部長の了解を得て、<u>規制庁長官</u>及び主要機能班長を始めとする官邸チームは、ERCチームに統合される。</p> <p>また、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途（※）として、必要に応じて、当該区域から避難した住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原災本部事務局の機能班の組み替えを行い、同事務局内に原子力被災者生活支援チーム（以下「支援チーム」とする）を編成する。なお、原子力緊急事態が速やかに収束し、原子力施設外へ放射性物質が放出されないなど、原子力被災者の生活支援が求められない場合には、支援チームは編成されない。</p> <p>一方、原災本部事務局は、事態の推移に応じ、ERCにおいて関係省庁事故対策連絡会議を開催し、緊急事態応急対策の実施に関する関係行政機関の連絡調整を行うとともに、事態に応じ、原災本部会議を開催し緊急事態応急対策を統括する。また、原災本部事務局は必要に応じて関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策等の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。</p> <p>※ 必ずしも官邸チームがERCチームに統合される時と同時である必要はな</p>	<p>本部長の決裁を受け、その旨を<u>公示</u>する。（参考-16）</p> <p>第5章. 全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸からERCに移す。</p> <p>具体的には、関係局長等会議で活動内容の重点の移行を確認した上で、<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>が原災本部長及び副本部長の了解を得て、<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>及び主要機能班長を始めとする官邸チームは、ERCチームに統合される。</p> <p>また、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途（※）として、必要に応じて、当該区域から避難した住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原災本部事務局の機能班の組み替えを行い、同事務局内に原子力被災者生活支援チーム（以下「支援チーム」という。）を編成する。なお、原子力緊急事態が速やかに収束し、原子力施設外へ放射性物質が放出されないなど、原子力被災者の生活支援が求められない場合には、支援チームは編成されない。</p> <p>一方、原災本部事務局は、事態の推移に応じ、ERCにおいて関係省庁事故対策連絡会議を開催し、緊急事態応急対策の実施に関する関係行政機関の連絡調整を行うとともに、事態に応じ、原災本部会議を開催し緊急事態応急対策を統括する。また、原災本部事務局は必要に応じて関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策等の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。</p> <p>※ 必ずしも官邸チームがERCチームに統合される時と同時である必要はな</p>

修正前	修正後
<p>い。</p> <p>（1）原災本部＜設置場所、構成員はフェーズ1と同様＞</p> <p>○組織の変更：以下のとおり組織を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官邸チームをERCチームに統合する。また、必要に応じて官邸に連絡調整担当の職員を残す。 ・原子力事業所の事故による原子力災害被災者の生活支援に関し、必要に応じて、原災本部の下に支援チームを設置する。 <p>① 関係局長等会議</p> <p>○開催場所：ERC又は官邸（危機管理センター）</p> <p>○構成：議長：<u>規制庁長官</u> 議長代理：<u>規制庁審議官</u></p> <p>構成員：</p> <p>内閣官房危機管理審議官</p> <p>内閣審議官（内閣情報調査室）</p> <p>内閣広報官</p> <p>内閣府政策統括官（防災担当）</p> <p>内閣府食品安全委員会事務局長</p> <p>警察庁警備局長</p> <p>消費者庁次長</p> <p>総務省大臣官房長</p> <p>消防庁次長</p> <p>外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長</p> <p>財務省大臣官房審議官</p> <p>文部科学省研究開発局長</p> <p>厚生労働省大臣官房技術総括審議官</p>	<p>い。</p> <p>（1）原災本部＜原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様＞</p> <p>○組織の変更：以下のとおり組織を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官邸チームをERCチームに統合する。また、必要に応じて官邸に連絡調整担当の職員を残す。 ・原子力事業所の事故による原子力災害被災者の生活支援に関し、必要に応じて、原災本部の下に支援チームを設置する。 <p>② 関係局長等会議</p> <p>○開催場所：<u>原則としてERC又は官邸（危機管理センター）</u></p> <p>○構成：議長：<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u> 議長代理：<u>規制庁次長</u></p> <p>構成員：<u>原災本部事務局原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐（内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任））</u></p> <p>内閣官房危機管理審議官</p> <p>内閣審議官（内閣情報調査室）</p> <p>内閣広報官</p> <p>内閣府政策統括官（防災担当）</p> <p>内閣府食品安全委員会事務局長</p> <p>警察庁警備局長</p> <p>消費者庁次長</p> <p>総務省大臣官房長</p> <p>消防庁次長</p> <p>外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長</p> <p>財務省大臣官房審議官</p> <p>文部科学省研究開発局長</p> <p>厚生労働省大臣官房技術総括審議官</p>

修正前	修正後
農林水産省大臣官房技術総括審議官	農林水産省大臣官房技術総括審議官
経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当）	経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当）
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
気象庁次長	気象庁次長
海上保安庁海上保安監	海上保安庁海上保安監
環境省水・大気環境局長	環境省水・大気環境局長
環境省総合環境政策局環境保健部長	環境省総合環境政策局環境保健部長
防衛省運用企画局長	防衛省運用企画局長
その他、議題によって議長が必要と認めたもの	その他、議題によって議長が必要と認めたもの
※議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。	※議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。
※ <u>総理への上申等により規制庁長官が不在の時は、規制庁審議官等が議長の代理を務める。</u>	
②関係省庁事故対策連絡会議	②関係省庁事故対策連絡会議
○設置場所：E R C	○設置場所： <u>原則として</u> E R C
○構成：議長： <u>規制庁原子力防災課長</u>	○構成：議長： <u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官</u>
関係省庁：内閣官房内閣参事官（ <u>安全保障</u> ・危機管理担当）	関係省庁：内閣官房内閣参事官（ <u>事態対処</u> ・危機管理担当）
内閣官房内閣情報調査室内閣参事官	内閣官房内閣情報調査室内閣参事官
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長	内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長
警察庁警備局警備課長	警察庁警備局警備課長
消費者庁消費者安全課長	消費者庁消費者安全課長
総務省大臣官房総務課長	総務省大臣官房総務課長
消防庁特殊災害室長	消防庁特殊災害室長
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長	外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長	財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省研究開発局原子力課長	文部科学省研究開発局原子力課長
	厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管

修正前	修正後
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官	理・災害対策室長
農林水産省大臣官房食料安全保障課長	農林水産省大臣官房食料安全保障課長
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長	経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）	国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）
気象庁総務部企画課長	気象庁総務部企画課長
海上保安庁警備救難部環境防災課長	海上保安庁警備救難部環境防災課長
環境省水・大気環境局総務課長	環境省水・大気環境局総務課長
環境省放射線健康管理担当参事官	環境省放射線健康管理担当参事官 <u>原子力規制庁原子力災害対策・核物資防護課長</u>
防衛省運用企画局事態対処課長	防衛省運用企画局事態対処課長
③原災本部事務局	③原災本部事務局
○設置場所：E R C	○設置場所： <u>原則として</u> E R C
○構成：事務局長： <u>規制庁長官</u>	○構成：事務局長： <u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>
○事務局機能班：総括班	○事務局機能班：総括班
広報班	広報班
国際班	国際班
プラント班	プラント班
放射線班	放射線班
住民安全班	住民安全班
医療班	医療班
実動対処班	実動対処班
④原災本部事務局原子力被災者生活支援チーム	④原災本部事務局原子力被災者生活支援チーム
○設置場所：E R C	○設置場所： <u>原則として</u> E R C
※ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。	※ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。
○構成：チーム長： <u>環境大臣及び原子力利用省庁大臣</u>	○構成：チーム長： <u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u> 及び原子力利用省庁大臣

修正前	修正後
事務局長：原子力利用省庁副大臣又は大臣政務官	事務局長：原子力利用省庁副大臣又は大臣政務官
事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）	事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）
事務局機能班：総括班	事務局機能班：総括班
住民支援班	住民支援班
医療班	医療班
放射線班	放射線班
要望対応・広報企画班	要望対応・広報企画班
⑤モニタリング調整会議	⑤モニタリング調整会議
○開催場所：E R C	○開催場所： <u>原則として</u> E R C
○構成：議長：環境大臣	○構成：議長：環境大臣
副議長：環境副大臣（又は <u>環境大臣</u> 政務官）	副議長：環境副大臣（又は環境大臣政務官）
事務局長：規制庁長官	事務局長：規制庁長官
構成員：警察庁警備局長	構成員：警察庁警備局長
文部科学省スポーツ・青少年局長	文部科学省スポーツ・青少年局長
厚生労働省大臣官房技術総括審議官	厚生労働省大臣官房技術総括審議官
農林水産省農林水産技術会議事務局長	農林水産省農林水産技術会議事務局長
水産庁次長	水産庁次長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
気象庁次長	気象庁次長
海上保安庁次長	海上保安庁次長
環境省水・大気環境局長	環境省水・大気環境局長
防衛省運用企画局長	防衛省運用企画局長
関係自治体	関係自治体
関係原子力事業者	関係原子力事業者
その他、議長が必要と認めた者	その他、議長が必要と認めた者
※但し、政務級については交代等の状況に応じて柔軟に対応する。	※但し、政務級については交代等の状況に応じて柔軟に対応する。

修正前	修正後
<p>※関係地方公共団体はテレビ会議による参加</p> <p>○事務：放射線班は、関係機関との連絡・調整、資料の作成、プレス対応、庶務等を行う。</p> <p>○機能：モニタリングに関する総合調整を行う。</p> <p>※平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</p> <p>2 現地</p> <p>(1) 現地本部<フェーズ1と同様></p> <p>① 原子力災害合同対策協議会<フェーズ1と同様></p> <p>(2) 原子力施設事態即応センター<フェーズ1と同様></p> <p>(3) 緊急時対策所<フェーズ1と同様></p> <p>(4) 後方支援拠点<フェーズ1と同様></p> <p>※平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の現地本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</p> <p>第2節. 組織に関する業務</p> <p>1 原子力被災者生活支援チームの設置</p> <p>(1) 設置手続</p> <p>原災本部事務局は、原災本部長の決定により、支援チームの設置に係る手続を行う。（参考-17）</p> <p>(2) 組織体制</p> <p>①原災本部員及び原災本部職員を拡充する必要がある場合には、官邸チーム総括班は、原災法第17条第7項及び第8項に基づく原災本部員及び原災本部職員の内閣総理大臣による任命のための作業を始める。</p>	<p>※関係地方公共団体はテレビ会議による参加</p> <p>○事務：放射線班は、関係機関との連絡・調整、資料の作成、プレス対応、庶務等を行う。</p> <p>○機能：モニタリングに関する総合調整を行う。</p> <p>※平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</p> <p>2 現地</p> <p>(1) 現地本部<フェーズ1と同様></p> <p>① 原子力災害合同対策協議会<<u>原則として</u>フェーズ1と同様></p> <p>(2) 原子力施設事態即応センター<<u>原則として</u>フェーズ1と同様></p> <p>(3) 緊急時対策所<<u>原則として</u>フェーズ1と同様></p> <p>(4) 後方支援拠点<<u>原則として</u>フェーズ1と同様></p> <p>※平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の現地本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</p> <p>第2節. 組織に関する業務</p> <p>1 原子力被災者生活支援チームの設置</p> <p>(1) 設置手続</p> <p>原災本部事務局は、原災本部長の決定により、支援チームの設置に係る手続を行う。（参考-17）</p> <p>(2) 組織体制</p> <p>①原災本部員及び原災本部職員を拡充する必要がある場合には、官邸チーム総括班は、原災法第17条第7項及び第8項に基づく原災本部員及び原災本部職員の内閣総理大臣による任命のための作業を始める。</p>

修正前	修正後
<p>②支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示区域等の設定・見直し ・原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省、国土交通省等） ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者のスクリーニング及び除染（原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省） ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の出荷制限・摂取制限（厚生労働省、農林水産省等） ・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等） ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等） ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、原子力規制委員会、厚生労働省） <p>（3）構成員</p> <p>チーム長　　<u>環境大臣</u>及び原子力利用省庁大臣</p> <p>事務局長　　原子力利用省庁副大臣又は大臣政務官</p> <p>事務局長補佐　内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）</p> <p>（移動）</p> <p>（4）事務局体制</p> <p>原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区</p>	<p>②支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示区域等の設定・見直し ・原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省、国土交通省等） ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者のスクリーニング及び除染（原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省） ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の出荷制限・摂取制限（厚生労働省、農林水産省等） ・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等） ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等） ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、原子力規制委員会、厚生労働省） <p>（3）構成員</p> <p>チーム長　　<u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u>及び原子力利用省庁大臣</p> <p>事務局長　　原子力利用省庁副大臣又は大臣政務官</p> <p>事務局長補佐　内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）</p> <p>（移動）</p> <p>（4）事務局体制</p> <p>原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区</p>

修正前	修正後
<p>域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原災本部事務局内に、支援チーム（総括班、住民支援班、医療班、放射線班、要望対応・広報企画班）を整備する。</p> <p>※平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原子力被災者生活支援チーム事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</p> <p>（5）参集要請</p> <p>支援チーム職員については、緊急事態応急対策（フェーズ1：初動対応）に参集した職員の中から配置換えを行い、必要に応じて追加で参集要請を行うものとする。</p> <p>（6）設置場所</p> <p>E R C</p> <p>※ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。</p>	<p>域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原災本部事務局内に、支援チーム（総括班、住民支援班、医療班、放射線班、要望対応・広報企画班）を整備する。</p> <p>※平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原子力被災者生活支援チーム事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</p> <p>（5）参集要請</p> <p>支援チーム職員については、緊急事態応急対策（フェーズ1：初動対応）に参集した職員の中から配置換えを行い、必要に応じて追加で参集要請を行うものとする。</p> <p>（6）設置場所</p> <p><u>原則としてE R C</u></p> <p>※ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。</p>
<p>第6章. 原子力災害事後対策</p> <p>第1節. 組織</p> <p>1 中央</p> <p>原子力施設外に大量の放射性物質が放出され、周囲の環境中に蓄積したような場合には、原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害事後対策を推進するため、必要に応じて、内閣府に引き続き原災本部を存置する。</p> <p>E R Cチーム総括班は、関係省庁事後対策連絡会議（課長級）を開催し、原子力災害事後対策の実施に関する関係行政機関の連絡調整を行うとともに、事態に応じ、原災本部会議を開催し原子力災害事後対策を統括する。</p> <p>また、E R Cチーム総括班は必要に応じて関係局長等会議を開催し、原子力災害事後対策の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。</p> <p>（1）原災本部<設置場所はフェーズ2と同様></p>	<p>第6章. 原子力災害事後対策</p> <p>第1節. 組織</p> <p>1 中央</p> <p>原子力施設外に大量の放射性物質が放出され、周囲の環境中に蓄積したような場合には、原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害事後対策を推進するため、必要に応じて、内閣府に引き続き原災本部を存置する。</p> <p>E R Cチーム総括班は、関係省庁事後対策連絡会議（課長級）を開催し、原子力災害事後対策の実施に関する関係行政機関の連絡調整を行うとともに、事態に応じ、原災本部会議を開催し原子力災害事後対策を統括する。</p> <p>また、E R Cチーム総括班は必要に応じて関係局長等会議を開催し、原子力災害事後対策の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。</p> <p>（1）原災本部<<u>原則として</u>設置場所はフェーズ2と同様></p>

修正前	修正後
<p>○組織の変更等：以下のとおり組織を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁事後対策連絡会議を設置する。 ・事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、事務局の組織については隨時見直しを行う。 <p>①原災本部事務局</p> <p>○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、事務局の組織については隨時見直しを行う。</p> <p>②関係局長等会議<フェーズ2と同様></p> <p>③関係省庁事後対策連絡会議</p> <p>○開催場所：E R C</p> <p>○構成員は、以下を基準とする。</p> <p>議長：<u>規制庁原子力防災課長</u></p> <p>構成員：</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣官房内閣参事官（<u>安全保障</u>・危機管理担当） 内閣官房内閣情報調査室内閣参事官 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当） 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長 警察庁警備局警備課長 消費者庁消費者安全課長 総務省大臣官房総務課長 消防庁特殊災害室長 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長 財務省大臣官房総合政策課政策推進室長 文部科学省研究開発局原子力課長 厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理室長 	<p>○組織の変更等：以下のとおり組織を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁事後対策連絡会議を設置する。 ・事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、事務局の組織については隨時見直しを行う。 <p>①原災本部事務局</p> <p>○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、事務局の組織については隨時見直しを行う。</p> <p>②関係局長等会議<フェーズ2と同様></p> <p>③関係省庁事後対策連絡会議</p> <p>○開催場所：<u>原則として</u>E R C</p> <p>○構成員は、以下を基準とする。</p> <p>議長：<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官</u></p> <p>構成員：<u>原災本部事務局原子力被災者生活支援チーム内閣府担当参事官</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣官房内閣参事官（<u>事態対処</u>・危機管理担当） 内閣官房内閣情報調査室内閣参事官 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当） 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長 警察庁警備局警備課長 消費者庁消費者安全課長 総務省大臣官房総務課長 消防庁特殊災害室長 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長 財務省大臣官房総合政策課政策推進室長 文部科学省研究開発局原子力課長 <u>厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長</u>

修正前	修正後
農林水産省大臣官房食料安全保障課長 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長 国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災） 気象庁総務部企画課長 海上保安庁警備救難部環境防災課長 環境省水・大気環境局総務課長 環境省大臣官房参事官（放射性物質汚染対策担当） 環境省放射線健康管理担当参事官	農林水産省大臣官房食料安全保障課長 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長 国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災） 気象庁総務部企画課長 海上保安庁警備救難部環境防災課長 環境省水・大気環境局総務課長 環境省大臣官房参事官（放射性物質汚染対策担当） 環境省放射線健康管理担当参事官 <u>原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課長</u> 防衛省運用企画局事態対処課長
※各省庁は、連絡会議の検討事項に応じて、必要に応じ、構成員以外の者に補佐をさせることができる。	※各省庁は、連絡会議の検討事項に応じて、必要に応じ、構成員以外の者に補佐をさせることができる。
④モニタリング調整会議 <フェーズ2と同様>	④モニタリング調整会議 <フェーズ2と同様>
2 現地	2 現地
(1) 現地本部<フェーズ2と同様>	(1) 現地本部< <u>原則として</u> フェーズ2と同様>
① 原子力災害合同対策協議会<フェーズ2と同様>	② 原子力災害合同対策協議会< <u>原則として</u> フェーズ2と同様>
(2) 原子力施設事態即応センター	(2) 緊急時モニタリングセンター< <u>原則として</u> フェーズ1と同様>
原子力緊急事態宣言解除を目途に、引き上げ時期を原災本部長が決定	原子力緊急事態宣言解除を目途に、引き上げ時期を原災本部長が決定
(3) 緊急時対策所	(4) 緊急時対策所
原子力緊急事態宣言解除を目途に、引き上げ時期を原災本部長が決定	原子力緊急事態宣言解除を目途に、引き上げ時期を原災本部長が決定
(4) 後方支援拠点	(5) 後方支援拠点
原子力緊急事態宣言解除を目途に、引き上げ時期を原災本部長が決定	原子力緊急事態宣言解除を目途に、引き上げ時期を原災本部長が決定
第2節. 組織に関する業務	第2節. 組織に関する業務
1. 原子力緊急事態解除宣言の発出	1. 原子力緊急事態解除宣言の発出

修正前	修正後
<p>(1) 委員会委員長及び<u>環境大臣</u>は、施設の状態や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要が無くなつたと認めるときは、原子力緊急事態宣言を解除すべきである旨を内閣総理大臣に上申する。</p>	<p>(1) 委員会委員長及び<u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u>は、施設の状態や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要が無くなつたと認めるときは、原子力緊急事態宣言を解除すべきである旨を内閣総理大臣に上申する。</p>
<p>(2) 内閣総理大臣は、(1)の上申を踏まえ、原子力緊急事態解除宣言を発出する。</p>	<p>(2) 内閣総理大臣は、(1)の上申を踏まえ、原子力緊急事態解除宣言を発出する。</p>
<p>(3) 内閣府（防災担当）は、規制庁の協力を得て、原子力緊急事態解除宣言の発出手続（解除宣言案に係る内閣総理大臣までの決裁等）を行う。</p>	<p>(3) 内閣府（<u>原子力防災担当</u>）は、規制庁の協力を得て、原子力緊急事態解除宣言の発出手続（解除宣言案に係る内閣総理大臣までの決裁等）を行う。</p>
<p>(4) 内閣府（防災担当）は、決定後、速やかに原子力緊急事態解除宣言の発出に係る公示の手続を行う。（参考－18）</p>	<p>(4) 内閣府（<u>原子力防災担当</u>）は、決定後、速やかに原子力緊急事態解除宣言の発出に係る公示の手続を行う。（参考－18）</p>
<p>(5) なお、この場合においても、原子力災害事後対策を実施するため、必要に応じて原災本部及び現地本部を存置する（原災法第16条）。この場合、これら対策本部については、その設置期間が満了したときに廃止されるものとする。</p>	<p>(5) なお、この場合においても、原子力災害事後対策を実施するため、必要に応じて原災本部及び現地本部を存置する（原災法第16条）。この場合、これら対策本部については、その設置期間が満了したときに廃止されるものとする。</p>
<p>2. 関係省庁事後対策連絡会議の開催</p>	<p>2. 関係省庁事後対策連絡会議の開催</p>
<p>原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、環境モニタリング、医療活動、風評被害対策等の事後対策を円滑に実施するため、関係省庁事後対策連絡会議を開催する。</p>	<p>原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、環境モニタリング、医療活動、風評被害対策等の事後対策を円滑に実施するため、関係省庁事後対策連絡会議を開催する。</p>
<p>原子力緊急事態解除宣言が発出された後、直ちに<u>規制庁</u>は、関係機関等の事後対策の体制、役割分担の明確化及び講すべき事後対策の内容の確認等を行うため、第一回関係省庁事後対策連絡会議を開催する。</p>	<p>原子力緊急事態解除宣言が発出された後、直ちに<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>は、関係機関等の事後対策の体制、役割分担の明確化及び講すべき事後対策の内容の確認等を行うため、第一回関係省庁事後対策連絡会議を開催する。</p>
<p>以後、必要に応じて同連絡会議を開催する。</p>	<p>以後、必要に応じて同連絡会議を開催する。</p>
<p>第2編 各応急対策業務の実施</p>	<p>第2編 各応急対策業務の実施</p>
<p>第1章. 情報収集事態</p>	<p>第1章. 情報収集事態</p>
<p>1 情報収集・連絡（規制庁）</p>	<p>1 情報収集・連絡（規制庁、<u>内閣府</u>）</p>
<p>2 広報体制の構築（規制庁）</p>	<p>2 広報体制の構築（規制庁、<u>内閣府</u>）</p>
<p>1 情報収集・連絡（規制庁）</p>	<p>1 情報収集・連絡（規制庁、<u>内閣府</u>）</p>

修正前	修正後
<p>規制庁は、原子力事業所における故障、地震など自然災害の影響等について、事業者からの情報を一元的に集約する。このうち、事故警戒本部は、情報収集事態の発生による被害等の情報について、内閣官房（内閣情報調査室・内閣情報集約センター及び<u>安全保障・危機管理担当</u>）、内閣府（防災担当）及び関係省庁にFAXを送信する。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。事故警戒本部から連絡を受けた現地事故警戒本部は、関係地方公共団体に対し、事故警戒本部立ち上げの通知と併せて、連絡体制の構築など、警戒体制をとるよう要請する。</p> <p>原子力規制事務所副所長以下事務所職員、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化し、緊急時モニタリングの準備に着手する。</p> <p>「情報収集事態時及び警戒事態時の情報伝達方法」</p> <p>【図 第2編-第1章-1】</p> <p>2 広報体制の構築（規制庁）</p> <p>（1）勤務時間帯</p> <p>規制庁は、情報収集事態の連絡を受け取ってから30分以内を目途として、当該原子力事業所の状況等に関する緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信を行う。その後、規制庁は情報を収集・整理し、庁内で情報共有する。</p> <p>規制庁は、一定時間間隔（1時間程度を目安として状況に応じて判断）での情報発信（記者会見、資料配付及びホームページによる公表等）を行う体制を構築するとともに、事態が進展して、広報活動を官邸に一元化するための準備として、内閣広報室（官邸連絡室が設置されている場合は、官邸連絡室）、オフサイトセンター及び原子力施設事態即応センター等との情報連絡・共有体制を構築する。同時に、以後の情報発信は国外にも行うため、規制庁は内閣広報室及び外務省と連携し、英語資料の作成、公表及び情報発信ルートの整備を行う。</p>	<p>規制庁は、原子力事業所における故障、地震など自然災害の影響等について、事業者からの情報を一元的に集約する。このうち、事故警戒本部は、情報収集事態の発生による被害等の情報について、内閣官房（内閣情報調査室・内閣情報集約センター及び<u>事態対処・危機管理担当</u>）及び関係省庁にFAXを送信する。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。</p> <p>事故警戒本部から連絡を受けた現地事故警戒本部は、関係地方公共団体に対し、事故警戒本部立ち上げの通知と併せて、連絡体制の構築など、警戒体制をとるよう要請する。</p> <p><u>地方放射線モニタリング対策官</u>、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化し、緊急時モニタリングの準備に着手する。</p> <p>「情報収集事態時及び警戒事態時の情報伝達方法」</p> <p>【図 第2編-第1章-1】</p> <p>2 広報体制の構築（規制庁、内閣府）</p> <p>（1）勤務時間帯</p> <p>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の参集当番者等は、情報収集事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。事故警戒本部は、情報収集事態の連絡を受け取ってから30分以内を目途として、当該原子力事業所の状況等に関する緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信を行う。その後、規制庁は情報を収集・整理し、庁内で情報共有する。</p> <p>事故警戒本部は、一定時間間隔（1時間程度を目安として状況に応じて判断）での情報発信（記者会見、資料配付及びホームページによる公表等）を行う体制を構築するとともに、事態が進展して、広報活動を官邸に一元化するための準備として、内閣広報室（官邸連絡室が設置されている場合は、官邸連絡室）、オフサイトセンター及び原子力施設事態即応センター等との情報連絡・共有体制を構築する。同時に、以後の情報発信は国外にも行うため、規制庁は内閣広報室及び外務省と連携し、英語資料の作成、公表及び情報発信ルートの整備を行う。</p>

修正前	修正後
<p>(2) 夜間、休日</p> <p>規制庁幹部・管理職のうち参考当番者等は、情報収集事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参考する。また、規制庁は、確認後30分以内を目途として、第一報の情報発信を行う。なお、情報連絡・共有体制や英語での情報発信体制の構築は、勤務時間帯と同様に行う。（事象のランク、状況に応じた対応を行う。）</p>	<p>(2) 夜間、休日</p> <p>規制庁幹部・管理職のうち参考当番者等は、情報収集事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参考する。また、事故警戒本部は、確認後30分以内を目途として、第一報の情報発信を行う。なお、情報連絡・共有体制や英語での情報発信体制の構築は、勤務時間帯と同様に行う。（事象のランク、状況に応じた対応を行う。）</p>
<p>第2章. 警戒事態</p> <p>1 情報収集・連絡（規制庁）</p> <p>2 広報体制の構築（規制庁）</p> <p>3 モニタリング体制の準備</p> <p>4 P A Z内、U P Z外の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等（規制庁）</p> <p>1 情報収集・連絡（規制庁）</p> <p>事故警戒本部は、警戒事態の発生に係る情報について、内閣官房（内閣情報調査室・内閣情報集約センター及び<u>安全保障・危機管理担当</u>）、内閣府（防災担当）及び関係省庁にFAXを送信する。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。</p> <p>事故警戒本部から連絡を受けた事故現地警戒本部は、関係地方公共団体に対し、事故警戒本部立ち上げの通知と併せて、連絡体制の構築など、警戒体制をとるよう要請する。</p> <p>（移動）</p> <p>「施設敷地緊急事態時の情報伝達方法」</p> <p>【図 第2編-第1章-2】</p>	<p>第2章. 警戒事態</p> <p>1 情報収集・連絡（規制庁、内閣府）</p> <p>2 広報体制の構築（規制庁、内閣府）</p> <p>3 モニタリング体制の準備</p> <p>4 P A Z内、U P Z外の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等（内閣府）</p> <p>1 情報収集・連絡（規制庁、内閣府）</p> <p>事故警戒本部は、警戒事態の発生に係る情報について、内閣官房（内閣情報調査室・内閣情報集約センター及び<u>事態対応・危機管理担当</u>）及び関係省庁にFAXを送信する。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。</p> <p>事故警戒本部から連絡を受けた事故現地警戒本部は、関係地方公共団体に対し、事故警戒本部立ち上げの通知と併せて、連絡体制の構築など、警戒体制をとるよう要請する。</p> <p>（移動）</p> <p>「施設敷地緊急事態時の情報伝達方法」</p> <p>【図 第2編-第1章-2】</p>
<p>2 広報体制の構築（規制庁）</p> <p>(1) 勤務時間帯</p> <p>規制庁は、警戒事態の連絡を受け取ってから30分以内を目途として、当該原子</p>	<p>2 広報体制の構築（規制庁、内閣府）</p> <p>(1) 勤務時間帯</p> <p>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁の参考当番者等は警戒事態の連絡を受け取</p>

修正前	修正後
<p>力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信を行う。その後、規制庁は情報を収集・整理し、庁内で情報共有する。</p>	<p>った場合は、直ちに参集する。事故警戒本部は、警戒事態の連絡を受け取ってから30分以内を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信を行う。その後、規制庁は情報を収集・整理し、庁内で情報共有する。</p>
<p>規制庁は、一定時間間隔（1時間程度を目安として状況に応じて判断）での情報発信（記者会見、資料配付及びホームページによる公表等）を行う体制を構築するとともに、事態が進展して、広報活動を官邸に一元化するための準備として、内閣広報室（官邸連絡室が設置されている場合は、官邸連絡室）、オフサイトセンター及び原子力施設事態即応センター等との情報連絡・共有体制を構築する。同時に、以後の情報発信は国外にも行うため、規制庁は、内閣広報室及び外務省と連携し、英語資料の作成、公表及び情報発信ルートの整備を行う。</p>	<p>事故警戒本部は、一定時間間隔（1時間程度を目安として状況に応じて判断）での情報発信（記者会見、資料配付及びホームページによる公表等）を行う体制を構築するとともに、事態が進展して、広報活動を官邸に一元化するための準備として、内閣広報室（官邸連絡室が設置されている場合は、官邸連絡室）、オフサイトセンター及び原子力施設事態即応センター等との情報連絡・共有体制を構築する。同時に、以後の情報発信は国外にも行うため、規制庁は、内閣広報室及び外務省と連携し、英語資料の作成、公表及び情報発信ルートの整備を行う。</p>
<p>（2）夜間、休日</p>	<p>（2）夜間、休日</p>
<p>規制庁の参集当番者等は警戒事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。また、規制庁は、確認後30分以内を目途として、第一報の情報発信を行う。なお、情報連絡・共有体制や英語での情報発信体制の構築は、勤務時間帯と同様に行う。（事象のランク、状況に応じた対応を行う。）</p>	<p>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁の参集当番者等は警戒事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。また、事故警戒本部は、確認後30分以内を目途として、第一報の情報発信を行う。なお、情報連絡・共有体制や英語での情報発信体制の構築は、勤務時間帯と同様に行う。（事象のランク、状況に応じた対応を行う。）</p>
<p>3 モニタリング体制の準備</p>	<p>3 モニタリング体制の準備</p>
<p>規制庁は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる準備を開始する。規制庁は、Nネット（規制庁が原子力施設周辺の空間線量率等を取りまとめて発信しているサイト。以下同じ。）などのウェブサイトを通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその近隣や原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化する。</p>	<p>規制庁は、地方放射線モニタリング対策官に指示し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる準備を開始する。規制庁は、情報共有システム等を通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその周辺のモニタリングポストの監視を強化する。</p>
<p>また規制庁は、警戒事態が発生した原子力事業所の立地道府県に緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備への協力を要請する。さらに、規制庁は、モニタリングを実施又は支援するモニタリング関係省庁、PAZ及びUPZ内の道府県、（独）日本原子力研究開発機構、（公財）原子力安全技術センター等に対し</p>	<p>また規制庁は、警戒事態が発生した原子力事業所のPAZ及びUPZ内の道府県に緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備への協力を要請する。さらに、規制庁は、緊急時モニタリングに係る関係省庁、PAZ及びUPZ内の道府県、（独）日本原子力研究開発機構及び（独）放射線医学総合研究所に対し、緊急時</p>

修正前	修正後
準備を要請する。	<u>モニタリングの実施の準備を、(公財)原子力安全技術センター及び(公財)日本分析センター等に対し、追加的に動員を要請された場合の現地への派遣の準備を要請する。</u>
4 PAZ内、UPZ外の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等 (規制庁) 規制庁は、事故現地警戒本部から、PAZ内の地方公共団体に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の原子力災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期に避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請し、UPZ外の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請する。	4 PAZ内、UPZ外の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等 (内閣府) 内閣府は、事故現地警戒本部から、PAZ内の地方公共団体に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の原子力災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期に避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請し、UPZ外の地方公共団体 <u>（防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る）</u> に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請する。
第3章 施設敷地緊急事態 〔共通〕 1 情報収集・連絡（規制庁） 2 国の職員及び専門家の緊急派遣（緊急輸送関係省庁、規制庁） 3 広報活動（規制庁等） 〔オンサイト対応〕 4 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動（規制庁） 〔オフサイト対応〕 5 緊急時モニタリング及び大気中放射能物質拡散予測結果の共有（規制庁等） 6 PAZ内の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者避難及びUPZ内外の地方公共団体における事前の避難準備の要請等（規制庁）	第3章 施設敷地緊急事態 〔共通〕 1 情報収集・連絡（規制庁、内閣府） 2 国の職員及び専門家の緊急派遣（緊急輸送関係省庁、内閣府、規制庁） 3 広報活動（内閣府、規制庁等） 〔オンサイト対応〕 4 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動（規制庁） 〔オフサイト対応〕 5 緊急時モニタリングの実施等（規制庁等） 6 PAZ内の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者避難及びUPZ内外の地方公共団体における事前の避難準備の要請等（内閣府）

修正前	修正後
<p>7 P A Z 内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請（規制庁）</p> <p>1 情報収集・連絡（規制庁）</p> <p>（1）全面緊急事態の判断に係る情報共有等</p> <p>事故対策本部（事故対策本部が立ち上がっていない場合は、事故警戒本部。以下同じ。）は、原子力事業所の原子力防災管理者からF A X等により施設敷地緊急事態発生の通報又は連絡を受けた場合、直ちに、当該通報事象の概要（原子力事業所の状況、放射線量等）、事象の今後の進展の見通し等の事故情報等について情報収集・集約を行う（詳しくは、P <u>6 0</u> を参照）。委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態にが発生したと認めるか否かの判断を迅速に行うとともに、規制庁内に情報を共有する。</p> <p>（2）関係機関等への連絡</p> <p>事故対策本部は、事象の概要、全面緊急事態に該当するか否か、今後の進展の見通し及び住民避難等に関する情報等を、情報が判明次第、<u>内閣官房（内閣情報調査室）</u>、<u>内閣情報集約センター</u>及び<u>安全保障・危機管理担当</u>、<u>内閣府（防災担当）</u>をはじめとした関係省庁へ、事故対策本部より連絡を受けた事故現地対策本部は、関係地方公共団体へそれぞれ連絡する。また、事故対策本部は、国際原子力機関（以下「I A E A」という。）に対して第一報を行う。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。</p> <p>（3）情報収集</p> <p>関係省庁は、事故対策本部より連絡を受けた場合、次ページの情報収集項目について、情報収集を開始し、E R C、内閣官房（内閣情報調査室）内閣情報集約センター及び<u>安全保障・危機管理担当</u>）に連絡する。</p> <p>規制庁長官等は、緊急参集チームの場において原子力事故の状況等に関し、関係省庁と事態の認識を共有し、対処方針を確認するとともに内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告を行う。関係省庁は、防災基本計画等に基づき、事態に応じた上</p>	<p>7 P A Z 内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請（内閣府）</p> <p>1 情報収集・連絡（規制庁、内閣府）</p> <p>（1）全面緊急事態の判断に係る情報共有等</p> <p>事故対策本部（事故対策本部が立ち上がっていない場合は、事故警戒本部。以下同じ。）は、原子力事業所の原子力防災管理者からF A X等により施設敷地緊急事態発生の通報又は連絡を受けた場合、直ちに、当該通報事象の概要（原子力事業所の状況、放射線量等）、事象の今後の進展の見通し等の事故情報等について情報収集・集約を行う（詳しくは、P <u>○○</u> を参照）。委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態にが発生したと認めるか否かの判断を迅速に行うとともに、規制庁内に情報を共有する。</p> <p>（2）関係機関等への連絡</p> <p>事故対策本部は、事象の概要、全面緊急事態に該当するか否か、今後の進展の見通し及び住民避難等に関する情報等を、情報が判明次第、内閣官房（内閣情報調査室）内閣情報集約センター及び<u>事態対処・危機管理担当</u>をはじめとした関係省庁へ、事故対策本部より連絡を受けた事故現地対策本部は、関係地方公共団体へそれぞれ連絡する。また、事故対策本部は、国際原子力機関（以下「I A E A」という。）に対して第一報を行う。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。</p> <p>（3）情報収集</p> <p>関係省庁は、事故対策本部より連絡を受けた場合、次ページの情報収集項目について、情報収集を開始し、E R C、内閣官房（内閣情報調査室）内閣情報集約センター及び<u>事態対処・危機管理担当</u>）に連絡する。</p> <p>内閣府政策統括官（原子力防災担当）等は、緊急参集チームの場において原子力事故の状況等に関し、関係省庁と事態の認識を共有し、対処方針を確認するとともに内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告を行う。関係省庁は、防災基本計画等</p>

修正前	修正後
<p>記方針を踏まえ、必要な対処を行う。</p> <p>(参考)</p> <p>施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例</p> <p>※〔 〕内は情報収集を行う主な省庁</p> <p>1. 事故概要等に関する事項〔規制庁〕</p> <p>(1)施設敷地緊急事態発生施設の概要</p> <p>事業所の名称、所在地、原子力事業所等の内容</p> <p>(2)事象の概要</p> <p>①発生時刻、規制庁への原子力事業者からの同報ファクシミリの発信 日時</p> <p>②事象発生施設及び発生場所</p> <p>③事象の内容</p> <p>④放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）</p> <p>⑤原子力施設の敷地内モニタリング<u>値</u></p> <p>⑥人的・物的被害の有無</p> <p>⑦気象状況</p> <p>⑧予測線量</p> <p>⑨事象発生の原因</p> <p>2. 関係機関の活動に関する事項</p> <p>(1)原子力事業者の対応状況〔規制庁〕</p> <p>①施設の状況</p> <p>②被害の状況</p> <p>③事象拡大阻止のための応急対策活動の状況</p> <p>(2)関係機関（関係省庁、地方公共団体、関係指定公共機関及び原子力事業者の体制</p> <p>①関係機関それぞれの対策本部等の設置状況〔各省庁〕</p>	<p>に基づき、事態に応じた上記方針を踏まえ、必要な対処を行う。</p> <p>(参考)</p> <p>施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例</p> <p>※〔 〕内は情報収集を行う主な省庁</p> <p>1. 事故概要等に関する事項〔規制庁〕</p> <p>(1)施設敷地緊急事態発生施設の概要</p> <p>事業所の名称、所在地、原子力事業所等の内容</p> <p>(2)事象の概要</p> <p>①発生時刻、規制庁への原子力事業者からの同報ファクシミリの発信 日時</p> <p>②事象発生施設及び発生場所</p> <p>③事象の内容</p> <p>④放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）</p> <p>⑤原子力施設の敷地内外のモニタリング<u>データ</u></p> <p>⑥人的・物的被害の有無</p> <p>⑦気象状況</p> <p>⑧事象発生の原因</p> <p>2. 関係機関の活動に関する事項</p> <p>(1)原子力事業者の対応状況〔規制庁〕</p> <p>①施設の状況</p> <p>②被害の状況</p> <p>③事象拡大阻止のための応急対策活動の状況</p> <p>(2)関係機関（関係省庁、地方公共団体、関係指定公共機関及び原子力事業者の体制</p> <p>①関係機関それぞれの対策本部等の設置状況〔各省庁〕</p>

修正前	修正後
<p>(3) 地方公共団体の対応状況</p> <p>①住民への連絡状況 <u>〔規制庁〕</u></p> <p>②応急対策活動の状況 <u>〔規制庁〕</u></p> <p>(4) 国による支援体制</p> <p>①緊急時応急対策委員及び専門家の派遣の準備状況 <u>〔規制庁、関係省庁〕</u></p> <p>②緊急モニタリング要員及び機器の現地派遣の状況 <u>〔規制庁、関係省庁〕</u></p> <p>③被ばく医療にかかる医療チームの現地派遣の準備状況 <u>〔規制庁、関係省庁〕</u></p> <p>④国の職員の現地派遣状況 <u>〔各省庁〕</u></p> <p>⑤関係省庁における支援体制 <u>〔各省庁〕</u></p> <p>(5) <u>予測、モニタリング体制</u></p> <p>①緊急時モニタリングの実施状況及びその結果 <u>〔規制庁〕</u></p> <p>②原子力事業所の状況（原子力発電所の場合に限る） <u>〔規制庁〕</u></p> <p>③<u>予測を含めた気象情報及び大気中放射性物質拡散予測結果</u> <u>〔規制庁〕</u></p> <p>(6) 人的被害の状況</p> <p>①事象発生現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項 <u>〔規制庁、警察庁、海上保安庁、消防庁〕</u></p> <p>②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先病院 <u>〔消防庁、規制庁〕</u></p> <p>(7) 避難、屋内退避等の防護活動の準備 <u>〔規制庁〕</u></p> <p>①施設敷地緊急事態要避難者の避難実施状況</p> <p>②避難、屋内退避等の防護活動についての準備実施状況</p> <p>③避難場所の準備状況</p> <p>(8) 現地の救助救急体制と広域応援の準備</p> <p>①事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況 <u>〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕</u></p> <p>②警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間 <u>〔警察庁、消防庁〕</u></p>	<p>(3) 地方公共団体の対応状況</p> <p>①住民への連絡状況 <u>〔内閣府〕</u></p> <p>②応急対策活動の状況 <u>〔内閣府〕</u></p> <p>(4) 国による支援体制</p> <p>①緊急時応急対策委員及び専門家の派遣の準備状況 <u>〔規制庁、関係省庁〕</u></p> <p>②緊急モニタリング要員及び機器の現地派遣の状況 <u>〔規制庁、関係省庁〕</u></p> <p>③被ばく医療にかかる医療チームの現地派遣の準備状況 <u>〔規制庁、関係省庁〕</u></p> <p>④国の職員の現地派遣状況 <u>〔各省庁〕</u></p> <p>⑤関係省庁における支援体制 <u>〔各省庁〕</u></p> <p>(5) <u>モニタリング体制</u></p> <p>①緊急時モニタリングの実施状況及びその結果 <u>〔規制庁〕</u></p> <p>②原子力事業所の状況（原子力発電所の場合に限る） <u>〔規制庁〕</u></p> <p>③<u>その他参考情報</u> <u>〔規制庁〕</u></p> <p>(6) 人的被害の状況</p> <p>①事象発生現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項 <u>〔規制庁、内閣府、警察庁、海上保安庁、消防庁〕</u></p> <p>②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先病院 <u>〔消防庁、規制庁、内閣府〕</u></p> <p>(7) 避難、屋内退避等の防護活動の準備 <u>〔内閣府〕</u></p> <p>①施設敷地緊急事態要避難者の避難実施状況</p> <p>②避難、屋内退避等の防護活動についての準備実施状況</p> <p>③避難場所の準備状況</p> <p>(8) 現地の救助救急体制と広域応援の準備</p> <p>①事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況 <u>〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕</u></p> <p>②警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間 <u>〔警察庁、消防庁〕</u></p>

修正前	修正後
<p>(9) 医療体制の準備</p> <p>① 救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況〔消防庁、防衛省〕</p> <p>② 被ばく医療にかかる医療チームの派遣及び収容病院の受入れ等の準備状況〔規制庁等〕</p> <p>③ 安定ヨウ素剤の服用準備状況（服用要請の伝達状況、配布準備の状況等）〔規制庁〕</p> <p>(10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況〔警察庁、海上保安庁、国土交通省〕</p> <p>(11) 汚染物の除去による被害拡大の防止〔規制庁〕</p> <p>(12) 消火活動〔消防庁〕</p> <p>(13) オフサイトセンターの活動状況〔規制庁〕</p> <p>① 国、地方公共団体の職員の参集状況</p> <p>② 専門家の参集状況</p> <p>③ 他の原子力事業者の協力実施状況</p> <p>④ 地事故対策連絡会議の開催状況</p> <p>2 国の職員及び専門家の緊急派遣（緊急輸送関係省庁、規制庁）</p> <p>（1）国の職員の派遣</p> <p>規制庁は、施設敷地緊急事態において、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ的確な準備等を行うため職員を現地に派遣する。また、規制庁は、関係省庁に対して必要に応じ、機能班の班長（要員配置表参照）等職員を現地に派遣するよう要請する。</p> <p>（2）専門家の派遣</p> <p>規制庁は、施設敷地緊急事態において、原子力事業者、（独）原子力安全基盤機構、（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所、広島大学、（公財）原子力安全技術センター、（公財）日本分析センター等の専門家に対し</p>	<p>(9) 医療体制の準備</p> <p>① 救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況〔消防庁、防衛省〕</p> <p>② 被ばく医療にかかる医療チームの派遣及び収容病院の受入れ等の準備状況〔規制庁等〕</p> <p>③ 安定ヨウ素剤の服用準備状況（服用要請の伝達状況、配布準備の状況等）〔<u>内閣府</u>〕</p> <p>(10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況〔警察庁、海上保安庁、国土交通省〕</p> <p>(11) 汚染物の除去による被害拡大の防止〔規制庁〕</p> <p>(12) 消火活動〔消防庁〕</p> <p>(13) オフサイトセンター、<u>緊急時モニタリングセンター</u>の活動状況〔規制庁、<u>内閣府</u>〕</p> <p>① 国、地方公共団体の職員の参集状況</p> <p>② 専門家の参集状況</p> <p>③ 他の原子力事業者の協力実施状況</p> <p>④ 現地事故対策連絡会議の開催状況</p> <p>2 国の職員及び専門家の緊急派遣（緊急輸送関係省庁、<u>内閣府</u>、規制庁）</p> <p>（1）国の職員の派遣</p> <p><u>内閣府（原子力防災担当）</u>及び規制庁は、施設敷地緊急事態において、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ的確な準備等を行うため職員を現地に派遣する。また、<u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>は、関係省庁に対して必要に応じ、機能班の班長（要員配置表参照）等職員を現地に派遣するよう要請する。</p> <p>（2）専門家の派遣</p> <p><u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>は、施設敷地緊急事態において、原子力事業者、（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所、広島大学、（公財）原子力安全技術センター、（公財）日本分析センター等の専門家に対し</p>

修正前	修正後
<p>て現地事故対策連絡会議への参集を原則として各機関の所管省庁を通じて要請する。</p> <p>オフサイトセンターに参集する国の職員及び専門家を参考資料（4）に示す。</p> <p>（3）輸送支援</p> <p>規制庁は、原子力事業所の施設敷地緊急事態の通報又は連絡を受けた場合において、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対して輸送の支援を要請する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、次ページのスキームを基本とし、詳細はあらかじめ別に定める。</p> <p>「具体的な移動及び輸送支援のスキーム」</p> <p>【図 第2編-第2章-1】</p> <p>現地までの移動及び輸送支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制庁は、緊急輸送関係省庁に対し、<u>環境副大臣</u>（又は環境大臣政務官）、<u>緊急事態対策監</u>、<u>原子力地域安全総括官</u>、必要に応じ委員会委員等の要員の派遣のための協力を要請する。 規制庁は、速やかに緊急輸送関係省庁と、要員等の現地までの移動手段を協議し、緊急輸送関係省庁に対し、輸送支援を依頼する。 規制庁は、緊急輸送関係省庁に対して次ページの様式で人員及び資機材の輸送支援を依頼する。 依頼を書面により行う時間がない場合は、口頭又は電信若しくは電話による。この場合、事後において速やかに書面を提出する。 警察庁は、関係都道府県警察に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について規制庁にその旨、連絡する。 海上保安庁は、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について規制 	<p>等の専門家に対して現地事故対策連絡会議への参集を原則として各機関の所管省庁を通じて要請する。</p> <p>オフサイトセンターに参集する国の職員及び専門家を参考資料（4）に示す。</p> <p>（3）輸送支援</p> <p><u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>は、原子力事業所の施設敷地緊急事態の通報又は連絡を受けた場合において、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対して輸送の支援を要請する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、次ページのスキームを基本とし、詳細はあらかじめ別に定める。</p> <p>「具体的な移動及び輸送支援のスキーム」</p> <p>【図 第2編-第2章-1】</p> <p>現地までの移動及び輸送支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>は、緊急輸送関係省庁に対し、<u>内閣府副大臣</u>（又は内閣府大臣政務官）、<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>、<u>内閣府審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）</u>、必要に応じ委員会委員等の要員の派遣のための協力を要請する。 <u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>は、速やかに緊急輸送関係省庁と、要員等の現地までの移動手段を協議し、緊急輸送関係省庁に対し、輸送支援を依頼する。 <u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>は、緊急輸送関係省庁に対して次ページの様式で人員及び資機材の輸送支援を依頼する。 依頼を書面により行う時間がない場合は、口頭又は電信若しくは電話による。この場合、事後において速やかに書面を提出する。 警察庁は、関係都道府県警察に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について<u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>にその旨、連絡する。 海上保安庁は、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について<u>事故対</u>

修正前	修正後
<p>にその旨連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省は、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について規制庁にその旨、連絡する。 ・消防庁は、関係消防機関に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について規制庁にその旨、連絡する。 ・規制庁は、輸送支援の準備が整った段階で、原子力施設事態即応センター及びオフサイトセンターまでの緊急輸送関係省庁の支援により、目的地まで人員及び資機材の輸送を行う。 <p>(様式)</p>	<p>策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）にその旨連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省は、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について<u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>にその旨、連絡する。 ・消防庁は、関係消防機関に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について<u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>にその旨、連絡する。 ・<u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>は、輸送支援の準備が整った段階で、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター及び<u>緊急時モニタリングセンター</u>までの緊急輸送関係省庁の支援により、目的地まで人員及び資機材の輸送を行う。 <p>(様式)</p>

修正前	修正後
<p>防衛省担当局長（海上保安庁次長、警察庁警備局長、消防庁長官） 御中</p> <p>原子力規制庁長官</p> <p>人員等の輸送支援依頼について</p> <p>標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。</p> <p>記</p> <p>1. 理由 (例) 原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）へ参集するため</p> <p>2. 期日及び経路 ○○年○月○日○時○分 ○○から ○○まで</p> <p>3. 輸送支援希望 (1) 人員 ○○ ○○（所属、氏名 を記載） ○○ ○○（ ）</p> <p>(2) 資機材 別紙のとおり</p> <p>3 広報活動（規制庁等）</p> <p>(1) 情報発信体制</p> <p>施設敷地緊急事態が発生した場合、規制庁は、各機能班、関係省庁、原子力事業者等の情報をとりまとめ、一元的に情報発信を行うための広報体制を構築する。</p> <p>事故対策本部による情報発信は、必要に応じて官邸において内閣官房長官が会見を行い、委員会委員又は規制庁審議官等が原則として同席し、技術的内容等の補足説明を行うこととする。</p> <p>ただし、官邸において会見が行われない場合は、必要に応じて、規制庁において、</p>	<p>防衛省担当局長（海上保安庁次長、警察庁警備局長、消防庁長官） 御中</p> <p>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</p> <p>原子力規制庁長官</p> <p>人員等の輸送支援依頼について</p> <p>標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。</p> <p>記</p> <p>1. 理由 (例) 原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）へ参集するため</p> <p>2. 期日及び経路 ○○年○月○日○時○分 ○○から ○○まで</p> <p>3. 輸送支援希望 (1) 人員 ○○ ○○（所属、氏名 を記載） ○○ ○○（ ）</p> <p>(2) 資機材 別紙のとおり</p> <p>3 広報活動（内閣府、規制庁等）</p> <p>(1) 情報発信体制</p> <p>施設敷地緊急事態が発生した場合、<u>内閣府（原子力防災担当）</u> 及び規制庁は、各機能班、関係省庁、原子力事業者等の情報をとりまとめ、一元的に情報発信を行うための広報体制を構築する。</p> <p>事故対策本部による情報発信は、必要に応じて官邸において内閣官房長官が会見を行い、<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u> が指定する内閣府職員及び委員会委員又は規制庁審議官等が原則として同席し、技術的内容等の補足説明を行うこととする。</p> <p>ただし、官邸において会見が行われない場合は、必要に応じて、規制庁等におい</p>

修正前	修正後
<p>規制庁審議官等が会見を実施するものとする。</p> <p>オフサイトセンターでの情報発信は、<u>環境副大臣</u>（又は<u>環境大臣政務官</u>）、<u>規制庁原子力地域安全総括官</u>（現地に到着していない場合は、原子力規制事務所副所長又所長が<u>予め指定</u>した原子力防災専門官）等が記者会見（英語通訳付き）を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。</p> <p>また、原子力事業者が実施する記者会見の情報については、原子力施設事態即応センターの広報担当と規制庁（官邸）及び規制庁（E R C）が連携を取ることにより、政府の情報発信と齟齬が生じないよう努める。</p> <p>中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下の図に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">「施設敷地緊急事態発生時の情報発信体制」</p> <p style="text-align: center;">【図 第2編-第2章-2】</p> <p>（2）各機関の広報に関する役割</p> <p>① 規制庁（官邸）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態が発生した場合、委員会委員長、<u>同委員</u>、規制庁長官、<u>同庁次長</u>、<u>同審議官</u>等は官邸に移動する。 官邸対策室、内閣広報室と連携して、規制庁（E R C）、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所との連絡体制の確立、業務スペースの準備、班体制の整備、E R Cを始めとした各対策拠点からの情報収集活動を行う。 記者会見用資料の作成を行う。必要に応じて、規制庁（E R C）に作業を依頼する。 	<p>て、<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>が指定する内閣府職員又は規制庁長官が指定する規制庁職員が会見を実施するものとする。</p> <p>オフサイトセンターでの情報発信は、<u>内閣府副大臣</u>（又は<u>内閣府大臣政務官</u>）、<u>内閣府審議官（原子力防災担当）</u>（又は代理の職員）（現地に到着していない場合は、原子力規制事務所副所長又所長が<u>あらかじめ指定</u>した原子力防災専門官）等が記者会見（英語通訳付き）を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。</p> <p>また、原子力事業者が実施する記者会見の情報については、原子力施設事態即応センターの広報担当と規制庁（官邸）及び規制庁（E R C）が連携を取ることにより、政府の情報発信と齟齬が生じないよう努める。</p> <p>中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下の図に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">「施設敷地緊急事態発生時の情報発信体制」</p> <p style="text-align: center;">【図 第2編-第2章-2】</p> <p>（2）各機関の広報に関する役割</p> <p>① <u>内閣府（原子力防災担当）（官邸）</u>、規制庁（官邸）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態が発生した場合、<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>及び<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>が指定する内閣府職員並びに委員会委員長又は<u>同委員</u>、規制庁長官及び規制庁長官が指定する規制庁職員は官邸に移動する。 官邸対策室、内閣広報室と連携して、規制庁（E R C）、オフサイトセンター、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所との連絡体制の確立、業務スペースの準備、班体制の整備、E R Cを始めとした各対策拠点からの情報収集活動を行う。 記者会見用資料の作成を行う。必要に応じて、規制庁（E R C）に作業を依頼する。

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> ・通信手段の途絶等に備えた代替手段（ニュース速報による情報提供等マスメディアを通じた事故情報をタイムリーに提供する体制の構築等）について事前にマスメディアと調整した内容に即して、規制庁（官邸）とりまとめの下、マスメディアに対して協力要請を行う。 ・記者会見の情報を規制庁（E R C）、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所に共有する。 <p>② 規制庁（E R C）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ適切な広報を行うため、規制庁（E R C）は、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が有する情報を収集し、政府の被害報としてとりまとめ、関係機関に共有する。なお、必要に応じて規制庁において<u>規制庁審議官</u>等が会見を実施するものとする。 ・規制庁（官邸）の依頼により、官邸での記者会見用資料の作成を支援する。 ・規制庁（官邸）<u>及び</u>オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、<u>緊急時対策所</u>の広報担当者との情報共有体制を確立する。 ・規制庁（官邸）、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁に対し広報内容等の伝達を行う。また、現地<u>本部</u>広報班の体制を確認し、体制が整っていない場合は、関係地方公共団体へも状況の伝達を行う。 ・一般からの問い合わせに対するコールセンターを設置する。その際、速やかに外国語での対応体制を検討する。 ・一般からの問い合わせに対するコールセンターへ、政府の被害報等の資料を共有する。 ・プレス発表資料等を英訳し、英訳したプレス発表資料等必要な情報を、内閣広 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信手段の途絶等に備えた代替手段（ニュース速報による情報提供等マスメディアを通じた事故情報をタイムリーに提供する体制の構築等）について事前にマスメディアと調整した内容に即して、規制庁（官邸）とりまとめの下、マスメディアに対して協力要請を行う。 ・記者会見の情報を規制庁（E R C）、オフサイトセンター、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所に共有する。 <p>② <u>内閣府（原子力防災担当）（E R C）</u>、規制庁（E R C）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ適切な広報を行うため、<u>内閣府（原子力防災担当）（E R C）</u>及び規制庁（E R C）は、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が有する情報を収集し、政府の被害報としてとりまとめ、関係機関に共有する。なお、必要に応じて規制庁等において<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>が指定する内閣府職員又は規制庁長官が指定する規制庁職員が会見を実施するものとする。 ・<u>内閣府（原子力防災担当）（官邸）</u>及び規制庁（官邸）の依頼により、官邸での記者会見用資料の作成を支援する。 ・<u>内閣府（原子力防災担当）（官邸）</u>、規制庁（官邸）<u>、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター</u>、原子力施設事態即応センター<u>及び</u>緊急時対策所の広報担当者との情報共有体制を確立する。 ・<u>内閣府（原子力防災担当）（官邸）</u>、規制庁（官邸）、オフサイトセンター、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁に対し広報内容等の伝達を行う。また、現地広報班の体制を確認し、体制が整っていない場合は、関係地方公共団体へも状況の伝達を行う。 ・一般からの問い合わせに対するコールセンターを設置する。その際、速やかに外国語での対応体制を検討する。 ・一般からの問い合わせに対するコールセンターへ、政府の被害報等の資料を共有する。 ・プレス発表資料等を英訳し、英訳したプレス発表資料等必要な情報を、内閣広

修正前	修正後
<p>報室及び外務省へ隨時送付するとともに、説明の方法等につき協議する。また、英訳した情報をウェブサイトへ掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象の進展に備え、規制庁（E R C）は内閣広報室及び外務省と緊密に連携して、対外的情報発信を担う国内外の報道機関を通じた外国人への情報提供、在日外国大使館への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への情報提供及び広報活動を開始する。 ホームページで公開すべき情報が整理され次第、適宜ホームページを更新する。避難・屋内退避等の指示等の対象となる区域と見込まれる範囲、緊急時モニタリングの結果、<u>予測を含めた気象情報及び大気中放射性物質拡散予測結果</u>及び緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）等の結果など迅速な提供が必要な情報は、速やかにホームページ等において公開する。 規制庁（官邸）に対し、マスメディアとの協力関係の構築（通信手段の途絶等に備えた代替手段の確保、マスメディアを通じた事故情報のタイムリーな提供体制の構築等）について依頼する。 官邸での記者会見について、規制庁（官邸）より、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。 <p>③オフサイトセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制庁（E R C）と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、<u>環境副大臣（又は環境大臣政務官）</u>、<u>原子力地域安全総括官</u>等が必要に応じて記者会見を行う。 関係自治体との連絡手段を確認し、状況の伝達を行う。準備されていた手段が使えない場合等は速やかに代替手段を確立させる。 官邸での記者会見について、規制庁（官邸）より、規制庁（E R C）、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。 	<p>報室及び外務省へ隨時送付するとともに、説明の方法等につき協議する。また、英訳した情報をウェブサイトへ掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象の進展に備え、<u>内閣府（原子力防災担当）（E R C）</u>及び規制庁（E R C）は内閣広報室及び外務省と緊密に連携して、対外的情報発信を担う国内外の報道機関を通じた外国人への情報提供、在日外国大使館への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への情報提供及び広報活動を開始する。 ホームページで公開すべき情報が整理され次第、適宜ホームページを更新する。避難・屋内退避等の指示等の対象となる区域と見込まれる範囲、緊急時モニタリングの結果及び緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）等の結果など迅速な提供が必要な情報は、速やかにホームページ等において公開する。 内閣府（原子力防災担当）（官邸）及び規制庁（官邸）に対し、マスメディアとの協力関係の構築（通信手段の途絶等に備えた代替手段の確保、マスメディアを通じた事故情報のタイムリーな提供体制の構築等）について依頼する。 官邸での記者会見について、<u>内閣府（原子力防災担当）（官邸）</u>及び規制庁（官邸）より、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。 <p>③オフサイトセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府（原子力防災担当）（E R C）及び規制庁（E R C）と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、<u>内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）</u>、内閣府審議官（原子力防災担当）等が必要に応じて記者会見を行う。 関係自治体との連絡手段を確認し、状況の伝達を行う。準備されていた手段が使えない場合等は速やかに代替手段を確立させる。 官邸での記者会見について、<u>内閣府（原子力防災担当）（官邸）</u>及び規制庁（官邸）より、<u>内閣府（原子力防災担当）（E R C）</u>、規制庁（E R C）、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、

修正前	修正後
<p>④原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者が実施する記者会見の情報を規制庁（官邸）、規制庁（E R C）及びオフサイトセンターと情報共有する。 ・官邸での記者会見について、規制庁（官邸）より、規制庁（E R C）、オフサイトセンター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。 <p>⑤その他省庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼り出し（会見時間等に関する記者への掲示連絡。以下同じ。）等をする場合は、<u>規制庁（E R C）</u>広報担当に随時連絡するものとし、発表内容や状況についても随時連絡を行う。 ・内閣広報室は、規制庁（E R C）により集約された関係省庁及びオフサイトセンター等における広報内容を規制庁（官邸）から得て、官邸記者クラブへの貼り出し及び内閣官房長官の記者会見対応等を行う。 ・外務省は必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供等を行うとともに、在外公館を通じて本国政府や現地メディアにも情報提供等を行う。 ・気象庁は、IAEAが「大規模災害（general emergency）」と認定した事故について、IAEA等から要請を受けて放射性物質の拡散予測資料を提供した場合には、規制庁（E R C及び官邸）に通知した上で適切に公表するものとする。 <p>4 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動（規制庁）</p> <p>○規制庁（官邸）</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所等から得られた情報や、規制庁（E R C）が整理・分析した情報を官邸幹部に共有する。</p>	<p>情報提供を受ける。</p> <p>④原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者が実施する記者会見の情報を規制庁（官邸）、規制庁（E R C）及びオフサイトセンターと情報共有する。 ・官邸での記者会見について、<u>内閣府（原子力防災担当）（官邸）</u>及び規制庁（官邸）より、<u>内閣府（原子力防災担当）（E R C）</u>及び規制庁（E R C）、オフサイトセンター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。 <p>⑤その他省庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼り出し（会見時間等に関する記者への掲示連絡。以下同じ。）等をする場合は、<u>事故対策本部（内閣府（原子力防災担当）、規制庁）</u>のE R C広報担当に随時連絡するものとし、発表内容や状況についても随時連絡を行う。 ・内閣広報室は、<u>内閣府（原子力防災担当）（E R C）</u>及び規制庁（E R C）により集約された関係省庁及びオフサイトセンター等における広報内容を<u>内閣府（原子力防災担当）（官邸）</u>及び規制庁（官邸）から得て、官邸記者クラブへの貼り出し及び内閣官房長官の記者会見対応等を行う。 ・外務省は必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供等を行うとともに、在外公館を通じて本国政府や現地メディアにも情報提供等を行う。 ・気象庁は、IAEAが「大規模災害（general emergency）」と認定した事故について、IAEA等から要請を受けて放射性物質の拡散予測資料を提供した場合には、<u>内閣府（原子力防災担当）（E R C及び官邸）</u>、規制庁（E R C及び官邸）に通知した上で適切に公表するものとする。 <p>4 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動（規制庁）</p> <p>○規制庁（官邸）</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所等から得られた情報や、規制庁（E R C）が整理・分析した情報を官邸幹部に共有する。</p>

修正前	修正後
<p>また、得られた情報を元に事故収束のための対応方針を決定する。</p> <p>(1) 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害に係る原子力施設の情報（各種パラメータ、施設内の被害状況等）、原子力事業者の事故収束のための活動状況等について、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所等から情報収集する。 ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸幹部、内閣官房（<u>安危</u>）及び関係省庁に共有する。（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する） ・規制庁（E R C）プラント担当から得られたプラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど住民避難に関する情報を規制庁（官邸）各機能担当へ情報提供する。 <p>(2) 原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、規制庁（E R C）及び（独）原子力安全基盤機構に、原子力事業者等から得られた情報やE R S S（プラントパラメータがE R S Sに伝送されている原子力施設において全面緊急事態が発生した場合）を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。 ・規制庁（E R C）が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸内に共有するとともに、その情報を基に、規制庁（E R C）、緊急事態対策監等と連携を取りながら、事故収束のための対応策を検討する。 ・規制庁（E R C）から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸幹部、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、内閣官房（<u>安危</u>）及び関係省庁に共有する。（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する） <p>(3) 原子力事業者に対する命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令を行うことと 	<p>また、得られた情報を元に事故収束のための対応方針を決定する。</p> <p>(1) 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害に係る原子力施設の情報（各種パラメータ、施設内の被害状況等）、原子力事業者の事故収束のための活動状況等について、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所等から情報収集する。 ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸幹部、内閣官房（<u>事態</u>）及び関係省庁に共有する。（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する） ・規制庁（E R C）プラント担当から得られたプラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど住民避難に関する情報を内閣府（原子力防災担当）（官邸）及び規制庁（官邸）各機能担当へ情報提供する。 <p>(2) 原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、規制庁（E R C）に、原子力事業者等から得られた情報やE R S S（プラントパラメータがE R S Sに伝送されている原子力施設において全面緊急事態が発生した場合）を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。 ・規制庁（E R C）が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸内に共有するとともに、その情報を基に、規制庁（E R C）、緊急事態対策監等と連携を取りながら、事故収束のための対応策を検討する。 ・規制庁（E R C）から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸幹部、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、内閣官房（<u>事態</u>）及び関係省庁に共有する。（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する） <p>(3) 原子力事業者に対する命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令を

修正前	修正後
<p>し、その事務を担当する。また、必要に応じ、規制庁（E R C）プラント担当に事務手続を指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命令に際し、原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、緊急事態対策監等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。 ・原子力事業者への命令内容を原子力施設事態即応センターに伝えるとともに、官邸幹部、規制庁（E R C）、オフサイトセンター、内閣官房（<u>安危</u>）及び関係省庁に共有する。 <p>○規制庁（E R C）</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S 等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を規制庁（官邸）、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び規制庁（E R C）内に共有する。</p> <p>（1）原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S 等から収集した情報を、規制庁（E R C）内に共有する。</p> <p>また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。</p> <p>（2）原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制庁（E R C）及び（独）原子力安全基盤機構は、原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、規制庁（官邸）、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター及び規制庁（E R C）内に情報を提供する。 ・上述で得られた情報をもとに、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ、専門家を招聘し、技術的助言を求める。 <p>（3）原子力事業者に対する命令</p>	<p>行うこととし、規制庁（官邸）プラント担当はその事務を担当する。また、必要に応じ、規制庁（E R C）プラント担当に命令案文の作成や情報収集等の事務手続を指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命令に際し、原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、緊急事態対策監等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。 ・原子力事業者への命令内容を原子力施設事態即応センターに伝えるとともに、官邸幹部、規制庁（E R C）、オフサイトセンター、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、内閣官房（<u>事態</u>）及び関係省庁に共有する。 <p>○規制庁（E R C）</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S 等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を規制庁（官邸）、オフサイトセンター、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び規制庁（E R C）内に共有する。</p> <p>（1）原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S 等から収集した情報を、規制庁（E R C）内に共有する。</p> <p>また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。</p> <p>（2）原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制庁（E R C）は、原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、規制庁（官邸）、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター及び規制庁（E R C）内に情報を提供する。 ・上述で得られた情報をもとに、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ、専門家を招聘し、技術的助言を求める。 <p>（3）原子力事業者に対する命令</p>

修正前	修正後
<p>規制庁（E R C）プラント担当は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、規制庁（官邸）の指示に基づき、原子炉等規制法に基づく命令に関して、事務手続を行う。</p> <p>○オフサイトセンター</p> <p>原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、規制庁（官邸）及び規制庁（E R C）から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。</p> <p>○原子力施設事態即応センター</p> <p>（1）原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態対策監等</u>は、原子力施設事態即応センターに到着後、事故対策本部、当該原子力事業所を所管する原子力規制事務所長及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による施設敷地緊急事態の収束活動の実施状況、緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、後方支援拠点の立ち上げを助言する。 ・<u>緊急事態対策監等</u>は、原子力事業者と連携し、規制庁（官邸及びE R C）プラント担当、オフサイトセンター、後方支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行い、特に重要な情報については、テレビ会議システム等を通じ、官邸幹部に対して、説明を行う。 <p>（2）原子力事業者に対する命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態対策監等</u>は、規制庁（官邸）が作成した原子炉等規制法に基づく命令案の必要性・内容について検討し、規制庁（官邸）に意見を述べる。当該命令について、委員会での承認が得られた後、事業者に対して伝達する。 ・法令に基づく命令まで要しない対応策については、<u>緊急事態対策監等</u>が、規制庁（官邸）プラント担当と連携し、原子力事業者に助言・指導を行う。 	<p>規制庁（E R C）プラント担当は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、規制庁（官邸）の指示に基づき、原子炉等規制法に基づく命令に関して、<u>命令案文の作成や情報収集等</u>の事務手続を行う。</p> <p>○オフサイトセンター</p> <p>原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、<u>内閣府（原子力防災担当）（官邸）</u>、<u>内閣府（原子力防災担当）（E R C）</u>、規制庁（官邸）及び規制庁（E R C）から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。</p> <p>○原子力施設事態即応センター</p> <p>（1）原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、原子力施設事態即応センターに到着後、事故対策本部、当該原子力事業所を所管する原子力規制事務所長及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による施設敷地緊急事態の収束活動の実施状況、緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、後方支援拠点の立ち上げを助言する。 ・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、原子力事業者と連携し、規制庁（官邸及びE R C）プラント担当、オフサイトセンター、後方支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行い、特に重要な情報については、テレビ会議システム等を通じ、官邸幹部に対して、説明を行う。 <p>（2）原子力事業者に対する命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、規制庁（官邸）が作成した原子炉等規制法に基づく命令案の必要性・内容について検討し、規制庁（官邸）に意見を述べる。当該命令について、委員会での承認が得られた後、事業者に対して伝達する。 ・法令に基づく命令まで要しない対応策については、<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>が、規制庁（官邸）プラント担当と連携し、原子力事業者に指導・助言を

修正前	修正後
<p>・<u>緊急事態対策監等</u>は、上記の<u>助言・指導</u>に基づいて、原子力事業者の対応状況を確認する。</p> <p>（3）不測の事態への対応</p> <p><u>緊急事態対策監等</u>は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動出来ない場合、移動可能となるまでの間、事故対策本部にて事故収束活動を行う。</p> <p>（4）応援体制の確立</p> <p><u>緊急事態対策監等</u>は、原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。</p> <p>5 緊急時モニタリング及び大気中放射性物質拡散予測結果の共有（規制庁等）</p> <p>（1）緊急時モニタリング実施体制</p> <p>緊急時モニタリングについては、緊急時モニタリング実施計画に基づき、規制庁（E R C）の統括の下、緊急時モニタリングセンター等が実施する。</p> <p>緊急時モニタリングセンター等は、モニタリングの測定方法、測定頻度、緯度・経度情報（世界測地系）等について情報共有し、モニタリングの実施方法の統一を図る。役割分担については、以下を基本とし、必要に応じて緊急参集チーム又は関係省庁事故対策連絡会議を利用し、関係者等と協議した上で修正等を行う。</p> <p>（2）各機関の緊急時モニタリングに関する役割分担</p> <p>規制庁：緊急時モニタリングに係る総合調整（緊急時モニタリング動員計画の策定、緊急時モニタリングセンターの立上げと運営、緊急時モニタリング実施計画</p>	<p>行う。</p> <p>・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、上記の<u>指導・助言</u>に基づいて、原子力事業者の対応状況を確認する。</p> <p>（3）不測の事態への対応</p> <p><u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動出来ない場合、移動可能となるまでの間、事故対策本部にて事故収束活動を行う。</p> <p>（4）応援体制の確立</p> <p><u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。</p> <p>5 緊急時モニタリングの実施等（規制庁等）</p> <p>（1）緊急時モニタリング実施体制</p> <p>緊急時モニタリングについては、緊急時モニタリング実施計画に基づき、規制庁（E R C）の統括の下、緊急時モニタリングセンター等が実施する。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画の改訂案への提案と意見の提出を行う。</p> <p>規制庁、関係省庁、P A Z 及びU P Z 内の道府県、原子力事業者、発災元以外の原子力事業者及び関係指定公共機関等は、緊急時モニタリングセンターの一員として、緊急時モニタリングを実施する。役割分担については、以下を基本とする。</p> <p>規制庁：資機材及び要員の動員並びに動員の指示、緊急時モニタリングセンターの立上げと運営、緊急時モニタリングセンターへの参画及び統括、緊急時モニタ</p>

修正前	修正後
<p>の立案、関係省庁等への必要な指示・要請等)、緊急時モニタリングの実施、関係省庁等が行うモニタリング結果を含めた情報集約、これらの結果に対する総合的評価と情報発信</p> <p>関係省庁：<u>行政目的に沿った緊急時モニタリングの実施や支援、分析等及び情報発信</u></p> <p>P A Z 及びU P Z 内の道府県：<u>緊急時モニタリングセンターの一員として、国や原子力事業者等と連携して、住民の居住範囲を中心とした緊急時モニタリングを実施し、国や原子力事業者と連携して情報を発信</u></p> <p>原子力事業者：<u>緊急時モニタリングセンターの一員として、国及び地方公共団体と連携して、放出源情報と敷地境界のモニタリング情報を発信</u></p> <p>また、発災元以外の原子力事業者は、<u>緊急時モニタリングセンターに入り、国とのとりまとめの下、P A Z 及びU P Z 内の道府県と連携して緊急時モニタリングを実施し、国やP A Z 及びU P Z 内の道府県と連携して情報を発信。</u></p>	<p>リング実施計画案の作成・改訂、関係省庁等への必要な指示・要請、緊急時モニタリングの結果に対する評価と公表、関係省庁等が行うモニタリングの結果を含めた情報集約等</p> <p>関係省庁：<u>緊急時モニタリングセンターへの参画、緊急時モニタリングの支援、機材及び要員の動員</u></p> <p>P A Z 及びU P Z 内の道府県：<u>緊急時モニタリングセンターの立上げへの協力、緊急時モニタリングセンターへの参画、資機材及び要員の動員</u></p> <p>原子力事業者：<u>緊急時モニタリングセンターへの参画、放出源情報の提供、資機材及び要員の動員</u></p> <p>発災元以外の原子力事業者：<u>緊急時モニタリングセンターへの参画、資機材及び要員の動員</u></p> <p>関係指定公共機関（（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所）：<u>緊急時モニタリングセンターへの参画、資機材及び要員の動員</u></p> <p>その他の機関（（公財）原子力安全技術センター、（公財）日本分析センター等）：<u>緊急時モニタリングの支援</u></p>
<p>「施設敷地緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制」</p> <p>【図 第2編-第2章-3】</p> <p>(3) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>①事前準備（計画等の策定）</p> <p>規制庁（E R C）は、あらかじめ、関係省庁の意見を聞いて、<u>緊急時モニタリングの初動対応及び基本方針を策定するとともに、緊急時モニタリングに動員可能な機材及び人材について把握し、その動員の計画を策定する。</u></p> <p>②緊急時モニタリング実施計画の策定</p>	<p>「施設敷地緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制」</p> <p>【図 第2編-第2章-3】</p> <p>(2) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>①緊急時モニタリング実施計画の策定等</p>

修正前	修正後
<p>規制庁（E R C）は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、主に原子力事業所周辺に設置された放射線測定設備の指示値を遠隔監視装置で読み取る等、あらかじめ定めた当該地域の緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。</p>	
<p>規制庁（E R C）は、緊急時モニタリング計画に基づく緊急時モニタリングの測定データを確認し、予測を含めた気象情報や大気中放射性物質拡散予測を参考にして、その状況に応じて、緊急時モニタリング実施計画（地理的な測定範囲、モニタリング対象、分担等）を立案する。</p>	<p>規制庁（E R C）は、緊急時モニタリング計画及び現地の空間線量率の結果等を基に、緊急時モニタリング実施計画（測定地点、頻度等）を立案し、規制庁（官邸）を通じて委員会委員長に提案する。</p>
<p>委員会委員長は、規制庁（E R C）の案に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定する。規制庁（E R C）は、関係者等に、緊急時モニタリング実施計画に基づく緊急時モニタリングの実施を要請する。</p>	<p>委員会委員長は、規制庁（E R C）の案に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定する。緊急時モニタリング実施計画策定後、緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画に対する提案及び意見を規制庁（E R C）に送付する。規制庁（E R C）は、緊急時モニタリング実施計画の改訂について、必要に応じて関係機関と調整を行い、規制庁（官邸）を通じて委員会委員長に提案する。委員会委員長は、規制庁（E R C）の案に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画を改訂する。規制庁（E R C）は、緊急時モニタリングセンターと、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。</p>
<p>③大気中放射性物質拡散予測計算の実施及びそのデータの共有・公表</p> <p>規制庁（E R C）は、防護措置等の検討の参考とするため、放射性物質の単位放出量の大気中放射性物質拡散予測計算を毎時実施する。その結果を規制庁（官邸）並びにP A Z及びU P Z内の道府県に送付するとともに、随時公表する。規制庁（E R C）は、必要に応じて、一定の仮定に基づいて大気中放射性物質拡散予測と被ばくの予測計算を実施し、その結果についても規制庁（官邸）、P A Z及びU P Z内の道府県に送付し、関係省庁に連絡するとともに公表する。</p> <p>また、放出源情報が得られ次第、規制庁（E R C）は大気中放射性物質拡散予測と被ばくの予測計算を実施し、その結果を規制庁（官邸）、P A Z及びU P Z内</p>	

修正前	修正後
<p><u>の道府県に送付し、関係省庁に連絡するとともに、迅速に公表する。</u></p> <p><u>④緊急時モニタリングの実施</u></p> <p>規制庁（E R C）は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。その際には、P A Z 及びU P Z 内の道府県に協力を要請する。</p> <p><u>緊急時モニタリングセンターは、あらかじめ策定した初動計画とP A Z 及びU P Z 内の道府県があらかじめ策定した<u>道府県の緊急時モニタリング計画</u>に基づき、<u>初期の緊急時モニタリング</u>を開始する。</u></p> <p><u>また、緊急時モニタリングセンターは、その結果をとりまとめ、不適切な結果がないことを確認し、関係省庁がとりまとめる対象・地域等に関するモニタリングの結果と併せて、規制庁（E R C）に送付する。</u></p> <p>緊急時モニタリング実施計画が策定された後には、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング結果をとりまとめ、不適切な<u>測定結果がない</u>ことを確認し、規制庁（E R C）に送付する。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の改定案を作成し、規制庁（E R C）に送付する。規制庁（E R C）は、緊急時モニタリング実施計画の改定について、必要に応じて関係機関と調整を行い、規制庁（官邸）を通じて委員会委員長に提案する。委員会委員長は、規制庁（E R C）の案に基づき、緊急時モニタリング実施計画を改定する。</p> <p>規制庁（E R C）は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁に、改定された緊急時モニタリング実施計画を送付する。</p> <p>関係省庁及び関係機関（関係地方公共団体以外の地方公共団体を含む）は、緊急</p>	<p><u>②緊急時モニタリングの実施</u></p> <p>規制庁（E R C）は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。その際には、P A Z 及びU P Z 内の道府県に協力を要請する。</p> <p><u>規制庁（E R C）は、要員を現地に派遣するとともに、P A Z 及びU P Z 内の道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等に対して、要員の派遣及び資機材の輸送を要請する。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでは、P A Z 及びU P Z 内の道府県があらかじめ策定した緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングを開始する。</u></p> <p>緊急時モニタリング実施計画が策定された後には、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの結果をとりまとめ、不適切な結果がないことを確認し、規制庁（E R C）に送付する。</p> <p>関係省庁及び関係機関（関係地方公共団体以外の地方公共団体を含む）が、それ</p>

修正前	修正後
<p>時モニタリング実施計画及び規制庁の指示又は要請に基づき、行政目的に沿った緊急時モニタリングを実施し、その結果をとりまとめ、<u>緊急時モニタリングセンター</u>に送付する。</p>	<p>その行政目的に沿ったモニタリングを実施した場合には、<u>関係省庁及び関係機関</u>は、その結果をとりまとめ、<u>規制庁（E R C）</u>に送付する。</p>
<p><u>(i) 緊急時モニタリング実施の支援</u></p>	
<p>規制庁（E R C）は、緊急時モニタリング要員の職員を現地に派遣するとともに、<u>(独) 放射線医学総合研究所、(独) 日本原子力研究開発機構、(公財) 原子力安全技術センター、(公財) 日本分析センター等の関係機関</u>に対して、緊急時モニタリング要員及び資機材を現地に派遣及び輸送するよう要請する。</p>	
<p><u>(ii) 海域モニタリングの実施</u></p>	
<p>規制庁、水産庁、気象庁、環境省、P A Z 及びU P Z 内の道府県、原子力事業者は、放射性物質の拡散状況等必要に応じて、規制庁（E R C）の総合調整の下、<u>海域モニタリングを実施し、その結果を緊急時モニタリングセンターに送付する。海上保安庁等は、海域モニタリングに対して、対応可能な範囲で船舶によるモニタリング支援を行う。</u></p>	
<p><u>⑤モニタリングデータの集約、評価及び公表</u></p>	
<p>関係省庁等は、自らが集約したモニタリングの結果を規制庁（E R C）に送付するとともに公表する。</p>	<p><u>③モニタリングデータの集約、評価及び公表</u></p>
<p>規制庁（E R C）は、緊急時モニタリングセンターがとりまとめた緊急時モニタリング結果や関係省庁等が集約した緊急時モニタリングの結果をとりまとめ、規制庁（官邸）及び緊急時モニタリングセンターと共有する。</p>	
<p>規制庁（E R C）は、緊急時モニタリングセンター及び関係省庁等から送付されたモニタリング情報を総合的に評価するとともに、結果を公表する。</p>	<p>規制庁（E R C）は、<u>緊急時モニタリングの結果等をとりまとめて評価し、その結果を規制庁（官邸）及び緊急時モニタリングセンターと共有するとともに公表する。</u></p>
<p><u>⑥外国政府等から提供を受けたモニタリング結果等の公表</u></p>	<p><u>その際、必要に応じて、関係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。</u></p>

修正前	修正後
<p>規制庁(E R C) は、外国政府等から、外務省を通じ<u>又は直接モニタリング結果等の提供を受けた場合、規制庁(官邸)と情報を共有し、提供元に速やかに公表の可否を確認した上で、公表する。</u></p>	<p>また、規制庁(E R C) は、外国政府等から、外務省を通じ又は直接<u>モニタリング結果等の提供を受けた場合には、規制庁(官邸)、緊急時モニタリングセンター及び関係省庁と情報を共有するとともに、提供元に速やかに公表の可否を確認した上で、公表する。</u></p>
<p>また、提供を受けたデータについては速やかに政府内の関係省庁に共有し、避難等の住民防護措置に活用する。</p>	<p>また、提供を受けたデータについては速やかに政府内の関係省庁に共有し、避難等の住民防護措置に活用する。</p>
<p>⑦外国政府等へのモニタリング情報の提供</p>	<p>④外国政府等へのモニタリング情報の提供</p>
<p>外国政府又は I A E A 及びその他の国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には、外務省は当該依頼を規制庁(E R C) に伝達する。規制庁(E R C) は、外務省その他の関係省庁と協議の上、適当と判断される場合には、外務省を通じてそれらの情報を<u>提供し、又は必要な調整を行う。</u></p>	<p>外国政府又は I A E A 及びその他の国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には、外務省は当該依頼を<u>内閣府(原子力防災担当) (E R C)</u> 及び規制庁(E R C) に伝達する。<u>内閣府(原子力防災担当) (E R C)</u> 及び規制庁(E R C) は、外務省その他の関係省庁と協議の上、適当と判断される場合には、外務省を通じてそれらの情報を<u>提供等を行う。</u></p>
<p>6 P A Z 内の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者避難及びU P Z 内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等 (規制庁)</p>	<p>6 P A Z 内の地方公共団体における施設敷地緊急事態要避難者避難及びU P Z 内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等 (内閣府)</p>
<p>規制庁(E R C) は、P A Z 内の地方公共団体に対し被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施を要請する。(参考-19) また、合わせて、対象区域内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民避難に関する事前準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう要請する。</p>	<p>内閣府(原子力防災担当) (E R C) は、P A Z 内の地方公共団体に対し被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施を要請する。(参考-19) また、合わせて、対象区域内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民避難に関する事前準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう要請する。</p>
<p>さらに、規制庁(E R C) は、U P Z 内の地方公共団体に対して、屋内退避の準備を要請する。</p>	<p>さらに、内閣府(原子力防災担当) (E R C) は、U P Z 内の地方公共団体に対して、屋内退避の準備を要請する。</p>
<p>特に避難に際しての注意点(避難に必要な持参物、避難場所の位置など)を、住民に伝えるように要請する。その際、対象地域の状況(プラントの現状、緊急時モニタリング情報、予測を含めた気象情報及び大気中放射性物質拡散予測結果など)を伝達する。</p>	<p>特に避難に際しての注意点(避難に必要な持参物、避難場所の位置など)を、住民に伝えるように要請する。その際、対象地域の状況(プラントの現状、緊急時モニタリング情報等)を伝達する。</p>
<p>なお、住民避難については、航空機による搬送など自治体で対応困難な場合の対</p>	<p>なお、住民避難については、航空機による搬送など自治体で対応困難な場合の対</p>

修正前	修正後
<p>応について、関係機関と事前に協議する。</p> <p>加えて、<u>規制庁（E R C）</u>は、U P Z外の地方公共団体に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れや施設敷地緊急事態要避難者以外の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請する。</p> <p>（参考：避難スキーム図「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」）</p> <p>7 P A Z内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請（規制庁）</p> <p>規制庁（E R C）は、被ばくを低減するため、安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する指示等に備え、P A Z内の地方公共団体への服用準備の要請の連絡を行う。</p>	<p>応について、関係機関と事前に協議する。</p> <p>加えて、<u>内閣府（原子力防災担当）（E R C）</u>は、U P Z外の地方公共団体に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れや施設敷地緊急事態要避難者以外の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請（<u>防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る</u>）する。</p> <p>（参考：避難スキーム図「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」）</p> <p>7 P A Z内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請（内閣府）</p> <p>内閣府（原子力防災担当）（E R C）は、被ばくを低減するため、安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する指示等に備え、P A Z内の地方公共団体への服用準備の要請の連絡を行う。</p>
<p>第4章. 全面緊急事態</p> <p>[オンサイト]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プラント情報集約 <プラント班> 2 オンサイトの事故収束活動 <<u>緊急事態対策監等</u>、<u>プラント班</u>、<u>実動対処班</u>> 3 実動組織の活動 <<u>緊急事態対策監等</u>、<u>プラント班</u>、<u>実動対処班</u>> <p>[オフサイト]</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 緊急時モニタリング情報の収集及び共有<u>並びに大気中放射性物質拡散予測の実施及び結果の共有</u> <放射線班> 5 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、<u>プラント班</u>> 6 緊急輸送（バス等避難手段の手配） <実動対処班、住民安全班> 7 被ばく医療活動 <医療班> 8 健康調査・管理 <医療班> 	<p>第4章. 全面緊急事態</p> <p>[オンサイト]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プラント情報集約 <プラント班> 2 オンサイトの事故収束活動 <<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>、<u>プラント班</u>、<u>実動対処班</u>> 3 実動組織の活動 <<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>、<u>プラント班</u>、<u>実動対処班</u>> <p>[オフサイト]</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 緊急時モニタリング情報の収集及び共有 <放射線班> 5 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、<u>プラント班</u>> 6 緊急輸送（バス等避難手段の手配） <実動対処班、住民安全班> 7 被ばく医療活動 <医療班> 8 健康調査・管理 <医療班>

修正前	修正後
<p>9 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班></p> <p>10 緊急物資の調達・供給等</p> <p><実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班></p> <p>11 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班></p> <p>12 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班></p> <p>13 経済・産業等への対応等 (各省庁)</p> <p>14 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班></p> <p>〔共通・その他事項〕</p> <p>15 広報・情報発信活動<広報班、要望対応・広報企画班></p> <p>16 海外等からの支援受入れ<<u>総括班</u>></p> <p>1 プラント情報集約<プラント班></p> <p>(規制庁)</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2共通】</p> <p>○官邸チーム</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所等から得られた情報や、E R C チームプラント班が整理・分析した情報を官邸幹部に共有する。</p> <p>また、得られた情報を元に事故収束のための対応方針を決定する。</p> <p>(1) 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害に係る原子力施設の情報 (各種パラメータ、施設内の被害状況等)、原子力事業者の事故収束のための活動状況等、ベントや汚染水の放出などの事故収束のための活動によるオフサイトへの影響の有無等について、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所等から情報収集する。 ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸幹部、内閣官房(安危) 及び関係省庁に共有する。 (必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する) ・E R C チームプラント班から得られたプラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど住民避難に関する情報を官邸チーム各機能班へ 	<p>9 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班></p> <p>10 緊急物資の調達・供給等</p> <p><実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班></p> <p>11 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班></p> <p>12 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班></p> <p>13 経済・産業等への対応等 (各省庁)</p> <p>14 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班></p> <p>〔共通・その他事項〕</p> <p>15 広報・情報発信活動<広報班、要望対応・広報企画班></p> <p>16 海外等からの支援受入れ<<u>国際班</u>></p> <p>1 プラント情報集約<プラント班></p> <p>(規制庁)</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2共通】</p> <p>○官邸チーム</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所等から得られた情報や、E R C チームプラント班が整理・分析した情報を官邸幹部に共有する。</p> <p>また、得られた情報を元に事故収束のための対応方針を決定する。</p> <p>(1) 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害に係る原子力施設の情報 (各種パラメータ、施設内の被害状況等)、原子力事業者の事故収束のための活動状況等、ベントや汚染水の放出などの事故収束のための活動によるオフサイトへの影響の有無等について、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所等から情報収集する。 ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸幹部、内閣官房(事態) 及び関係省庁に共有する。 (必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する) ・E R C チームプラント班から得られたプラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど住民避難に関する情報を官邸チーム各機能班へ

修正前	修正後
<p>情報提供する。</p> <p>(2) 原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、E R Cチームプラント班及び（独）原子力安全基盤機構に原子力事業者等から得られた情報及びE R S S（プラントパラメータがE R S Sに伝送されている原子力施設において全面緊急事態が発生した場合）を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。 E R Cチームプラント班が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸に共有するとともに、その情報を基に、官邸チーム実動対処班、E R Cチームプラント班、<u>緊急事態対策監等</u>と連携を取りながら事故収束のための対応策の方針を検討する。 E R Cチームプラント班から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸幹部、原子力施設事態即応センター、内閣官房（<u>安危</u>）及び関係省庁に共有する。（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する） <p>(3) 原子力事業者に対する命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令を行うこととし、その事務を担当する。また、必要に応じ、E R Cチームプラント班に事務手続を指示する。 命令に際し、原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、緊急事態対策監等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。 原子力事業者への命令内容を官邸チームプラント班から、原子力施設事態即応センター（<u>緊急事態対策監等</u>）に伝えるとともに、官邸幹部、官邸チーム実動対処班、E R Cチームプラント班、オフサイトセンター、内閣官房（<u>安危</u>）及び関係省庁に共有する。 <p>○ E R Cチーム</p>	<p>情報提供する。</p> <p>(2) 原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、E R Cチームプラント班に原子力事業者等から得られた情報及びE R S S（プラントパラメータがE R S Sに伝送されている原子力施設において全面緊急事態が発生した場合）を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。 E R Cチームプラント班が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸に共有するとともに、その情報を基に、官邸チーム実動対処班、E R Cチームプラント班、<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>と連携を取りながら事故収束のための対応策の方針を検討する。 E R Cチームプラント班から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸幹部、原子力施設事態即応センター、内閣官房（<u>事態</u>）及び関係省庁に共有する。（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する） <p>(3) 原子力事業者に対する命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会は、原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令を行うこととし、官邸チームプラント班はその事務を担当する。また、必要に応じ、E R Cチームプラント班に命令案文の作成や情報収集等の事務手続を指示する。 命令に際し、原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、緊急事態対策監等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。 原子力事業者への命令内容を官邸チームプラント班から、原子力施設事態即応センター（<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>）に伝えるとともに、官邸幹部、官邸チーム実動対処班、E R Cチームプラント班、オフサイトセンター、内閣官房（<u>事態</u>）及び関係省庁に共有する。 <p>○ E R Cチーム</p>

修正前	修正後
<p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S 等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R C 内に共有する。</p> <p>(1) 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</p> <p>原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R S S 等から収集した情報を、E R C 内に共有する。</p> <p>また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。</p> <p>(2) 原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、E R C チームプラント班<u>及び(独)原子力安全基盤機構</u>は、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸チームプラント班、E R C 内各機能班、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センターに情報を提供する。 上述で得られた情報をもとに、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ専門家を招聘し、技術的助言を求める。 <p>(3) 原子力事業者に対する命令</p> <p>E R C チームプラント班は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、官邸チームプラント班の指示に基づき原子炉等規制法に基づく命令に関して、事務手続きを行う。</p> <p>(4) 技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> E R C チームプラント班（<u>プラント情報分析室を含む</u>）は、短期的及び中長期的な分析を行い、<u>プラントにおける事故収束活動に当たる緊急事態対策監等</u>を技術的な面から補佐する。 プラント情報分析室は、<u>(独)原子力安全基盤機構</u>が構成する緊急時技術支援 	<p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S 等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸、オフサイトセンター、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R C 内に共有する。</p> <p>(1) 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有</p> <p>原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R S S 等から収集した情報を、E R C 内に共有する。</p> <p>また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。</p> <p>(2) 原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、E R C チームプラント班は、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸チームプラント班、E R C 内各機能班、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センターに情報を提供する。 上述で得られた情報をもとに、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ専門家を招聘し、技術的助言を求める。 <p>(3) 原子力事業者に対する命令</p> <p>E R C チームプラント班は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、官邸チームプラント班の指示に基づき原子炉等規制法に基づく命令に関して、<u>命令案文の作成や情報収集等の事務手続き</u>を行う。</p> <p>(4) 技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> E R C チームプラント班（<u>プラント情報分析室</u>）は、短期的及び中長期的な分析を行い、緊急事態対策監等を技術的な面から補佐する。 E R C チームプラント班（<u>プラント情報分析室</u>）は、プラントの状況などの解

修正前	修正後
<p>室と連携して、プラントの状況などの解析などを行い、緊急事態対策監等及び官邸チームプラント班の技術的支援を行う。</p> <p>○オフサイトセンター</p> <p>原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸チームプラント班及びE R Cチームプラント班から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。</p> <p>○原子力施設事態即応センター</p> <p>原子力事業者や緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）が対応しても、なお十分なオンサイト対応が実施できない場合に、オンサイト対応に係る原子力事業者の対応状況を把握し、助言・指導を行う。</p> <p>（1）原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態対策監等</u>は、原子力施設事態即応センターに到着後、事故対策本部、当該原子力事業所を所管する原子力規制事務所長及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、後方支援拠点の立ち上げを要請する。 ・<u>緊急事態対策監等</u>は、原子力事業者と連携し、官邸チーム及びE R Cチームプラント班、オフサイトセンター、後方支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行い、特に重要な情報については、テレビ会議システム等を通じ、官邸幹部に対して、説明を行う。 <p>（2）原子力事業者に対する命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態対策監等</u>は、官邸チームプラント班が作成した原子炉等規制法に基づく命令<u>案の必要性・内容について検討し、官邸チームプラント班に意見を述べる。</u>当該命令について、委員会での承認が得られた後、事業者に対して伝達する。 ・法令に基づく命令まで要しない対応策については、<u>緊急事態対策監等</u>が、官邸チームプラント班と連携し、原子力事業者に助言・指導を行う。 	<p>析などを行い、緊急事態対策監等及び官邸チームプラント班の技術的支援を行う。</p> <p>○オフサイトセンター</p> <p>原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸チームプラント班及びE R Cチームプラント班から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。</p> <p>○原子力施設事態即応センター</p> <p>原子力事業者や緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）が対応しても、なお十分なオンサイト対応が実施できない場合に、オンサイト対応に係る原子力事業者の対応状況を把握し、助言・指導を行う。</p> <p>（1）原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、原子力施設事態即応センターに到着後、事故対策本部、当該原子力事業所を所管する原子力規制事務所長及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、後方支援拠点の立ち上げを要請する。 ・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、原子力事業者と連携し、官邸チーム及びE R Cチームプラント班、オフサイトセンター、後方支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行い、特に重要な情報については、テレビ会議システム等を通じ、官邸幹部に対して、説明を行う。 <p>（2）原子力事業者に対する命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、官邸チームプラント班が作成した原子炉等規制法に基づく命令について、委員会での承認が得られた後、事業者に対して伝達する。 ・法令に基づく命令まで要しない対応策については、<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>が、官邸チームプラント班と連携し、原子力事業者に<u>指導・助言</u>を行う。

修正前	修正後
<p>(3) 不測の事態への対応</p> <p><u>緊急事態対策監等</u>は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動出来ない場合、移動可能となるまでの間、原災本部事務局にて事故収束活動を行う。</p> <p>(4) 緊急事態への備え</p> <p><u>緊急事態対策監等</u>は、原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。</p> <p>2 オンサイトの事故収束活動 <<u>緊急事態対策監等</u>、プラント班、実動対処班></p> <p>(規制庁、関係省庁)</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 関係機関の間での情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急事態対策監等</u>は、原子力施設事態即応センターに到着後、原災本部、当該原子力事業所を所管する原子力規制事務所長及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）の参集・活動状況等について情報収集を行う。 ・<u>緊急事態対策監等</u>は、原子力事業者と連携し、官邸チームプラント班、E R Cチームプラント班、オフサイトセンター、後方支援拠点及び緊急時対策所と密接に情報共有を行い、特に重要な情報については、テレビ会議システム等を通じ、官邸幹部に対して、説明を行う。 <p>(2) 原子力事業者への命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会委員長（又は同委員）及び官邸チームプラント班は、原子力事業所の状況を踏まえ、事故対処方針を検討し、必要に応じて、<u>緊急事態対策監等</u>を通じて、原子力事業者に命令を行い、<u>緊急事態対策監等</u>は、その命令に基づいて原子力事業者に対応を求める。 	<p>(3) 不測の事態への対応</p> <p><u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動出来ない場合、移動可能となるまでの間、原災本部事務局にて事故収束活動を把握する。</p> <p>(4) 緊急事態への備え</p> <p><u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。</p> <p>2 オンサイトの事故収束活動 <<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>、プラント班、実動対処班></p> <p>(規制庁、関係省庁)</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 関係機関の間での情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、原子力施設事態即応センターに到着後、原災本部、当該原子力事業所を所管する原子力規制事務所長及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、緊急事態対応支援組織（原子力レスキュー）の参集・活動状況等について情報収集を行う。 ・<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、原子力事業者と連携し、官邸チームプラント班、E R Cチームプラント班、オフサイトセンター、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、後方支援拠点及び緊急時対策所と密接に情報共有を行い、特に重要な情報については、テレビ会議システム等を通じ、官邸幹部に対して、説明を行う。 <p>(2) 原子力事業者への命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会委員長（又は同委員）及び官邸チームプラント班は、原子力事業所の状況を踏まえ、事故対処方針を検討し、必要に応じて、<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>を通じて、原子力事業者に命令を行い、<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、その命令に基づいて原子力事業者に対応を求める。

修正前	修正後
<p>・また、緊急事態対策監等は必要に応じて、オンラインの事故収束活動に必要な分析を官邸チームプラント班に指示する。官邸チームプラント班は、必要な分析の具体的な作業をERCチームプラント班及び(独)原子力安全基盤機構に指示して行わせる。</p>	<p>・また、緊急事態対策監等は必要に応じて、オンラインの事故収束活動に必要な分析を官邸チームプラント班に指示する。官邸チームプラント班は、必要な分析の具体的な作業をERCチームプラント班に指示して行わせる。</p>
<p>(3) 実動組織への支援要請に関する原災本部への通報</p>	<p>(3) 実動組織への支援要請に関する原災本部への通報</p>
<p>・緊急事態対策監等は、原子力事業者だけでは十分なオンライン対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。</p>	<p>・緊急事態対策監等は、原子力事業者だけでは十分なオンライン対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。</p>
<p>(4) 民間企業への支援要請</p>	<p>(4) 民間企業への支援要請</p>
<p>・緊急事態対策監等は、原子力事業所の状況等に鑑み、必要に応じて原子力事故収束に関する資機材等の調達に関して、官邸プラント班に連絡する。官邸プラント班は、具体的な作業をERCチームプラント班に指示し、ERCチームプラント班はERCチーム実動対処班を通じて、必要に応じてプラントメーカー・ゼネコン等に協力の要請を行う。なお、現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、緊急時応急対策を目的とした一時立入り(行政機関、病院、事業者等による立入り)を実施する。緊急時応急対策を目的とした一時立入の際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専門の通行証(100ページ参考)を発行する。</p>	<p>・緊急事態対策監等は、原子力事業所の状況等に鑑み、必要に応じて原子力事故収束に関する資機材等の調達に関して、官邸プラント班に連絡する。官邸プラント班は、具体的な作業をERCチームプラント班に指示し、ERCチームプラント班はERCチーム実動対処班を通じて、必要に応じてプラントメーカー・ゼネコン等に協力の要請を行う。なお、現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、緊急時応急対策を目的とした一時立入り(行政機関、病院、事業者等による立入り)を実施する。緊急時応急対策を目的とした一時立入の際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専門の通行証(97ページ参考)を発行する。</p>
<p>【フェーズ2】</p>	<p>【フェーズ2】</p>
<p>緊急事態対策監等は、原子力事業者に対し、事故収束へ向けた計画(工程表)を策定するよう求め、その計画に基づく対策について、ERCチームプラント班は、計画及びその対策の妥当性を審査するとともに、必要な場合には、委員会に諮った上で、原子力事業者に対し、当該計画及び対策を改善するよう命令し、実行させる。また、随時進捗状況の報告を求め、迅速な事故収束に当たることとする。</p>	<p>緊急事態対策監等は、原子力事業者に対し、事故収束へ向けた計画(工程表)を策定するよう求め、その計画に基づく対策について、ERCチームプラント班は、計画及びその対策の妥当性を確認するとともに、必要な場合には、委員会に諮った上で、原子力事業者に対し、当該計画及び対策を改善するよう命令し、実行させる。また、随時進捗状況の報告を求め、迅速な事故収束に当たることとする。</p>
<p>3 実動組織の活動 <緊急事態対策監等、プラント班、実動対処班></p>	<p>3 実動組織の活動 <規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班></p>
<p>(規制庁、関係省庁)</p>	<p>(規制庁、関係省庁)</p>

修正前	修正後
<p>【フェーズ1、フェーズ2共通】</p> <p>(1) <u>緊急事態対策監等</u>は、原子力事業者との情報共有や指示伝達の主軸として、現場との直接的なパイプ役を担う緊急時対策所及び現場活動を行う後方支援拠点との連絡調整を行う。</p> <p>(2) 原子力事業者及び官邸チームプラント班は、現場の放射線量や原子力事故の状況、当該事業者の行うオンサイト対策等について、随時官邸チーム実動対処班を通じて関係省庁に対して十分な情報提供を行う。</p> <p>(3) 緊急事態対策監等は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。通報を受けて、官邸チームプラント班及び実動対処班は、それまでに得られた情報等を踏まえて関係省庁と連携を取りながら事業者への支援策の方針を検討する。</p> <p>(4) オンサイト対策は事業者の責任において実施すべきものであるが当該事業者だけでは十分な措置を講ずることが出来ない場合には、それまでに得られた情報や<u>緊急事態対策監等からの通報内容等</u>を踏まえ、官邸チーム実動対処班は、実動省庁を含む関係省庁との調整を行い、十分な安全確保を行った上で、それぞれの実動組織が対応可能であると認めた活動の範囲内において、各関係省庁はそれぞれの実動組織によるオンサイト対策に係る調整等の対応を行う。</p> <p>これに当たって必要な場合には、原災本部長、又は権限が委任された副本部長から、実動組織の長に対し、実動組織の出動について了解を得るものとする。</p> <p>また、同一事業所において複数の異なる実動組織がオンサイトに係る活動を実施することとされた場合には、官邸チーム実動対処班は、当該活動を全体的にみて迅速かつ効果的に推進するため必要な事項(後方支援拠点等において各実動組織の活動の分担や手順等の調整の役割を果たす者等)についても関係省庁と調整する。</p> <p>なお、必要に応じて、原災本部長は、原災法第20条2項の規定により、これらの活動に関する指示(自衛隊の場合は、同条第4項に基づく要請)を関係省庁に</p>	<p>【フェーズ1、フェーズ2共通】</p> <p>(1) <u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>は、原子力事業者との情報共有や指示伝達の主軸として、現場との直接的なパイプ役を担う緊急時対策所及び現場活動を行う後方支援拠点との連絡調整を行う。</p> <p>(2) 原子力事業者及び官邸チームプラント班は、現場の放射線量や原子力事故の状況、当該事業者の行うオンサイト対策等について、随時官邸チーム実動対処班を通じて関係省庁に対して十分な情報提供を行う。</p> <p>(3) 緊急事態対策監等は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。通報を受けて、官邸チームプラント班及び実動対処班は、それまでに得られた情報等を踏まえて関係省庁と連携を取りながら事業者への支援策の方針を検討する。</p> <p>(4) オンサイト対策は事業者の責任において実施すべきものであるが当該事業者だけでは十分な措置を講ずることが出来ない場合には、それまでに得られた情報や通報内容等を踏まえ、官邸チーム実動対処班は、実動省庁を含む関係省庁との調整を行い、十分な安全確保を行った上で、それぞれの実動組織が対応可能であると認めた活動の範囲内において、各関係省庁はそれぞれの実動組織によるオンサイト対策に係る調整等の対応を行う。</p> <p>これに当たって必要な場合には、原災本部長、又は権限が委任された副本部長から、実動組織の長に対し、実動組織の出動について了解を得るものとする。</p> <p>また、同一事業所において複数の異なる実動組織がオンサイトに係る活動を実施することとされた場合には、官邸チーム実動対処班は、当該活動を全体的にみて迅速かつ効果的に推進するため必要な事項(後方支援拠点等において各実動組織の活動の分担や手順等の調整の役割を果たす者等)についても関係省庁と調整する。</p> <p>なお、必要に応じて、原災本部長は、原災法第20条2項の規定により、これらの活動に関する指示(自衛隊の場合は、同条第4項に基づく要請)を関係省庁に</p>

修正前	修正後
<p>対して行う。</p> <p>(5) <u>緊急事態対策監等</u>、官邸チームプラント班及び実動対処班等は、後方支援拠点と連携して、オンサイト対策に係る活動に必要となる支援を行う。</p> <p>(6) 原子力事業者及び官邸チームプラント班は、実際の活動に際しては、事故収束活動の活動上の支援ニーズ、現場の放射線量、原子力事故の状況、放射線防護策等について、関係機関を含め作業従事者に十分に情報を提供することに加え、現地本部や後方支援拠点と共同で、作業従事者の放射線防護上の管理を適切に行うとともに、救急専門医や産業医などの医師や診療放射線技師等による健康管理を行う体制を構築する。</p> <p>(7) 官邸チームプラント班及び実動対処班は、事態の推移とともに、隨時、<u>緊急事態対策監等</u>から共有される情報等を踏まえながら、実動組織による支援の継続の要否について、関係省庁と連携しつつ、緊急性、非代替性等の観点から検討・調整を行う。その結果、実動組織による支援の必要性が低下した又は不要になった場合は、その旨を原災本部長に報告する。また、官邸チーム実動対処班は、その旨を関係省庁に連絡をし、連絡を受けた各関係省庁はそれぞれの実動組織の体制の縮小等に関する措置をとる。</p> <p>なお、個別の活動に関しては、実動組織から派遣される各部隊は、与えられた任務の範囲で、十分な安全を確保した上で活動を行い、当該任務が完了次第、活動を終了するものとする。</p> <p>※ オンサイト対策は原子力事業者の責任において実施するべきものであるが、事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できない場合を想定し、当該対策及び関係省庁の支援の在り方について検討するため、委員会は連絡会議を設けて、関係省庁及び原子力事業者とともに検討を行う。また、中央及び現地において各種訓練を行い、その検討内容等を隨時検証するとともに、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等の関係機関と協議の上で、原子力災害対策マニュアル等に</p>	<p>対して行う。</p> <p>(5) <u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>、官邸チームプラント班及び実動対処班等は、後方支援拠点と連携して、オンサイト対策に係る活動に必要となる支援を行う。</p> <p>(6) 原子力事業者及び官邸チームプラント班は、実際の活動に際しては、事故収束活動の活動上の支援ニーズ、現場の放射線量、原子力事故の状況、放射線防護策等について、関係機関を含め作業従事者に十分に情報を提供することに加え、現地本部や後方支援拠点と共同で、作業従事者の放射線防護上の管理を適切に行うとともに、救急専門医や産業医などの医師や診療放射線技師等による健康管理を行う体制を構築する。</p> <p>(7) 官邸チームプラント班及び実動対処班は、事態の推移とともに、隨時、<u>規制庁長官から指定する規制庁職員</u>から共有される情報等を踏まえながら、実動組織による支援の継続の要否について、関係省庁と連携しつつ、緊急性、非代替性等の観点から検討・調整を行う。その結果、実動組織による支援の必要性が低下した又は不要になった場合は、その旨を原災本部長に報告する。また、官邸チーム実動対処班は、その旨を関係省庁に連絡をし、連絡を受けた各関係省庁はそれぞれの実動組織の体制の縮小等に関する措置をとる。</p> <p>なお、個別の活動に関しては、実動組織から派遣される各部隊は、与えられた任務の範囲で、十分な安全を確保した上で活動を行い、当該任務が完了次第、活動を終了するものとする。</p> <p>※ オンサイト対策は原子力事業者の責任において実施するべきものであるが、事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できない場合を想定し、当該対策及び関係省庁の支援の在り方について検討するため、委員会は連絡会議を設けて、関係省庁及び原子力事業者とともに検討を行う。また、中央及び現地において各種訓練を行い、その検討内容等を隨時検証するとともに、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等の関係機関と協議の上で、原子力災害対策マニュアル等に</p>

修正前	修正後
<p>反映する。</p> <p>4 緊急時モニタリング情報の収集及び共有並びに大気中放射性物質拡散予測の実施及び結果の共有 <放射線班> (規制庁等)</p> <p>緊急時モニタリング実施体制及び各機関の緊急時モニタリングに関する役割分担については、施設敷地緊急事態段階と同様である。</p> <p>「全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制（フェーズ1）」 【図 第2編-第3章-1】</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの実施業務</p> <p>① 緊急時モニタリング実施計画の改定</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の改定案を作成し、E R Cチーム放射線班に送付する。E R Cチーム放射線班は、必要に応じて関係機関と調整を行い、官邸チーム放射線班を通じて、委員会委員長に提案する。</p> <p>委員会委員長は、E R Cチーム放射線班の案に基づき、緊急時モニタリング実施計画を改定する。E R Cチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンターと関係省庁に、改定された緊急時モニタリング実施計画を送付する。</p> <p>官邸チーム放射線班は、改定された緊急時モニタリング実施計画を、関係局長等会議等を用いて関係省庁に共有する。</p> <p>② 大気中放射性物質拡散予測計算の実施及びそのデータの共有・公表</p> <p>E R Cチーム放射線班は、単位放出の放射性物質による大気拡散予測を毎時実施し、また、必要に応じて、一定の仮定を設けた大気中放射性物質拡散予測を実施し、放射性物質の拡散傾向等を推測し、その結果を官邸チーム放射線班、P A Z及びU P Z内の道府県に送付するとともに公表する。E R Cチームプラント班に</p>	<p>反映する。</p> <p>4 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 <放射線班> (規制庁等)</p> <p>緊急時モニタリング実施体制及び各機関の緊急時モニタリングに関する役割分担は、施設敷地緊急事態段階と同様である。</p> <p>「全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制（フェーズ1）」 【図 第2編-第3章-1】</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの実施業務</p> <p>① 緊急時モニタリング実施計画の改訂</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の改訂案に対する提案及び意見を作成し、E R Cチーム放射線班に送付する。E R Cチーム放射線班は、必要に応じて関係機関と調整を行い、緊急時モニタリング実施計画の改訂案を作成し、官邸チーム放射線班を通じて、委員会委員長に提案する。</p> <p>委員会委員長は、E R Cチーム放射線班の案に基づき、緊急時モニタリング実施計画を改訂する。E R Cチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンターと関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。</p>

修正前	修正後
<p>よる放出源推定や放出源情報が得られた場合には、E R Cチーム放射線班は大気中放射性物質拡散予測と被ばく量分布の予測計算を実施し、官邸チーム放射線班、P A Z及びU P Z内の道府県に送付するとともに、<u>応急的に行った対策の妥当性の検証等</u>のため、その結果を関係省庁に連絡する。</p> <p>また、E R Cチーム放射線班は、放出源情報に基づく予測ができない場合には、一定の仮定に基づいて大気中拡散と被ばく量分布の予測計算を実施し、その結果についても、官邸チーム放射線班並びにP A Z及びU P Z内の道府県に送付し、<u>隨時公表する。</u></p> <p>併せて、得られた結果について、E R Cチーム広報班と調整し、ホームページ等を用いて広く一般に情報提供できるような措置を講じる。</p> <p>官邸チーム放射線班は、緊急時モニタリング結果、予測を含めた気象情報や大気中放射性物質拡散予測結果等の住民避難に関する情報を、官邸チーム各機能班に提供する。</p> <p>③緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、引き続き緊急時モニタリングを実施する。<u>さらに、緊急時モニタリングセンターは、その結果をとりまとめ、不適切な結果がないことを確認し、関係省庁がとりまとめる対象・地域等に関するモニタリングの結果と併せて、E R Cチーム放射線班に送付する。</u> E R Cチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁等からのモニタリング結果を集約し、官邸チーム放射線班と情報を共有する。</p> <p>その他関係省庁及びその関係機関(P A Z及びU P Z内の道府県以外の地方公共団体を含む)は、緊急時モニタリング実施計画及びE R Cチーム放射線班の指示又は要請に基づき、行政目的に沿った緊急時モニタリングを実施し、その結果をとりまとめ、E R Cチーム放射線班に送付する。</p> <p>E R Cチーム放射線班は、原子力事業所周辺以外の広範囲にわたって事故の影響が懸念される場合には、<u>環境放射能水準調査、航空機モニタリング等</u>を活用して、</p>	<p>②緊急時モニタリングの実施・支援</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、<u>施設敷地緊急事態に</u>引き続き緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>その他関係省庁及びその関係機関(P A Z及びU P Z内の道府県以外の地方公共団体を含む)は、緊急時モニタリング実施計画及びE R Cチーム放射線班の指示又は要請に基づき、行政目的に沿った緊急時モニタリングを実施し、その結果をとりまとめ、E R Cチーム放射線班に送付する。</p> <p>E R Cチーム放射線班は、原子力事業所周辺以外の広範囲にわたって事故の影響が懸念される場合には、<u>航空機モニタリングを実施するとともに、必要に応じて</u></p>

修正前	修正後
<p>都道府県等と協力して全国域の環境放射線モニタリングを強化する。また、その結果をERCチーム放射線班に集約する。自衛隊等の関係機関は、航空機モニタリングに対して、必要に応じて、対応可能な範囲内で、航空機によるモニタリング支援を行う。</p>	<p>モニタリングカーによる測定や環境放射能水準調査の結果等を活用して、汚染の状況を把握する。自衛隊等の関係機関は、航空機モニタリングに対してERCチーム放射線班からの調整があった場合には、必要に応じて、対応可能な範囲内で、航空機によるモニタリング支援を行う。</p>
<p>④緊急時モニタリング実施の支援</p>	<p>また、緊急時モニタリングセンターは、必要に応じて、海域モニタリング（空間線量率の測定）を実施する。海上保安庁等は、ERCチーム放射線班の調整の下、海域モニタリングに対して、対応可能な範囲で支援を行う。</p>
<p>（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所、（公財）原子力安全技術センター、（公財）日本分析センター等の関係機関は、ERCチーム放射線班の指示・要請に基づき、又は必要に応じて、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を輸送し、緊急時モニタリングセンターに参画して、緊急時モニタリングを実施する。緊急時モニタリングセンターは、モニタリングの結果をとりまとめ、ERCチーム放射線班に送付する。</p>	<p>（公財）原子力安全技術センター及び（公財）日本分析センター等の関係機関は、ERCチーム放射線班の指示・要請に基づき、緊急時モニタリングの実施を支援する。</p>
<p>⑤海域モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングセンター、水産庁、気象庁、環境省、PAZ及びUPZ内の道府県、原子力事業者は、放射性物質の拡散状況等必要に応じて、ERCチーム放射線班の総合調整の下、海域モニタリングを実施し、その結果を緊急時モニタリングセンターに送付する。海上保安庁等は、ERCチーム放射線班の総合調整の下、海域モニタリングに対して、対応可能な範囲で船舶によるモニタリング支援を行う。</p>	
<p>⑥モニタリングデータの集約、評価及び公表</p> <p>関係省庁等は、自らが集約した緊急時モニタリングの結果をERCチーム放射線班に送付するとともに公表する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンターが実施した緊急時モニタリング結果や関係省庁等が集約したモニタリングの結果をとりまとめ、官邸チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンター</p>	<p>②緊急時モニタリングの結果の集約、評価及び公表</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、その結果をとりまとめ、不適切な結果がないことを確認し、ERCチーム放射線班に送付する。規制庁（ERC）は、緊急時モニタリングの結果をとりまとめて評価し、その結果を規制庁（官邸）及び緊急時モニタリングセンターと共有するとともに公表する。その際、必要に応じて、関</p>

修正前	修正後
<p>と共有する。E R Cチーム放射線班は、モニタリング情報を総合的に評価するとともに、結果を公表する。また、公表した内容をオフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、後方支援拠点、内閣官房（安危）、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</p>	<p>係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。</p> <p>関係省庁等は、自らが集約したモニタリングの結果を公表する。</p> <p>また、規制庁（E R C）は、外国政府等から、外務省を通じ又は直接、モニタリング結果等の提供を受けた場合には、規制庁（官邸）、緊急時モニタリングセンター及び関係省庁と情報を共有するとともに、提供元に速やかに公表の可否を確認した上で、公表する。</p>
<p>【フェーズ2】</p> <p>（1）緊急時モニタリングの実施及び支援</p> <p>支援チーム放射線班は、緊急時モニタリング実施計画の改定にあたっては、緊急時モニタリングセンター等と調整し、その際、支援チーム放射線班は、委員会委員長の了承を得るとともに、モニタリング調整会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。緊急時モニタリングセンターはその計画の下、確実かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、支援チーム放射線班は、要請に基づき必要な支援を行う。</p>	<p>【フェーズ2】</p> <p>（1）緊急時モニタリングの実施及び支援</p> <p>支援チーム放射線班は、緊急時モニタリング実施計画の改訂にあたっては、緊急時モニタリングセンター等と調整し、その際、支援チーム放射線班は、委員会委員長の了承を得るとともに、モニタリング調整会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂する。緊急時モニタリングセンターはその計画の下、確実かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、支援チーム放射線班は、要請に基づき必要な支援を行う。</p>
<p>「全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制」</p> <p>【図 第2編-第3章-2】</p>	<p>「全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制」</p> <p>【図 第2編-第3章-2】</p>
<p>【事後対策】</p> <p>（1）環境モニタリング</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、原子炉施設等の状態等を踏まえ、地点、試料の種類、頻度、測定精度等の観点から緊急時モニタリング実施計画の見直しを行う。その際、委員会委員長の了承を得るとともに、必要に応じてモニタリング調整会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画の見直しに関して調整を行う。関係者等はその計画の下、確実かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、規制庁は要請に基づき</p>	<p>【事後対策】</p> <p>（1）環境モニタリング</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、原子炉施設等の状態等を踏まえ、地点、試料の種類、頻度、測定精度等の観点から緊急時モニタリング実施計画の見直しを行う。その際、委員会委員長の了承を得るとともに、必要に応じてモニタリング調整会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画の見直しに関して調整を行う。関係者等はその計画の下、確実かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、規制庁は要請に基づき</p>

修正前	修正後
<p>必要な支援を行う。</p> <p>5 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班> (規制庁等各省庁)</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 避難範囲の決定・指示・公示及び避難状況確認</p> <p>① P A Z 内の地方公共団体の避難手続</p> <p>原子力緊急事態宣言の発出と同時に、内閣総理大臣周辺の者から連絡を受けた官邸チーム住民安全班はE R C チーム住民安全班に伝達し、E R C チーム住民安全班は現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、P A Z 内の地方公共団体に避難指示を伝達する(※)。<u>その際、予測を含めた気象情報も併せて伝達する。</u></p> <p>また、<u>E R C チーム住民安全班は、P A Z 内への地方公共団体への避難指示伝達後、遅滞なく、P A Z 外の地方公共団体へ、P A Z 内の道府県及び市町村に対して原災法第15条第3項に基づく避難等の指示等を伝達したことを連絡する。</u></p> <p>(参考：スキーム図「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」) (再掲)</p> <p>※</p> <p>なお、必要に応じて、<u>環境省正副大臣・政務官</u>より、P A Z 内の道府県知事及び市町村長へ伝達。</p> <p>② U P Z 外の地方公共団体の屋内退避や避難等の計画の手続</p>	<p>必要な支援を行う。</p> <p>(2) その他</p> <p><u>E R C チーム放射線班は、必要に応じて、放射性物質の放出が収まり沈着した段階以降において、防護措置以外の判断を行う場面等で、大気中放射性物質拡散計算結果等を参考とする。</u></p> <p>5 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班> (規制庁等各省庁)</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 避難範囲の決定・指示・公示及び避難状況確認</p> <p>① P A Z 内の地方公共団体の避難手続</p> <p>原子力緊急事態宣言の発出と同時に、内閣総理大臣周辺の者から連絡を受けた官邸チーム住民安全班はE R C チーム住民安全班に伝達し、E R C チーム住民安全班は現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、P A Z 内の地方公共団体に避難指示を伝達する(※)。</p> <p>また、<u>現地住民安全班は、P A Z 内への地方公共団体への避難指示伝達後、遅滞なく、P A Z 外の地方公共団体へ、P A Z 内の道府県及び市町村に対して原災法第15条第3項に基づく避難等の指示等を伝達したことを連絡する。</u></p> <p>(参考：スキーム図「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」) (再掲)</p> <p>※</p> <p>なお、必要に応じて、<u>内閣府正副大臣・政務官</u>より、P A Z 内の道府県知事及び市町村長へ伝達。</p> <p>② U P Z 外の地方公共団体の屋内退避や避難等の計画の手続</p>

修正前	修正後
<p>(i) 緊急事態宣言に伴う屋内退避</p> <p>原子力緊急事態宣言の発出と同時に、内閣総理大臣周辺の者から連絡を受けた官邸チーム住民安全班は、E R Cチーム住民安全班に伝達し、E R Cチーム住民安全班は、現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、U P Z内の地方公共団体に屋内退避の指示を伝達する。</p> <p>また、合わせて、E R Cチーム住民安全班は、現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、U P Z内の地方公共団体に対し、原子力災害対策指針による運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）に基づく、避難や一時移転の防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）の実施の指示を伝達する。</p> <p>(ii) O I Lに基づく避難及び一時移転</p> <p>放射性物質が放出された後には、官邸チーム住民安全班は、官邸チーム放射線班から得た緊急時モニタリングの情報等に応じて、<u>また、予測を含めた気象情報や大気中放射性物質拡散予測結果を参考にしつつ</u>、O I Lに基づき、避難及び一時移転の指示案（以下「指示案」という。）を作成する。</p> <p>官邸チーム住民安全班は指示案を作成した後、E R Cチーム住民安全班経由で、直ちに現地住民安全班を通じ該当する地方公共団体の長に指示案を伝達し、指示案を伝達された地方公共団体の長は、当該指示案等に対して速やかに意見を述べる。なお、意見を述べる時間が無いときはこの限りでない。</p> <p>官邸チーム住民安全班は、避難及び一時移転に関する当該意見を勘案して指示案を作成し、原災本部長に上申し、指示案を決定する。官邸チーム住民安全班は、原則、E R Cチーム住民安全班経由で、現地住民安全班を通じ、該当する地方公共団体に対し、指示内容を伝達する。</p> <p>なお、避難については、O I Lに該当してから数時間内を目途に区域を特定して実施し、一時移転については、O I Lに該当してから1日以内を目途に区域を特</p>	<p>(i) 緊急事態宣言に伴う屋内退避</p> <p>原子力緊急事態宣言の発出と同時に、内閣総理大臣周辺の者から連絡を受けた官邸チーム住民安全班は、E R Cチーム住民安全班に伝達し、E R Cチーム住民安全班は、現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、U P Z内の地方公共団体に屋内退避の指示を伝達する。</p> <p>また、合わせて、E R Cチーム住民安全班は、現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、U P Z内の地方公共団体に対し、原子力災害対策指針による運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）に基づく、避難や一時移転の防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）の実施の指示を伝達する。</p> <p>(ii) O I Lに基づく避難及び一時移転</p> <p>放射性物質が放出された後には、官邸チーム住民安全班は、官邸チーム放射線班から得た緊急時モニタリングの情報等に応じて、O I Lに基づき、避難及び一時移転の指示案（以下「指示案」という。）を作成する。</p> <p>官邸チーム住民安全班は指示案を作成した後、E R Cチーム住民安全班経由で、直ちに現地住民安全班を通じ該当する地方公共団体の長に指示案を伝達し、指示案を伝達された地方公共団体の長は、当該指示案等に対して速やかに意見を述べる。なお、意見を述べる時間が無いときはこの限りでない。</p> <p>官邸チーム住民安全班は、避難及び一時移転に関する当該意見を勘案して指示案を作成し、原災本部長に上申し、指示案を決定する。官邸チーム住民安全班は、原則、E R Cチーム住民安全班経由で、現地住民安全班を通じ、該当する地方公共団体に対し、指示内容を伝達する。</p> <p>なお、避難については、O I Lに該当してから数時間内を目途に区域を特定して実施し、一時移転については、O I Lに該当してから1日以内を目途に区域を特</p>

修正前	修正後
<p>定して、約1週間以内に実施する。</p> <p>(参考:スキーム図「O I Lに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム」)</p> <p>※オフサイトセンターの被災により現地住民安全班による連絡が困難な場合、県の災害対策本部を通じて調整を行う。</p> <p>③UPZ外の地方公共団体の協力体制</p> <p>原子力緊急事態宣言の発出と同時に、内閣総理大臣周辺の者から連絡を受けた官邸チーム住民安全班は、ERCチーム住民安全班に伝達し、ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、UPZ外の地方公共団体に対して、PAZ及びUPZ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れ及びPAZ及びUPZ内の地方公共団体における防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力を要請する。</p> <p>④地方公共団体への指示伝達及び公示</p> <p>ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班を通じて、地方公共団体に指示内容を伝えるが、その際、予測を含めた気象情報も併せて伝達する。また、ERCチーム住民安全班は、広報班の協力を得て、ホームページ等に公示を掲載する。なお、指示の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に指示文書を発出するものとする。</p> <p>⑤避難状況の把握</p> <p>ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班を通じて、地方公共団体の避難状況を確認し、避難状況を定期的にまとめ、官邸チーム住民安全班及びERCチーム各機能班に共有する。なお、避難状況の確認に当たっては、要配慮者、病院、福祉施設、学校、幼稚園、保育園等の避難について十分な把握に努めるものとする。</p> <p>（2）地方公共団体の避難活動に係る支援</p> <p>①避難先・受入施設の確保</p>	<p>定して、約1週間以内に実施する。</p> <p>(参考:スキーム図「O I Lに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム」)</p> <p>※オフサイトセンターの被災により現地住民安全班による連絡が困難な場合、県の災害対策本部を通じて調整を行う。</p> <p>③UPZ外の地方公共団体の協力体制</p> <p>原子力緊急事態宣言の発出と同時に、内閣総理大臣周辺の者から連絡を受けた官邸チーム住民安全班は、ERCチーム住民安全班に伝達し、ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班及び都道府県の災害対策本部を通じて、UPZ外の地方公共団体に対して、PAZ及びUPZ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れ及びPAZ及びUPZ内の地方公共団体における防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力を要請（防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。）する。</p> <p>④地方公共団体への指示伝達及び公示</p> <p>ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班を通じて、地方公共団体に指示内容を伝える。また、ERCチーム住民安全班は、ERCチーム広報班の協力を得て、ホームページ等に公示を掲載する。なお、指示の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に指示文書を発出するものとする。</p> <p>⑤避難状況の把握</p> <p>ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班を通じて、地方公共団体の避難状況を確認し、避難状況を定期的にまとめ、官邸チーム住民安全班及びERCチーム各機能班に共有する。なお、避難状況の確認に当たっては、要配慮者、病院、福祉施設、学校、幼稚園、保育園等の避難について十分な把握に努めるものとする。</p> <p>（2）地方公共団体の避難活動に係る支援</p> <p>①避難先・受入施設の確保</p>

修正前	修正後
<p>緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村を中心に、隣接市町村等の間の調整の場として、原子力災害合同対策協議会を活用する。</p> <p>②輸送手段の確保</p> <p>地方公共団体は、必要に応じ、現地本部を通じて、緊急輸送関係省庁に輸送の依頼を行う（緊急輸送を参照）</p> <p>③施設敷地緊急事態要避難者への対策</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の避難に関しては、警戒事態の段階において P A Z 内の地方公共団体に対し、避難の準備（避難先、避難手段の確保等）を行うよう連絡し、施設敷地緊急事態の段階において、避難を実施するよう連絡する。</p> <p>④気象情報の提供</p> <p>気象情報については、適宜、地方公共団体に情報提供を行う。</p> <p>⑤被災自治体への対応について</p> <p>避難指示区域内の自治体に対する行政事務支援や、国と当該自治体の連絡の円滑化のため、現地住民安全班は、被災自治体の状況等に応じ、利用省庁等の職員を被災自治体に派遣するよう E R C チーム総括班に要請し、E R C チーム総括班は関係省庁の協力を得て必要な職員を派遣する。</p>	<p>緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村を中心に、隣接市町村等の間の調整の場として、原子力災害合同対策協議会を活用する。</p> <p>②輸送手段の確保</p> <p>地方公共団体は、必要に応じ、現地本部を通じて、緊急輸送関係省庁に輸送の依頼を行う（緊急輸送を参照）</p> <p>③施設敷地緊急事態要避難者への対策</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の避難に関しては、警戒事態の段階において P A Z 内の地方公共団体に対し、避難の準備（避難先、避難手段の確保等）を行うよう連絡し、施設敷地緊急事態の段階において、避難を実施するよう連絡する。</p> <p>④気象情報の提供</p> <p>気象情報については、適宜、地方公共団体に情報提供を行う。</p> <p>⑤被災自治体への対応について</p> <p>避難指示区域内の自治体に対する行政事務支援や、国と当該自治体の連絡の円滑化のため、現地住民安全班は、被災自治体の状況等に応じ、利用省庁等の職員を被災自治体に派遣するよう E R C チーム総括班に要請し、E R C チーム総括班は関係省庁の協力を得て必要な職員を派遣する。</p>
<p>「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」</p> <p>【図 第2編-第3章-3】</p>	<p>「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」</p> <p>【図 第2編-第3章-3】</p>
<p>「O I Lに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム」</p> <p>【図 第2編-第3章-4】</p>	<p>「O I Lに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム」</p> <p>【図 第2編-第3章-4】</p>
<p>(3) 警戒区域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 原災本部長は、原子力事業所における事態が深刻化した場合や放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合等、避難のための立退きを指示された区域（以下「避難指示区域」という。）内に残留し、又は立ち入りを行う居住者等 	<p>(3) 警戒区域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 原災本部長は、原子力事業所における事態が深刻化した場合や放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合等、避難のための立退きを指示された区域（以下「避難指示区域」という。）内に残留し、又は立ち入りを行う居住者等

修正前	修正後
<p>が一度に大量の放射線を被ばくする場合等生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域（市町村長が原子力災害対策特別措置法第28条2項により読み替えられて適用される災害対策基本法第63条に基づき立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる区域をいう。以下同じ。）を設定するよう関係地方公共団体の長に対して指示を発出し、公示する。また、ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班に連絡し、現地住民安全班は、原災本部長の指示を関係地方公共団体に連絡する。なお、情報連絡は避難の指示と同様のプロセスを経ることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係地方公共団体は、原災本部長の指示又は独自の判断により警戒区域を設定する。また、警戒区域の設定に当たっては、関係地方公共団体は、立入りができないよう、立入規制の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則として講じ、都道府県警察等との綿密な調整を行うこととする。 ・都道府県警察等は、警戒区域内に許可を得ていない者が立ち入らないようにするために、必要に応じて検問等を実施する。 ・海上保安庁は、海上に設定された警戒区域内に許可を得ていない者が立ち入らないようにするために、所要の措置を講じる。 ・警戒区域が設定された場合、国土交通省は、必要に応じ、航空法に基づく飛行規制を実施する。 <p>※なお、警察及び消防機関等関係機関や地方公共団体は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保等に努める。</p> <p>【フェーズ2】</p> <p>（1）追加的避難措置（警戒区域、避難指示区域の設定等）</p> <p>原子力災害が大規模化・長期化した場合、追加的避難措置の採否に当たっては、原子力事業所や放射線量の状況に応じ、柔軟に措置を講ずるものとする。</p>	<p>が一度に大量の放射線を被ばくする場合等生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域（市町村長が原子力災害対策特別措置法第28条2項により読み替えられて適用される災害対策基本法第63条に基づき立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる区域をいう。以下同じ。）を設定するよう関係地方公共団体の長に対して指示を発出し、公示する。また、ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班に連絡し、現地住民安全班は、原災本部長の指示を関係地方公共団体に連絡する。なお、情報連絡は避難の指示と同様のプロセスを経ることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係地方公共団体は、原災本部長の指示又は独自の判断により警戒区域を設定する。また、警戒区域の設定に当たっては、関係地方公共団体は、立入りができないよう、立入規制の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則として講じ、都道府県警察等との綿密な調整を行うこととする。 ・都道府県警察等は、警戒区域内に許可を得ていない者が立ち入らないようにするために、必要に応じて検問等を実施する。 ・海上保安庁は、海上に設定された警戒区域内に許可を得ていない者が立ち入らないようにするために、所要の措置を講じる。 ・警戒区域が設定された場合、国土交通省は、必要に応じ、航空法に基づく飛行規制を実施する。 <p>※なお、警察及び消防機関等関係機関や地方公共団体は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保等に努める。</p> <p>【フェーズ2】</p> <p>（1）追加的避難措置（警戒区域、避難指示区域の設定等）</p> <p>原子力災害が大規模化・長期化した場合、追加的避難措置の採否に当たっては、原子力事業所や放射線量の状況に応じ、柔軟に措置を講ずるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>[参考:原子炉災害の大規模・長期化への対処事例(東京電力福島原発事故の例)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設の状況が安定していることが確認できないことから、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認める場合に警戒区域を設定した。 ・放射線量が長期にわたる防護措置のための指標(※)に達すると推定される場合に、避難行動に1か月程度の裕度を持たせた計画的避難区域を設定した。 ・原子炉施設の状況が安定していることが確認できないことから、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない場合に緊急時避難準備区域を設定した。 <p>※長期にわたる防護措置については、東日本大震災の際には、原子力安全委員会の助言に基づき I C R P の 2 0 0 7 年基本勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルのバンド 2 0 ~ 1 0 0 m S v (急性又は年間) の下限である 2 0 m S v / 年を適用した。</p> <p>① E R C チームプラント班は <u>原子力発電所の安全性</u>を、また支援チーム放射線班は <u>関係機関が行う環境モニタリング測定結果</u>を原災本部へ報告する。支援チーム住民支援班は当該報告を踏まえ避難指示区域等の見直し案を作成し、原災本部長は、原則、原災本部を開催して、当該見直し案に基づき見直しを行う。</p> <p>② 支援チーム住民支援班は、プラント班及び放射線班と協力して、居住者等が一度に大量の放射線を被ばくする等の生命又は身体に対する危険にさらされるおそれがなくなったと判断した場合は、原災本部会議にその旨を報告する。</p> <p>原災本部は、当該区域の見直し後の居住者等の安全確保(放射線防護や防犯・防災など)を十分考慮し、地方公共団体など関係者との協議の上、速やかに当該区域の見直しを行う。</p> <p>③ 支援チーム住民支援班は、区域の見直しに際して県、市町村など関係者と協議を行い、住民が安全に帰還するために必要なインフラなどの安全確認・応急復旧</p>	<p>[参考:原子炉災害の大規模・長期化への対処事例(東京電力福島原発事故の例)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設の状況が安定していることが確認できないことから、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認める場合に警戒区域を設定した。 ・放射線量が長期にわたる防護措置のための指標(※)に達すると推定される場合に、避難行動に1か月程度の裕度を持たせた計画的避難区域を設定した。 ・原子炉施設の状況が安定していることが確認できないことから、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない場合に緊急時避難準備区域を設定した。 <p>※長期にわたる防護措置については、東日本大震災の際には、原子力安全委員会の助言に基づき I C R P の 2 0 0 7 年基本勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルのバンド 2 0 ~ 1 0 0 m S v (急性又は年間) の下限である 2 0 m S v / 年を適用した。</p> <p>① E R C チームプラント班は <u>原子力発電所の事故の進展状況及び事故を収束させるための応急措置の実施状況</u>を、また支援チーム放射線班は <u>緊急時モニタリングの結果及び関係機関が行う環境モニタリング測定結果</u>を原災本部へ報告する。支援チーム住民支援班は当該報告を踏まえ避難指示区域等の見直し案を作成し、原災本部長は、原則、原災本部を開催して、当該見直し案に基づき見直しを行う。</p> <p>② 支援チーム住民支援班は、プラント班及び放射線班と協力して、居住者等が一度に大量の放射線を被ばくする等の生命又は身体に対する危険にさらされるおそれがなくなったと判断した場合は、原災本部会議にその旨を報告する。</p> <p>原災本部は、当該区域の見直し後の居住者等の安全確保(放射線防護や防犯・防災など)を十分考慮し、地方公共団体など関係者との協議の上、速やかに当該区域の見直しを行う。</p> <p>③ 支援チーム住民支援班は、区域の見直しに際して県、市町村など関係者と協議を行い、住民が安全に帰還するために必要なインフラなどの安全確認・応急復旧</p>

修正前	修正後
<p>を関係省庁と協力して進めていく。</p> <p>④避難区域の設定又は区域の見直しについて、規制庁、関係指定公共機関（（独）原子力安全基盤機構、（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所）等から派遣された専門家は、原子力発電所等の状況や放射線被ばくの危険性等、原災本部が見直す区域設定に対して技術的助言を行うものとする。</p> <p>⑤支援チーム住民支援班は区域見直し後も引き続き、放射線防護の観点から住民等の立入を規制する場合には、実効性を担保するため、道路にバリケード等の物理的な措置を行い、必要に応じ、関係機関（関係地方公共団体、警察機関、海上保安庁）の協力を得て、盗難防止対策や区域内の治安対策等を講じる。</p> <p>⑥ 関係機関は、避難区域及びその周辺において、パトロールや生活の安定に関する情報の提供等を行い、治安確保に努める。</p> <p>6 緊急輸送（バス等避難手段の手配） <実動対処班、住民安全班></p> <p>（規制庁、緊急輸送関係省庁等）</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>（1）緊急輸送の手配主体</p> <p>原子力災害時の避難輸送は、一義的には、各都道府県があらかじめ当該地域や隣接都府県の運送事業者等と輸送協定を締結の上、指定地方公共機関として指定し、各都道府県の地域防災計画に基づき、各都道府県が輸送力の把握及び輸送協力依頼を行うものであるが、国土交通省は、自県での輸送力では不足し他県から配車する場合等、各都道府県で対応できない場合に輸送手段の手配を行う。</p> <p>また、国土交通省は、当該避難輸送に従事する車両について、臨時の営業区域の設定を認めるものとする。</p> <p>（2）手段の手配体制</p> <p>ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班による避難指示の伝達や避難状況把握の中で確認された関係地方公共団体からの輸送手段に関する要請内容について集約し、ERCチーム実動対処班に連絡する。</p>	<p>を関係省庁と協力して進めていく。</p> <p>④避難区域の設定又は区域の見直しについて、規制庁、関係指定公共機関（（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所）等から派遣された専門家は、原子力発電所等の状況や放射線被ばくの危険性等、原災本部が見直す区域設定に対して技術的助言を行うものとする。</p> <p>⑤支援チーム住民支援班は区域見直し後も引き続き、放射線防護の観点から住民等の立入を規制する場合には、実効性を担保するため、道路にバリケード等の物理的な措置を行い、必要に応じ、関係機関（関係地方公共団体、警察機関、海上保安庁）の協力を得て、盗難防止対策や区域内の治安対策等を講じる。</p> <p>⑥ 関係機関は、避難区域及びその周辺において、パトロールや生活の安定に関する情報の提供等を行い、治安確保に努める。</p> <p>6 緊急輸送（バス等避難手段の手配） <実動対処班、住民安全班></p> <p>（内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等）</p> <p>【フェーズ1】</p> <p>（1）緊急輸送の手配主体</p> <p>原子力災害時の避難輸送は、一義的には、各都道府県があらかじめ当該地域や隣接都道府県の運送事業者等と輸送協定を締結の上、指定地方公共機関として指定し、各都道府県の地域防災計画に基づき、各都道府県が輸送力の把握及び輸送協力依頼を行うものであるが、国土交通省は、自県での輸送力では不足し他県から配車する場合等、各都道府県で対応できない場合に輸送手段の手配を行う。</p> <p>また、国土交通省は、当該避難輸送に従事する車両について、臨時の営業区域の設定を認めるものとする。</p> <p>（2）手段の手配体制</p> <p>ERCチーム住民安全班は、現地住民安全班による避難指示の伝達や避難状況把握の中で確認された関係地方公共団体からの輸送手段に関する要請内容について集約し、ERCチーム実動対処班に連絡する。</p>

修正前	修正後
<p>現地住民安全班は、要請元の地方公共団体を含む関係行政機関と調整し、できる限り配車場所等バス事業者等への手配の際に必要となる情報が網羅された具体的な配車計画を策定し、E R Cチーム住民安全班経由でE R Cチーム実動対処班へ伝える。</p> <p>E R Cチーム実動対処班は、官邸チーム実動対処班と連携し、関係局長等会議経由で国土交通省にバス事業者等への手配を依頼する。</p> <p>国土交通省は、バス事業者等に輸送の手配をし、手配結果を官邸チーム実動対処班及びE R Cチーム実動対処班に連絡する。</p> <p>また、E R Cチーム実動対処班は、現地住民安全班及び関係行政機関へ連絡する。</p> <p>現地住民安全班は、手配結果を要請元の地方公共団体へ伝える。</p> <p>※原子力災害単独の場合、官邸及びE R Cに実動対処班を設置。複合災害の場合、緊急災害対策本部事務局設置場所に実動対処班を設置する。</p> <p>(3) 放射線防護に係る対処</p> <p>E R Cチーム住民安全班は、E R Cチーム実動対処班に配車計画と併せて、必要に応じて規制庁、関係指定公共機関（（独）原子力安全基盤機構、（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所）等から派遣された専門家の助言を踏まえ、緊急輸送における放射線防護上必要な情報提供を行う。</p> <p>現地実動対処班は、地域防災計画等に基づき関係地方公共団体が輸送の中継ポイントを開設することを支援するとともに、国土交通省にバス事業者等への手配を依頼する際に提供した現地及び輸送経路上における放射線防護上必要な情報に変更が生じた場合は、当該ポイントに集結したバス等の運転者に対し、安全な輸送経路と所要時間の見込みについて具体的に伝達し、放射線防護上必要な情報と資機材の提供を行う。</p> <p>現地住民安全班及び医療班は、避難輸送に使用したバス車両、従事した運転者、乗車した避難民等が避難指示の対象区域から外部に移動する際には、必要に応じ、中継ポイント等において自治体が行うスクリーニング、証明書発行及びスク</p>	<p>現地住民安全班は、要請元の地方公共団体を含む関係行政機関と調整し、できる限り配車場所等バス事業者等への手配の際に必要となる情報が網羅された具体的な配車計画を策定し、E R Cチーム住民安全班経由でE R Cチーム実動対処班へ伝える。</p> <p>E R Cチーム実動対処班は、官邸チーム実動対処班と連携し、関係局長等会議経由で国土交通省にバス事業者等への手配を依頼する。</p> <p>国土交通省は、バス事業者等に輸送の手配をし、手配結果を官邸チーム実動対処班及びE R Cチーム実動対処班に連絡する。</p> <p>また、E R Cチーム実動対処班は、現地住民安全班及び関係行政機関へ連絡する。</p> <p>現地住民安全班は、手配結果を要請元の地方公共団体へ伝える。</p> <p>※原子力災害単独の場合、官邸及びE R Cに実動対処班を設置。複合災害の場合、緊急災害対策本部事務局設置場所に実動対処班を設置する。</p> <p>(3) 放射線防護に係る対処</p> <p>E R Cチーム住民安全班は、E R Cチーム実動対処班に配車計画と併せて、必要に応じて規制庁、関係指定公共機関（（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所）等から派遣された専門家の助言を踏まえ、緊急輸送における放射線防護上必要な情報提供を行う。</p> <p>現地実動対処班は、地域防災計画等に基づき関係地方公共団体が輸送の中継ポイントを開設することを支援するとともに、国土交通省にバス事業者等への手配を依頼する際に提供した現地及び輸送経路上における放射線防護上必要な情報に変更が生じた場合は、当該ポイントに集結したバス等の運転者に対し、安全な輸送経路と所要時間の見込みについて具体的に伝達し、放射線防護上必要な情報と資機材の提供を行う。</p> <p>現地住民安全班及び医療班は、避難輸送に使用したバス車両、従事した運転者、乗車した避難民等が避難指示の対象区域から外部に移動する際には、必要に応じ、中継ポイント等において自治体が行うスクリーニング、証明書発行及びスク</p>

修正前	修正後
<p>リーニング結果に応じた必要な除染の支援を行う。</p> <p>(4) バス等の円滑な運行にかかる支援等</p> <p>E R Cチーム実動対処班及び現地実動対処班は、必要に応じ、都道府県警察による警察車両等の先導を依頼する。</p> <p>複合災害等により現地及び経路上において車両の給油に制約がある場合には、E R Cチーム実動対処班及び現地実動対処班は、経済産業省資源エネルギー庁等と連携し、給油が可能な給油所の情報等を必要に応じてバス事業者等及び運転者に伝達する。</p> <p>要請元の地方公共団体及び現地実動対処班は避難者の乗車地、降車地及び中継ポイント等におけるバス車両等の誘導に係る連絡、調整を行う。</p>	<p>リーニング結果に応じた必要な除染の支援を行う。</p> <p>(4) バス等の円滑な運行にかかる支援等</p> <p>E R Cチーム実動対処班及び現地実動対処班は、必要に応じ、都道府県警察による警察車両等の先導を依頼する。</p>
<p>複合災害等により現地及び経路上において車両の給油に制約がある場合には、E R Cチーム実動対処班及び現地実動対処班は、経済産業省資源エネルギー庁等と連携し、給油が可能な給油所の情報等を必要に応じてバス事業者等及び運転者に伝達する。</p> <p>要請元の地方公共団体及び現地実動対処班は避難者の乗車地、降車地及び中継ポイント等におけるバス車両等の誘導に係る連絡、調整を行う。</p>	<p>複合災害等により現地及び経路上において車両の給油に制約がある場合には、E R Cチーム実動対処班及び現地実動対処班は、経済産業省資源エネルギー庁等と連携し、給油が可能な給油所の情報等を必要に応じてバス事業者等及び運転者に伝達する。</p> <p>要請元の地方公共団体及び現地実動対処班は避難者の乗車地、降車地及び中継ポイント等におけるバス車両等の誘導に係る連絡、調整を行う。</p>
<p>7 被ばく医療活動 <医療班></p> <p>(規制庁、文部科学省、厚生労働省)</p> <p>被ばく医療活動に当たって、原災本部は、(独)放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チーム等を現地に派遣するとともに、医療活動を実施するよう指示する。</p>	<p>7 被ばく医療活動 <医療班></p> <p>(規制庁、文部科学省、厚生労働省)</p>
<p>被ばく医療活動に当たって、原災本部は、(独)放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チーム等を現地に派遣するとともに、医療活動を実施するよう指示する。</p> <p>また、被ばく者の輸送等に係る輸送支援を行う。</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>官邸チーム医療班は、官邸チーム放射線班からモニタリングの結果及びその評価に関する情報を入手し、原子力災害対策指針を踏まえ、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機、服用の方法、医者・薬剤師の確保等に関する方針を検討し、原災本部長及び委員会委員長に上申し、指示内容を決定する。</p> <p>具体的にはP A Z内の地方公共団体に対しては、原則として避難と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>U P Z内の地方公共団体に対しては、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難及び屋内退避と併せて安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>指示内容が決定したら、官邸チーム医療班は、E R Cチーム医療班経由で、関係</p>	<p>被ばく医療活動に当たって、原災本部は、(独)放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チーム等を現地に派遣するとともに、医療活動を実施するよう指示する。</p> <p>また、被ばく者の輸送等に係る輸送支援を行う。</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>官邸チーム医療班は、官邸チーム放射線班からモニタリングの結果及びその評価に関する情報を入手し、原子力災害対策指針を踏まえ、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機、服用の方法、医者・薬剤師の確保等に関する方針を検討し、原災本部長及び委員会委員長に上申し、指示内容を決定する。</p> <p>具体的にはP A Z内の地方公共団体に対しては、原則として避難と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>U P Z内の地方公共団体に対しては、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難及び屋内退避と併せて安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>指示内容が決定したら、官邸チーム医療班は、E R Cチーム医療班経由で、関係</p>

修正前	修正後
<p>地方公共団体の長に対し、必要に応じて、安定ヨウ素剤を服用するべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等について指示内容を伝達する。（参考－20）</p> <p>関係市町村長は、上記指示に従い、又は独自の判断により、服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。</p> <p>また、官邸チーム医療班は、官邸チーム広報班を通じ、プレスへ指示内容の伝達を要請する。</p> <p style="text-align: center;">「安定ヨウ素剤の服用指示スキーム図」</p> <p style="text-align: center;">【図 第2編-第3章-5】</p> <p>（2）被ばく医療における緊急・救護活動</p> <p>①被ばく医療に係る医療チーム等の派遣等(施設敷地緊急事態の通報を受けた段階から準備)</p> <p>原子力事業所の事故等により被ばく患者が発生した場合、又は全面緊急事態に該当し、住民の避難等を実施する可能性が高い場合、地方公共団体は、必要に応じて、現地医療班及び各地域において被ばく医療の拠点となる医療機関に対して、被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請する。</p> <p>この時、現地医療班は、E R Cチーム医療班に要請を伝え、E R Cチーム医療班（原災本部設置前においては、規制庁が、文部科学省及び厚生労働省と協力して）は、直ちに（独）放射線医学総合研究所、（独）国立病院機構、国立大学病院及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、被ばく医療に係る医療チームを編成し、現地に派遣する。また、要請を受けた拠点となる被ばく医療機関も、被ばく医療に係る医療チームを編成して、必要に応じて、現地に派遣する。</p> <p>なお、拠点となる被ばく医療機関は、被ばく医療に係る医療チームを派遣した際には、その旨を現地医療班に報告する。</p> <p>現地医療班は、必要に応じて、E R Cチーム医療班に被ばく医療に係る医療チームの派遣に係る広域的な調整の必要があることを連絡し、連絡を受けたE R Cチ</p>	<p>地方公共団体の長に対し、必要に応じて、安定ヨウ素剤を服用するべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等について指示内容を伝達する。（参考－20）</p> <p>関係市町村長は、上記指示に従い、又は独自の判断により、服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。</p> <p>また、官邸チーム医療班は、官邸チーム広報班を通じ、プレスへ指示内容の伝達を要請する。</p> <p style="text-align: center;">「安定ヨウ素剤の服用指示スキーム図」</p> <p style="text-align: center;">【図 第2編-第3章-5】</p> <p>（2）被ばく医療における緊急・救護活動</p> <p>①被ばく医療に係る医療チーム等の派遣等(施設敷地緊急事態の通報を受けた段階から準備)</p> <p>原子力事業所の事故等により被ばく患者が発生した場合、又は全面緊急事態に該当し、住民の避難等を実施する可能性が高い場合、地方公共団体は、必要に応じて、現地医療班及び各地域において被ばく医療の拠点となる医療機関に対して、被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請する。</p> <p>この時、現地医療班は、E R Cチーム医療班に要請を伝え、E R Cチーム医療班（原災本部設置前においては、規制庁が、文部科学省及び厚生労働省と協力して）は、直ちに（独）放射線医学総合研究所、（独）国立病院機構、国立大学病院及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、被ばく医療に係る医療チームを編成し、現地に派遣する。また、要請を受けた拠点となる被ばく医療機関も、被ばく医療に係る医療チームを編成して、必要に応じて、現地に派遣する。</p> <p>なお、拠点となる被ばく医療機関は、被ばく医療に係る医療チームを派遣した際には、その旨を現地医療班に報告する。</p> <p>現地医療班は、必要に応じて、E R Cチーム医療班に被ばく医療に係る医療チームの派遣に係る広域的な調整の必要があることを連絡し、連絡を受けたE R Cチ</p>

修正前	修正後
<p>ーム医療班は、地方公共団体や関係機関等と被ばく医療に係る医療チームの派遣に係る広域的な調整を行う。</p> <p>また、県災害対策本部等に対して、関係医療機関への協力要請について助言する。</p> <p>なお、被ばく医療に係る医療チームは、国、地方公共団体、拠点となる被ばく医療機関等の各機関間の円滑な情報交換や連携の調整を行う者（以下「医療総括責任者」という。）を含む現地医療班の指示する派遣先において医療活動等を行う。</p> <p>②放射線管理等の要員等派遣要請</p> <p>現地医療班は、救護所等における住民の放射能汚染の測定、除染や医療機関、被ばく患者搬送機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、E R Cチーム医療班と調整を行い、原子力事業者、（独）日本原子力研究開発機構等の関係機関に放射線管理等の要員等の派遣を要請する。</p> <p>③輸送支援要請</p> <p>（i）専門家、支援者、被ばく医療に係る医療チーム等の輸送</p> <p>上記①、②の派遣を要請するに当たって、現地医療班は、輸送の支援が必要だと判断した場合は、E R Cチーム医療班と連絡し、E R Cチーム医療班よりE R Cチーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。</p> <p>また、上記①、②の派遣に当たって、E R Cチーム医療班において輸送の支援が必要だと判断した場合にも、現地医療班と調整しつつ、必要に応じて、E R Cチーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。</p> <p>なお、緊急輸送に当たっては、E R Cチーム実動対処班から、緊急輸送関係省庁に緊急輸送支援を要請する。</p> <p>（ii）被ばく患者等の搬送</p> <p>県災害対策本部（医療グループ）又は原子力事業者等から被ばく患者等の拠点となる被ばく医療機関等への搬送のための支援要請があった場合、必要に応じ、現地医療班は、被ばく患者等の搬送先の調整を担う医療総括責任者を中心として対応する。具体的には、原則として、現地医療班は、現地実動対処班に伝え、現地</p>	<p>ーム医療班は、地方公共団体や関係機関等と被ばく医療に係る医療チームの派遣に係る広域的な調整を行う。</p> <p>また、県災害対策本部等に対して、関係医療機関への協力要請について助言する。</p> <p>なお、被ばく医療に係る医療チームは、国、地方公共団体、拠点となる被ばく医療機関等の各機関間の円滑な情報交換や連携の調整を行う者（以下「医療総括責任者」という。）を含む現地医療班の指示する派遣先において医療活動等を行う。</p> <p>②放射線管理等の要員等派遣要請</p> <p>現地医療班は、救護所等における住民の放射能汚染の測定、除染や医療機関、被ばく患者搬送機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、E R Cチーム医療班と調整を行い、原子力事業者、（独）日本原子力研究開発機構等の関係機関に放射線管理等の要員等の派遣を要請する。</p> <p>③輸送支援要請</p> <p>（i）専門家、支援者、被ばく医療に係る医療チーム等の輸送</p> <p>上記①、②の派遣を要請するに当たって、現地医療班は、輸送の支援が必要だと判断した場合は、E R Cチーム医療班と連絡し、E R Cチーム医療班よりE R Cチーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。</p> <p>また、上記①、②の派遣に当たって、E R Cチーム医療班において輸送の支援が必要だと判断した場合にも、現地医療班と調整しつつ、必要に応じて、E R Cチーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。</p> <p>なお、緊急輸送に当たっては、E R Cチーム実動対処班から、緊急輸送関係省庁に緊急輸送支援を要請する。</p> <p>（ii）被ばく患者等の搬送</p> <p>県災害対策本部（医療グループ）又は原子力事業者等から被ばく患者等の拠点となる被ばく医療機関等への搬送のための支援要請があった場合、必要に応じ、現地医療班は、被ばく患者等の搬送先の調整を担う医療総括責任者を中心として対応する。具体的には、原則として、現地医療班は、現地実動対処班に伝え、現地</p>

修正前	修正後
<p>実動対処班 は緊急輸送関係省庁に輸送支援要請を行うことで、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。</p>	<p>実動対処班 は緊急輸送関係省庁に輸送支援要請を行うことで、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。</p>
<p>その際、現地医療班は、被ばく患者等に関する情報（容態、推定被ばく線量、人数等）を受入先医療機関に連絡する。</p>	<p>その際、現地医療班は、被ばく患者等に関する情報（容態、推定被ばく線量、人数等）を受入先医療機関に連絡する。</p>
<p>なお、緊急輸送支援要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、E R C チーム実動対処班と連携して、緊急輸送関係省庁に輸送支援を<u>要請</u>する。</p>	<p>なお、緊急輸送支援要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、E R C チーム実動対処班と連携<u>するなど</u>して、緊急輸送関係省庁に輸送支援を<u>依頼</u>する。</p>
<p>④ 緊急被ばく医療に関する指導・助言</p>	<p>④ 緊急被ばく医療に関する指導・助言</p>
<p>現地医療班は、県災害対策本部(医療グループ)、原子力事業者や医療実施機関等から緊急被ばく医療に関して問い合わせがあった場合には、適切な指導・助言を行う。</p>	<p>現地医療班は、県災害対策本部(医療グループ)、原子力事業者や医療実施機関等から緊急被ばく医療に関して問い合わせがあった場合には、適切な指導・助言を行う。</p>
<p>⑤避難住民等の被ばく状況の把握</p>	<p>⑤避難住民等の被ばく状況の把握</p>
<p>現地医療班は、避難所等に開設された各救護所から避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握に努め、E R C チーム医療班に報告する。</p>	<p>現地医療班は、避難所等に開設された各救護所から避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握に努め、E R C チーム医療班に報告する。</p>
<p>（3）スクリーニング</p>	<p>（3）スクリーニング</p>
<p>官邸チーム医療班は、被ばく医療を行うに当たって、避難住民等の迅速なスクリーニングを実施する観点から、事故の状況を踏まえ、O I L に基づく除染を講じるためのスクリーニング基準を示す。</p>	<p>現地医療班は、避難所等に開設された各救護所や中継ポイントにおける、避難住民の放射能汚染の測定、除染等の状況を把握し、必要があれば関係機関の職員について、E R C チーム医療班に追加の要員派遣を要請する。</p>
<p>（4）労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況の把握等</p>	<p>（4）労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況の把握等</p>
<p>現地医療班は、厚生労働省と連携し、原子力施設作業者及び防災業務従事者の被ばく線量・傷病者の発生状況を把握するとともに、被ばく線量管理の適切な実施</p>	<p>現地医療班は、避難所等に開設された各救護所や中継ポイントにおいて、避難住民の放射能汚染測定を行い、原子力災害対策指針のO I L に基づく除染等の状況を把握し、必要があれば関係機関の職員について、E R C チーム医療班に追加の要員派遣を要請する。</p>
<p>現地医療班は、厚生労働省と連携し、原子力施設作業者及び防災業務従事者の被ばく線量・傷病者の発生状況を把握するとともに、被ばく線量管理の適切な実施</p>	<p>現地医療班は、厚生労働省と連携し、原子力施設作業者及び防災業務従事者の被ばく線量・傷病者の発生状況を把握するとともに、被ばく線量管理の適切な実施</p>

修正前	修正後
<p>等を原子力事業者に指導する。</p> <p>また、現地医療班は、原子力事業者単独では原子力事業所内の緊急被ばく医療を行うことが困難である場合に、被ばく患者の応急処置を行う医療従事者の派遣又は斡旋に協力するよう調整する。</p> <p>(5) 健康調査・管理</p> <p>現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計、原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施する。</p> <p>8 健康調査・管理 <医療班></p> <p>(環境省、原子力規制委員会、厚生労働省)</p> <p>(1) 原子力被災者等の被ばく線量の推計</p> <p>①原災本部の指示の下、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構及び地方公共団体は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時における公衆の被ばく線量の推計を行う。</p> <p>②現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計の必要性、対象(地域、年齢等)、方法(使用する機器等)、実施場所等について、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構及び地方公共団体と協議・調整を行うとともに、必要な支援を行う。</p> <p>(2) 原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施</p> <p>①現地医療班及び都道府県は、環境モニタリング及び実測の結果等を基に住民の被ばく状況について線量を把握する。</p> <p>②現地医療班は、住民の線量評価結果を基に健康管理が必要な対象区域及び対象者の選定、健康管理の内容について、都道府県の関係者と協議・調整を行う。</p> <p>③国(環境省等)は都道府県が行う住民の健康管理を支援する。</p> <p>④現地医療班は、対象地域の住民に対する心身の健康に関する相談に応じるために、必要に応じ、地方公共団体による健康相談窓口開設のための協力等を行うものとする。</p>	<p>等を原子力事業者に指導する。</p> <p>また、現地医療班は、原子力事業者単独では原子力事業所内の緊急被ばく医療を行うことが困難である場合に、被ばく患者の応急処置を行う医療従事者の派遣又は斡旋に協力するよう調整する。</p> <p>(5) 健康調査・管理</p> <p>現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計、原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施する。</p> <p>8 健康調査・管理 <医療班></p> <p>(環境省、原子力規制委員会、厚生労働省)</p> <p>(1) 原子力被災者等の被ばく線量の推計</p> <p>①原災本部の指示の下、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構及び地方公共団体は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時における公衆の被ばく線量の推計を行う。</p> <p>②現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計の必要性、対象(地域、年齢等)、方法(使用する機器等)、実施場所等について、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構及び地方公共団体と協議・調整を行うとともに、必要な支援を行う。</p> <p>(2) 原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施</p> <p>①現地医療班及び都道府県は、環境モニタリング及び実測の結果等を基に住民の被ばく状況について線量を把握する。</p> <p>②現地医療班は、住民の線量評価結果を基に健康管理が必要な対象区域及び対象者の選定、健康管理の内容について、都道府県の関係者と協議・調整を行う。</p> <p>③国(環境省等)は都道府県が行う住民の健康管理を支援する。</p> <p>④現地医療班は、対象地域の住民に対する心身の健康に関する相談に応じるために、必要に応じ、地方公共団体による健康相談窓口開設のための協力等を行うものとする。</p>

修正前	修正後
<p>⑤ (独) 放射線医学総合研究所及び(独)日本原子力研究開発機構は、関係省庁、地方公共団体等が行う健康管理及び健康相談に対し、放射線の健康影響等に関する技術的な支援を行う。</p> <p>(3) 被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談等</p> <p>① 支援チーム医療班は、関係省庁及び道府県と協力して、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するモニタリングデータ、住民の行動記録調査及びホールボディカウンタによる測定等に基づき、規制庁の専門的知見を有する者の助言を踏まえて住民等の総合的な被ばく線量評価を早急に行う。なお、原子力災害が長期化した場合には、事故収束を待たずに対応する。</p> <p>② 環境省、委員会、都道府県、市町村及び原子力事業者は、厚生労働省と連携して原子力事業所周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、オフサイトセンター等のしかるべき場所に健康相談窓口を開設する。</p> <p>9 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班></p> <p>(規制庁、警察庁、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省、防衛省等各省庁)</p> <p>【フェーズ2】</p> <p>(1) 一時立入り等の実施の準備段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 原災本部、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、原子炉施設等の状況や、社会情勢を踏まえつつ、住民の安全確保を前提として、住民及び事業者の警戒区域内への一時立入り等を実施するものとする。 支援チーム住民支援班は、警戒区域内の住民及び事業者（以下「住民等」という。）の一時立入り等の実施に備えた体制を構築するため、関係局長等会議等において関係各機関に必要な支援を要請する。関係各機関は、当該支援要請の下、緊密な協力、連携を行う。 <p>(2) 一時立入り等の実施</p>	<p>⑤ (独) 放射線医学総合研究所及び(独)日本原子力研究開発機構は、関係省庁、地方公共団体等が行う健康管理及び健康相談に対し、放射線の健康影響等に関する技術的な支援を行う。</p> <p>(3) 被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談等</p> <p>① 支援チーム医療班は、関係省庁及び道府県と協力して、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するモニタリングデータ、住民の行動記録調査及びホールボディカウンタによる測定等に基づき、規制庁の専門的知見を有する者の助言を踏まえて住民等の総合的な被ばく線量評価を早急に行う。なお、原子力災害が長期化した場合には、事故収束を待たずに対応する。</p> <p>② 環境省、委員会、都道府県、市町村及び原子力事業者は、厚生労働省と連携して原子力事業所周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、オフサイトセンター等のしかるべき場所に健康相談窓口を開設する。</p> <p>9 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班></p> <p>(規制庁、警察庁、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省、防衛省等各省庁)</p> <p>【フェーズ2】</p> <p>(1) 一時立入り等の実施の準備段階</p> <ul style="list-style-type: none"> 原災本部、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、原子炉施設等の状況や、社会情勢を踏まえつつ、住民の安全確保を前提として、住民及び事業者の警戒区域内への一時立入り等を実施するものとする。 支援チーム住民支援班は、警戒区域内の住民及び事業者（以下「住民等」という。）の一時立入り等の実施に備えた体制を構築するため、関係局長等会議等において関係各機関に必要な支援を要請する。関係各機関は、当該支援要請の下、緊密な協力、連携を行う。 <p>(2) 一時立入り等の実施</p>

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> 原災本部は、関係省庁、現地本部及び地方公共団体との協議の下、住民等の一時立入り等について、一時立入り等の条件、実施方法等を定めた「一時立入許可基準」を策定する。 現地住民安全班、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、「一時立入許可基準」に基づき、住民等の一時立入り等に必要となる防護装備類（防護スーツ、マスク、手袋、靴カバー、ヘアキャップ、線量計、トランシーバーなど）、中継基地、スクリーニング施設、除染施設を確保する。 現地住民安全班は、国土交通省の支援の下、避難所等と一時立入り拠点（中継基地等）間のバス等輸送力を確保する。 また、現地住民安全班、関係省庁及び地方公共団体は、「一時立入許可基準」に基づき、具体的な一時立入り等の手法、計画等を定めるとともに、一時立入り等の希望者の募集方法などを定め、住民等に対して周知を行う。 現地住民安全班、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、住民の安全確保を前提として、住民等の要望を踏まえた上で、一時立入許可基準及びその他関連する規定等に基づき、住民等の一時立入り等を実施する。 支援チーム住民支援班は、一時立入り等の実施に必要な要員を派遣するとともに、関係各機関に支援を要請する。 関係各機関は、当該支援要請の下、相互に一時立入り等の実施に必要な協力、連携を行う。 なお、一時立入り等の実施に際しては、スクリーニング（必要に応じて除染）を確実に実施するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 原災本部は、関係省庁、現地本部及び地方公共団体との協議の下、住民等の一時立入り等について、一時立入り等の条件、実施方法等を定めた「一時立入許可基準」を策定する。 現地住民安全班、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、「一時立入許可基準」に基づき、住民等の一時立入り等に必要となる防護装備類（防護スーツ、マスク、手袋、靴カバー、ヘアキャップ、線量計、トランシーバーなど）、中継基地、スクリーニング施設、除染施設を確保する。 現地住民安全班は、国土交通省の支援の下、避難所等と一時立入り拠点（中継基地等）間のバス等輸送力を確保する。 また、現地住民安全班、関係省庁及び地方公共団体は、「一時立入許可基準」に基づき、具体的な一時立入り等の手法、計画等を定めるとともに、一時立入り等の希望者の募集方法などを定め、住民等に対して周知を行う。 現地住民安全班、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、住民の安全確保を前提として、住民等の要望を踏まえた上で、一時立入許可基準及びその他関連する規定等に基づき、住民等の一時立入り等を実施する。 支援チーム住民支援班は、一時立入り等の実施に必要な要員を派遣するとともに、関係各機関に支援を要請する。 関係各機関は、当該支援要請の下、相互に一時立入り等の実施に必要な協力、連携を行う。 なお、一時立入り等の実施に際しては、スクリーニング（必要に応じて除染）を確実に実施するものとする。

「警戒区域等への一時立入り等に関するスキーム図」

【図 第2編-第3章-6】

（3）公益を目的とした一時立入り

現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、公益を目的と

「警戒区域等への一時立入り等に関するスキーム図」

【図 第2編-第3章-6】

（3）公益を目的とした一時立入り

現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、公益を目的と

修正前	修正後
<p>した一時立入り（行政機関、病院、事業者等による立入り）を実施する。</p> <p>公益を目的とした一時立入りの際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専用の通行証を発行する。</p> <p style="text-align: center;">公益一時立ち入りの許可証の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>交付日 平成 年 月 日 第 号</p> <p>公益一時立入車両通行許可証</p> <p>有効期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</p> <p>許可を受けた者：_____</p> <p>許可車両番号：●●500あ1234</p> <p>公益一時立入用務に従事するため警戒区域内の通行を許可する。 なお、本許可書を所持しない場合は通行できない。</p> </div>	<p>した一時立入り（行政機関、病院、事業者等による立入り）を実施する。</p> <p>公益を目的とした一時立入りの際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専用の通行証を発行する。</p> <p style="text-align: center;">公益一時立ち入りの許可証の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>交付日 平成 年 月 日 第 号</p> <p>公益一時立入車両通行許可証</p> <p>有効期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</p> <p>許可を受けた者：_____</p> <p>許可車両番号：●●500あ1234</p> <p>公益一時立入用務に従事するため警戒区域内の通行を許可する。 なお、本許可書を所持しない場合は通行できない。</p> </div>
<p>10 緊急物資の調達・供給等</p> <p>＜実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班＞</p> <p>(規制庁、物資支援省庁等)</p> <p>物資の調達、供給活動に当たっては、国は、原子力被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。特に、原子力被災者の中でも、屋内退避の指示等が公示された区域等において交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</p> <p>また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。</p>	<p>10 緊急物資の調達・供給等</p> <p>＜実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班＞</p> <p>(内閣府、規制庁、物資支援省庁等)</p> <p>物資の調達、供給活動に当たっては、国は、原子力被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。特に、原子力被災者の中でも、屋内退避の指示等が公示された区域等において交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</p> <p>また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。</p>

修正前	修正後																								
<p>さらに、事故対処に伴って輸送ニーズが生じる支援のための人員、諸機材、外国からの救援隊及び援助物資などの輸送調整も本項により行うものとする。</p> <p>なお、E R Cチーム実動対処班は、複合災害の場合は、緊急災害対策本部事務局の事案対処班と連携して対応する。単独災害の場合においては、E R Cチーム実動対処班が対応する。（110ページ参照）</p> <p>フェーズ2以降、緊急物資の調達・供給に鑑み、その必要性が引き続きある場合には、官邸チーム実動対処班を官邸に引き続き存置する。</p> <p>【フェーズ1、2共通】</p> <p>（1）原災本部等による物資の調達、共通活動の要請等</p> <p>E R Cチーム実動対処班（支援チーム設置後においては支援チーム要望対応・広報企画班。以下同じ。）は、調達、供給活動に関わる総合調整等を行い、必要に応じて、被災地方公共団体からの要請に基づき、物資関係省庁に対し、物資の調達、供給活動の要請を行う。</p> <p>物資関係省庁は、E R Cチーム実動対処班より、調達、供給活動の要請があった場合、以下の割り振りに従い、関係業界団体の協力を得るなどにより、供給の確保を図るものとする。</p> <table> <tr> <td>給水</td> <td>： 厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>医薬品等</td> <td>： 厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>食料等</td> <td>： 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>生活必需品</td> <td>： 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>通信機器</td> <td>： 総務省</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>： 経済産業省資源エネルギー庁</td> </tr> </table> <p>なお、物資関係省庁は、被災自治体から直接物資の調達の要請を受けた場合には、その旨、E R Cチーム実動対処班に連絡し、必要があれば輸送手段の調整を依頼する。</p>	給水	： 厚生労働省	医薬品等	： 厚生労働省	食料等	： 農林水産省	生活必需品	： 経済産業省	通信機器	： 総務省	燃料	： 経済産業省資源エネルギー庁	<p>さらに、事故対処に伴って輸送ニーズが生じる支援のための人員、諸機材、外国からの救援隊及び援助物資などの輸送調整も本項により行うものとする。</p> <p>なお、E R Cチーム実動対処班は、複合災害の場合は、緊急災害対策本部事務局の事案対処班と連携して対応する。単独災害の場合においては、E R Cチーム実動対処班が対応する。（110ページ参照）</p> <p>フェーズ2以降、緊急物資の調達・供給に鑑み、その必要性が引き続きある場合には、官邸チーム実動対処班を官邸に引き続き存置する。</p> <p>【フェーズ1、2共通】</p> <p>（1）原災本部等による物資の調達、共通活動の要請等</p> <p>E R Cチーム実動対処班（支援チーム設置後においては支援チーム要望対応・広報企画班。以下同じ。）は、調達、供給活動に関わる総合調整等を行い、必要に応じて、被災地方公共団体からの要請に基づき、物資関係省庁に対し、物資の調達、供給活動の要請を行う。</p> <p>物資関係省庁は、E R Cチーム実動対処班より、調達、供給活動の要請があった場合、以下の割り振りに従い、関係業界団体の協力を得るなどにより、供給の確保を図るものとする。</p> <table> <tr> <td>給水</td> <td>： 厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>医薬品等</td> <td>： 厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>食料等</td> <td>： 農林水産省</td> </tr> <tr> <td>生活必需品</td> <td>： 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>通信機器</td> <td>： 総務省</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>： 経済産業省資源エネルギー庁</td> </tr> </table> <p>なお、物資関係省庁は、被災自治体から直接物資の調達の要請を受けた場合には、その旨、E R Cチーム実動対処班に連絡し、必要があれば輸送手段の調整を依頼する。</p>	給水	： 厚生労働省	医薬品等	： 厚生労働省	食料等	： 農林水産省	生活必需品	： 経済産業省	通信機器	： 総務省	燃料	： 経済産業省資源エネルギー庁
給水	： 厚生労働省																								
医薬品等	： 厚生労働省																								
食料等	： 農林水産省																								
生活必需品	： 経済産業省																								
通信機器	： 総務省																								
燃料	： 経済産業省資源エネルギー庁																								
給水	： 厚生労働省																								
医薬品等	： 厚生労働省																								
食料等	： 農林水産省																								
生活必需品	： 経済産業省																								
通信機器	： 総務省																								
燃料	： 経済産業省資源エネルギー庁																								

修正前	修正後
<p>「緊急物資の調達・供給等のスキーム図」</p> <p>【図 第2編-第3章-7】</p> <p>※フェーズ2においてはE R Cチーム実動対処班に代わり、支援チーム要望対応・広報企画班が行う。</p> <p>(2) 輸送手段の調整</p> <p>物資の輸送について、物資関係省庁が関係業界団体等の輸送手段を利用して、被災地に物資を輸送できる場合には、その旨E R Cチーム実動対処班に連絡した上で物資の輸送を行う。</p> <p>物資関係省庁が、独自に輸送手段を確保できない場合には、E R Cチーム実動対処班は緊急輸送関係省庁と調整し、輸送手段の優先的な確保を行う。</p> <p>(3) 地方公共団体による物資の調達、供給</p> <p>各省庁は、その判断に基づき、又は被災地方公共団体からの要請に応じて、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、E R Cチーム実動対処班又は物資関係省庁に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>1 1 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班></p> <p>(厚生労働省、農林水産省等)</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】</p> <p>(1) O I Lに基づく一時移転の際の、飲食物の出荷制限・摂取制限</p> <p>原災本部長は、O I Lに基づく一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するようU P Z内の地方公共団体の長に指示する。</p> <p>(2) O I Lに基づく飲食物出荷制限・摂取制限</p> <p>①検査計画等のガイドラインの策定及び公表</p> <p>原災本部は、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の計測結果から、O I Lにより、飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁</p>	<p>「緊急物資の調達・供給等のスキーム図」</p> <p>【図 第2編-第3章-7】</p> <p>※フェーズ2においてはE R Cチーム実動対処班に代わり、支援チーム要望対応・広報企画班が行う。</p> <p>(2) 輸送手段の調整</p> <p>物資の輸送について、物資関係省庁が関係業界団体等の輸送手段を利用して、被災地に物資を輸送できる場合には、その旨E R Cチーム実動対処班に連絡した上で物資の輸送を行う。</p> <p>物資関係省庁が、独自に輸送手段を確保できない場合には、E R Cチーム実動対処班は緊急輸送関係省庁と調整し、輸送手段の優先的な確保を行う。</p> <p>(3) 地方公共団体による物資の調達、供給</p> <p>各省庁は、その判断に基づき、又は被災地方公共団体からの要請に応じて、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、E R Cチーム実動対処班又は物資関係省庁に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>1 1 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班></p> <p>(厚生労働省、農林水産省等)</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】</p> <p>(1) O I Lに基づく一時移転の際の、飲食物の出荷制限・摂取制限</p> <p>原災本部長は、O I Lに基づく一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するようU P Z内の地方公共団体の長に指示する。</p> <p>(2) O I Lに基づく飲食物出荷制限・摂取制限</p> <p>①検査計画等のガイドラインの策定及び公表</p> <p>原災本部は、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の計測結果から、O I Lにより、飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁</p>

修正前	修正後
<p>の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下「検査計画等のガイドライン」という。）」をとりまとめ、公表する</p> <p>② 都道府県における検査計画策定・実施の指示</p> <p>厚生労働省、農林水産省その他関係省庁は、都道府県等に対し、原災本部から公表された検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物（原料となる農林畜水産物を含む。）中の放射性核種濃度測定の検査計画を策定し、検査を実施するよう要請する。</p> <p>③飲食物の出荷制限・摂取制限の指示</p> <p>厚生労働省は、検査計画に基づき都道府県等が行う放射性核種濃度の検査の結果をとりまとめ、公表する。</p> <p>原災本部長は、検査計画等のガイドラインに従い、厚生労働省がとりまとめた検査結果を基に、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁の協力を得て、O I Lの基準を超える品目について、出荷制限を実施するようU P Z内外の都道府県知事等に対し指示・要請する。</p> <p>O I Lの基準を大幅に超える品目について、特に高い濃度の放射性物質が含まれるものがあると認められる場合には摂取制限を指示・要請する。</p> <p>また、検査計画等のガイドラインで定める解除の要件を満たす場合には、地方公共団体の申請を受けて、出荷制限及び摂取制限を解除する。</p> <p>「一時移転の際の飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図」</p> <p>【図 第2編-第3章-8】</p> <p>1 2 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班></p> <p>(環境省等)</p> <p>【フェーズ2以降】</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>支援チーム放射線班は、関係省庁、関係機関との連携の下、事故由来の放射性物</p>	<p>の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下「検査計画等のガイドライン」という。）」をとりまとめ、公表する</p> <p>② 都道府県における検査計画策定・実施の指示</p> <p>厚生労働省、農林水産省その他関係省庁は、都道府県等に対し、原災本部から公表された検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物（原料となる農林畜水産物を含む。）中の放射性核種濃度測定の検査計画を策定し、検査を実施するよう要請する。</p> <p>③飲食物の出荷制限・摂取制限の指示</p> <p>厚生労働省は、検査計画に基づき都道府県等が行う放射性核種濃度の検査の結果をとりまとめ、公表する。</p> <p>原災本部長は、検査計画等のガイドラインに従い、厚生労働省がとりまとめた検査結果を基に、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁の協力を得て、O I Lの基準を超える品目について、出荷制限を実施するようU P Z内外の都道府県知事等に対し指示・要請する。</p> <p>O I Lの基準を大幅に超える品目について、特に高い濃度の放射性物質が含まれるものがあると認められる場合には摂取制限を指示・要請する。</p> <p>また、検査計画等のガイドラインで定める解除の要件を満たす場合には、地方公共団体の申請を受けて、出荷制限及び摂取制限を解除する。</p> <p>「一時移転の際の飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図」</p> <p>【図 第2編-第3章-8】</p> <p>1 2 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班></p> <p>(環境省等)</p> <p>【フェーズ2以降】</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>支援チーム放射線班は、関係省庁、関係機関との連携の下、事故由来の放射性物</p>

修正前	修正後
<p>質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、必要な対応を行う。</p> <p>(2) 除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>支援チーム放射線班は、原子力災害の事態に応じ、関係省庁による除染等の措置等が必要だと考えられる場合には、除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理について、環境省をはじめとした関係省庁、関係地方公共団体、研究機関等の関係機関、事業者等と協議の上、当面の必要な対応（対象となる地域の考え方等課題の整理、体制整備、方向性の検討等）を検討し、必要に応じて関係省庁間の調整を行うものとする。</p> <p>また、前述の当面の必要な対応を踏まえつつ、環境省等は、除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等について必要な措置を実施する。</p> <p>更に、（独）日本原子力研究開発機構等の除染及び放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する技術的知見を有する関係機関は、環境省及び関係省庁、自治体等が行う除染活動及び放射性物質に汚染された廃棄物の処理に対し、その要請に応じ、技術的な助言を行うものとする。</p> <p>(3) 汚染物対策</p> <p>放射性物質の大量放出が確認された段階で、ERC放射線班又は支援チーム放射線班は、屋外にあり被ばくのおそれのある原材料等の産業利用について、関係省庁に対して注意喚起を行うものとする。</p>	<p>質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、必要な対応を行う。</p> <p>(2) 除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>支援チーム放射線班は、原子力災害の事態に応じ、関係省庁による除染等の措置等が必要だと考えられる場合には、除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理について、環境省をはじめとした関係省庁、関係地方公共団体、研究機関等の関係機関、事業者等と協議の上、当面の必要な対応（対象となる地域の考え方等課題の整理、体制整備、方向性の検討等）を検討し、必要に応じて関係省庁間の調整を行うものとする。</p> <p>また、前述の当面の必要な対応を踏まえつつ、環境省等は、除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等について必要な措置を実施する。</p> <p>更に、（独）日本原子力研究開発機構等の除染及び放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する技術的知見を有する関係機関は、環境省及び関係省庁、自治体等が行う除染活動及び放射性物質に汚染された廃棄物の処理に対し、その要請に応じ、技術的な助言を行うものとする。</p> <p>(3) 汚染物対策</p> <p>放射性物質の大量放出が確認された段階で、ERC放射線班又は支援チーム放射線班は、屋外にあり被ばくのおそれのある原材料等の産業利用について、関係省庁に対して注意喚起を行うものとする。</p>
<p>1.3 経済・産業等への対応等（各省庁）</p> <p>【フェーズ1、2、事後対策共通】</p> <p>(1) 国及び地方公共団体は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。</p> <p>(2) 国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。</p> <p>(3) 国及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企</p>	<p>1.3 経済・産業等への対応等（各省庁）</p> <p>【フェーズ1、2、事後対策共通】</p> <p>(1) 国及び地方公共団体は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。</p> <p>(2) 国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。</p> <p>(3) 国及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企</p>

修正前	修正後
<p>業設備近代化資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p>	<p>業設備近代化資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p>
<p>(4) 日本政策金融公庫等政府系金融機関は、被災した事業者を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行う。</p>	<p>(4) 日本政策金融公庫等政府系金融機関は、被災した事業者を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行う。</p>
<p>(5) 国及び地方公共団体は、生活必需品等の物価の監視を行う。</p>	<p>(5) 国及び地方公共団体は、生活必需品等の物価の監視を行う。</p>
<p>1.4 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班></p>	<p>1.4 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班></p>
<p>(厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>(厚生労働省、国土交通省)</p>
<p>・原子力被災者の避難所生活の長期化を回避し、住環境を改善する必要がある場合には、原子力事業者に代わって、原災本部及び現地本部は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）などによる対応について、被災地方公共団体と緊密に連携を図るものとする。</p>	<p>・原子力被災者の避難所生活の長期化を回避し、住環境を改善する必要がある場合には、原子力事業者に代わって、原災本部及び現地本部は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）などによる対応について、被災地方公共団体と緊密に連携を図るものとする。<u>(参考-21)</u></p>
<p>・原災本部及び現地本部は、被災地方公共団体が原子力事業者に代わって実施する避難・受入れ先等の確保への取組を支援する。</p>	<p>・原災本部及び現地本部は、被災地方公共団体が原子力事業者に代わって実施する避難・受入れ先等の確保への取組を支援する。</p>
<p>1.5 広報・情報発信活動<広報班、要望対応・広報企画班>(規制庁等)</p>	<p>1.5 広報・情報発信活動<広報班、要望対応・広報企画班>(規制庁等)</p>
<p>【フェーズ1】</p>	<p>【フェーズ1】</p>
<p>(1) 情報発信体制</p>	<p>(1) 情報発信体制</p>
<p>原子力緊急事態宣言後の初期の対応の段階においては、迅速かつ適切な広報活動を行うため、初動段階の事故情報等に関する中央での記者会見については原則として官邸に一元化する。その広報体制を構築するため、広報関係者は官邸のスペースにて対応する。</p>	<p>原子力緊急事態宣言後の初期の対応の段階においては、迅速かつ適切な広報活動を行うため、初動段階の事故情報等に関する中央での記者会見については原則として官邸に一元化する。その広報体制を構築するため、広報関係者は官邸のスペースにて対応する。</p>
<p>官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会見の準備については、<u>規制庁次長</u>の統括の下、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要機能班（プラント班、放射線班、住民安全班等）、関係省庁、原子力事業者等が連携して行うものとする。</p>	<p>官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会見の準備については、<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>が指定する内閣府職員及び規制庁長官が指定する規制庁職員の統括の下、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要機能班（プラント班、放射線班、住民安全班等）、関係省庁、原子力事業者等が連携して行うものとする。</p>
<p>官邸での情報発信に当たっては、内閣官房長官が会見を行い、委員会委員、規制</p>	<p>官邸での情報発信に当たっては、内閣官房長官が会見を行い、<u>内閣府政策統括官</u></p>

修正前	修正後
<p>庁審議官、関係省庁幹部等が同席し、技術的内容等の補足説明を行う。また、官房長官が、複合災害の対応その他の緊急業務が発生している場合には、委員会委員、規制庁審議官、関係省庁幹部等が官房長官に代わり事故情報等の説明を行う。</p>	<p>(原子力防災担当)が指定する内閣府職員、委員会委員、規制庁審議官、関係省庁幹部等が同席し、技術的内容等の補足説明を行う。また、官房長官が、複合災害の対応その他の緊急業務が発生している場合には、<u>内閣府政策統括官(原子力防災担当)</u>が指定する内閣府職員、委員会委員、規制庁審議官、関係省庁幹部等が官房長官に代わり事故情報等の説明を行う。</p>
<p>情報発信に当たっては、委員会のスタンス、発表内容を理解し、技術的・専門的な立場から一定の権限を持って発言することが出来る委員又は規制庁審議官を置き、内閣官房長官会見に同席させる。</p>	<p>情報発信に当たっては、委員会のスタンス、発表内容を理解し、技術的・専門的な立場から一定の権限を持って発言することが出来る委員又は規制庁審議官を置き、内閣官房長官会見に同席させる。</p>
<p>なお、記者発表資料については、規制庁が事務局又は実施主体として関与する場合は、原則として原災本部名義で作成する。</p>	<p>なお、記者発表資料については、規制庁又は内閣府(原子力防災担当)が事務局又は実施主体として関与する場合は、原則として原災本部名義で作成する。</p>
<p>オフサイトセンターでの情報発信に関しては、<u>環境副大臣(又は環境大臣政務官)</u>及び<u>原子力地域地安全総括官</u>(現地に到着していない場合は、現地広報班長)等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。</p>	<p>オフサイトセンターでの情報発信に関しては、<u>内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)</u>及び<u>内閣府審議官(原子力防災担当)(又は代理の職員)</u>(現地に到着していない場合は、現地広報班長)等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。</p>
<p>原子力事業所における情報発信に関しては、原子力事業者と連携して、特に必要とされる時は、<u>緊急事態対策監等</u>が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びERCチーム広報班に共有するものとする。</p>	<p>原子力事業所における情報発信に関しては、原子力事業者と連携して、特に必要とされる時は、<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びERCチーム広報班に共有するものとする。</p>
<p>また、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって作業を進めることとする。</p>	<p>また、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって作業を進めることとする。</p>
<p>なお、バックグラウンド・ブリーフィングをタイムリーに実施できるようERCチーム広報班は体制を整えるものとする。</p>	<p>なお、バックグラウンド・ブリーフィングをタイムリーに実施できるようERCチーム広報班は体制を整えるものとする。</p>
<p>中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下の図に示すとおりとする。</p>	<p>中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下の図に示すとおりとする。</p>
<p>「全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1)」</p>	<p>「全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1)」</p>

修正前	修正後
<p>【図 第2編-第3章-9】</p> <p>(2) 各機関の広報に関する役割</p> <p>①官邸チーム広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機能班を通じて収集された原子力災害の情報については、官邸チーム総括班と連携し、記者会見の内容をまとめるとともに、記者会見者に説明する。また、必要に応じ、各省庁の担当幹部、原子力事業者幹部等を招集し、官房長官記者会見に同席するよう要請する。 記者会見における発表内容を情報公開するようERCチーム広報班に指示する。 記者会見の情報をERCチーム広報班、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所に共有する。 <p>②ERCチーム広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> 官邸において会見が行われない場合は、必要に応じてERCにおいて<u>規制庁審議官等</u>が会見を実施するものとする。 官邸チーム広報班、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁に対し、ERCで実施した広報内容等の伝達を行う。また、現地広報班の体制を確認し、体制が整っていない場合は、地方公共団体へも状況の伝達を行う。 官邸チーム広報班からの指示に従い記者会見用の資料作成を行う。 なお、作成に当たっては、官邸チーム広報班、現地及び関係省庁の広報担当と連携して作成する。 一般からの問い合わせに対するコールセンターを設置する。その際、ERCチーム国際班と連携し速やかに外国語での対応体制を検討する。 規制庁が設置する一般からの問い合わせに対するコールセンターへ、政府の被害報等の資料を共有する。 	<p>【図 第2編-第3章-9】</p> <p>(2) 各機関の広報に関する役割</p> <p>①官邸チーム広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機能班を通じて収集された原子力災害の情報については、官邸チーム総括班と連携し、記者会見の内容をまとめるとともに、記者会見者に説明する。また、必要に応じ、各省庁の担当幹部、原子力事業者幹部等を招集し、官房長官記者会見に同席するよう要請する。 記者会見における発表内容を情報公開するようERCチーム広報班に指示する。 記者会見の情報をERCチーム広報班、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所に共有する。 <p>②ERCチーム広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> 官邸において会見が行われない場合は、必要に応じてERC等において<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>が指定する内閣府職員又は規制庁長官が指定する規制庁職員が会見を実施するものとする。 官邸チーム広報班、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁に対し、ERCで実施した広報内容等の伝達を行う。また、現地広報班の体制を確認し、体制が整っていない場合は、地方公共団体へも状況の伝達を行う。 官邸チーム広報班からの指示に従い記者会見用の資料作成を行う。 なお、作成に当たっては、官邸チーム広報班、現地及び関係省庁の広報担当と連携して作成する。 一般からの問い合わせに対するコールセンターを設置する。その際、ERCチーム国際班と連携し速やかに外国語での対応体制を検討する。 規制庁が設置する一般からの問い合わせに対するコールセンターへ、政府の被害報等の資料を共有する。

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> ・避難・屋内退避等の緊急事態応急対策を実施すべき区域、緊急時モニタリング結果、<u>予測を含めた気象情報や大気中放射性物質拡散予測結果、E RSS</u>等の結果など迅速な提供が必要な情報については、速やかに記者会見、ホームページ等において公開する。 ・官邸チーム広報班に対し、マスメディアとの協力関係の構築（通信手段の途絶等に備えた代替手段の確保、マスメディアを通じた事故情報のタイムリーな提供体制の構築等）について依頼する。 ・官邸での記者会見について、官邸チーム広報班より、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難・屋内退避等の緊急事態応急対策を実施すべき区域、緊急時モニタリング結果、E RSS 等の結果など迅速な提供が必要な情報については、速やかに記者会見、ホームページ等において公開する。 ・官邸チーム広報班に対し、マスメディアとの協力関係の構築（通信手段の途絶等に備えた代替手段の確保、マスメディアを通じた事故情報のタイムリーな提供体制の構築等）について依頼する。 ・官邸での記者会見について、官邸チーム広報班より、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。
<p>③E RCチーム国際班及びE RCチーム広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・E RCチーム国際班は、プレス発表資料等を英訳する。 ・英訳したプレス発表資料等必要な情報を、E RCチーム広報班は内閣広報室に、E RCチーム国際班は外務省に共有するとともに説明の方法等につき協議する。また、E RCチーム広報班は、E RCチーム国際班と連携し、英訳した情報をウェブサイトへ掲載する。 ・E RCチーム国際班、E RCチーム広報班は、外務省及び内閣広報室と緊密に連携して、対外的情報発信を担う国内外の報道機関を通じた外国人への情報提供、在日外国大使館への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への情報提供及び広報活動を実施する。 ・E RCチーム国際班は、内閣広報室及び外務省と協力し、同時通訳者を手配するなど英語で説明できる体制を構築する。 ・迅速かつ適切な政府内での情報共有及び広報を行うため、E RCチーム総括班は、官邸チーム及びE RCチーム各機能班が有する情報を収集し、原災本部の被害報としてとりまとめ、官邸、E RC、OFC、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁、その他関係機関に共有する。 	<p>③E RCチーム国際班及びE RCチーム広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・E RCチーム国際班は、プレス発表資料等を英訳する。 ・英訳したプレス発表資料等必要な情報を、E RCチーム広報班は内閣広報室に、E RCチーム国際班は外務省に共有するとともに説明の方法等につき協議する。また、E RCチーム広報班は、E RCチーム国際班と連携し、英訳した情報をウェブサイトへ掲載する。 ・E RCチーム国際班、E RCチーム広報班は、外務省及び内閣広報室と緊密に連携して、対外的情報発信を担う国内外の報道機関を通じた外国人への情報提供、在日外国大使館への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への情報提供及び広報活動を実施する。 ・E RCチーム国際班は、内閣広報室及び外務省と協力し、同時通訳者を手配するなど英語で説明できる体制を構築する。 ・迅速かつ適切な政府内での情報共有及び広報を行うため、E RCチーム総括班は、官邸チーム及びE RCチーム各機能班が有する情報を収集し、原災本部の被害報としてとりまとめ、官邸、E RC、OFC、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁、その他関係機関に共有する。
<p>⑤原子力規制庁政策評価・広聴広報課</p>	<p>④原子力規制庁長官官房総務課広報室</p>

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、携帯電話サイト、電子メール、ラジオ放送、新聞広告等多様な媒体での広報活動を行う。（ソーシャルネットワークサービスも含めた情報ニーズを把握する体制整備を含む）。 ・情報弱者への対応（視聴覚障害者への配慮、問い合わせ先のFAX設置、ハンドブック等への音声コードの掲載等の契約等）の諸手続きを行う。 ・一般の住民の方からの問い合わせに対するコールセンターの設置に係る手続を行う。その際、外国語での対応も検討する。 ・自治体から住民説明会の要望があった場合には、対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、携帯電話サイト、電子メール、ラジオ放送、新聞広告等多様な媒体での広報活動を行う。（ソーシャルネットワークサービスも含めた情報ニーズを把握する体制整備を含む）。 ・情報弱者への対応（視聴覚障害者への配慮、問い合わせ先のFAX設置、ハンドブック等への音声コードの掲載等の契約等）の諸手続きを行う。 ・一般の住民の方からの問い合わせに対するコールセンターの設置に係る手続を行う。その際、外国語での対応も検討する。 ・自治体から住民説明会の要望があった場合には、対応を行う。
<p><u>⑥オフサイトセンター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・E RCチーム広報班と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、<u>環境副大臣（又は環境大臣政務官）</u>、<u>原子力地域安全総括官</u>等が必要に応じて記者会見を行う。 ・官邸での記者会見について、官邸チーム広報班より、E RCチーム広報班、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。 ・関係自治体との連絡手段を確認し、官邸での記者会見の情報や現地本部から発表される情報を含む状況の伝達を行う。準備されていた手段が使えない場合等は速やかに代替手段を確立させる。 ・原子力事業者に対して、プラントの状況等について記者会見を行うよう要請する。 ・自治体の広聴・広報機能の充実を図る。 ・一般の住民からの問い合わせに対するコールセンターを設置する。 	<p><u>⑤現地広報班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・E RCチーム広報班と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、<u>内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）</u>、<u>内閣府審議官（原子力防災担当）</u>（又は代理の職員）等が必要に応じて記者会見を行う。 ・官邸での記者会見について、官邸チーム広報班より、E RCチーム広報班、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。 ・関係自治体との連絡手段を確認し、官邸での記者会見の情報や現地本部から発表される情報を含む状況の伝達を行う。準備されていた手段が使えない場合等は速やかに代替手段を確立させる。 ・原子力事業者に対して、プラントの状況等について記者会見を行うよう要請する。 ・自治体の広聴・広報機能の充実を図る。 ・一般の住民からの問い合わせに対するコールセンターを設置する。
<p><u>⑦原子力施設事態即応センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者が実施する記者会見の情報を官邸チーム広報班、E RCチーム広報班及びオフサイトセンターと情報共有する。 ・官邸での記者会見について、官邸チーム広報班より、E RCチーム広報班、オフサイトセンター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。 	<p><u>⑥原子力施設事態即応センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者が実施する記者会見の情報を官邸チーム広報班、E RCチーム広報班及びオフサイトセンターと情報共有する。 ・官邸での記者会見について、官邸チーム広報班より、E RCチーム広報班、オフサイトセンター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。

修正前	修正後
<p>⑧その他省庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼り出し等をする場合は、ERCチーム広報班に隨時連絡するものとし、発表内容や状況についても隨時連絡を行う。 内閣広報室は、ERCチーム広報班により集約された関係省庁及びオフサイトセンター等における広報内容について、官邸チーム広報班から入手し、官邸記者クラブへの貼り出し及び内閣官房長官の記者会見対応等を行う。 外務省は必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供等を行うとともに、在外公館を通じて本国政府や現地メディアにも情報提供等を行う。 気象庁は、IAEAが「大規模災害 (general emergency)」と認定した事故について、IAEA等から要請を受けて放射性物質の拡散予測資料を提供した場合には、官邸チーム広報班及びERCチーム国際班に通知した上で適切に公表するものとする。 東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応を踏まえERSSや大気中放射性物質拡散予測結果、深刻な事態の伝え方（いたずらに風評被害をあおらないためにも英文資料の作成を含め分かりやすい解説に配意）等に注意する。 <p>【フェーズ2】</p> <p>（1）フェーズ1からの情報発信体制の変更</p> <p>一次避難完了及び放射性物質の大量放出の回避ができた段階においては、ERCチーム広報班その他の主要機能班（プラント班、放射線班、住民安全班等）を始めとする関係省庁、原子力事業者等は官邸での対応から、ERCでの対応に変更する。</p> <p>一時避難完了及び放射性物質の大量放出の回避ができたことについての情報発信に当たっては、委員会委員が記者会見を行うものとし、規制庁審議官、関係省庁幹部等が同席し、技術的内容等の説明を行う。</p>	<p>⑦その他省庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼り出し等をする場合は、ERCチーム広報班に隨時連絡するものとし、発表内容や状況についても隨時連絡を行う。 内閣広報室は、ERCチーム広報班により集約された関係省庁及びオフサイトセンター等における広報内容について、官邸チーム広報班から入手し、官邸記者クラブへの貼り出し及び内閣官房長官の記者会見対応等を行う。 外務省は必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供等を行うとともに、在外公館を通じて本国政府や現地メディアにも情報提供等を行う。 気象庁は、IAEAが「大規模災害 (general emergency)」と認定した事故について、IAEA等から要請を受けて放射性物質の拡散予測資料を提供した場合には、官邸チーム広報班及びERCチーム国際班に通知した上で適切に公表するものとする。 東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応を踏まえERSS、深刻な事態の伝え方（いたずらに風評被害をあおらないためにも英文資料の作成を含め分かりやすい解説に配意）等に注意する。 <p>【フェーズ2】</p> <p>（1）フェーズ1からの情報発信体制の変更</p> <p>一次避難完了及び放射性物質の大量放出の回避ができた段階においては、ERCチーム広報班その他の主要機能班（プラント班、放射線班、住民安全班等）を始めとする関係省庁、原子力事業者等は官邸での対応から、ERCでの対応に変更する。</p> <p>一時避難完了及び放射性物質の大量放出の回避ができたことについての情報発信に当たっては、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府職員及び委員会委員が記者会見を行うものとし、規制庁審議官、関係省庁幹部等が同席し、技術的内容等の説明を行う。</p>

修正前	修正後
<p>この場合における官邸と原災本部の広報の役割分担に当たっては以下を考慮しつつ、原発や広報を担当する内閣官房副長官とも相談のうえ、決定する。</p> <p>①プラントの状況など事実関係のみ → 総理又は内閣官房長官に連絡した上で原災本部が公表</p> <p>②社会へのインパクトが大きく、公表に判断を要するもの → 総理又は内閣官房長官の同意を得て原災本部が公表</p> <p>③避難指示等官邸として能動的に判断する案件 → 総理又は内閣官房長官が公表した後で原災本部が公表</p> <p>中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下の図に示すとおりとする。</p>	<p>この場合における官邸と原災本部の広報の役割分担に当たっては以下を考慮しつつ、原発や広報を担当する内閣官房副長官とも相談のうえ、決定する。</p> <p>①プラントの状況など事実関係のみ → 総理又は内閣官房長官に連絡した上で原災本部が公表</p> <p>②社会へのインパクトが大きく、公表に判断を要するもの → 総理又は内閣官房長官の同意を得て原災本部が公表</p> <p>③避難指示等官邸として能動的に判断する案件 → 総理又は内閣官房長官が公表した後で原災本部が公表</p> <p>中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下の図に示すとおりとする。</p>
<p>「全面緊急事態発生時の情報発信体制（フェーズ2）」</p> <p>【図 第2編-第3章-10】</p> <p>（2）フェーズ1からの各関係機関の役割の変更</p> <p>フェーズ2では官邸チーム広報班が、ERCチーム広報班に統合されるため、原災本部広報班として業務を行う。</p> <p>また、支援チームが設置された後は、支援チーム要望対応・広報企画班が、被災地住民向けの情報等についてニュースレター等により情報発信を行う。</p> <p>【事後対策】</p> <p>原子力緊急事態解除宣言後の広報活動に関しては、原災本部事務局、関係省庁、原子力事業者等において、継続して情報発信を行うものとする。</p> <p>16 海外等からの支援受入れ<国際班>（規制庁等）</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】</p> <p>（1）ERCチーム国際班への連絡</p> <p>外交ルートにて海外等から支援の申入れがあった場合には、外務省は、ERCチ</p>	<p>「全面緊急事態発生時の情報発信体制（フェーズ2）」</p> <p>【図 第2編-第3章-10】</p> <p>（2）フェーズ1からの各関係機関の役割の変更</p> <p>フェーズ2では官邸チーム広報班が、ERCチーム広報班に統合されるため、原災本部広報班として業務を行う。</p> <p>また、支援チームが設置された後は、支援チーム要望対応・広報企画班が、被災地住民向けの情報等についてニュースレター等により情報発信を行う。</p> <p>【事後対策】</p> <p>原子力緊急事態解除宣言後の広報活動に関しては、原災本部事務局、関係省庁、原子力事業者等において、継続して情報発信を行うものとする。</p> <p>16 海外等からの支援受入れ<国際班>（規制庁等）</p> <p>【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】</p> <p>（1）ERCチーム国際班への連絡</p> <p>外交ルートにて海外等から支援の申入れがあった場合には、外務省は、ERCチ</p>

修正前	修正後
<p>ーム国際班へその種類（物資支援か人的支援）、支援規模、到着予定日時、場所等を通報する。</p>	<p>ーム国際班へその種類（物資支援か人的支援）、支援規模、到着予定日時、場所等を通報する。</p>
<p>外務省以外の関係省庁に対し、海外等からの支援の申し入れがあった場合にあっても、上記と同様、E R Cチーム国際班へその支援内容を通報する。</p>	<p>外務省以外の関係省庁に対し、海外等からの支援の申し入れがあった場合にあっても、上記と同様、E R Cチーム国際班へその支援内容を通報する。</p>
<p>（2）受入可能性の検討</p>	<p>（2）受入可能性の検討</p>
<p>通報を受けたE R Cチーム国際班は、オフサイトに関わる支援についてはE R Cチーム実動対処班（フェーズ2以降においては、要望対応・広報企画班。以下同じ。）に連絡し、被災地方公共団体や関係省庁の状況等を確認した上で、支援の受け入れの可能性について検討する。また、E R Cチーム国際班は、オンラインに関する支援については、E R Cチームプラント班に連絡し、プラント班は事態即応センターにその旨連絡する。</p>	<p>通報を受けたE R Cチーム国際班は、オフサイトに関わる支援についてはE R Cチーム実動対処班（フェーズ2以降においては、要望対応・広報企画班。以下同じ。）に連絡し、被災地方公共団体や関係省庁の状況等を確認した上で、支援の受け入れの可能性について検討する。また、E R Cチーム国際班は、オンラインに関する支援については、E R Cチームプラント班に連絡し、プラント班は事態即応センターにその旨連絡する。</p>
<p>（3）受入計画の作成</p>	<p>（3）受入計画の作成</p>
<p>E R Cチーム国際班が支援の受入れを決定した場合、支援を受け入れこととなる関係省庁、被災地方公共団体又は原子力事業者は、E R Cチーム国際班と協力して、海外等からの支援の受入れに関し、支援の内容、受入日時及び輸送手段の確保などに関する計画を作成し、E R Cチーム国際班に提出する。</p>	<p>E R Cチーム国際班が支援の受入れを決定した場合、支援を受け入れこととなる関係省庁、被災地方公共団体又は原子力事業者は、E R Cチーム国際班と協力して、海外等からの支援の受入れに関し、支援の内容、受入日時及び輸送手段の確保などに関する計画を作成し、E R Cチーム国際班に提出する。</p>
<p>（4）受入の調整</p>	<p>（4）受入の調整</p>
<p>E R Cチーム国際班は、外務省に上記計画を送付し、外務省は作成された受入れ計画の内容を、支援を申入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後、被災地方公共団体又は関係省庁は、受入計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。</p>	<p>E R Cチーム国際班は、外務省に上記計画を送付し、外務省は作成された受入れ計画の内容を、支援を申入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後、被災地方公共団体又は関係省庁は、受入計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。</p>
<p>なお、E R Cチーム国際班は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁に連絡するとともに、外務省又は海外からの支援の申入れを受けた関係省庁に対し受け入れないとその理由を連絡する。</p>	<p>なお、E R Cチーム国際班は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁に連絡するとともに、外務省又は海外からの支援の申入れを受けた関係省庁に対し受け入れないとその理由を連絡する。</p>
<p>外務省又は海外からの支援の申入れを受けた関係省庁はその決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</p>	<p>外務省又は海外からの支援の申入れを受けた関係省庁はその決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>「海外等からの支援受け入れに関するスキーム」</p> <p>【図 第2編-第3章-11】</p> <p>第3編 参考資料</p> <p>1 複合災害への対応</p> <p>2 共通事項</p> <p>(1) 複数サイトにおける事故発生に対する対応</p> <p>(2) 各省庁における参集要員の代替確保</p> <p>(3) 現地との連絡調整、輸送の代替確保</p> <p>(4) 行政文書の作成、記録の保存</p> <p>3 要員配置表</p> <p><各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）></p> <p>(1) 中央 ①官邸 ②E R C</p> <p>(2) 現地 ①対策拠点施設 ②原子力施設事態即応センター ③後方支援拠点</p> <p><各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）></p> <p>(1) 中央 ①官邸 ②規制庁 E R C ③支援チーム</p> <p>(2) 現地 ①対策拠点施設 ②原子力施設事態即応センター ③後方支援拠点</p> <p>※経産省所管施設…電力事業者等民間企業の所有に係る施設</p> <p>文科省所管施設…大学・研究機関等の所有に係る原子力関連研究施設</p> <p>4 原子力災害時に招集する専門家リスト</p> <p>5 緊急モニタリング要員及び機材</p> <p>6 緊急被ばく医療実施体制現地派遣チーム</p> <p>7 フローチャート</p> <p>①危機管理体制の移行について</p> <p>②応急対策業務の移行について</p> <p>8 機能班業務</p>	<p>「海外等からの支援受け入れに関するスキーム」</p> <p>【図 第2編-第3章-11】</p> <p>第3編 参考資料</p> <p>1 複合災害への対応</p> <p>2 共通事項</p> <p>(1) 複数サイトにおける事故発生に対する対応</p> <p>(2) 各省庁における参集要員の代替確保</p> <p>(3) 現地との連絡調整、輸送の代替確保</p> <p>(4) 行政文書の作成、記録の保存</p> <p>3 要員配置表</p> <p><各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）></p> <p>(1) 中央 ①官邸 ②E R C</p> <p>(2) 現地 ①対策拠点施設 ②原子力施設事態即応センター ③後方支援拠点</p> <p><各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）></p> <p>(1) 中央 ①官邸 ②規制庁 E R C ③支援チーム</p> <p>(2) 現地 ①対策拠点施設 ②原子力施設事態即応センター ③後方支援拠点</p> <p>※経産省所管施設…電力事業者等民間企業の所有に係る施設</p> <p>文科省所管施設…大学・研究機関等の所有に係る原子力関連研究施設</p> <p>4 原子力災害時に招集する専門家リスト</p> <p>5 緊急モニタリング要員及び機材</p> <p>6 緊急被ばく医療実施体制現地派遣チーム</p> <p>7 フローチャート</p> <p>①危機管理体制の移行について</p> <p>②応急対策業務の移行について</p> <p>8 機能班業務</p>

修正前	修正後
<p>9 その他参考資料</p> <p>①各種様式</p> <p>②語句の説明</p> <p>1 複合災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等と原子力事故の複合災害が発生した場合、事態に応じ、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部等と、原災法に基づく原災本部等を設置する。 ・緊急（非常）災害対策本部が設置されている場合は、物資や輸送の手配など共通的な措置内容の集約、必要に応じ合同的な会議運営を図るなど効率的な運用に努める。 ・各省庁は、複合災害の場合に備えて、それぞれの要員が重複しないよう指定しておくよう努めるものとする。 <p>「地震・津波等との複合災害時の対応（イメージ）」</p> <p>【図 第3編-1】</p> <p>2 その他共通事項</p> <p>（1）複数サイトにおける事故発生の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等に伴い複数サイトで原子力事故が発生した場合、サイト毎に副本部長・現地対策本部長を選任する。また、複数事業者において原子力事故が発生した場合、原子力施設事態即応センター毎に<u>緊急事態対策監又は代替者</u>を派遣する。 <p>（2）各省庁における参集要員の代替確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁は、不測の事態により参集できない場合に備えて、あらかじめ参集要員の代替要員を確保するとともにその代理順位を定めておくこととする。 <p>（3）現地との連絡調整、輸送の手配等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等の影響により一般の通信回線が使用できない場合には、衛星回線、中央防災無線網等により連絡手段を確保する。ただし、自衛隊、消防、警察無線 	<p>9 その他参考資料</p> <p>①各種様式</p> <p>②語句の説明</p> <p>1 複合災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等と原子力事故の複合災害が発生した場合、事態に応じ、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部等と、原災法に基づく原災本部等を設置する。 ・緊急（非常）災害対策本部が設置されている場合は、物資や輸送の手配など共通的な措置内容の集約、必要に応じ合同的な会議運営を図るなど効率的な運用に努める。 ・各省庁は、複合災害の場合に備えて、それぞれの要員が重複しないよう指定しておくよう努めるものとする。 <p>「地震・津波等との複合災害時の対応（イメージ）」</p> <p>【図 第3編-1】</p> <p>2 その他共通事項</p> <p>（1）複数サイトにおける事故発生の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等に伴い複数サイトで原子力事故が発生した場合、サイト毎に副本部長・現地対策本部長を選任する。また、複数事業者において原子力事故が発生した場合、原子力施設事態即応センター毎に<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>を派遣する。 <p>（2）各省庁における参集要員の代替確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁は、不測の事態により参集できない場合に備えて、あらかじめ参集要員の代替要員を確保するとともにその代理順位を定めておくこととする。 <p>（3）現地との連絡調整、輸送の手配等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等の影響により一般の通信回線が使用できない場合には、衛星回線、中央防災無線網等により連絡手段を確保する。ただし、自衛隊、消防、警察無線

修正前	修正後
<p>を用いた連絡はやむを得ない場合に重要事項の伝達のために依頼するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等の影響により関係地方公共団体が現地対策本部に参集できない場合には、テレビ会議システムによる原子力災害合同対策協議会の参加など柔軟に対処するとともに、緊急輸送関係省庁と連携し、人員や物資の輸送を行う。 <p>(4) 行政文書の作成等、記録の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原災本部事務局は、原災本部、関係局長等会議など各種会議における意思決定の過程及び実績を把握し、現在及び将来の国民に説明する責務を果たすため、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）に基づき、行政文書を適時適切に作成するとともに、保存等管理の徹底を図るものとする。 ・原災本部事務局各機能班は、それぞれの機能班が担当する事象に係るクロノロジー（具体的には「8 機能班業務」を参照）を作成する。 <p>3 要員配置表</p> <p>別添 1 参照</p> <p>4 原子力災害時に招集する専門家リスト</p> <p>別添 2 参照</p> <p>（注）専門家の東京への招集及び現地派遣については、規制庁より関係機関の所管省庁へ派遣等を依頼し、当該所管省庁は専門家リストを基本として適切な専門家の派遣を所管の関係機関に依頼することで対応する。</p> <p>5 緊急時モニタリング要員及び資機材</p> <p>別添 3 参照</p> <p>6 緊急被ばく医療実施体制現地派遣チーム</p> <p>別添 4 参照</p> <p>7 フローチャート</p> <p>(1) 危機管理体制の移行について</p>	<p>を用いた連絡はやむを得ない場合に重要事項の伝達のために依頼するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等の影響により関係地方公共団体が現地対策本部に参集できない場合には、テレビ会議システムによる原子力災害合同対策協議会の参加など柔軟に対処するとともに、緊急輸送関係省庁と連携し、人員や物資の輸送を行う。 <p>(4) 行政文書の作成等、記録の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原災本部事務局は、原災本部、関係局長等会議など各種会議における意思決定の過程及び実績を把握し、現在及び将来の国民に説明する責務を果たすため、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）に基づき、行政文書を適時適切に作成するとともに、保存等管理の徹底を図るものとする。 ・原災本部事務局各機能班は、それぞれの機能班が担当する事象に係るクロノロジー（具体的には「8 機能班業務」を参照）を作成する。 <p>3 要員配置表</p> <p>別添 1 参照</p> <p>4 原子力災害時に招集する専門家リスト</p> <p>別添 2 参照</p> <p>（注）専門家の東京への招集及び現地派遣については、規制庁より関係機関の所管省庁へ派遣等を依頼し、当該所管省庁は専門家リストを基本として適切な専門家の派遣を所管の関係機関に依頼することで対応する。</p> <p>5 緊急時モニタリング要員及び資機材</p> <p>別添 3 参照</p> <p>6 緊急被ばく医療実施体制現地派遣チーム</p> <p>別添 4 参照</p> <p>7 フローチャート</p> <p>(1) 危機管理体制の移行について</p>

修正前	修正後
<p>「全面緊急事態に至るまでの初動対応体制」 【図 第3編-2】</p> <p>(2) 応急対策業務の移行について</p> <p>「応急対策業務の移行について」 【図 第3編-3】</p> <p>8 機能班業務 別添5参照</p> <p>9 その他参考資料 別添6参照</p>	<p>「全面緊急事態に至るまでの初動対応体制」 【図 第3編-2】</p> <p>(2) 応急対策業務の移行について</p> <p>「応急対策業務の移行について」 【図 第3編-3】</p> <p>8 機能班業務 別添5参照</p> <p>9 その他参考資料 別添6参照</p>

※文中の図表は別添7参照

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

3 要員配置表

<各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）>

(1) 中央 ①官邸 ②E R C

省庁名	所属	班区分	担当区分	主たる執務場所	フェーズ2以降の役割（フェーズ1と異なる場合記載）
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）</u>		事務局長	官邸	<u>E R Cに移動</u>
規制庁	長官			官邸	E R Cに移動
内閣官房	内閣官房 危機管理審議官		事務局次長	官邸	
内閣府	防災担当 大臣官房審議官		事務局次長	官邸	
規制庁	<u>審議官級</u>			官邸	<u>E R Cに移動</u>
規制庁	<u>審議官級</u>			官邸	<u>E R Cに移動</u>
規制庁		委員長随行	委員長随行	官邸	
規制庁	安全規制管理官 (BWR 担当) (※1) 安全規制管理官 (PWR 担当) (※2)	委員長随行	委員長随行	官邸	E R Cに移動
規制庁	安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）	委員長随行	委員長随行	官邸	
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）参事官（総括）付</u>	<u>参事官（総括）</u>	<u>総括班</u>	<u>総括班長</u>	官邸
規制庁	<u>総務課</u>	<u>企画調査官</u>	<u>総括班</u>	<u>総括班長代理①</u>	官邸
内閣府	<u>政策統括官（原子力</u>	<u>総括課長補佐</u>	<u>総括班</u>	<u>総括班長代理</u>	官邸

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

	<u>防災担当) 参事官(総括) 付</u>			②		
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>長官随行</u>	<u>官邸</u>	<u>支援 T 総括班</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>官邸</u>	<u>ERC に移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>官邸</u>	<u>ERC に移動</u>
規制庁		<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>官邸</u>	<u>ERC に移動</u>
規制庁		<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>連絡担当</u>	<u>官邸</u>	<u>ERC に移動</u>
規制庁		<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>連絡担当</u>	<u>官邸</u>	
規制庁		<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>連絡担当</u>	<u>官邸</u>	
内閣府	<u>政策統括官(原子力防災担当) 付</u>	<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>連絡担当</u>	<u>官邸</u>	<u>支援 T 総括班</u>
規制庁	<u>原子力規制企画課</u>	<u>総括課長補佐</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>官邸</u>	<u>ERC に移動</u>
規制庁		<u>係長級</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>官邸</u>	
規制庁		<u>係長級</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>官邸</u>	
規制庁		<u>係長・係員級</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>官邸</u>	
規制庁		<u>係長・係員級</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>官邸</u>	
内閣府	<u>政策統括官(原子力防災担当) 付</u>	<u>係長級</u>	<u>危機管理センター</u>	<u>危機管理センター リエゾン</u>	<u>官邸</u>	<u>支援 T 総括班</u>

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

			<u>リエゾン</u>			
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）付</u>	<u>係長・係員級</u>	<u>危機管理センター</u> <u>リエゾン</u>	<u>危機管理センター</u> <u>リエゾン</u>	官邸	<u>ERC</u> <u>に移動</u>
規制庁	<u>人事課</u>	<u>人事課長</u>	<u>広報班</u>	<u>広報班長</u>	官邸	<u>ERC</u> <u>に移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	官邸	<u>ERC</u> <u>に移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	官邸	<u>ERC</u> <u>に移動</u>
規制庁		<u>補佐・係長級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	官邸	<u>ERC</u> <u>に移動</u>
規制庁	<u>総務課国際室</u>	<u>係長級</u>	<u>広報班</u>	<u>国際班リエゾン</u>	官邸	<u>ERC</u> <u>に移動</u>
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）付</u>	<u>係長級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	官邸	<u>支援T</u> <u>要望</u> <u>対・広報企画</u> <u>班</u>
規制庁	安全規制管理官(BWR担当)付(※1) 安全規制管理官(PWR・新型炉担当)付(※2)	安全規制調整官(審査)(※1) 安全規制調整官(審査担当)(※2)	プラント班	プラント班長	官邸	ERC に移動
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	プラント班長 代理	官邸	ERC に移動
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	広報担当	官邸	ERC に移動

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当	官邸	E R Cに移動
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	広報担当	官邸	E R Cに移動
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	プラント担当	官邸	E R Cに移動
規制庁	監視情報課	企画官（モニタリング担当）	放射線班	放射線班長	官邸	支援T放射線班
規制庁	監視情報課	<u>補佐級</u>	放射線班	<u>モニタリング計画調整担当</u>	官邸	支援T放射線班
規制庁	監視情報課	<u>係長級</u>	放射線班	<u>放射線担当</u>	官邸	支援T放射線班
規制庁	監視情報課	<u>係長・係員級</u>	放射線班	放射線担当	官邸	E R Cに移動
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）参事官（地域防災・訓練）付</u>	<u>総括参事官補佐</u>	<u>住民安全班</u>	<u>住民安全班長</u>	官邸	<u>E R Cに移動</u>
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）付</u>	<u>係長級</u>	<u>住民安全班</u>	<u>総括担当</u>	官邸	<u>支援T住民支援班</u>
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）付</u>	<u>係長級</u>	<u>住民安全班</u>	<u>住民安全担当</u>	官邸	
規制庁	<u>放射線対策・保障措置課</u>	<u>係長級</u>	<u>住民安全班</u>	<u>住民安全担当</u>	官邸	<u>支援T住民支援班</u>
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>補佐・係長級</u>	<u>住民安全班</u>	<u>実動対処担当</u>	官邸	<u>支援T住民支援班</u>

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁	放射線対策・保障措置課	放射線対策・保障措置課長	医療班	医療班長	官邸	
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>補佐級</u>	医療班	医療担当	官邸	支援 T 医療班
規制庁	放射線対策・保障措置課	<u>補佐・係長級</u>	医療班	医療担当	官邸	
規制庁	放射線対策・保障措置課	<u>係長級</u>	医療班	医療担当	官邸	
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）参事官（地域防災・訓練）付</u>	<u>原子力防災訓練推進官</u>	実動対処班	実動対処班長	官邸	
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）付</u>	<u>補佐級</u>	実動対処班	現地派遣担当	官邸	支援 T 住民支援班
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>補佐・係長級</u>	実動対処班	総括担当	官邸	E R C に移動
規制庁		<u>次長</u>		<u>E R C 全体総括</u>	E R C	
規制庁		<u>指定職級</u>		<u>オンサイト総括</u>	<u>E R C</u>	
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）参事官（地域防災・訓練）付</u>	<u>参事官（地域防災・訓練）</u>		<u>オフサイト総括①</u>	<u>E R C</u>	
規制庁		<u>審議官</u>		<u>オフサイト総括②</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	総務課長	総括班	総括班長	E R C	
規制庁	総務課	<u>総括課長補佐</u>	総括班	総括班長代理	E R C	支援 T 総括班
規制庁	総務課	<u>室長級</u>	<u>総括班</u>	<u>国会・自治体担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>記録担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁	総務課	係長級	総括班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課	係長級	総括班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課	係長級	総括班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課	係長級	総括班	総括担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	会計担当参事官	運営支援班	運営支援班長	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長・係員級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長・係員級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	広報室長	広報班	広報班長	ERC	
規制庁	総務課広報室	補佐級	広報班	総括担当	ERC	

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁	総務課広報室	補佐級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	係長級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	係長級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	係長級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁		係長級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁		係長級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁		係長級	広報班	資料担当	ERC	
規制庁		係長級	広報班	資料担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	係長・係員級	広報班	資料担当	ERC	
規制庁	総務課国際室	国際室長	国際班	国際班長	ERC	
規制庁	総務課国際室	企画官級	国際班	国際班長代理	ERC	
規制庁	総務課国際室	補佐級	国際班	実務担当	ERC	
規制庁	総務課国際室	補佐級	国際班	実務担当	ERC	
規制庁	総務課国際室	補佐級	国際班	実務担当	ERC	
規制庁	総務課国際室	補佐級	国際班	実務担当	ERC	
規制庁	総務課国際室	係長級	国際班	実務担当	ERC	
規制庁	総務課国際室	係長級	国際班	実務担当	ERC	
規制庁	総務課国際室	係長級	国際班	実務担当	ERC	
規制庁	原子力災害対策・核 物質防護課	事故対処室長	プラント 班	プラント班長	ERC	

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁	<u>企画官級</u>	プラント班	サイト内放射線担当	E R C	
規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	サイト内放射線担当	E R C	
規制庁	<u>補佐・係長級</u>	プラント班	サイト内放射線担当	E R C	
規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	サイト内放射線担当	E R C	
規制庁	<u>室長・企画官級</u>	プラント班	情報分析室長	E R C	
規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	情報分析室長代理	E R C	
規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁	<u>係長級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁	<u>係長・係員級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁	<u>企画官級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁		<u>係員級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	プラント班長代理	E R C	
規制庁		<u>係員級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当	<u>E R C</u>	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	記録担当	<u>E R C</u>	
規制庁		<u>係員級</u>	プラント班	記録担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐・係長級</u>	プラント班	サイト内放射線担当	E R C	
規制庁		<u>係長・係員級</u>	<u>プラント班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	<u>監視情報課</u>	<u>監視情報課長</u>	<u>放射線班</u>	<u>放射線班長</u>	<u>E R C</u>	<u>支援T放射線</u>

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

						班
規制庁		補佐級	放射線班	放射性物質汚染対策担当	ERC	支援T放射線班
規制庁		補佐級	放射線班	放射性物質汚染対策担当	ERC	支援T放射線班
規制庁		補佐級	放射線班	放射線担当	ERC	支援T放射線班
規制庁	監視情報課	補佐級	放射線班	放射線担当	ERC	支援T放射線班
規制庁	監視情報課	係長級	放射線班	放射線担当	ERC	
規制庁	監視情報課	係長級	放射線班	放射線担当	ERC	
規制庁	監視情報課	係長級	放射線班	放射線担当	ERC	
規制庁	監視情報課	係長級	放射線班	モニタリング 計画調整担当	ERC	
規制庁	監視情報課	係長・係員級	放射線班	放射線担当	ERC	
内閣府	政策統括官（原子力 防災担当）参事官（地 域防災・訓練）付	地域原子力防災推 進官	住民安全 班	住民安全班長	ERC	
内閣府		補佐級	住民安全 班	住民避難・輸 送担当	ERC	
内閣府		補佐級	住民安全 班	住民避難・輸 送担当	ERC	
内閣府		補佐級	住民安全 班	住民避難・輸 送担当	ERC	
内閣府		係長級	住民安全 班	住民避難・輸 送担当	ERC	
内閣府		係長級	住民安全 班	住民避難・輸 送担当	ERC	
規制庁		補佐級	住民安全 班	要望・物資調 達担当業務	ERC	

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁		係長級	住民安全班	住民避難・輸送担当	ERC	
規制庁		係長級	住民安全班	住民避難・輸送担当	ERC	
規制庁	放射線対策・保障措置課	放射線規制室長	医療班	医療班長	ERC	
規制庁	放射線対策・保障措置課	補佐級	医療班	医療担当	ERC	
規制庁		企画官級	医療班	医療担当	ERC	
規制庁		補佐級	医療班	医療担当	ERC	
規制庁		係長級	医療班	記録担当	ERC	支援T 住民支援班
規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	核セキュリティ・核物質防護室長	実動対処班	実動対処班長	ERC	
規制庁		企画官級	実動対処班	総括担当	ERC	支援T 要望対応・広報企画班
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付	補佐級	実動対処班	総括担当	ERC	
規制庁		係長・係員級	実動対処班	総括担当	ERC	支援T 住民支援班
環境省	総合環境政策局 環境保健部参事官（健康管理担当）付	係長級	医療班	記録担当	ERC	支援T 医療班
環境省	総合環境政策局 環境保健部参事官（健康管理担当）付	係長級	医療班	総括担当	官邸	支援T 医療班
環境省	総合環境政策局 環境保健部参事官（健康管理担当）付	補佐級	医療班	被ばく医療活動・スクリーニング担当	ERC	支援T 医療班

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

環境省		室長級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
環境省		補佐級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
環境省		係長級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
環境省		係長級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
環境省		課長級	総括班	国会・自治体 対応担当長	E R C	
環境省		補佐級	総括班	国会・自治体 対応担当	E R C	
環境省		補佐級	総括班	国会・自治体 対応担当	E R C	
環境省		係長級	総括班	国会・自治体 対応担当	E R C	支援T 総括班
環境省		係長級	総括班	国会・自治体 対応担当	E R C	
環境省		係長級	総括班	国会・自治体 対応担当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担 当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担 当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担 当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担 当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担 当	E R C	
環境省	<u>水・大気環境局</u>	係長級	放射線班	総括担当	E R C	支援T 放射線 班
環境省	<u>水・大気環境局又は 廃棄物・リサイクル 対策部</u>	課室長	放射線班	放射性物質汚 染対策担当	E R C	支援T 放射線 班放射 性廃棄 物等処

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

						理・除染T長
環境省	<u>水・大気環境局又は廃棄物・リサイクル対策部</u>	補佐級	放射線班	放射性物質汚染対策担当	E R C	支援T 放射線班
環境省	<u>水・大気環境局又は廃棄物・リサイクル対策部</u>	補佐級	放射線班	放射性物質汚染対策担当	E R C	支援T 放射線班
環境省		補佐級	医療班	総括担当	E R C	支援T 医療班
環境省		係長級	医療班	総括担当	E R C	支援T 医療班
環境省		係長級	住民安全班	要望・物資調達担当業務	E R C	支援T 要望対応・広報企画班
経済産業省		大臣官房審議官（エネルギー・技術担当）	総括班		E R C※	支援T 事務局長補佐
経済産業省	<u>資源エネルギー庁資源・燃料部</u>	補佐級	実動対処班	物資調整担当	E R C※	支援T 要望対応・広報企画班
経済産業省	<u>商務流通保安グループ</u>	補佐級	実動対処班	物資調整担当	E R C※	支援T 要望対応・広報企画班
経済産業省	<u>資源エネルギー庁電力・ガス事業部 原子力政策課</u>	原子力政策課長	総括班	総括班長代理	E R C	支援T 総括班調整1班長
経済産業省		室長・企画官級	総括班	総括班長補佐	E R C	支援T 総括班調整1

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

						班長補佐
経済産業省		補佐級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
経済産業省		補佐級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
経済産業省		係長級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
経済産業省		係長級	総括班	記録担当	E R C	支援T 総括班
経済産業省		課長級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班 調整2 班長
経済産業省		補佐級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
経済産業省		係長級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
経済産業省		補佐級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
経済産業省		補佐級	総括班	総括担当	E R C	支援T 総括班
経済産業省	通商政策局	課長級	国際班	実務担当	E R C	
経済産業省	通商政策局		国際班	実務担当	E R C	
経済産業省	通商政策局		国際班	実務担当	E R C	
経済産業省	通商政策局		国際班	実務担当	E R C	
経済産業省	通商政策局		国際班	実務担当	E R C	
経済産業省	通商政策局		国際班	実務担当	E R C	

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

経済産業省	<u>資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課放射性廃棄物等対策室</u>	原子力立地・核燃料サイクル産業課放射性廃棄物等対策室長	放射線班	放射線班長代理	E R C	支援T 放射線班長代理
経済産業省		補佐級	放射線班	モニタリング 計画調整担当	E R C	支援T 放射線班
経済産業省		補佐級	放射線班	放射性物質汚染対策担当	E R C	支援T 放射線班
経済産業省		補佐級	放射線班	放射性物質汚染対策担当	E R C	支援T 放射線班
経済産業省		課長級	住民安全班	住民安全班長 代理	E R C	支援T 住民支援班長
経済産業省		室長・企画官級	住民安全班	総括担当	E R C	支援T 住民支援班長代理
経済産業省		補佐級	住民安全班	総括担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		補佐級	住民安全班	総括担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	総括担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	総括担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	総括担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	記録担当	E R C	支援T 住民支

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

						援班
経済産業省		室長・企画官級	住民安全班	住民避難・輸送担当・一時立入準備	E R C	支援T 住民支援班一時立入りT
経済産業省		補佐級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		補佐級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		課長	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班避難・住民支援T長
経済産業省		室長・企画官級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班避難・住民支援T長代理

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

経済産業省		補佐級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		補佐級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民避難・輸送担当	E R C	支援T 住民支援班
経済産業省		課長	住民安全班	要望・物資調達担当業務	E R C	支援T 要望対応・広報企画班長
経済産業省	<u>商務流通保安グループ</u>	課長	<u>実動対処班</u>	要望・物資調達担当業務	E R C	支援T 要望対応・広報企画班要望対応T長
経済産業省		補佐級	住民安全班	要望・物資調達担当業務	E R C	支援T 要望対応・広報企画班
経済産業省	<u>商務流通保安グループ</u>	係長級	<u>実動対処班</u>	要望・物資調達担当業務	E R C	支援T 要望対応・広報企画班
経済産業省		係長級	住民安全班	要望・物資調達担当業務	E R C	支援T 要望対応・広報企画

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

						班
経済産業省		係長級	住民安全班	要望・物資調達担当業務	E R C	支援T 要望対応・広報企画班
経済産業省		係長級	医療班	総括担当	E R C	支援T 医療班
文部科学省	<u>研究振興局研究振興戦略官付</u>	補佐級	医療班	総括担当	E R C	支援T 医療班
文部科学省	<u>高等教育局医学教育課</u>	補佐級	医療班	被ばく医療活動・スクリーニング担当	E R C	支援T 医療班
内閣官房		<u>事態対処</u> ・危機管理担当	実動対処班	物資・輸送活動調整担当	官邸※	
内閣官房		<u>事態対処</u> ・危機管理担当	実動対処班	物資・輸送活動調整担当	官邸※	
内閣官房		<u>事態対処</u> ・危機管理担当	総括班	総括担当	官邸	
内閣府		防災担当	実動対処班	総括担当	E R C※	
内閣府		防災担当	総括班	総括担当	E R C	
内閣府	<u>食品安全委員会事務局</u>	補佐級	放射線班	摂取・出荷制限担当	E R C	支援T 放射線班
警察庁			実動対処班	警察庁担当	官邸	
警察庁		補佐級	実動対処班	警察庁担当	官邸	
警察庁		補佐級	<u>実動対処班</u>	<u>警察庁担当</u>	E R C	支援T 住民支援班
<u>消費者庁</u>	<u>消費者安全課</u>		<u>放射線班</u>	<u>摂取・出荷制限担当</u>	<u>E R C</u>	

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

<u>消費者 庁</u>	<u>消費者安全課</u>		<u>放射線班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
総務省		補佐級	<u>実動対処 班</u>	<u>物資調整担当</u>	E R C※	支援T 住民支 援班
消防庁		補佐級	実動対処 班	消防庁担当	官邸※	
消防庁		係員級	実動対処 班	消防庁担当	官邸※	
消防庁		係長級	実動対処 班	消防庁担当	官邸※	支援T 医療班
外務省	<u>総合外交政策局軍縮 不拡散・科学部国際 原子力協力室</u>		国際班	実務担当	E R C	
外務省	<u>総合外交政策局軍縮 不拡散・科学部国際 原子力協力室</u>		国際班	実務担当	E R C	
財務省	<u>大臣官房総合政策課 政策推進室</u>	補佐級	住民安全 班	住民避難・輸 送担当	E R C	支援T 住民支 援班
厚生労 働省	<u>食品安全部</u>	課室長級	放射線班	摂取・出荷制 限担当	E R C	支援T 放射線 班飲食 物摂 取・出 荷制限 T長
厚生労 働省※			住民安全 班	住民避難・輸 送担当	E R C	支援T 住民支 援班避 難・住 民支援 T長補 佐
厚生労 働省	<u>大臣官房厚生科学課</u>	補佐級	医療班	総括担当	E R C	支援T 医療班
厚生労 働省	<u>大臣官房厚生科学課</u>	補佐級	医療班	被ばく医療活 動・スクリー	E R C	支援T 医療班

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

				ニシング担当		
農林水 産省	<u>大臣官房食料安全保 障課</u>		放射線班	摂取・出荷制 限担当	E R C	支援T 放射線 班
農林水 産省		補佐級	実動対処 班	物資調整担当	E R C※	支援T 住民支 援班
農林水 産省		除染担当補佐級	放射線班	放射性物質汚 染対策担当	E R C	支援T 放射線 班
農林水 産省		除染担当係長級	放射線班	放射性物質汚 染対策担当	E R C	支援T 放射線 班
国土交 通省	<u>大臣官房参事官（運 輸安全防災）付</u>	補佐級	実動対処 班	輸送調整担当	E R C※	支援T 住民支 援班
国土交 通省	<u>水管理・国土保全局 防災課災害対策室</u>	補佐級	<u>実動対処 班</u>	住民避難・輸 送担当	E R C	支援T 住民支 援班
気象庁	<u>総務部企画課</u>		住民安全 班	住民避難・輸 送担当	E R C	
海上保 安庁		補佐級	実動対処 班	海上保安庁担 当	官邸※	
海上保 安庁		補佐級	実動対処 班	海上保安庁担 当	官邸※	
海上保 安庁			<u>実動対処 班</u>	住民避難・輸 送担当	E R C	
防衛省 ※			実動対処 班	自衛隊担当	官邸※	
防衛省			実動対処 班	自衛隊担当	官邸※	

中央における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

※今後、引き続き、状況に応じて、適宜見直していく。	※ 1 事故の起きた施設が BWR の場合 ※ 2 事故の起きた施設が PWR の場合	※ 1 事故の起きた施設が BWR の場合 ※ 2 事故の起きた施設が PWR の場合		※複合災害の場合は緊急対策本部事務局員と併任
---------------------------	--	--	--	------------------------

現地における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

(2) 現地

①対策拠点施設 ②原子力施設事態即応センター ③後方支援拠点

省庁名	所属		班区分	担当区分	主たる執務場所
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）付</u>	<u>審議官級</u>		事務局長	O F C
経済産業省		大臣官房審議官		事務局次長	O F C
内閣官房		内閣参事官	総括班	事務局次長	O F C
内閣府	<u>政策統括官（防災担当）付</u>	企画官	総括班	事務局次長	O F C
消防庁		課室長級	総括班	事務局次長	O F C
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>原子力災害対策・核物質防護課長補佐</u>	総括班	総括班長	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>記録担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁		<u>係長・係員級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>防災専門官（現地）</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁	<u>参事官（会計担当）付</u>	<u>経理調査官</u>	運営支援班	運営支援班長	O F C
規制庁		<u>係長級</u>	運営支援班	設備・運営支援担当	O F C
規制庁	<u>総務課広報室</u>	<u>室長補佐（企画班）</u>	広報班	広報班長	O F C
規制庁	<u>総務課広報室</u>	<u>補佐・係長級</u>	広報班	広報担当	O F C
規制庁	<u>課総務課広報室</u>	<u>補佐・係長級</u>	広報班	広報担当	O F C
規制庁	<u>総務課広報室</u>	<u>補佐・係長級</u>	広報班	<u>広報担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁	<u>総務課広報室</u>	<u>補佐・係長級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁	監視情報課	課長補佐（総括）	放射線班	放射線班長	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	放射線班	放射性物質汚染対	O F C

現地における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

				策担当	
規制庁		<u>補佐級</u>	放射線班	モニタリング担当	O F C
規制庁	安全規制管理官 (PWR・新型炉担当) 付 (※ 1) 安全規制管理官 (BWR 担当) 付 (※ 2)	安全規制調整官(審 査担当) (※ 1) 安全規制調整官 (審 査) (※ 2)	プラントチ ーム	プラントチーム長	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	プラントチ ーム	プラント担当	O F C
規制庁		<u>補佐・係長級</u>	プラントチ ーム	プラント担当	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	プラントチ ーム	プラント担当	O F C
内閣府	<u>政策統括官 (原子力 防災担当) 参事官 (地域防災・訓練) 付</u>	<u>地域原子力防災推進 官</u>	住民安全班	住民安全班長	O F C
内閣府	<u>政策統括官 (原子力 防災担当) 参事官 (地域防災・訓練) 付</u>	<u>補佐級</u>	住民安全班	住民安全班	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	住民安全班	住民支援・要望対 応担当	O F C
規制庁	<u>原子力災害対策・核 物質防護課</u>	企画官 (<u>医療</u>)	医療班	医療班長	O F C
規制庁		<u>係長級</u>	医療班	医療担当	O F C
規制庁		<u>係長級</u>	医療班	医療担当	O F C
内閣府		<u>補佐級</u>	医療班	医療担当	O F C
内閣府	<u>政策統括官 (原子力 防災担当) 参事官 (地域防災・訓練) 付</u>	<u>訓練専門官</u>	実動対処班	実動対処班長	O F C

現地における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁		<u>補佐級</u>	実動対処班	実動対処班	O F C
規制庁	監視情報課	放射線環境対策室長		センター長	緊急時 モニタ リング センタ ー
規制庁	<u>監視情報課</u>	<u>地方放射線モニタリ ング対策官</u>		<u>モニタリング担当</u> <u>センター長代理</u>	緊急時 モニタ リング センタ ー
規制庁	監視情報課	<u>地方放射線モニタリ ング対策官</u>		センター長 <u>代理</u>	緊急時 モニタ リング センタ ー
規制庁	監視情報課	<u>補佐級</u>		<u>モニタリング担当</u>	緊急時 モニタ リング センタ ー
規制庁	監視情報課	<u>補佐級</u>		モニタリング担当	緊急時 モニタ リング センタ ー
規制庁	監視情報課	<u>係長級</u>		モニタリング担当	緊急時 モニタ リング センタ ー
規制庁	規制庁	規制事務所長		サイト担当	緊急時 対策所
規制庁	規制庁	保安検査官		サイト担当	緊急時 対策所
規制庁	規制庁	保安検査官		サイト担当	緊急時 対策所
規制庁		安全規制管理官（廃		実動部隊連絡担当	後方支

現地における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

		棄物・貯蔵・輸送担当		長	援拠点
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）参事官（地域防災・訓練）付</u>	<u>補佐・係長級</u>		実動部隊連絡担当	後方支援拠点
規制庁		<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>		オンサイト対応	即応センター
規制庁		<u>審議官級</u>			即応センター
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>補佐級</u>		オンサイト対応	即応センター
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>補佐・係長級</u>		オンサイト対策支援・監督担当	即応センター
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>係長・係員級</u>		オンサイト対応	即応センター
規制庁		<u>補佐級</u>		道府県リエゾン	道府県災害対策本部
規制庁		<u>補佐級</u>		道府県リエゾン	道府県災害対策本部
環境省	<u>総合環境政策局環境保健部参事官（健康管理担当）付</u>	補佐級	医療班		O F C
環境省	<u>総合環境政策局環境保健部参事官（健康管理担当）付</u>	係長級	医療班		O F C
環境省	<u>総合環境政策局環境保健部参事官（健康管理担当）付</u>	係長級	運営支援班	総括担当	O F C
環境省			運営支援班	総括担当	O F C
環境省				モニタリング担当	緊急時モニタリングセンター

現地における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

環境省		課室長級	放射線班	放射性物質汚染対策担当長	O F C
環境省			放射線班	放射性物質汚染対策担当	O F C
環境省			放射線班	放射性物質汚染対策担当	O F C
環境省			住民安全班	住民避難・輸送担当	O F C
環境省			住民安全班	住民支援・要望対応担当	O F C
環境省			総括班	記録・資料担当	O F C
経済産業省		課長	総括班	総括担当	O F C
経済産業省			総括班	避難・輸送担当	O F C
経済産業省			総括班	避難・輸送担当	O F C
経済産業省			総括班	避難・輸送担当	O F C
経済産業省			総括班	避難・輸送担当	O F C
経済産業省			広報班	広報担当	O F C
経済産業省			広報班	広報担当	O F C
経済産業省			住民安全班	住民支援・要望対応担当長	O F C
経済産業省			住民安全班	住民支援・要望対応担当	O F C
経済産業省			住民安全班	住民支援・要望対応担当	O F C
経済産業省			住民安全班	住民支援・要望対応担当	O F C
経済産業省			住民安全班	住民支援・要望対応担当	O F C
経済産業省			住民安全班	総括担当	O F C
経済産業省				道府県リエゾン	道府県災害対

現地における各拠点の体制（経済産業省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

					策本部
文部科学省	<u>高等教育局医学教育課又は研究振興局研究振興戦略官付</u>	補佐級	医療班	総括担当	O F C
警察庁		補佐・係長級	<u>実動対処班</u>	<u>担当警察庁担当</u>	O F C
警察庁		補佐・係長級	実動対処班	警察庁担当	O F C
消防庁		係長・係員級	実動対処班	消防庁担当	O F C
厚生労働省		室長・企画官級	医療班	総括担当	O F C
国土交通省	<u>地方運輸局等</u>		<u>実動対処班</u>	住民避難・輸送担当	O F C
国土交通省	<u>地方整備局等</u>		<u>実動対処班</u>	住民避難・輸送担当	O F C
気象庁	<u>管区気象台等</u>		住民安全班	住民避難・輸送担当	O F C
海上保安庁			<u>実動対処班</u>	住民避難・輸送担当	O F C
海上保安庁			実動対処班	海上保安庁担当	O F C
防衛省	<u>運用企画局事態対処課</u>	担当部員	実動対処班	自衛隊担当	O F C
		※ 1 事故の起きた施設が BWR の場合 ※ 2 事故の起きた施設が PWR の場合			

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

＜各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）＞

(1) 中央 ①官邸 ②規制庁 E R C ③支援チーム

省庁名	所属	班区分	担当区分	主たる執務場所	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）</u>		事務局長	官邸	E R Cに移動
規制庁	長官			官邸	E R Cに移動
内閣官房	危機管理審議官		事務局次長	官邸	
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）		事務局次長	官邸	
規制庁	審議官級			官邸	E R Cに移動
規制庁	審議官級			官邸	E R Cに移動
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>原子力災害対策・核物質防護課長</u>	委員長随行	委員長随行	官邸
規制庁	安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）	委員長随行	委員長随行	官邸	E R Cに移動
規制庁	安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）	委員長随行	委員長随行	官邸	
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）</u> <u>参事官（総括）付</u>	<u>参事官（総括）</u>	<u>総括班</u>	<u>総括班長</u>	官邸
規制庁	<u>総務課</u>	<u>企画調査官</u>	<u>総括班</u>	<u>総括班長代理①</u>	官邸 支援T 総括班

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

内閣府	<u>政策統括官（原 子力防災担当） 参事官（総括） 付</u>	<u>総括課長補佐</u>	<u>総括班</u>	<u>総括班長代理②</u>	<u>官邸</u>	
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>長官随行</u>	<u>官邸</u>	<u>支援 T 総括班</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>官邸</u>	<u>E R C に移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>官邸</u>	<u>E R C に移動</u>
規制庁		<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>官邸</u>	<u>E R C に移動</u>
規制庁		<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>連絡担当</u>	<u>官邸</u>	<u>E R C に移動</u>
規制庁		<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>連絡担当</u>	<u>官邸</u>	
規制庁		<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>連絡担当</u>	<u>官邸</u>	
内閣府	<u>政策統括官（原 子力防災担当） 付</u>	<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>連絡担当</u>	<u>官邸</u>	<u>支援 T 総括班</u>
規制庁	<u>原子力規制企画 課</u>	<u>総括課長補佐</u>	<u>危機管理 センター リエゾン</u>	<u>危機管理センタ ーリエゾン</u>	<u>官邸</u>	<u>E R C に移動</u>
規制庁		<u>係長級</u>	<u>危機管理 センター リエゾン</u>	<u>危機管理センタ ーリエゾン</u>	<u>官邸</u>	
規制庁		<u>係長級</u>	<u>危機管理 センター リエゾン</u>	<u>危機管理センタ ーリエゾン</u>	<u>官邸</u>	
規制庁		<u>係長・係員級</u>	<u>危機管理 センター リエゾン</u>	<u>危機管理センタ ーリエゾン</u>	<u>官邸</u>	
規制庁		<u>係長・係員級</u>	<u>危機管理 センター リエゾン</u>	<u>危機管理センタ ーリエゾン</u>	<u>官邸</u>	
内閣府	<u>政策統括官（原 子力防災担当） 付</u>	<u>係長級</u>	<u>危機管理 センター リエゾン</u>	<u>危機管理センタ ーリエゾン</u>	<u>官邸</u>	<u>支援 T 総括班</u>
内閣府	<u>政策統括官（原</u>	<u>係長・係員級</u>	<u>危機管理</u>	<u>危機管理センタ</u>	<u>官邸</u>	<u>E R C に移動</u>

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

	<u>子力防災担当</u> 付		<u>センター</u> <u>リエゾン</u>	<u>リエゾン</u>		
規制庁	<u>人事課</u>	<u>人事課長</u>	<u>広報班</u>	<u>広報班長</u>	<u>官邸</u>	<u>E R Cに移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	<u>官邸</u>	<u>E R Cに移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	<u>官邸</u>	<u>E R Cに移動</u>
規制庁		<u>補佐・係長級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	<u>官邸</u>	<u>E R Cに移動</u>
規制庁	<u>総務課国際室</u>	<u>係長級</u>	<u>広報班</u>	<u>国際班リエゾン</u>	<u>官邸</u>	<u>E R Cに移動</u>
内閣府	<u>政策統括官（原 子力防災担当）</u>	<u>係長級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	<u>官邸</u>	<u>支援 T 要望対・広報 企画班</u>
規制庁	安全規制管理官 (試験研究炉・ 再処理・加工・ 使用担当) 付	安全規制調整官 (研 究炉等検査調整)	プラント 班	プラント班長	官邸	<u>E R Cに移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント 班	プラント班長代 理	官邸	<u>E R Cに移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント 班	<u>広報担当</u>	官邸	<u>E R Cに移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント 班	<u>総括担当</u>	官邸	<u>E R Cに移動</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント 班	<u>広報担当</u>	官邸	<u>E R Cに移動</u>

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	プラント担当	官邸	E R Cに移動
規制庁	監視情報課	企画官（モニタリング担当）	放射線班	放射線班長	官邸	支援 T 放射線班
規制庁	監視情報課	<u>補佐級</u>	放射線班	<u>モニタリング計画調整担当</u>	官邸	支援 T 放射線班
規制庁	監視情報課	<u>係長級</u>	放射線班	<u>放射線担当</u>	官邸	支援 T 放射線班
規制庁	監視情報課	<u>係長・係員級</u>	放射線班	放射線担当	官邸	E R Cに移動
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）</u> <u>参事官（地域防災・訓練）付</u>	<u>総括参事官補佐</u>	<u>住民安全班</u>	<u>住民安全班長</u>	官邸	E R Cに移動
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）</u> 付	<u>係長級</u>	<u>住民安全班</u>	<u>総括担当</u>	官邸	支援 T 住民支援班
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）</u> 付	<u>係長級</u>	<u>住民安全班</u>	<u>住民安全担当</u>	官邸	
規制庁	<u>放射線対策・保障措置課</u>	<u>係長級</u>	<u>住民安全班</u>	<u>住民安全担当</u>	官邸	支援 T 住民支援班
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>補佐・係長級</u>	<u>住民安全班</u>	<u>実動対処担当</u>	官邸	支援 T 住民支援班
規制庁	放射線対策・保障措置課	放射線対策・保障措置課長	医療班	医療班長	官邸	
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>補佐級</u>	医療班	医療担当	官邸	支援 T 医療班
規制庁	放射線対策・保障措置課	<u>補佐・係長級</u>	医療班	医療担当	官邸	
規制庁	放射線対策・保障措置課	<u>係長級</u>	医療班	医療担当	官邸	

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

内閣府	<u>政策統括官（原 子力防災担当） 参事官（地域防 災・訓練）付</u>	<u>原子力防災訓練推 進官</u>	実動対処 班	実動対処班長	官邸	
規制庁 内閣府	<u>政策統括官（原 子力防災担当） 付</u>	<u>補佐級</u>	実動対処 班	現地派遣担当	官邸	支援 T 住民支 援班
規制庁	<u>原子力災害対 策・核物質防護 課</u>	<u>補佐・係長級</u>	実動対処 班	総括担当	官邸	E R C に移動
規制庁		<u>次長</u>		E R C <u>全体総括</u>	E R C	
規制庁		<u>指定職級</u>		<u>オンサイト総括</u>	<u>E R C</u>	
内閣府	<u>政策統括官（原 子力防災担当） 参事官（地域防 災・訓練）付</u>	<u>参事官（地域防災・ 訓練）</u>		<u>オフサイト総括 ①</u>	<u>E R C</u>	
規制庁		<u>審議官</u>		<u>オフサイト総括 ②</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	総務課長	総括班	総括班長	E R C	
規制庁	総務課	<u>総括課長補佐</u>	総括班	総括班長代理	E R C	支援 T 総括班
規制庁	総務課	<u>室長級</u>	<u>総括班</u>	<u>国会・自治体担 当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>記録担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課	<u>係長級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁	参事官（会計担当）付	会計担当参事官	運営支援班	運営支援班長	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	補佐級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長・係員級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	参事官（会計担当）付	係長・係員級	運営支援班	運営支援担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	補佐級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	補佐級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	係長級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	係長級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁	総務課広報室	係長級	広報班	総括担当	ERC	
規制庁		係長級	広報班	総括担当	ERC	

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁		係長級	広報班	総括担当	<u>E R C</u>	
規制庁		係長級	広報班	資料担当	<u>E R C</u>	
規制庁		係長級	広報班	資料担当	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課広報室	係長・係員級	広報班	資料担当	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	国際室長	国際班	国際班長	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	企画官級	国際班	国際班長代理	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	補佐級	国際班	実務担当	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	補佐級	国際班	実務担当	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	補佐級	国際班	実務担当	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	補佐級	国際班	実務担当	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	係長級	国際班	実務担当	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	係長級	国際班	実務担当	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	係長級	国際班	実務担当	<u>E R C</u>	
規制庁	総務課国際室	係長級	国際班	実務担当	<u>E R C</u>	
規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	事故対処室長	プラント班	プラント班長	<u>E R C</u>	
規制庁		企画官級	プラント班	サイト内放射線担当	<u>E R C</u>	

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	サイト内放射線担当	E R C	
規制庁	<u>補佐・係長級</u>	プラント班	サイト内放射線担当	E R C	
規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	サイト内放射線担当	E R C	
規制庁	<u>室長・企画官級</u>	プラント班	情報分析室長	E R C	
規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	情報分析室長代理	E R C	
規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁	<u>係長級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁	<u>係長・係員級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁	<u>企画官級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁	<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当	E R C	

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	情報分析・事故対処担当	E R C	
規制庁		<u>係員級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	プラント班長代理	E R C	
規制庁		<u>係員級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	記録担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当		
規制庁		<u>係員級</u>	プラント班	記録担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	総括担当	E R C	
規制庁		<u>補佐・係長級</u>	プラント班	サイト内放射線担当	E R C	
規制庁		<u>係長・係員級</u>	<u>プラント班</u>		<u>E R C</u>	
規制庁	<u>監視情報課</u>	<u>監視情報課長</u>	<u>放射線班</u>	<u>放射線班長</u>	<u>E R C</u>	<u>支援 T 放射線班</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>放射線班</u>	<u>放射性物質汚染対策担当</u>	<u>E R C</u>	<u>支援 T 放射線班</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>放射線班</u>	<u>放射性物質汚染対策担当</u>	<u>E R C</u>	<u>支援 T 放射線班</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>放射線班</u>	<u>放射線担当</u>	<u>E R C</u>	<u>支援 T</u>

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

						放射線班
規制庁	監視情報課	補佐級	放射線班	放射線担当	ERC	支援 T 放射線班
規制庁	監視情報課	係長級	放射線班	放射線担当	ERC	
規制庁	監視情報課	係長級	放射線班	放射線担当	ERC	
規制庁	監視情報課	係長級	放射線班	放射線担当	ERC	
規制庁	監視情報課	係長級	放射線班	モニタリング計 画調整担当	ERC	
内閣府	政策統括官（原 子力防災担当） 参事官（地域防 災・訓練）付	地域原子力防災推 進官	住民安全 班	住民安全班長	ERC	
内閣府		補佐級	住民安全 班	住民避難・輸送 担当	ERC	
内閣府		補佐級	住民安全 班	住民避難・輸送 担当	ERC	
内閣府		補佐級	住民安全 班	住民避難・輸送 担当	ERC	
内閣府		係長級	住民安全 班	住民避難・輸送 担当	ERC	
内閣府		係長級	住民安全 班	住民避難・輸送 担当	ERC	
規制庁		補佐級	住民安全 班	要望・物資調達 担当業務	ERC	
規制庁		係長級	住民安全 班	住民避難・輸送 担当	ERC	
規制庁	放射線対策・保 障措置課	放射線規制室長	医療班	医療班長	ERC	
規制庁	放射線対策・保 障措置課	補佐級	医療班	医療担当	ERC	
規制庁		企画官級	医療班	医療担当	ERC	
規制庁		補佐級	医療班	医療担当	ERC	
規制庁		係長級	医療班	記録担当	ERC	支援 T 住民支 援班

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	核セキュリティ・核物質防護室長	実動対処班	実動対処班長	ERC	
規制庁		企画官級	実動対処班	総括担当	ERC	支援T要望対応・広報企画班
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付	補佐級	実動対処班	総括担当	ERC	
規制庁		係長・係員級	実動対処班	総括担当	ERC	支援T住民支援班
環境省	総合環境政策局環境保健部参事官（健康管理担当）付	参事官（健康管理担当）	医療班	医療班長代理	官邸	支援T医療班長
環境省	総合環境政策局環境保健部参事官（健康管理担当）付	参事官補佐（総括担当）	医療班	医療班長代理	ERC	支援T医療班長代理
環境省	総合環境政策局環境保健部参事官（健康管理担当）付	係長級	医療班	総括担当	ERC	支援T医療班
環境省	総合環境政策局環境保健部参事官（健康管理担当）付	係長級	医療班	記録担当	ERC	支援T医療班
環境省	総合環境政策局環境保健部参事官（健康管理担当）付	係長級	医療班	総括担当	官邸	支援T医療班
環境省	総合環境政策局環境保健部参事官（健康管理担当）付	補佐級	医療班	被ばく医療活動・スクリーニング担当	ERC	支援T医療班
環境省		室長級	総括班	総括担当	ERC	支援T総括班

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

環境省		補佐級	総括班	総括担当	E R C	支援 T 総括班
環境省		係長級	総括班	総括担当	E R C	支援 T 総括班
環境省		係長級	総括班	総括担当	E R C	支援 T 総括班
環境省		課長級	総括班	国会・自治体対応担当長	E R C	
環境省		補佐級	総括班	国会・自治体対応担当	E R C	
環境省		補佐級	総括班	国会・自治体対応担当	E R C	
環境省		係長級	総括班	国会・自治体対応担当	E R C	支援 T 総括班
環境省		係長級	総括班	国会・自治体対応担当	E R C	
環境省		係長級	総括班	国会・自治体対応担当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担当	E R C	
環境省			広報班	問い合わせ担当	E R C	
環境省	<u>水・大気環境局</u>	係長級	放射線班	総括担当	E R C	支援 T 放射線班
環境省	<u>水・大気環境局 又は廃棄物・リサイクル対策部</u>	課室長	放射線班	放射性物質汚染対策担当	E R C	支援 T 放射線班放射性廃棄物等処理・除染 T 長
環境省	<u>水・大気環境局 又は廃棄物・リサイクル対策部</u>	補佐級	放射線班	放射性物質汚染対策担当	E R C	支援 T 放射線班
環境省	<u>水・大気環境局 又は廃棄物・リサイクル対策部</u>	補佐級	放射線班	放射性物質汚染対策担当	E R C	支援 T 放射線班

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

環境省		補佐級	医療班	総括担当	E R C	支援 T 医療班
環境省		係長級	医療班	総括担当	E R C	支援 T 医療班
環境省		係長級	住民安全班	要望・物資調達担当業務	E R C	支援 T 要望対応・広報企画班
文部科学省	<u>研究開発局原子力課</u>	放射性廃棄物企画室長	総括班	総括担当	E R C	支援 T 住民総括担当長
文部科学省	<u>科学技術・学術政策局</u>	係長級	総括班	総括担当	E R C	支援 T 総括班
文部科学省	<u>研究開発局原子力課</u>	補佐級	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 避難・住民支援チーフ長
文部科学省	<u>研究振興局</u>	係長級	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 住民支援班
文部科学省	<u>研究振興局研究振興戦略官付</u>	補佐級	医療班	総括担当	E R C	支援 T 医療班
文部科学省	<u>高等教育局医学教育課</u>	補佐級	医療班	被ばく医療活動・スクリーニング担当	E R C	支援 T 医療班
経済産業省	<u>通商政策局</u>	課長級	国際班	<u>実務担当</u>	E R C	
経済産業省	<u>通商政策局</u>		国際班	<u>実務担当</u>	E R C	
経済産業省	<u>通商政策局</u>		国際班	<u>実務担当</u>	E R C	
経済産業省	<u>通商政策局</u>		国際班	<u>実務担当</u>	E R C	
経済産業省	<u>通商政策局</u>		国際班	<u>実務担当</u>	E R C	
経済産業省	<u>通商政策局</u>		国際班	<u>実務担当</u>	E R C	
経済産業省	<u>商務流通保安グループ</u>	課長	<u>実動対処班</u>	要望・物資調達担当長	E R C	支援 T 要望対応・広報企画班

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

						班要望対応チ ーム長
経済産業省		係長級	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 住民支援班
経済産業省		課長	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 住民支援班要望対応・広報企画班長
経済産業省		係長級	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 住民支援班
経済産業省		係長級	住民安全班	住民安全担当	E R C	支援 T 住民支援班
内閣官房		事態対処・危機管理担当	実動対処班	物資・輸送活動調整担当	官邸※	
内閣官房		事態対処・危機管理担当	実動対処班	物資・輸送活動調整担当	官邸※	
内閣官房		事態対処・危機管理担当	実動対処班	物資・輸送活動調整担当	官邸※	
内閣官房		事態対処・危機管理担当	総括班	総括担当	官邸	
内閣府		防災担当	実動対処班	総括担当	E R C※	
内閣府		防災担当	総括班	総括担当	E R C	
内閣府	食品安全委員会 事務局	補佐級	放射線班	摂取・出荷制限担当	E R C	支援 T 放射線班
警察庁	警備局警備課		実動対処班	警察庁担当	官邸	

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

警察庁	<u>警備局警備課</u>	補佐級	実動対処班	警察庁担当	官邸	
警察庁		補佐級	<u>実動対処班</u>	<u>警察庁担当</u>	E R C	支援T住民支援班
<u>消費者 庁</u>	<u>消費者安全課</u>		<u>放射線班</u>	<u>摂取・出荷制限 担当</u>	<u>E R C</u>	
<u>消費者 庁</u>	<u>消費者安全課</u>		<u>放射線班</u>	<u>総括担当</u>	<u>E R C</u>	
総務省		補佐級	<u>実動対処班</u>	<u>物資調整担当</u>	E R C※	支援T住民支援班
消防庁		補佐級	実動対処班	消防庁担当	官邸※	
消防庁		係員級	実動対処班	消防庁担当	官邸※	
消防庁		係長級	実動対処班	消防庁担当	官邸※	支援T医療班
外務省	<u>総合外交政策局 軍縮不拡散・科学部国際原子力 協力室</u>		国際班	実務担当	E R C	
外務省	<u>総合外交政策局 軍縮不拡散・科学部国際原子力 協力室</u>		国際班	実務担当	E R C	
財務省	<u>大臣官房総合政策課政策推進室</u>	補佐級	住民安全班	避難・輸送担当	E R C	支援T住民支援班
厚生労働省	<u>食品安全部</u>	課室長級	放射線班	摂取・出荷制限 担当	E R C	支援T放射線班飲食物摂取・出荷制限T長
厚生労働省※			住民安全班	避難・輸送担当	E R C	支援T住民支援班避難・住民支援T長補佐
厚生労働省	<u>大臣官房厚生科学課</u>	補佐級	医療班	総括担当	E R C	支援T医療班
厚生労働省	<u>大臣官房厚生科学課</u>	補佐級	医療班	被ばく医療活動・スクリーニ	E R C	支援T医療班

中央における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

				ング担当		
農林水 産省	<u>大臣官房食料安 全保障課</u>		放射線班	摂取・出荷制限 担当	E R C	支援T放射線 班
農林水 産省		補佐級	実動対処 班	物資調整担当	E R C※	支援T住民支 援班
農林水 産省		除染担当補佐級	放射線班	放射性物質汚染 対策担当	E R C	支援T放射線 班
農林水 産省		除染担当係長級	放射線班	放射性物質汚染 対策担当	E R C	支援T放射線 班
国土交 通省	<u>大臣官房参事官 (運輸安全防 災)付</u>	補佐級	実動対処 班	輸送調整担当	E R C※	支援T住民支 援班
国土交 通省	<u>水管理・国土保 全局防災課災害 対策室</u>	補佐級	<u>実動対処 班</u>	避難・輸送担当	E R C	支援T住民支 援班
気象庁	<u>総務部企画課</u>		住民安全 班	避難・輸送担当	E R C	
海上保 安庁		補佐級	実動対処 班	海上保安庁担当	官邸※	
海上保 安庁		補佐級	実動対処 班	海上保安庁担当	官邸※	
海上保 安庁			<u>実動対処 班</u>	避難・輸送担当	E R C	
防衛省 ※			実動対処 班	自衛隊担当	官邸※	
防衛省			実動対処 班	自衛隊担当	官邸※	
※今 後、引 き続 き、状 況に応 じて、 適宜見 直して いく。		※試験研究炉で事 故が起きた場合			※複合災 害の場合 は緊急対 策本部事 務局員と 併任	

現地における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

(2) 現地

①対策拠点施設 ②原子力施設事態即応センター ③後方支援拠点

省庁名		所属	班区分	担当区分	主たる執務場所
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）付</u>	審議官		事務局長	O F C
文部科学省		審議官		事務局次長	O F C
内閣官房		内閣参事官	総括班	事務局次長	O F C
内閣府		政策統括官付企画官	総括班	事務局次長	O F C
消防庁		課室長級	総括班	事務局次長	O F C
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>原子力災害対策・核物質防護課長補佐</u>	総括班	総括班長	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>記録担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁		<u>補佐級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁		<u>係長・係員級</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	<u>防災専門官（現地）</u>	<u>総括班</u>	<u>総括担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁	<u>参事官（会計担当）付</u>	<u>経理調査官</u>	運営支援班	運営支援班長	O F C
規制庁		<u>係長級</u>	運営支援班	設備・運営支援担当	O F C
規制庁	<u>総務課広報室</u>	<u>室長補佐（企画班）</u>	広報班	広報班長	O F C
規制庁	<u>総務課広報室</u>	<u>補佐・係長級</u>	広報班	広報担当	O F C
規制庁	<u>総務課広報室</u>	<u>補佐・係長級</u>	広報班		O F C

現地における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

規制庁	<u>総務課広報室</u>	<u>補佐・係長級</u>	広報班	<u>広報担当</u>	O F C
<u>規制庁</u>	<u>総務課広報室</u>	<u>補佐・係長級</u>	<u>広報班</u>	<u>広報担当</u>	<u>O F C</u>
規制庁	監視情報課	課長補佐(総括)	放射線班	放射線班長	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	放射線班	放射性物質汚染対策担当	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>		モニタリング担当	緊急時モニタリングセンター
規制庁	安全規制管理官 (PWR・新型炉担当) 付	安全規制調整官 (審査担当)	プラントチーム	プラントチーム長	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	プラントチーム	プラント担当	O F C
規制庁		<u>補佐・係長級</u>	プラントチーム	プラント担当	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	プラント班	プラント担当	O F C

現地における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

<u>内閣府</u>	<u>政策統括官（原子力防災担当）参事官（地域防災・訓練）付</u>	<u>地域原子力防災推進官</u>	住民安全班	住民安全班長	O F C
<u>内閣府</u>	<u>政策統括官（原子力防災担当）参事官（地域防災・訓練）付</u>	<u>補佐級</u>	住民安全班	住民安全班	O F C
規制庁		<u>補佐級</u>	住民安全班	住民支援・要望対応担当	O F C
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	企画官（医療）	医療班	医療班長	O F C
規制庁		<u>係長級</u>	医療班	医療担当	O F C
規制庁		<u>係長級</u>	医療班	医療担当	O F C
<u>内閣府</u>		<u>補佐級</u>	医療班	医療担当	O F C
<u>内閣府</u>	<u>政策統括官（原子力防災担当）参事官（地域防災・訓練）付</u>	<u>訓練専門官</u>	実動対処班	実動対処班長	O F C
規制庁	安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付	管理官補佐（輸送担当）	実動対処班	実動対処班	O F C
規制庁	監視情報課	放射線環境対策室長		センター長	緊急時モニタリングセンター
規制庁	監視情報課	<u>地方放射線モニタリング対策官</u>		<u>センター長補佐代理</u>	緊急時モニタリングセンター
規制庁	監視情報課	<u>地方放射線モニタリング対策官</u>		センター長代理	緊急時モニタリングセンター

現地における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

					一
規制庁	監視情報課			モニタリング担当	<u>緊急時モニタリングセンタ</u> 二
規制庁	監視情報課	補佐級		モニタリング担当	緊急時モニタリングセンタ 一
規制庁	監視情報課	係長級		モニタリング担当	緊急時モニタリングセンタ 一
規制庁		規制事務所長		サイト担当	緊急時対策所
規制庁		保安検査官		サイト担当	緊急時対策所
規制庁		保安検査官		サイト担当	緊急時対策所
規制庁		安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)		実動部隊連絡担当長	後方支援拠点
内閣府	<u>政策統括官（原子力防災担当）参事官（地域防災・訓練）付</u>	補佐・係長級		実動部隊連絡担当	後方支援拠点
規制庁		<u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u>		オンラインサイト対応	即応センター
規制庁		審議官級			即応センター
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	補佐級		オンラインサイト対応	即応センター
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	補佐・係長級		オンラインサイト対策支援・監督担当	即応センター
規制庁	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	係長・係員級		オンラインサイト対応	即応センター
規制庁		補佐級		道府県リエゾン	道府県災害対策本部
規制庁		補佐級		道府県リエゾン	道府県災害対策本部

現地における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

環境省	<u>総合環境政策局</u> <u>環境保健部参事官</u> <u>(健康管理担当)</u> <u>付</u>	補佐級	医療班		O F C
環境省	<u>総合環境政策局</u> <u>環境保健部参事官</u> <u>(健康管理担当)</u> <u>付</u>	係長級	医療班		O F C
環境省			運営支援班	総括担当	O F C
環境省			運営支援班	総括担当	O F C
環境省				モニタリング担当	緊急時モニタリングセンター
環境省		課室長級	放射線班	放射性物質汚染対策担当長	O F C
環境省			放射線班	放射性物質汚染対策担当	O F C
環境省			放射線班	放射性物質汚染対策担当	O F C
環境省			住民安全班	住民避難・輸送担当	O F C
環境省			住民安全班	住民支援・要望対応担当	O F C
環境省			総括班	記録・資料担当	O F C
文部科学省	<u>研究開発局原子力</u> <u>課</u>	立地地域対策室長	総括班	総括班長代理	O F C
文部科学省	<u>研究開発局原子力</u> <u>課</u>	係長級	住民安全班	総括担当	O F C
文部科学省	<u>研究開発局原子力</u> <u>課</u>	係長級		道府県リエゾン	
文部科学省	<u>高等教育局医学教育</u> <u>課又は</u> <u>研究振興局研究振興戦略官付</u>	補佐級	医療班	総括担当	O F C

現地における各拠点の体制（文部科学省所管施設の場合）

各機能班の事務局員については、あらかじめ内閣府に原災法の「その他職員」として登録し、また事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じて、適宜見直しを行う。

警察庁		補佐・係長級	<u>実動対処班</u>	警察庁担当	O F C
警察庁		補佐・係長級	実動対処班	警察庁担当	O F C
消防庁		係長・係員級	実動対処班	消防庁担当	O F C
厚生労働省		室長・企画官級	医療班	総括担当	O F C
国土交通省		地方運輸局等	<u>実動対処班</u>	住民避難・輸送担当	O F C
国土交通省		地方整備局等	<u>実動対処班</u>	住民避難・輸送担当	O F C
気象庁		管区気象台等	住民安全班	住民避難・輸送担当	O F C
海上保安庁			<u>実動対処班</u>	住民避難・輸送担当	O F C
海上保安庁			実動対処班	海上保安庁担当	O F C
防衛省		運用企画局事態対処課担当部員	実動対処班	自衛隊担当	O F C

4 原子力災害時に招集する専門家リスト

・原子力施設の災害の場合に派遣する共通の専門家

職名	専門または任務	所在地
独立行政法人 放射線医学総合研究所 福島復興支援本部 環境動態・影響プロジェクトサブリーダー	放射線防護	千葉県
放射線防護研究センター 規制科学研究プログラムリーダー		
医療被ばく研究プロジェクト 医療被ばく研究推進室長		
国立保健医療科学院 生活環境部 環境物理室長		東京都
独立行政法人 水産総合研究センター 中央水産研究所 海洋・生態系研究センター 放射能調査グループ長		神奈川県
独立行政法人 農業環境技術研究所 研究コーディネータ		茨城県
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家※1	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等

・原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門または任務	所在地
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家 ^{※1}	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等
独立行政法人 産業 <u>技術</u> 総合研究所 計測標準研究部門 量子放射科 <u>研究科</u> 長	放射線計測	茨城県
一般財団法人 電力中央研究所 原子力技術研究所 所長	原子力工学	東京都

・試験研究炉及び研究開発段階炉の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門または任務	所在地
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家 ^{※1}	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等

・その他施設の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門または任務	所在地
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家 ^{※1}	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等

^{※1} 指名専門家:指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家。

(専門分野:原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、輸送、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の8分野、約120名程度を指名)

5 緊急時モニタリング要員及び資機材

(平成25年9月現在)

組織	要員	機材
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 緊急時連絡先(24時間体制)) 原子力緊急時支援・研修センター	緊急時モニタリング要員 約20名	1. サーベイメータ 200台 2. モニタリングカー 5台 3. 集じん器 13台 4. ヨウ素サンプラ 8台 5. カウンタ 13台 6. ホールボディカウンタ車 2台 7. 体表面測定車 2台 8. 現場指揮車 1台
独立行政法人 放射線医学総合研究所 緊急時連絡先 企画部企画課長	緊急時モニタリング要員 約10名 [班構成] ・チームリーダー ・サブリーダー ・試料採取係 ・測定係 ・記録係 ・連絡係	1. サーベイメータ 10台 (γ線用2、β・γ線用4、α線用2、中性子線用2) 2. 可搬型γ線エリアモニタ 3台 3. 可搬型α線ダストモニタ 3台 4. 可搬型β線ダストモニタ 3台 5. 集じん器 3台

6 緊急被ばく医療実施体制現地派遣

(平成25年9月現在)

職名	任務	担当
独立行政法人 放射線医学総合研究所 REMAT派遣業務室長	医療活動指導・協力	総務派遣要員
REMAT派遣業務室員	"	総務派遣要員
REMAT医療室医長	"	被ばく医療派遣要員
REMAT医療室員	"	被ばく医療派遣要員
REMAT線量評価室長	"	線量評価派遣要員
REMAT線量評価室員	"	線量評価派遣要員
REMAT放射線防護室長	"	放射線防護派遣要員
REMAT放射線防護室員	"	放射線防護派遣要員
広島大学 緊急被ばく医療推進センター長	医療活動指導・協力	チーミリーダー
原爆放射線医科学研究所 放射線影響評価研究部門 線量測定・評価研究分野教授	"	計測班
緊急被ばく医療推進センター長	医療活動指導・協力	チーミリーダー
原爆放射線医科学研究所 放射線影響評価研究部門 線量測定・評価研究分野教授	"	計測班
財団法人 放射線影響研究所 遺伝学部長	"	計測班
広島大学 病院 高度救命救急センター長	"	臨床班
皮膚科 診療科長	"	臨床班
放射線診療科主任診療科長	"	臨床班
看護部長	"	臨床班
診療支援部 主任部門長	"	放射線安全班
広島大学 緊急被ばく医療推進センター 主査	"	放射線安全班

8 機能班業務

各機能班の主な業務

(1) 基本方針

①原災本部事務局官邸チームの役割

- ・初動段階における迅速かつ一体的な意志決定

<官邸（原災本部会議又は関係局長等会議）で判断すべき事項>

- ・避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示
- ・安定ヨウ素剤の服用の指示
- ・自衛隊の支援を求める必要がある場合、防衛大臣に対する自衛隊法第八条に規定する部隊等への派遣要請

- ・飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示

等

②原災本部事務局E R Cチームの役割

- ・オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理、情報面から官邸チームのサポート
- ・原災本部で決定した方針の確実な現地本部事務局への伝達

③現地本部事務局の役割

- ・原災本部で決定した方針の確実な地方公共団体等への伝達
- ・地方公共団体の意見の原災本部への伝達

④原子力施設事態即応センターの役割

- ・原子力事業所における事態収束のための原子力事業者等との調整
- ・原子炉等規制法等に基づく原子力事業者への指示の伝達
- ・オンサイト情報の集約・整理、官邸チームとの各種調整

⑤後方支援拠点の役割

- ・事業者の事故収束活動の支援等

⑥緊急時モニタリングセンター（EMC）の役割

- ・緊急時モニタリングの実施
- ・緊急時モニタリング結果等の収集・整理及び取りまとめ
- ・その他E R Cチーム放射線班の支援等

(2) 各機能班別の役割

①総括班

各機能班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

官邸原災本部チーム総括班	<ul style="list-style-type: none"> 原災本部長、副本部長、事務局長等幹部の補佐業務 原災本部会議の運営（会場設営、会議資料とりまとめ、議事録作成、E R Cチーム総括班への議事内容・決定事項の連絡） 関係局長等会議の運営（会場設営、資料とりまとめ、議事録作成、E R Cチーム総括班への議事内容・決定事項の連絡） 官邸内各機能班から得た各種情報の総括及び原災本部で報告すべき情報の整理 官邸内各機能班の間の総合調整 E R Cチーム総括班との情報共有 官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 原災本部長の指示等に関する連絡・総合調整（プラント班、住民安全班、医療班、放射線班及び実動対処班と協力） 原災本部における各事象のクロノロジーの作成（その他各機能班が担当するものを除く） その他重要事項に関する総合調整
原災本部事務局E R Cチーム総括班	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 原災本部の運営（原災本部の被害報のとりまとめ） E R C内各機能班、関係省庁、現地総括班等からの各種情報のとりまとめ及び官邸チーム総括班への連絡 E R C内各機能班間の総合調整 現地への要員派遣に関する調整 関係指定公共機関（（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所）への支援要請 官邸チーム総括班の支援 官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 現地総括班の支援 原子力災害合同対策協議会（現地本部）との連絡・調整 その他関係機関との連絡・調整 原子力災害に伴う必要な予算、必要な制度的枠組みの検討
原災本部事務局E R Cチーム総括班	<p>○記録担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 原災本部における資料管理保存、議事録作成等 各機能班の情報の集約、記録 E R Cチーム総括班における各事象のクロノロジーの作成（その他各機能班が担当するものを除く） <p>○国会・自治体担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 国会業務全般の調整・連絡 国会関連資料の作成・保管 国會議員及び自治体の首長からの問い合わせ対応（国會議員及び自治体の首長への説明資料の作成含む）

現地本部事務局総括班	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長、副本部長等の補佐業務 ・原子力災害合同対策協議会の運営・事務（資料とりまとめ、議事録作成等） ・原子力災害合同対策協議会の決定事項の関係機関（構成員とはなっているが出られなかつた機関）への伝達 ・現地各機能班の情報の集約及び総合調整 ・現地の道府県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報のとりまとめ及びそれら各機関の防災活動状況等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・（独）日本原子力研究開発機構、（独）放射線医学総合研究所への支援要請に関するE R Cチーム総括班への要請依頼 ・その他重要事項に関する総合調整 ・原災本部長の指示等（各班担当の指示は除く）の現地対策本部の各機能班、地方公共団体、関係機関等への周知 ・官邸チーム総括班、E R Cチーム総括班、道府県・市町村災害対策本部との連絡・調整
	<p>○記録担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部における資料管理保存、議事録作成等 ・現地対策本部各機能班の情報の集約、記録 ・現地対策本部における各事象のクロノロジーの作成

②運営支援班

原災本部及び現地本部における後方支援業務等を行う。

E R C 原災本部事務局 チ ム 運営支 援班	<ul style="list-style-type: none">・官邸及びE R Cの環境整備（仮眠室の確保含む）・官邸及びE R C参集者の食料等の調達（日用品の調達含む）・官邸ム及びE R Cの衛生管理・各種通信回線の確保・現地運営支援班等との連絡、調整
現地本部事務局 運営支援班	<ul style="list-style-type: none">・対策拠点施設の環境整備（仮眠室の確保含む）・対策拠点施設参集者の食料等の調達（日用品の調達含む）・対策拠点施設の衛生管理・対策拠点施設における各種通信回線の確保・その他対策拠点施設における業務環境の整備に関すること

③広報班

報道関係資料の収集、整理、作成及び住民からの問い合わせ対応等を行う。

官邸チーム広報班	<ul style="list-style-type: none">・総理、官房長官会見資料の作成・取りまとめ（E R Cチーム広報班が必要に応じて資料作成を補助）・総理、官房長官会見等での応答要領の作成・内閣広報室との記者会見の開催調整・総理、官房長官及び会見に同席する内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府職員及び規制庁審議官等への記者会見資料に関する説明・総理、官房長官等の会見録の作成・会見資料及び会見録等のE R Cチーム広報班への情報共有
E R C原災チーク本部事務班	<ul style="list-style-type: none">○総括担当業務<ul style="list-style-type: none">・E R Cでの記者会見またはバックグラウンド・ブリーフィングに関する総合調整・記者発表資料及びホームページ公表に関する調整・官邸チーム広報班及び現地広報班の支援・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整・官邸チーム広報班及び現地広報班とのプレス資料等の共有○資料担当業務<ul style="list-style-type: none">・記者発表資料の作成（官邸チーム広報班及び現地広報班と連携）・報道関係情報の収集、整理・官邸チーム広報班から得た総理、官房長官等の会見資料及び会見録等のE R C内各機能班及び現地広報班への共有・被災自治体や避難者に対する情報提供のためのコンテンツ作成、情報発信○問い合わせ対応担当業務<ul style="list-style-type: none">・記者からの問い合わせ対応・一般の方からの問い合わせ対応（コールセンターの設置・運営）・海外メディア向けの記者会見（E R Cチーム国際班と協力）○国会担当業務<ul style="list-style-type: none">・国会関連資料の作成・保管・国会議員からの問い合わせ対応（国会議員への説明資料の作成含む）
事務現局地本報班	<ul style="list-style-type: none">○総括担当業務<ul style="list-style-type: none">・現地対策本部における記者会見等の調整及び記者発表資料の作成・現地の記者からの問い合わせ対応・官邸チーム広報班及びE R Cチーム広報班との情報連絡○問い合わせ担当業務<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体が実施する一般の方からの問い合わせ対応支援（プレス対応資料の共有等）

④国際班

海外への情報提供及び海外からの支援に係る調整等を行う。

E R C 原 災 チ 本 ム 国 際 事 務 班	○リエゾン担当 <ul style="list-style-type: none">• E R C内の情報収集及び実務担当への情報提供• その他リエゾン業務
	○実務担当 <ul style="list-style-type: none">• I A E Aへの通報（早期通報条約に基づく）• プレス発表資料等必要な情報の英訳• 外務省及び内閣広報室と緊密に連携して、対外的情報発信を担う国内外の報道機関を通じた外国人への情報提供、在日外国大使館への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への直接の情報提供及び広報活動を実施• 国内外の報道機関を通じた外国人への情報提供（記者会見を含む。）（E R Cチーム広報班、内閣広報室及び外務省と連携）• 英訳した情報のウェブサイトへの掲載（E R Cチーム広報班と連携）• 海外からの支援に係る連絡・必要な調整（E R Cチーム実動対処班と連携）• 官邸危機管理センター・リエゾンとの連絡・調整

⑤プラント班

事故が発生した原子力事業所に関する情報の収集、整理を行うとともに、事故の進展予測等を行う。

官邸チーム本部事務局 プラント班	<ul style="list-style-type: none">ERCチームプラント班等から得られたプラント情報（放射性物質の放出状況含む。）を集約し、官邸幹部に報告（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告）ERCチームプラント班から得られたプラントの事故の進展予測結果を基に事故対処方針を検討し、官邸幹部に諮る事故対処方針をERCチームプラント班、原子力施設事態即応センター（緊急事態対策監等）、緊急時対策所、官邸内各機能班等に連絡するERCチームプラント班から得られたプラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど、住民避難に関する情報を官邸チーム内各機能班へ情報提供官邸チーム実動対処班と緊密に連携し、実動組織への支援要請を調整プラントの状態に関するクロノロジーの作成
ERCチーム本部事務局 プラント班	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none">官邸チームプラント班、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、ERCチーム各機能班、現地プラントチーム、原子力事業者との連絡、調整原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、原子力事業者から得られるプラント情報の集約プラント情報の集約結果及び事故の進展予測等の分析結果を、官邸チームプラント班、ERCチーム各機能班、現地プラントチーム、原子力施設事態即応センターを含む）等と共有プラント情報及び分析結果から、各種会議における原子力施設の事故状況等に関する資料を作成し、官邸プラント班、ERCチーム各機能班、現地プラントチーム、原子力施設事態即応センター等に共有する。官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 <p>○記録担当業務</p> <ul style="list-style-type: none">プラント情報に関する資料の集約・保存プラントの状態に関するクロノロジーの作成 <p>○情報分析・事故対処担当業務</p> <ul style="list-style-type: none">プラント情報等をもとに事故の進展予測を実施。ERSSから得られた情報をもとに、放射性物質の放出による環境への影響評価に資するためのソースターム情報を、ERCチーム放射線班等に連絡原子力事業者が行うプラント応急対応について、必要に応じ緊急事態対策監等を通じて助言・要請。なお、法令に基づく指示が必要と判断した場合は、官邸チームプラント班及び緊急事態対策監等と連携して必要な手続きを実施 <p>○サイト内放射線担当業務</p> <ul style="list-style-type: none">サイト内における放射線モニタリング情報等を集約し、ERCチーム放射線班に共有

	<p>○国会担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会関連資料の作成・保管 ・国會議員からの問い合わせ対応（国會議員への説明資料の作成含む）
プラント本部事務局チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・E R Cチームプラント班との情報共有 ・プラント状況に関する現地での地方公共団体等の説明 ・現地各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供
原子力施設事態即応センター	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者と連携して、現地の緊急時対策所等からプラント情報を収集し、官邸チームプラント班及びE R Cチームプラント班に共有 ・原子力事業者のオンライン対応を確認し、法令に基づく指示が必要だと判断した場合には、規制庁長官が指定する規制庁職員の統括の下、官邸チームプラント班、E R Cチームプラント班と連携して指示案を作成し、原災本部長の了承を得た後、必要な指示を実施

⑥放射線班

現地で行われる緊急時モニタリング結果の収集、整理を行うとともに、放射線による影響を予測する。

原災本部事務局官邸チーム放射線班	<ul style="list-style-type: none">・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報について原災本部長、副本部長、事務局長等幹部への説明・緊急時モニタリング情報等に基づく検査計画等のガイドラインの方針決定及び飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案の策定・緊急時モニタリングの結果等の住民避難に関する情報を官邸チーム内各機能班へ共有・決定事項をE R Cチーム放射線班へ連絡・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関するクロノロジー作成
原災本部事務局E R Cチーム放射線班	<ul style="list-style-type: none">○総括担当業務<ul style="list-style-type: none">・官邸チーム放射線班との連絡、調整・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報を集約・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報を、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターと共有・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報から、各種会議における放射線班の状況等に関する資料を作成し、官邸チーム放射線班、E R Cチーム各機能班、現地放射線班、緊急時モニタリングセンターに共有・官邸チーム放射線班と協力し、緊急時モニタリング情報等に基づく飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案の作成・官邸危機管理センター・リエゾンとの連絡・調整○記録担当業務<ul style="list-style-type: none">・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する資料の集約・保存・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関するクロノロジー作成○モニタリング計画担当業務<ul style="list-style-type: none">・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析（モニタリング結果の総合的評価を含む）し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡・緊急時モニタリング計画の改訂案のとりまとめ

	<p>○出荷制限・摂取制限担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング結果に基づく飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案を作成し、官邸チーム放射線班に連絡 ・出荷制限・摂取制限に関する指示を関係都道府県、現地放射線班へ連絡 <p>○放射性物質汚染対策担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての調整 <p>○国会担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会関連資料の作成・保管 ・国会議員からの問い合わせ対応（国会議員への説明資料の作成含む）
現地本部事務局 放射線班	<p>○総括担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング等に関する合同対策協議会資料の作成 ・現地各機能班への放射線班に関する情報の共有 ・E R Cチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整 <p>○放射性物質汚染対策担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての調整
緊急時モニタリングセンター	<p>○企画調整担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの現場調整及び指揮 ・現地放射線班及びE R Cチーム放射線班との調整 ・緊急時モニタリング実施機関間の調整 ・関係機関からの支援に関するE R Cチーム放射線班への依頼 ・緊急時モニタリング結果の妥当性確認と関係機関間の協議 ・緊急時モニタリング実施計画の改定案の作成 <p>○情報収集管理担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング結果の集約 ・気象情報の収集 ・現地放射線班、E R Cチーム放射線班との緊急時モニタリング結果の共有 ・関係機関との緊急時モニタリング結果の共有 <p>○測定分析担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施

⑦住民安全班

住民防護対応及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う。

原災本部事務局 官邸チーム	<ul style="list-style-type: none">・原災本部長の指示等に関する総合調整の結果を踏まえ、原子力緊急事態宣言後の避難等に関する指示案を策定し、原災本部長、副本部長、事務局長等に諮る・避難等指示に関する決定事項をERCチーム住民安全班経由で、現地住民安全班へ連絡・住民の避難情報、交通規制に関する情報について、原災本部長、副本部長、事務局長等幹部への説明を行う・住民避難、交通規制に関するクロノロジーの作成
原災本部事務局 ERCチーム住民安全班	<ul style="list-style-type: none">○総括担当業務<ul style="list-style-type: none">・官邸チーム住民安全班との連絡、調整・住民の避難情報を、官邸チーム住民安全班と共有する・避難等指示に関する決定事項を現地住民安全班へ連絡する。・各種会議における住民避難、交通規制に関する情報等に関する資料を作成し、官邸チーム住民安全班、ERC内各機能班、現地住民安全班に共有する・国内の関係機関からの支援申出への対応・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整・現地住民安全班の支援○記録担当業務<ul style="list-style-type: none">・住民避難、交通規制に関する情報に関する資料の集約・保存・住民避難、交通規制に関するクロノロジー作成○住民避難・輸送担当業務<ul style="list-style-type: none">・ERCチーム放射線班と協力して、住民の避難の指示案を官邸チーム住民安全班に提案・現地住民安全班から得られる住民の避難情報（救急・救助及び避難収容に関する情報を含む）、交通規制に関する情報に関する情報の集約・ERCチーム実動対処班に依頼すべき輸送の内容等についてとりまとめ、連絡・施設敷地緊急事態要避難者の避難に係る必要な調整○要望・物資調達担当業務<ul style="list-style-type: none">・現地住民安全班から物資等の要望に関する連絡が入った場合にはこれをとりまとめ、当該内容をERCチーム実動対処班に連絡○国会担当業務<ul style="list-style-type: none">・国会関連資料の作成・保管・国会議員からの問い合わせ対応（国会議員への説明資料の作成含む）

現地本部事務局住民安全班	○総括担当業務 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報（被害、避難、避難施設及び輸送手段、社会的混乱等に関する情報、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置等）の収集、整理 ・住民避難、物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送、交通規制に関する情報等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・現地各機能班への住民安全班に関する情報の共有 ・官邸チーム住民安全班及びE R Cチーム住民安全班との情報共有・調整
	○住民避難・輸送担当業務 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整 ・緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握・調整及び必要に応じ現地実動対処班に緊急輸送の依頼 ・緊急輸送に係る優先順位に関する調整 ・緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整 ・交通規制等の状況の把握及び調整
	○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態要避難者の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入先の確保若しくは滞在している施設敷地緊急事態要避難者に対する物資等の支援）
	○住民支援・要望対応担当 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取 ・地方公共団体の要望のE R Cチーム住民安全班への伝達 ・E R Cチーム住民安全班と連絡・調整し、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び総務省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整 ・関係機関からの支援申出への対応 ・社会秩序の維持に関する調整 ・被災地方公共団体への支援要員派遣

⑧医療班

道府県、医療関係機関（文部科学省、厚生労働省、環境省、防衛省、消防庁、放射線医学総合研究所及び日本赤十字社を含む。）の行う被ばく医療活動、スクリーニング、労働者の被ばく線量及び傷病者の発生状況及び安定ヨウ素剤の服用並びに健康調査・管理について、実施、支援及び調整を行う。

原災本部事務局官邸チーム医療班	<ul style="list-style-type: none">・緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報等による委員会の判断を踏まえ、安定ヨウ素剤を服用するべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等に関する方針を検討し、指示内容案を策定した後、原災本部長、副本部長、事務局長に諮る・被ばく医療活動・スクリーニングの実施状況、労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況、安定ヨウ素剤の服用状況（以下、「被ばく医療活動等」という）並びに健康調査・管理に関する情報について原災本部長、副本部長、事務局長等幹部への説明を行う・被ばく医療活動等に関する情報の官邸内各機能班へ情報提供・決定事項をE R Cチーム医療班経由で、現地医療班へ連絡する
原災本部事務局E R Cチーム医療班	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none">・官邸チーム医療班との連絡、調整を行う。・現地医療班との連絡、調整を行う。・被ばく医療活動等に関する情報を集約する。・被ばく医療活動等に関する情報を官邸チーム医療班と共有する。・被ばく医療活動等に関する情報から、各種会議における放射線班の状況等に関する資料を作成し、官邸チーム医療班、E R C内各機能班、現地医療班に共有する。・官邸危機管理センター・リエゾンとの連絡・調整 <p>○記録担当業務</p> <ul style="list-style-type: none">・被ばく医療活動等に関する資料の集約・保存を行う。・被ばく医療活動等に関するクロノロジー作成を行う。 <p>○被ばく医療活動・スクリーニング担当業務</p> <ul style="list-style-type: none">・被ばく患者の発生に備え、文部科学省、厚生労働省と調整し、被ばく医療に係る医療チーム要員の派遣に係る調整を行うとともに、（独）放射線医学総合研究所等に被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請する。また、県災害対策本部等に対して、関係医療機関への協力を要請する。・被ばく患者等の搬送、体内除染剤等の確保について、現地に対して必要な支援を行う。・救護所、医療機関等におけるスクリーニング、放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、現地医療班と調整し、関係機関に支援を要請する。

	<p>○労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況管理担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省、防衛省、消防庁、警察庁等から原子力施設作業者及び防災業務従事者の被ばく線量・傷病者の発生状況を把握する。 <p>○安定ヨウ素剤の予防服用担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況について現地医療班を通じて把握する。 ・官邸チーム医療班から受けた安定ヨウ素剤の服用に関する指示を、現地医療班へ連絡する。 <p>○健康調査・管理担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆の被ばく線量の実測、原子力被災者等の健康管理及び健康相談について、現地に対して必要な支援を行う。
現地本部事務局医療班	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく医療活動等に関する合同対策協議会資料の作成 ・現地各機能班への医療班に関する情報の共有 ・官邸チーム医療班及びE R Cチーム医療班との情報共有・調整 <p>○被ばく医療活動・スクリーニング担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく医療に係る医療チーム要員の派遣先の調整 ・関係機関における、被ばく患者の搬送等が円滑に行われるよう措置 ・県災害対策本部等に対する被ばく医療に関して指導・助言 ・原子力災害対策指針に定めるスクリーニング基準等を踏まえ、避難所等に設置された救護所等において、関係機関からの派遣要員と協力して、避難住民の汚染の測定、除染等の支援等 ・救護所、医療機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、E R Cチーム医療班に依頼し、関係機関に支援を要請するとともに、要員・資機材の配置に関する調整を実施 ・避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握に努め、E R Cチーム医療班に報告 <p>○安定ヨウ素剤担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官邸チーム医療班が決定した安定ヨウ素剤服用指示の内容についての関係地方公共団体への伝達 ・避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要に応じた、安定ヨウ素剤、医師・薬剤師の確保等に係る支援 ・安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況について把握 <p>○健康調査・管理担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆の被ばく線量の実測、原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施 ・健康相談窓口の設置

⑨実動対処班

実動組織との連絡調整、輸送及び物資調達の調整等を行う。

原災本部事務局官邸チ ム実動対処班	(実動省庁連絡調整担当) <ul style="list-style-type: none"> ・被災地内の部隊活動状況等の把握、報告 ・応援部隊の派遣調整 ・実動組織による各種活動に関する連絡・調整 ・実動組織の活動に関するクロノロジー作成 ・緊急輸送及び物資調達・供給活動に関する情報について原災本部長、副本部長、事務局長等幹部への説明を実施
原災本部事務局E R C チ ー ム 実 動 対 処 班	(輸送調整担当) <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルートの確保（障害物除去、応急復旧、交通規制等について関係省庁に実施依頼）及び変更に係る総合調整 ・緊急輸送活動の総合調整及び計画の作成（物資輸送に関する調整（可能量の把握、優先度の計画等）及び部隊の輸送に関する調整） ・航空運用調整（各種活動に必要な輸送ニーズに関する優先順位（案）のとりまとめ） ・緊急輸送に関するクロノロジー作成 ・緊急輸送に関する実動組織の活動（主にロジスティクスに関する事項）についての緊急輸送関係省庁等との連絡・調整 ・官邸危機管理センター・リエゾンとの連絡・調整 (物資調整担当) <ul style="list-style-type: none"> ・被災地外の県や政府、企業において供給可能な物資の情報を収集（E R Cチーム国際班を通じ、海外支援物資の情報についても収集） ・被災県における物資需要を現地実動対処班を通じて把握 ・広域物資拠点（ルート含む）の被災状況の確認 ・輸送方法について輸送活動調整担当へ調整依頼 ・重要・供給情報等を踏まえ物資調達に係る計画を作成 ・計画の実行（提供・受け入れ依頼（輸送依頼は輸送活動調整担当）） ・E R Cチーム住民安全班及びE R Cチーム国際班と連絡・調整し、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び総務省）が行う物資調達に関する調整及び状況の把握 ・物資調達・供給活動に関するクロノロジー作成
現地本部事務局 実動対処班	○総括担当 <ul style="list-style-type: none"> ・オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動）に関する実動組織の状況に関し、現地各機能班に情報共有 ・現地各機能班で立案する計画につき、実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又はE R Cチーム実動対処班等との連絡・調整を実施 ・物資調達・供給活動及び緊急輸送に関するクロノロジー作成
援 後 拠 方 支	・実動組織と連携した防災資機材の供給等原子力事業者の事故収束対応を実施するための活動を支援 等

(○) 原災本部事務局支援チームの役割

フェーズ2において、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

- ・避難指示区域等の設定・見直し
- ・原子力被災者の避難・受入先の確保
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者のスクリーニング及び除染
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の出荷制限・摂取制限
- ・放射性物質に汚染された地域の除染
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施

①総括班

各機能別班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

支援チーム 原災本部事務局 総括班	<ul style="list-style-type: none">○調整1 担当業務<ul style="list-style-type: none">・各機能班が実施する業務の情報集約・総合調整・支援チーム事務局長等の補佐業務・官邸での各種連絡会議の対応○調整2 担当業務<ul style="list-style-type: none">・原災本部会議・関係局長等会議などへの対応・与野党の部会やPT等の対応を含めた国会対応・庶務関係を含め内閣官房や関係省庁との調整業務○制度・予算担当業務<ul style="list-style-type: none">・原子力災害に伴う健康管理や除染などに必要な予算の確保・その他必要となる制度的枠組の検討
-------------------------	---

②住民支援班

原子力被災者への支援策に関する総合調整を行う。

支援チーム 原災本部事務局 住民支援班	<ul style="list-style-type: none">○総括担当業務<ul style="list-style-type: none">・住民支援班内の情報集約及び国会対応を含めた各種総合調整・避難区域等の見直しの各種調整・避難住民等に対する緊急時の支援策の各種調整○一時立入り担当業務<ul style="list-style-type: none">・警戒区域への一時立入りのための現地本部、関係省庁及び関係機関等との総合調整○避難・住民支援担当業務<ul style="list-style-type: none">・避難指示区域等の管理・運営（福島第一原子力発電所の事故では、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、警戒区域等の制度を運営）・地方公共団体や関係省庁が行う避難等の状況に関する情報収集・原子力被災者への生活支援策の取り纏め
---------------------------	---

③医療班

住民の健康管理調査、被ばく線量推計、スクリーニング、除染等に関する総合調整を行う。

支援チーム 原災本部事務局 医療班	<ul style="list-style-type: none">○総括担当業務<ul style="list-style-type: none">・医療班内の情報集約及び国会対応を含めた各種総合調整・住民の健康調査・管理や被ばく線量の実測等の総合調整○健康調査・管理担当業務<ul style="list-style-type: none">・公衆の被ばく線量の実測の実施について関係機関の調整を行う・原子力被災者等の健康調査・管理及び健康相談の実施について関係機関の調整を行う○スクリーニングに対する支援担当業務<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体等が行うスクリーニングを支援するとともに、実施状況の把握を行う
-------------------------	---

④放射線班

モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限、放射性廃棄物等の処理・除染に関する総合調整を行う。

支援チ ーム原災 本部事務 局放射線 班	○総括担当業務 <ul style="list-style-type: none">放射線班内の情報集約及び国会対応を含めた各種総合調整緊急時モニタリングや放射性物質汚染対策等の総合調整避難指示区域等の調整に必要なモニタリング結果の提供
	○モニタリング担当業務 <ul style="list-style-type: none">政府全体の放射線モニタリングの総合的な調整モニタリングや検査等に必要な資機材の体制整備に係る調整モニタリング調整会議に関する業務
	○飲食物の出荷制限・摂取制限担当業務 <ul style="list-style-type: none">検査計画等のガイドライン策定・改定、飲食物の出荷制限・摂取制限に係る指示の検討に向けた関係省庁との総合調整緊急時モニタリング情報等に基づく飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案の策定
	○放射性物質汚染対策担当業務 <ul style="list-style-type: none">放射性廃棄物及び上下水処理等副次産物の取扱いや、屋外にある資機材を利活用する産業などの対策等に関する総合調整放射性物質に汚染された汚泥・土壤などの除染等の措置に関する総合調整

⑤要望対応・広報企画班

被災住民への情報発信、被災自治体への物流支援等に関する総合調整を行う。

支援チ ーム原災 本部事務 局要望対 応・広報企 画班	○総括・広報企画担当業務 <ul style="list-style-type: none">国会関連資料の作成・保管国会議員からの問い合わせ対応（国会議員への説明資料の作成含む）被災自治体や避難者に対する情報提供のためのコンテンツ作成、情報発信国内外プレスからの問い合わせ対応
	○要望対応担当業務 <ul style="list-style-type: none">国内外からの防災資機材の被災市町村とのマッチング関係省庁や関係機関と連携した物流支援

9 その他参考資料

- (1) 各種様式
- (2) 語句の説明

(1) 各種様式

(参考-1)

公示案

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	○○市、□□町、△△村、・・・※ (地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径 ○○m圏内の海域) (注)
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時
	発生場所
	発生場所の天候状況
	放射線等の状況
	被害状況
	その他特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○○原子力発電所から<u>P A Z</u>圏内の○○市△△地区、××町・・地区の住民は直ちに避難するとともに安定ヨウ素剤を服用すること。 ○○原子力発電所から<u>U P Z</u>圏内の住民は屋内退避すること。 区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。

平成○年○月○日○時○分

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「○○県○○市○○町○○」等、海上輸送の場合、「○○県○○灯台から○度○海里のところ」等、航空輸送の場合、「○○県○○市の○○、○○キロメートルのところ」等」とする。

(参考-2)

指 示 案

平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)

殿

内閣総理大臣 名

で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

(例)

- ・○○原子力発電所からPAZ圏内の○○市△△地区、××町・・地区の住民は直ちに避難するとともに安定ヨウ素剤を服用すること。
- ・○○原子力発電所からUPZ圏内の住民は屋内退避すること。
- ・○○、□□区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意することが必要である。
- ・したがって、住民について、その旨周知されたい。

(参考－3)
(案)

原子力緊急事態宣言

○○○（事業所名※）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第1項の規定に該当する事象が、平成○○年（○○○○年）○○月○○日○○時○○分に発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認めるため、同条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

原子力規制委員会の作成した 公示案を読み上げ

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「○○県○○市○○町○○」等、
海上輸送の場合、「○○県○○灯台から○度○海里のところ」等、
航空輸送の場合、「○○県○○市の○○、○○キロメートルのところ」
等」
とする。

(参考-4)
(案)

○○○○○第○○号
平成○○年○○月○○日

内閣総理大臣 ○○○○ 殿

内閣総理大臣 名

平成○○年（○○○○年）○○○原子力災害対策本部の設置について

標記について、別紙のとおり閣議を求める。

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部の設置について

平成〇〇年〇〇月〇〇日
閣議決定案

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

記

1. 本部の名称並びに設置の場所は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部
- (2) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）
- (3) 設置期間

2. 本部の構成は、次のとおりとする。

- 本 部 長 内閣総理大臣
- 副 本 部 長 内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災担当)及び原子力規制委員会委員長
- 本 部 員
 - (1) 本部長及び副本部長以外の国務大臣
 - (2) 内閣危機管理監
 - (3) 副本部長以外の副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

○内閣府告示第 号
(案)

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を次のように設置したので、第十六条第二項及び第十七条第十項の規定により告示する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 名

一 原子力災害対策本部

(一) 名 称 平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部

(二) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）

(三) 設置期間

二 原子力災害現地対策本部

(一) 名 称 平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部

(二) 設置場所 原子力緊急事態に係る原子力事業所について指定された緊急事態応急対策拠点施設※

(三) 設置期間

※輸送の場合「〇〇県〇〇市〇〇施設」とする。

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部員及び
原子力災害対策本部の職員の任命について

平成〇〇年〇〇月〇〇日
内閣総理大臣　名

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第7項第3号及び第8項に基づき、下記のとおり、平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部員及び原子力災害対策本部の職員を任命する。

記

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部員
別紙のとおり※

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部の職員
別紙のとおり※

※内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議のうえ、本部員及び本部の職員の予定する者の役職名に係るリストを作成する。また、更に本部員及び本部の職員の任命を行う必要が生じた場合には、内閣府は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役職に就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を取りまとめる。

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び
原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇原子力災害対策本部長　　名

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第14項に基づき、
下記のとおり、平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び原子力災
害現地対策本部員その他の職員を指名する。

記

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長
〇〇〇〇（内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官
*1）

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部員その他の職員
別紙のとおり※

※内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議のうえ、本部員その他の職員に充てることを予定
する者の役職名に係るリストを作成する。また、更に本部員及びその他の職員の任命を行
う必要が生じた場合には、内閣府は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役職に
就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を取りまとめる。

*1 輸送の場合、「主担当の安全規制担当省庁副大臣」とする。

指示案

〇〇〇〇〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(地方公共団体)

殿

原子力災害対策本部長 名

で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

(例)

- ・〇〇原子力発電所からUPZ圏内の住民は避難すること。
- ・〇〇原子力発電所からUPZ圏内の住民は一週間程度内に一時移転すること。

〇〇〇原災対第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

防衛大臣 殿

(災害名)
原子力災害対策本部長 名

自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請について（要請）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第4項の規定に基づき、以下のとおり自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

記

1 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由

参考－「公示」のとおり。

2 派遣を希望する期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から・当面の間 or・平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

参考－「公示」中、緊急事態応急対策を実施すべき区域

(2) 派遣を希望する活動内容

緊急事態応急対策の実施に必要な活動

（例）・緊急事態応急対策の実施
・輸送支援

等

4 その他参考となるべき事項

(1) 本派遣要請に関する調整窓口

対策本部窓口：・・・

現地対策本部窓口：・・・

(2) ・・・

※輸送の場合は、「主担当の安全規制担当省庁」とする。

公示案

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	<p>緊急事態応急対策を実施すべき区域を下記の区域に変更する。</p> <p>(変更後の実施区域) ○○市、□□町、△△村、・・・※</p> <p>(地域名及び海域が含まれる場合は事故施設（現場）から半径 ○○m圏内の海域) (注)</p>
2. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。 現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はなく、落ち着いて指示を待つこと。 <p>(追加事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○○地区の住民は屋内退避すること。

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「○○県○○市○○町○○」等、海上輸送の場合、「○○県○○灯台から○度○海里のところ」等、航空輸送の場合、「○○県○○市の○○、○○キロメートルのところ」等」とする。

(参考－12)

〇〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日
内閣総理大臣　名

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第8項の規定に基づき、同条前各項に規定する平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限のうち、

○・・・・・
○・・・・・
○・・・・・

を平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策副本部長に委任する。

○内閣府告示第
案号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第八項の規定に基づき、同条
前各項に規定する平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限のうち、

を平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策副本部長に委任したので、同条第十項の規定により告示する。

平成
年
月
日

内閣總理大臣
名

〇〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日
内閣総理大臣　名

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第9項の規定に基づき、同条第1項、第2項及び第5項に規定する平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限（同条第2項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）のうち、

○・・・・・
○・・・・・
○・・・・・

を平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任する。

○内閣府告示第 号
(案)

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第二十条第九項の規定に基づき、同条
第一項、第二項及び第五項に規定する平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限（同条
第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）のうち、

○・・・・・

を平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任したので、同条第十項の規定により告
示する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 名

公示案

1. 対策拠点施設の移転先	原子力災害現地対策本部について、下記の施設に移転する。 ○○市、□□町、△△村、・・・※ (地域名及び海域が含まれる場合は事故施設（現場）から半径○○m圏内の海域) (注)
2. 1. の周辺の居住者等に対し周知させるべき事項	(例)

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「○○県○○市○○町○○」等、
海上輸送の場合、「○○県○○灯台から○度○海里のところ」等、
航空輸送の場合、「○○県○○市の○○、○○キロメートルのところ」
等、
において発生した事故現場から○○m」とする。

原子力災害被災者支援の体制強化について
(原子力災害対策本部長決定)

平成〇〇年〇月〇日
原子力災害対策本部長 〇〇 〇〇

(原子力施設名称) の事故による原子力災害被災者の生活支援について、「(原子力災害対策本部名称)」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

＜記載例＞

1. 主な任務

- ア 被災者の避難・受入れの確保（除染体制の確保を含む）
- イ 被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給
- ウ 被災者への被ばくに係る医療等の確保
- エ 環境モニタリングと情報提供

などの諸課題について、〇〇〇〇対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、地方自治体、〇〇電力（株）等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2. 構成員

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| チーム長 | 〇〇内閣府特命担当大臣（原子力防災）
〇〇原子力利用省庁大臣 |
| 事務局長 | 〇〇原子力利用省庁副大臣／政務官 |
| 事務局長補佐 | 内閣府大臣官房審議官 |

3. 関係機関との緊密な連携

- ・・・との緊密な連携を図る。

原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるため、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言を発する。

要請案

〇〇〇〇第〇〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(地方公共団体)

殿

内閣府特命担当大臣（原子力防災）名

原子力災害対策特別措置法第4条第2項に基づき、下記のとおり要請する。

記

(例)

- ・〇〇原子力発電所からP A Z圏内の〇〇市△△地区、××町・・地区の住民の内、施設敷地緊急事態要避難者は避難すること。
- ・〇〇原子力発電所からP A Z圏内の〇〇市△△地区、××町・・地区の住民の内、施設敷地緊急事態要避難者でない者は、避難準備及び安定ヨウ素剤の服用準備を実施すること。
- ・〇〇原子力発電所からU P Z圏内の住民は、屋内退避の準備を実施すること。

(参考－20)

安定ヨウ素剤服用の指示

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇知事 殿
〇〇市長 殿

内閣総理大臣 名
又は
原子力災害対策本部長 名

〇〇〇原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第〇条第〇項(第15条第3項又は第20条第2項)の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

標記の件について、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤を服用すること。

事前配布がなされている場合、服用方法等については、別紙1「安定ヨウ素剤予防服用に当たって（事前配布されている場合）」を参照すること。

事前配布がなされていない場合、服用方法等については、別紙2「安定ヨウ素剤予防服用に当たって（事前配布されていない場合）」を参照すること。

(別紙1)

安定ヨウ素剤服用に当たって（事前配布されている場合）

1. 服用対象者

原則、安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、全員服用する。

- ・服用不適切者
- ・自らの意思で服用しない者

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させること。

3. 服用量及び服用方法

以下の表に示す。

対象者	ヨウ素量(mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3*	
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5*	
3歳以上13歳未満			1丸
13歳以上40歳未満			2丸

*薬剤師等が避難所等で調製した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。

安定ヨウ素剤予防服用に当たって（事前配布されていない場合）

1. 服用対象者

原則、安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者全員服用する。

- ・服用不適切者
- ・自らの意思で服用しない者

ただし、事前配布を行わない地域の住民や一時滞在者等が安定ヨウ素剤を服用した場合は、服用不適項目や慎重投与項目を厳密に把握していないことから、服用後、しばらくの間（30分程度が目安）、服用者の様態を医療関係者、地方公共団体職員や家族等が観察すること。

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させること。

3. 服用量及び服用方法

以下の表に示す。

対象者	ヨウ素量(mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3*	
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5*	
3歳以上13歳未満			1丸
13歳以上40歳未満			2丸

*薬剤師等が避難所等で調製した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。

○災害救助法（抄）

（昭和二十二年十月十八日）
（法律第百十八号）

（目的）

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。
2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

○災害救助法施行令（抄）

（昭和二十二年十月三十日）
（政令第二百五十五号）

○災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（抄）

（平成二十五年十月一日）
（内閣府令第六十八号）

災害救助法（昭和二十二年十月十八日法律第百十八号）第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条並びに災害救助法施行令（昭和二十一年政令第二百二十五号）第一条第一項第三号及び第四号並びに第十一条第二項の規定に基づき、災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令を次のように定める。

災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

（令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情）

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

（令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準）

第二条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 語句の説明

「ア」行

安定ヨウ素剤

ヨウ化カリウム製剤。放射線ヨウ素の取り込みに伴う甲状腺の被ばくを低減するため用いる。

運用上の介入レベル (O I L: Operational Intervention Level)

防護措置を実施するための判断基準。空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される。

オフサイトセンター（緊急事態应急対策拠点施設）

オフサイトセンターは、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県及び市町村の災害対策本部などが、原子力災害合同対策協議会を組織し情報を共有しながら、連携のとれた应急対策を講じていくための拠点。

「カ」行

外部被ばく

体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子力施設から直接放出される中性子線及びガンマ線並びに、放射性物質のプルーム（気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団）からのガンマ線によって生じる。

緊急時活動レベル (E A L: Emergency Action Level)

防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準。

観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。

緊急時対策支援システム (E R S S)

電力事業者から送られてくる原子力発電所の施設情報を監視するシステム。

緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から 5～30 km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30 km」が目安とされている。

警戒事態

原子力災害対策指針に定めるE A Lの区分の一つ。

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

具体的には、原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震その他の自然災害を認知したとき又は原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断したときを指す。

原子力施設

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定された原子炉施設（舶用炉を除く）、再処理施設、加工施設、使用施設、廃棄物処理施設及び廃棄物管理施設（原子力災害特別措置法の対象となるものに限る）を示す。

個人線量評価

個人が受けた又は受けたと予測される被ばく線量を測定、評価すること。

個人線量評価には、外部被ばく線量評価と内部被ばく線量評価がある。

外部被ばく線量評価の方法は、サーベイメータや個人線量計等を用いて測定し、評価する物理学的方法と、血液中のリンパ球数の経時的な減少程度や染色体異常の発現頻度等を検査することにより被ばく線量の評価を行う生物学的方法がある。

内部被ばく線量の評価方法は、サーベイメータやホールボディカウンタ等の測定機器による直接的な測定評価方法と、体内に摂取された放射性核種や放射性物質の同定を行い、鼻腔や口角スメアの放射性物質の測定、尿中あるいは便中の放射性物質の分析等によりモデル数式を使って、被ばく線量の算出評価を行う方法がある。

「サ」行

サーベイメータ

携帯用の放射線測定器。アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線用のサーベイメータがある。サーベイメータには、検出器によって電離箱式、GM管式、比例計数管式、シンチレーション式あるいは半導体素子を用いたものなどがある。また、持ち運びが容易で、エネルギーの情報が得られる可搬型スペクトルサーベイメータもある。

施設敷地緊急事態

原子力災害対策指針に定めるE A Lの区分の一つ。

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難の実施の必要がある事態。

なお、原災法第10条において、当該事態と認められる場合、原子力事業者より国等へ通報する基準が定められている。

情報収集事態

原子力施設等立地市町村において震度5弱又は5強が発生した事態（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）。

除染

放射性物質が衣服や体表面あるいは創傷部に付着した場合、放射性物質による被ばくを軽減するために、脱衣やふき取り、洗浄等の方法により放射性物質を除去すること。

また、環境中に放出された放射性物質による人への被ばく線量を低減するため、放射性物質により汚染された土壤等の除去等の措置をとること。

スクリーニング

避難所等に収容された周辺住民等の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定などにより評価、判定し、必要な処置を行うために、ふるいわけすること。

スメア

放射性物質による表面汚染を調べるために行うふき取り試験のこと。機器、床、実験台などの表面に放射性物質を含んだ塵埃などが付着した状態を表面汚染といい、表面汚染には表面からはく離しがたい固着性の表面汚染と、容易に表面からはく離する遊離性の表面汚染がある。ふき取り試験は、ろ紙などで汚染物の表面をふき取り、ろ紙に付着した放射性物質の量を測定して遊離性の表面汚染を調べる方法である。

全面緊急事態・原子力緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じている事態。

または、原子力施設における異常な事態により、放射性物質又は放射線が、異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態（原災法第2条第2号）。

なお、原災法第15条において、当該事態が発生したと認められた場合に原子力緊急事態宣言を行う旨が定められており、原災法に基づく原子力緊急事態と全面緊急事態は同じものとなる。

線量

人体などが受けた放射線の量を表す一般的な名称。物理的な線量としては、物質の単位質量が放射線から受け取ったエネルギーで表す吸収線量（単位グレイ、Gy）。また、生物影響の尺度としては、放射線の種類とエネルギーの違いによる生物影響の違い、及び人体の臓器・組織ごとの放射線感受性の違いを加味した実効線量（単位シーベルト、Sv）が使われる。

「タ」行

「ナ」行

内部被ばく

吸入、経口摂取等によって体内に取り込んだ放射性物質が生体の各所に沈着し、体内組織（甲状腺、肺、骨髄、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

「ハ」行

被ばく

人体が放射線というエネルギーの流れを受けること。被ばくには、内部被ばくと外部被ばくがある。被ばくによる問題は障害の発生であり、障害発生については、しきい値が知られている急性放射性症候群や白内障等の確定的影響と、しきい値が見出されていないため障害発生を確率的に表現する発がん等の確率的影響がある。

放射性ヨウ素

放射性ヨウ素の同位体には、ヨウ素 131、133 などがあり、原子力発電で生成する放射性ヨウ素は、核分裂生成物として燃料棒の中に封じ込められているが、燃料の破損や融解が起こると、大量に気体状で放出されるおそれがあるため、環境放射能測定における対象核種としても注目される。

放射性ヨウ素は人体に取り込まれると甲状腺に選択的に蓄積し、甲状腺がんや甲状腺腫瘍等の甲状腺疾患を誘発する原因となりうる。特に幼児には危険が高いので、事故評価の際には、全身の被ばく線量とともに、甲状腺被ばく線量が重要になる。

放射線防護

放射線障害を防ぐため、遮蔽、距離、時間の外部被ばく防護の三原則のほか、放射性物質の密封による管理、汚染の拡大防止、除染等の方法を用いること。

ホールボディカウンタ

人体から放出される放射線の量と種類を測定する装置であり、宇宙線などの外部からの放射線を遮断し、非常に感度のよい放射線検出器を備えている。ヒューマンカウンタ(Human Counter)あるいは全身計測装置ともいう。

「ヤ」行

予防的防護措置を準備する区域 (P A Z: Precautionary Action Zone)

急速に進展する事故においても、放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、E A Lに応じて、即時避難を実施する等、放射線物質の環境への放射前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径は原子力施設から3～5 kmの間で設定すること(5 kmを推奨)を踏まえ、「原子力施設から概ね5 km」が目安とされている。

「ラ」行

リスクコミュニケーション

リスクに関する情報を関与する人々と共有し、意見交換により意思の疎通及び相互理解を図ること。

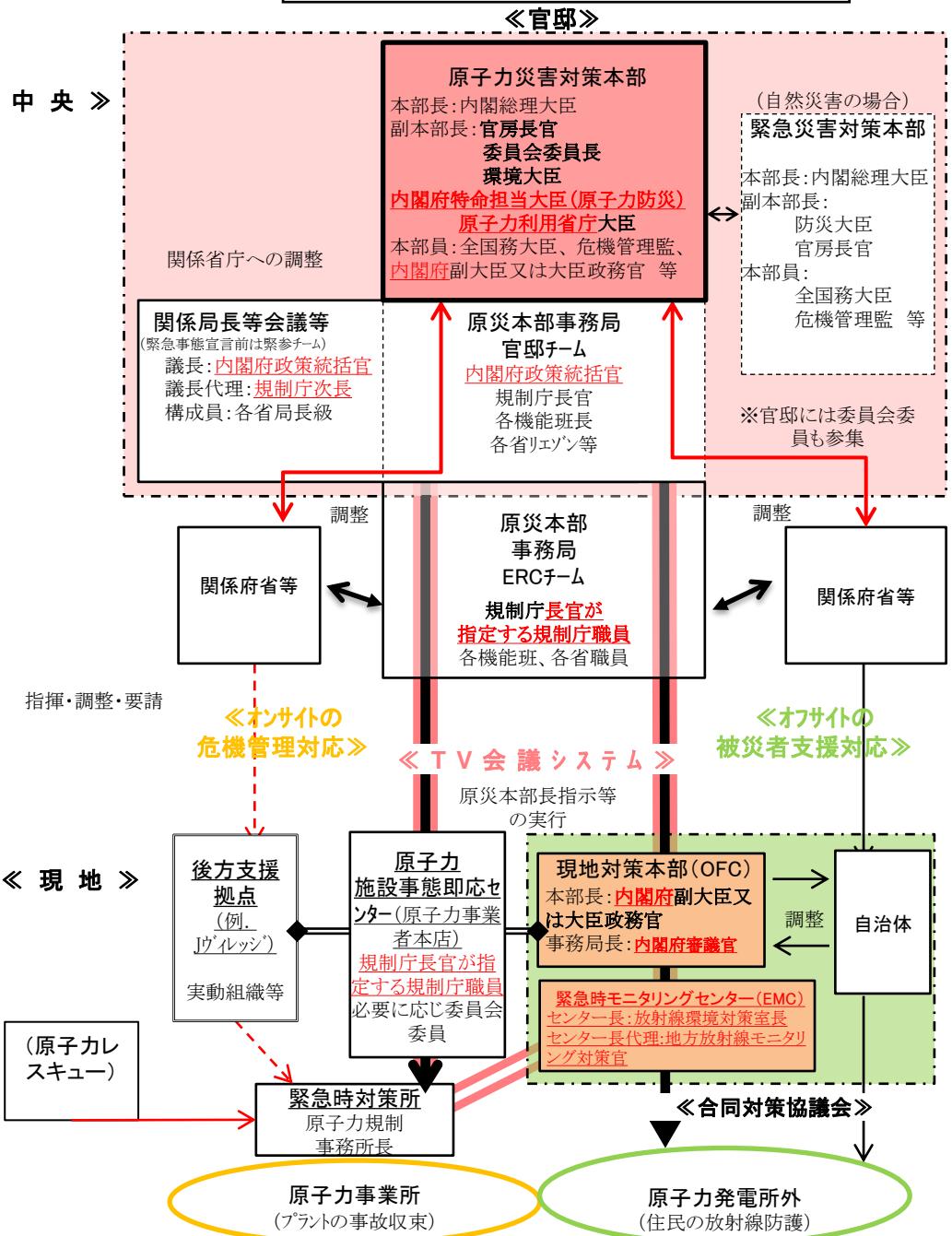
臨界

ウランのような核分裂性物質は、中性子が当たると核分裂反応を起こし、大きなエネルギーを生み出すとともに、2、3個の新たな中性子を生成する。このため、一定量以上の核分裂性物質が、ある条件下で集まると生まれた中性子が核分裂性物質に当たり次々と核分裂反応を起こし、その反応が持続する。この核分裂が持続されている状態のことをいう。

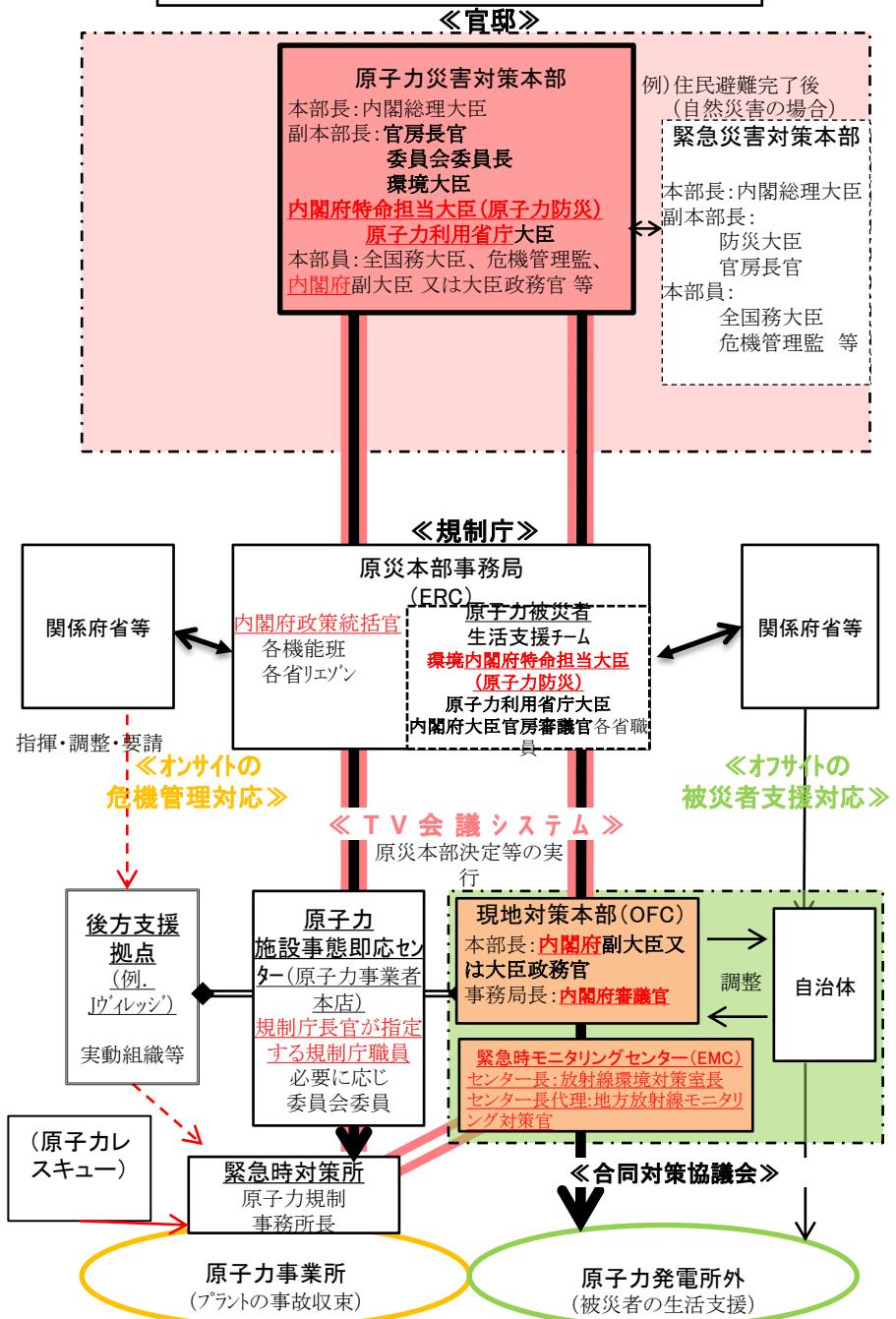
原子力災害対策体制の全体像

(図 はじめに-1)

フェーズ1：初動対応



フェーズ2：初動対応後



全面緊急事態に係る初動対応の役割分担

(図 はじめに-2)

«中央»

政府の拠点・要員	原子力事業所の事故収束 (オンサット対策)	周辺住民の放射線防護 (オフサット対策)
1-1. 官邸 【原災本部】 総理、官房長官、環境大臣、 <u>内閣府特命担当大臣(原子力防災)</u> 、委員会委員長、 <u>原子力</u> 利用省庁大臣等 【同事務局】 <u>内閣府政策統括官</u> 、規制庁長官、機能班長等 【関係局長等会議等】 <u>内閣府政策統括官</u> 、 <u>規制庁長官</u> 、危機管理監、各省局長級	<p style="text-align: center;"><応急対策の対処方針決定></p> <ul style="list-style-type: none"> 原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を<u>内閣府政策統括官</u>等が補佐。輸送支援や実動組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。 各拠点とのテレビ会議システム、ERSS等も接続し、官邸の情報集約を強化。 <ul style="list-style-type: none"> 事業者の応急措置に係る命令 (例. ヘットの実施) → 委員会委員長(副本部長:炉規法) 事業者の応急措置に係る支援確保 → 総理(本部長:原災法) 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民の防護措置に係る指示 (例. 避難範囲の決定・自治体首長への指示) → 総理(本部長:原災法) <p>※ 避難等の指示に当たっては道府県知事等と事前調整。</p>
1-2. 規制庁 (ERC) 【原災本部事務局】 <u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u> 、内閣府政策統括官が指定する内閣府職員 各機能班	<p style="text-align: center;"><中央(官邸)と現地(各拠点)を支えるバックオフィス></p> <ul style="list-style-type: none"> 官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。 オンサット、オフサットの各現地拠点への幹部派遣・要員参集までに一定の時間を要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。(例. PAZ避難実施) <ul style="list-style-type: none"> プラント情報の情報収集・分析 (例. ERSS) 事業者の応急措置に係る中期的な事態進展を見据えた支援策の企画立案 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果の情報収集・分析 現地対応に必要な関係省庁間調整 (例. 被災者への救援物資調達)
«現地» 2-1. 原子力事業所 ・緊急時対策所 原子力規制事務所長 等 ・後方支援拠点	<p style="text-align: center;"><事故収束対応の最前線></p> <ul style="list-style-type: none"> 規制庁は炉規法に基づく現場の情報収集・応急措置の監督 事業者の事故収束活動の支援等 	
2-2. 原子力事業者本店 (事態即応センター) <u>規制庁長官が指定する規制庁職員</u> 、必要に応じて委員会委員 等	<p style="text-align: center;"><事業者との現地調整拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会委員長(副本部長:炉規法)指示等の執行の監督 ※ 危急存亡の例外的事態においては総理が原災法に基づく指示を発出。 事業者の経営判断に係る応急措置の重要な意思決定事項の連絡調整 オンサット対策の支援に係る連絡調整 	
3. オフサットセンター (現地対策本部、合同対策協議会) <u>内閣府副大臣</u> 又は大臣政務官、 <u>内閣府審議官</u> 等		<p style="text-align: center;"><住民防護・支援の最前線> <自治体との現地調整拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> 原災本部長指示、各種対策の実施 オフサット対策の支援に係る連絡調整 自治体との具体的対策の検討・調整 (例. 避難経路設定、輸送手段確保)
4. 緊急時モニタリングセンター <u>放射線環境対策室長</u> 、 <u>地方放射線モニタリング対策官</u>		<p style="text-align: center;"><緊急時モニタリングの最前線></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地における緊急時モニタリングの実施等

原子力災害合同対策協議会の概念図(フェーズ1から原子力災害事後対策まで)

現地への権限委任の関係

原子力災害合同対策協議会

全体会議:関係者の情報共有、相互協力のための調整
(議事をオフサイトセンター内の関係者に公開)

- ・オフサイトセンター内の情報共有
- ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡
- ・各機能班からの緊急事態応急対策の実施状況の確認
- ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について原災本部への提言

機能グループ

総括班

- ・オフサイトセンターの運営・管理
- ・協議会運営
- ・機能班間連絡・調整
- ・ERCチーム総括班、道府県及び市長村災害対策本部等との連絡・調整

広報班

- ・報道機関への対応
- ・ERCチーム広報班、道府県及び市長村災害対策本部等との情報共有
- ・住民からの問い合わせ等への対応

運営支援班

- ・オフサイトセンターの環境整備
- ・各種通信回線の確保
- ・参集者の食料等の確保

医療班

- ・被災者の医療活動の調整
- ・スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に関する情報収集
- ・緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調査

放射線班

- ・緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料の作成
- ・除染等に関する企画立案

プラントチーム

- ・事故情報の把握および進展予測
- ・プラントの状況に関する情報提供

実動対処班

- ・実動省庁又は官邸チーム実動対処班及びERCチーム実動対処班等との連絡・調整

住民安全班

- ・避難指示、区域設定・管理に係る調整
- ・住民避難状況に係る情報収集
- ・輸送に係る調整

原子力災害合同対策協議会

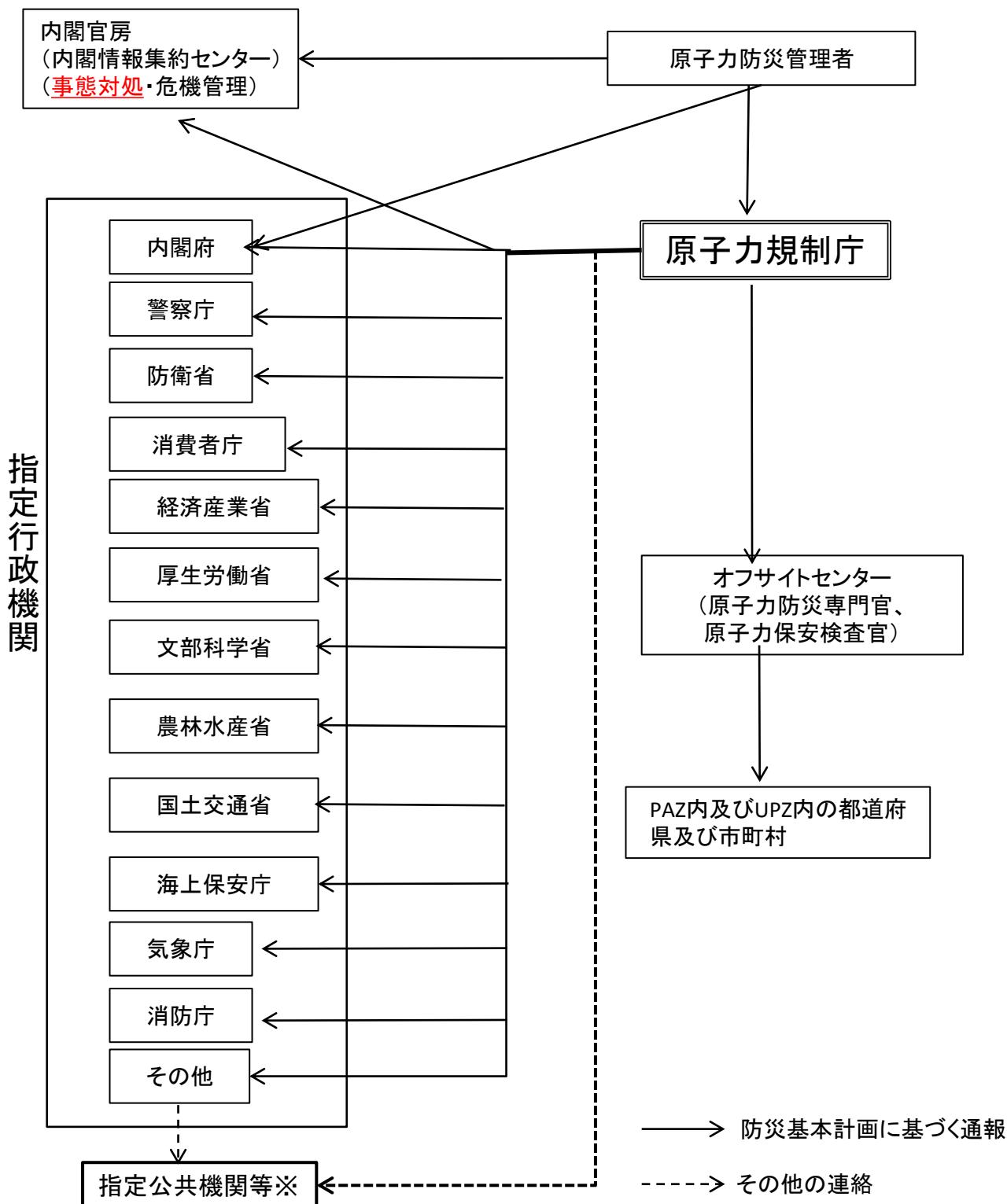
全体会議＝関係者の情報共有

構成員：
現地本部長
現地本部員その他の職員
都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員
その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者
市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員
その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者
指定公共機関の代表者から権限を委任された者、原子力事業者の代表者から権限を委任された者
都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者 等

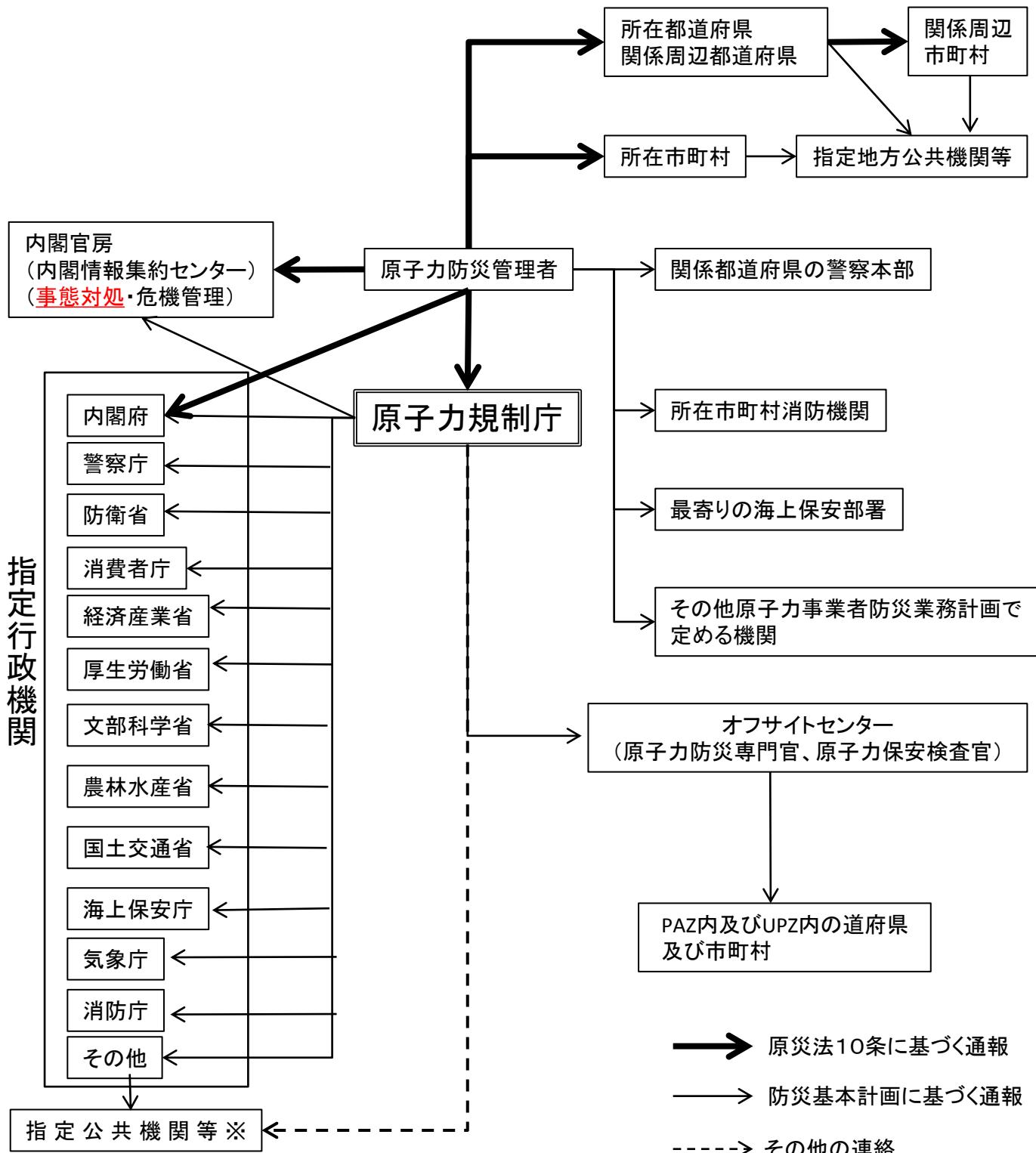
情報連絡

各機関

情報収集事態時及び警戒事態時の情報伝達方法(再掲)



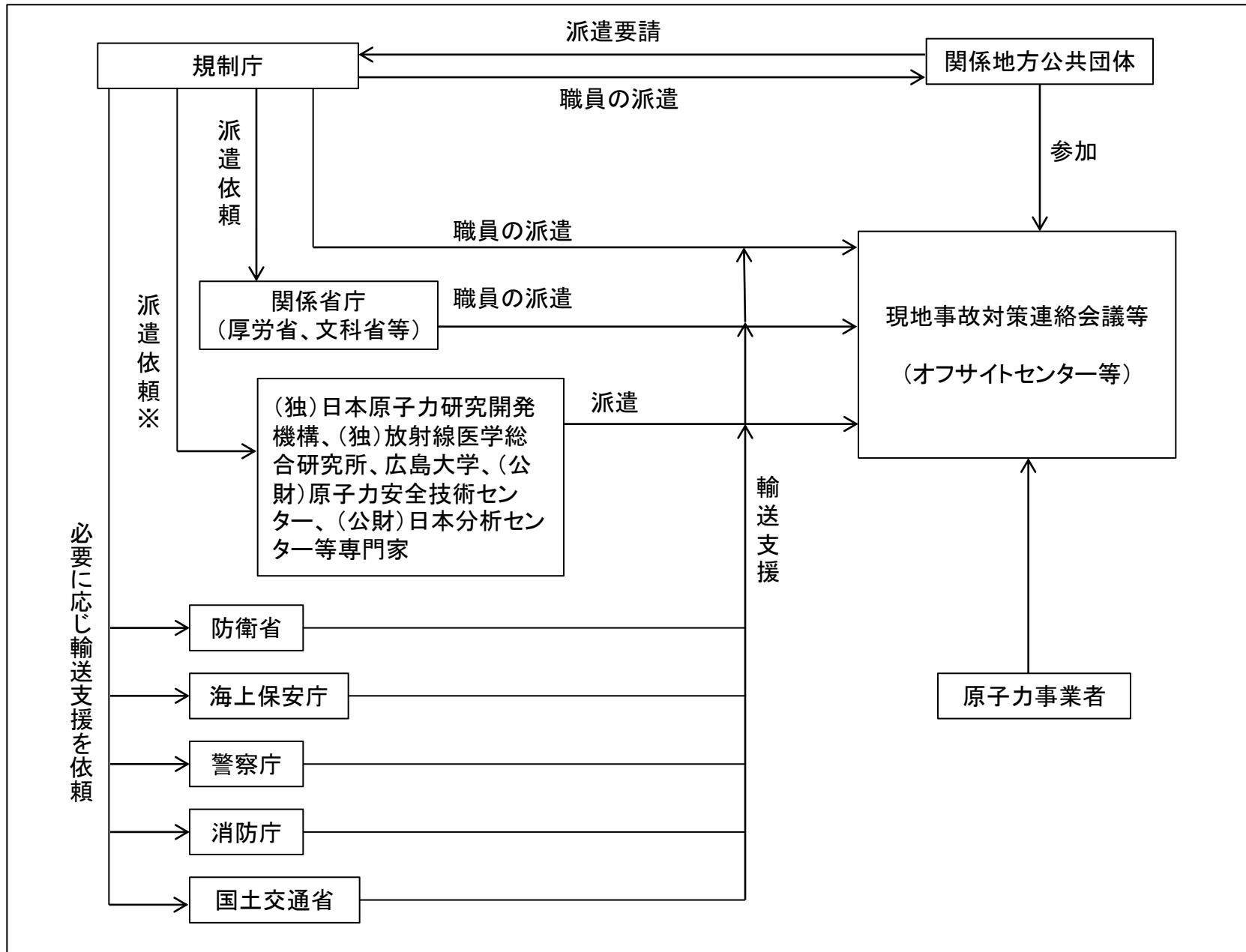
施設敷地緊急事態時の情報伝達方法



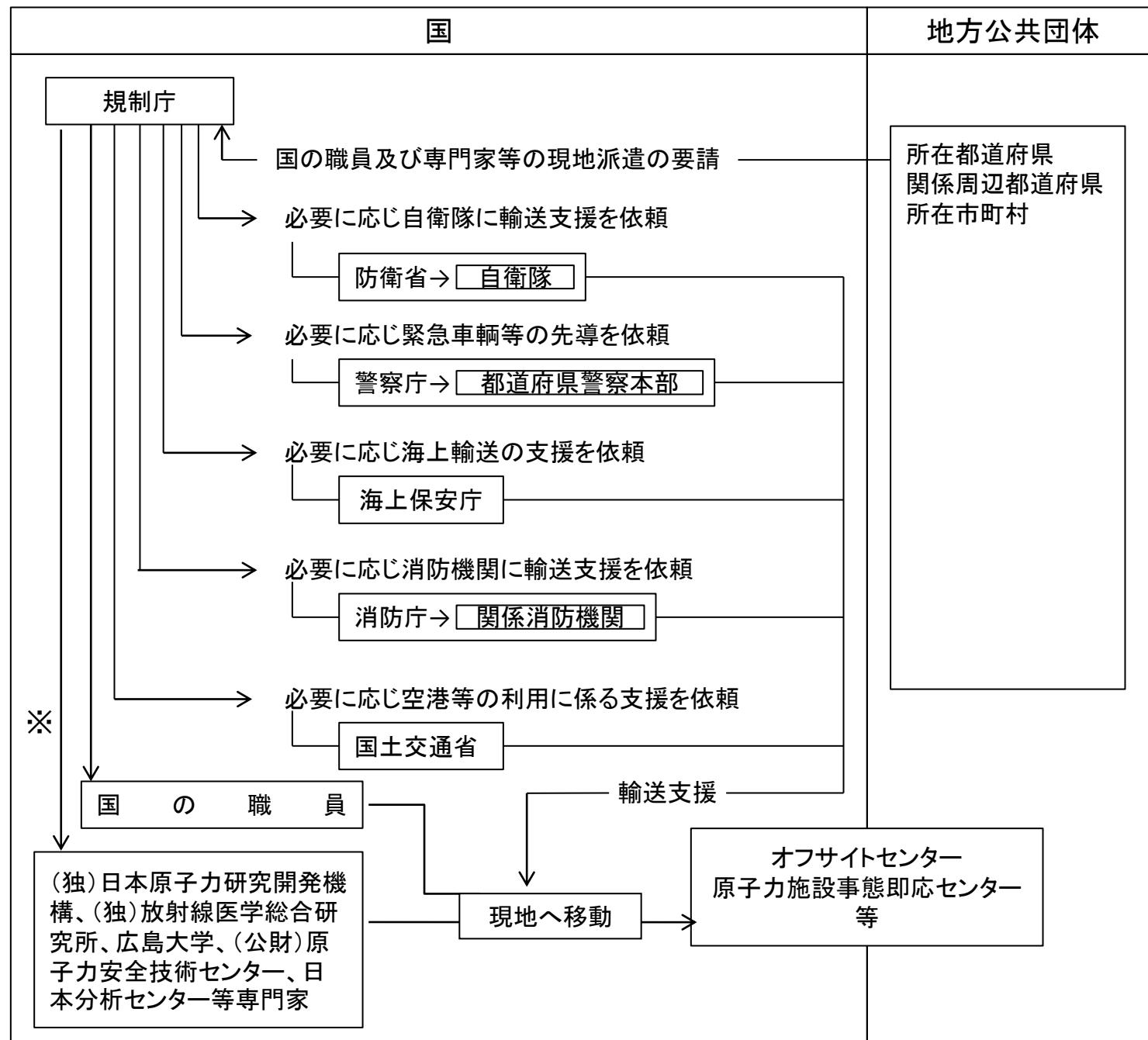
※(独)日本原子力研究開発機構、(公財)原子力技術安全技術センター、(独)放射線医学総合研究所、広島大学、(公財)日本分析センター等。原則として、指定公共機関には所管省庁から連絡を行う。

具体的な移動及び輸送支援のスキーム

(図 第2編-第2章-1)

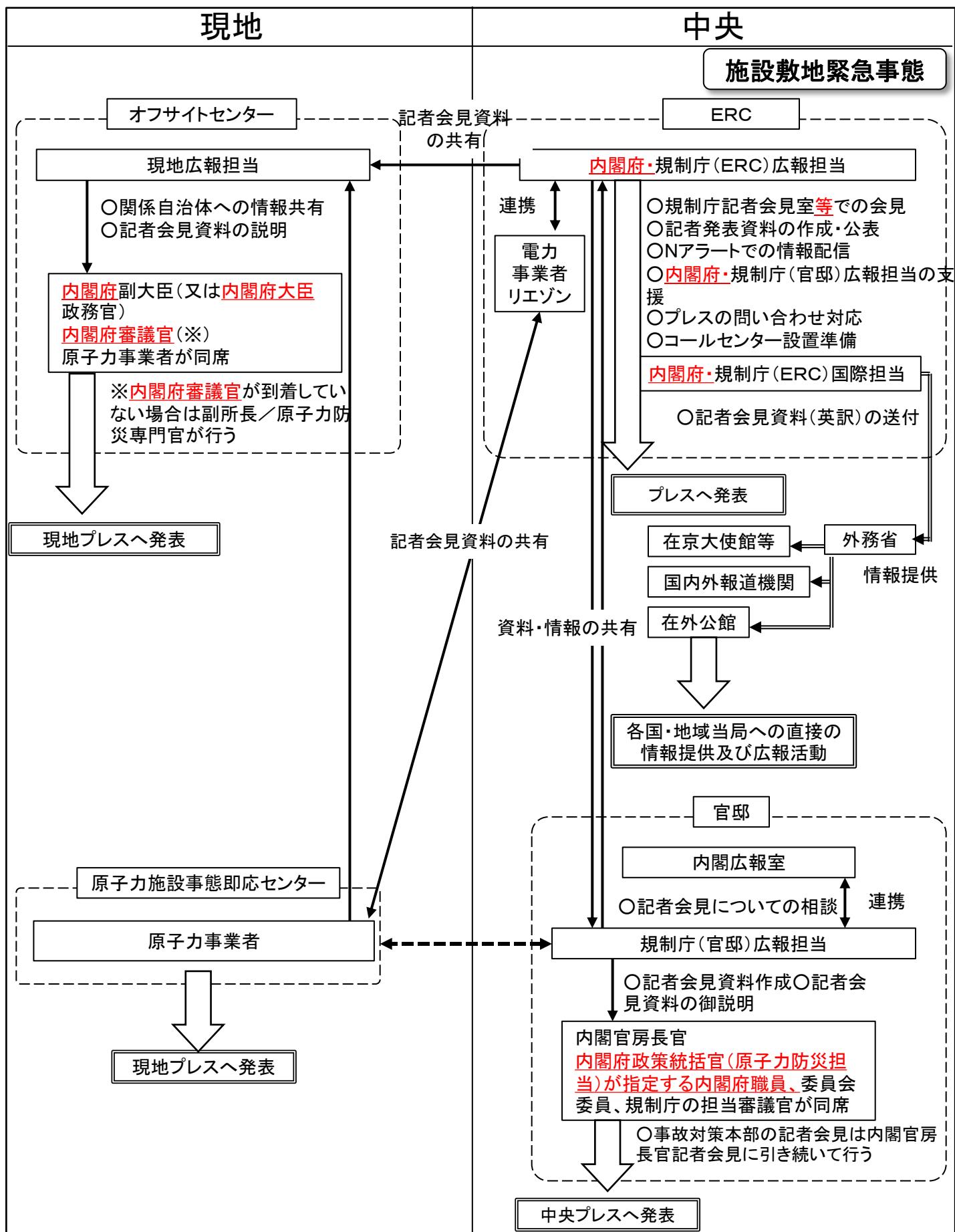


※ 原則として、指定公共機関には所管省庁が連絡を行う。

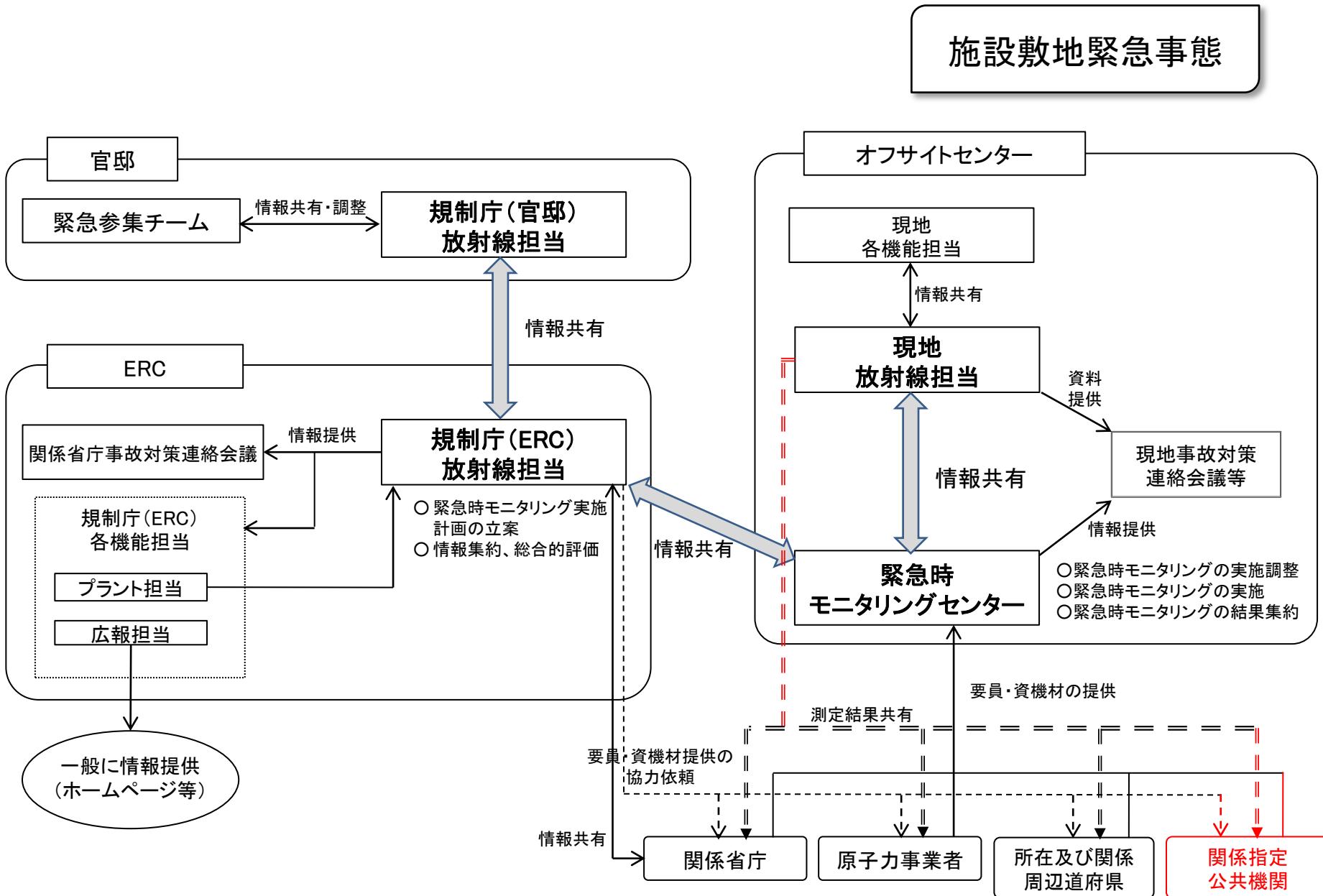


施設敷地緊急事態発生時の情報発信体制

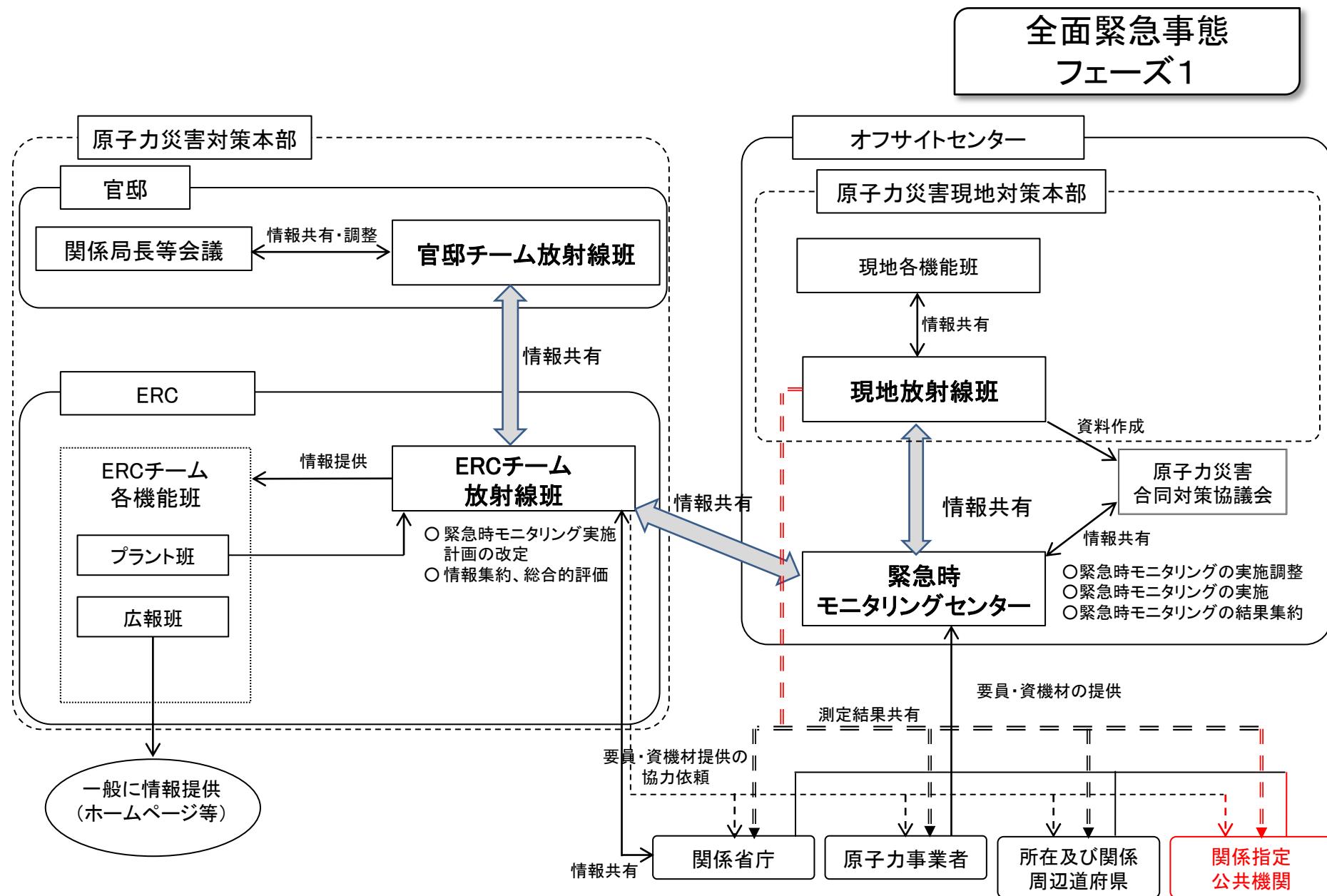
(図 第2編ー第2章ー2)



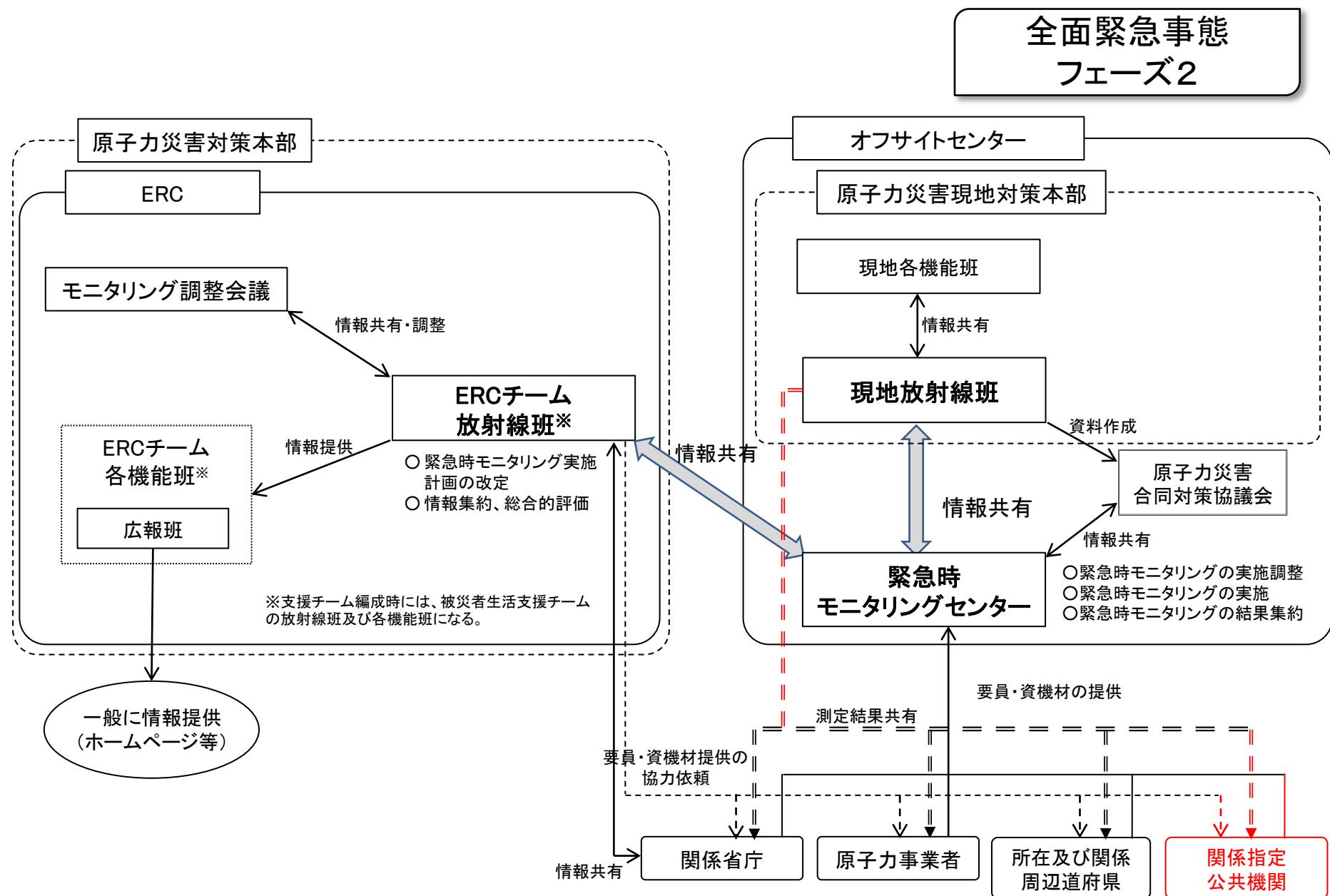
施設敷地緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制



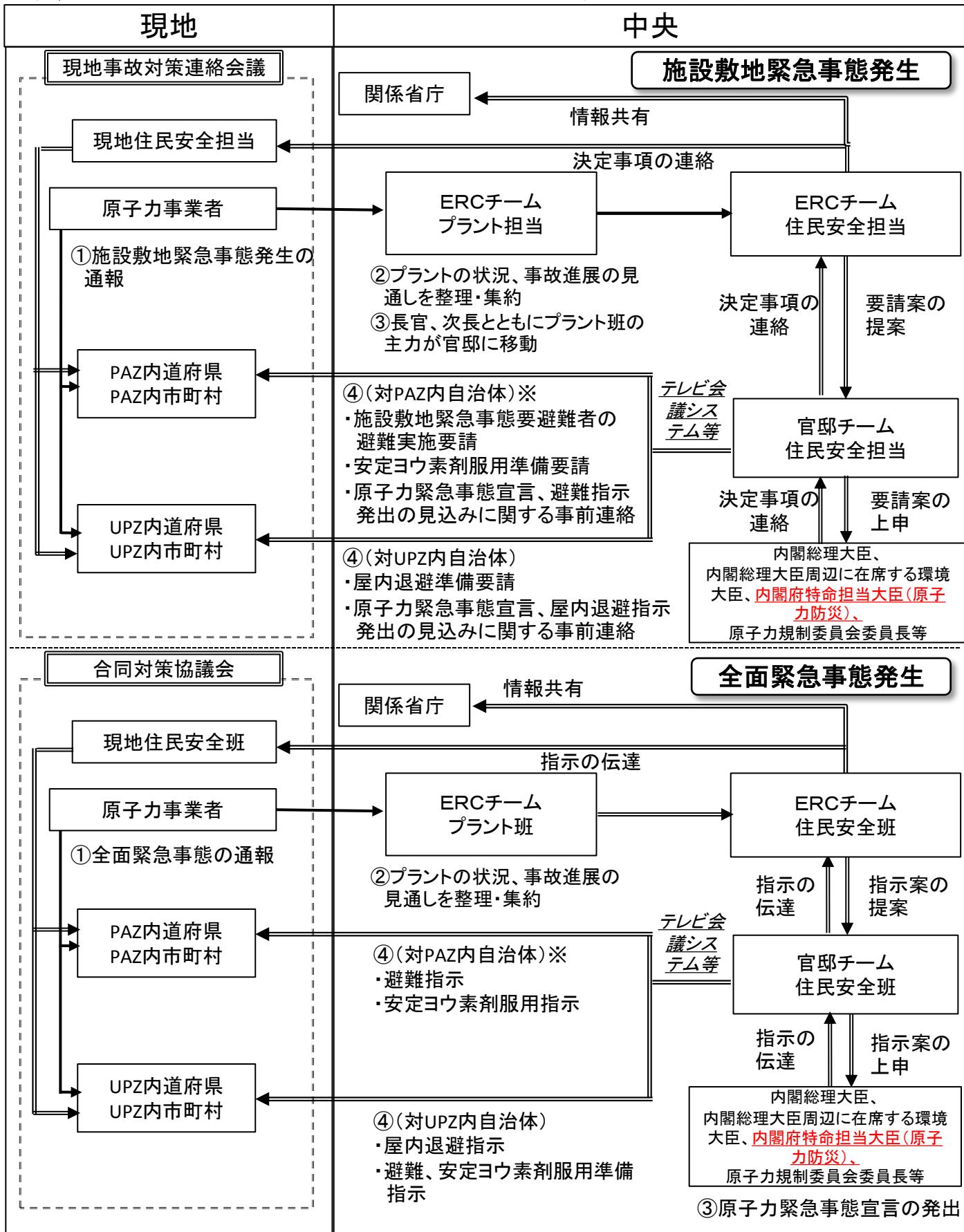
全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制(フェーズ1)



全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制(フェーズ2)

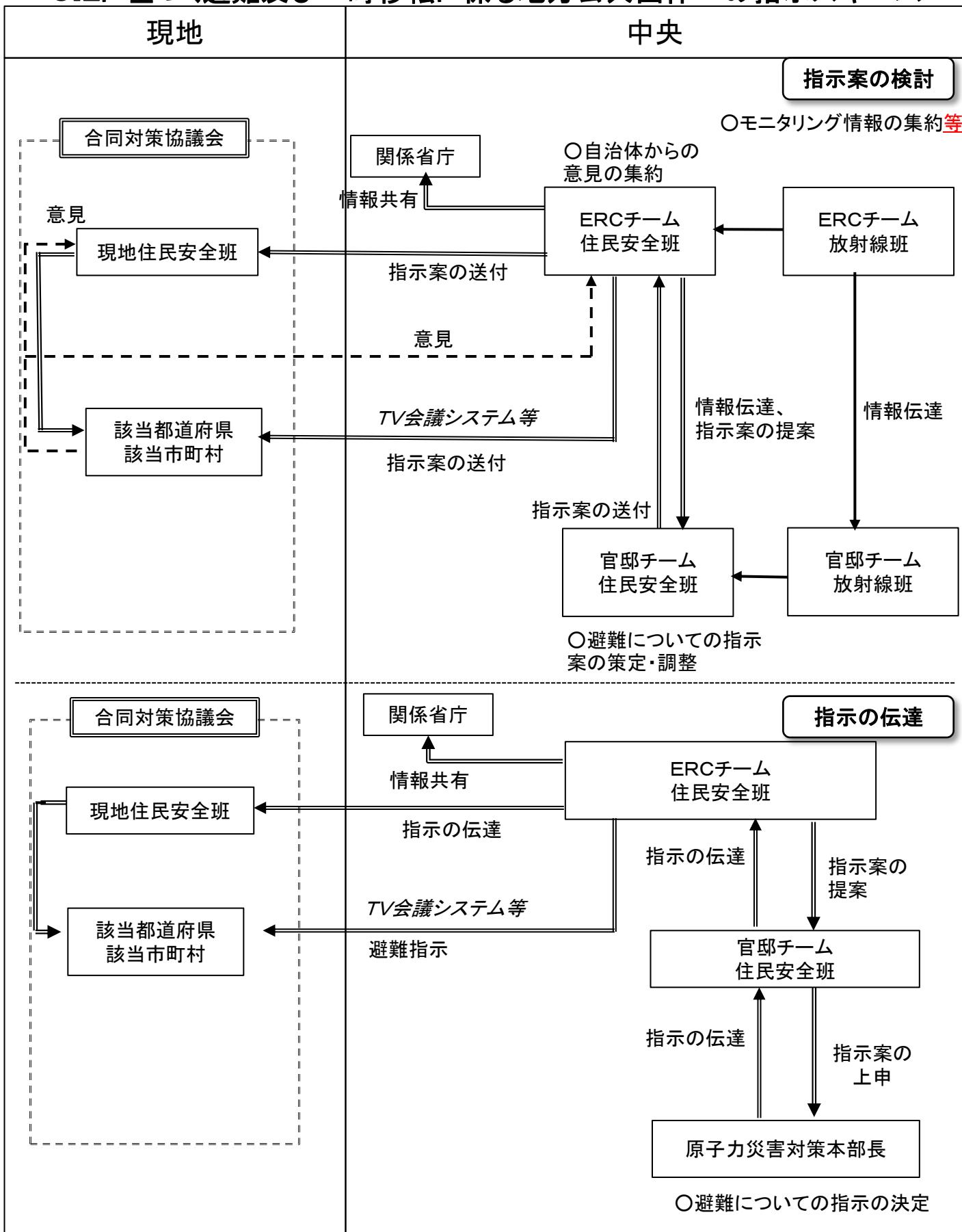


施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム

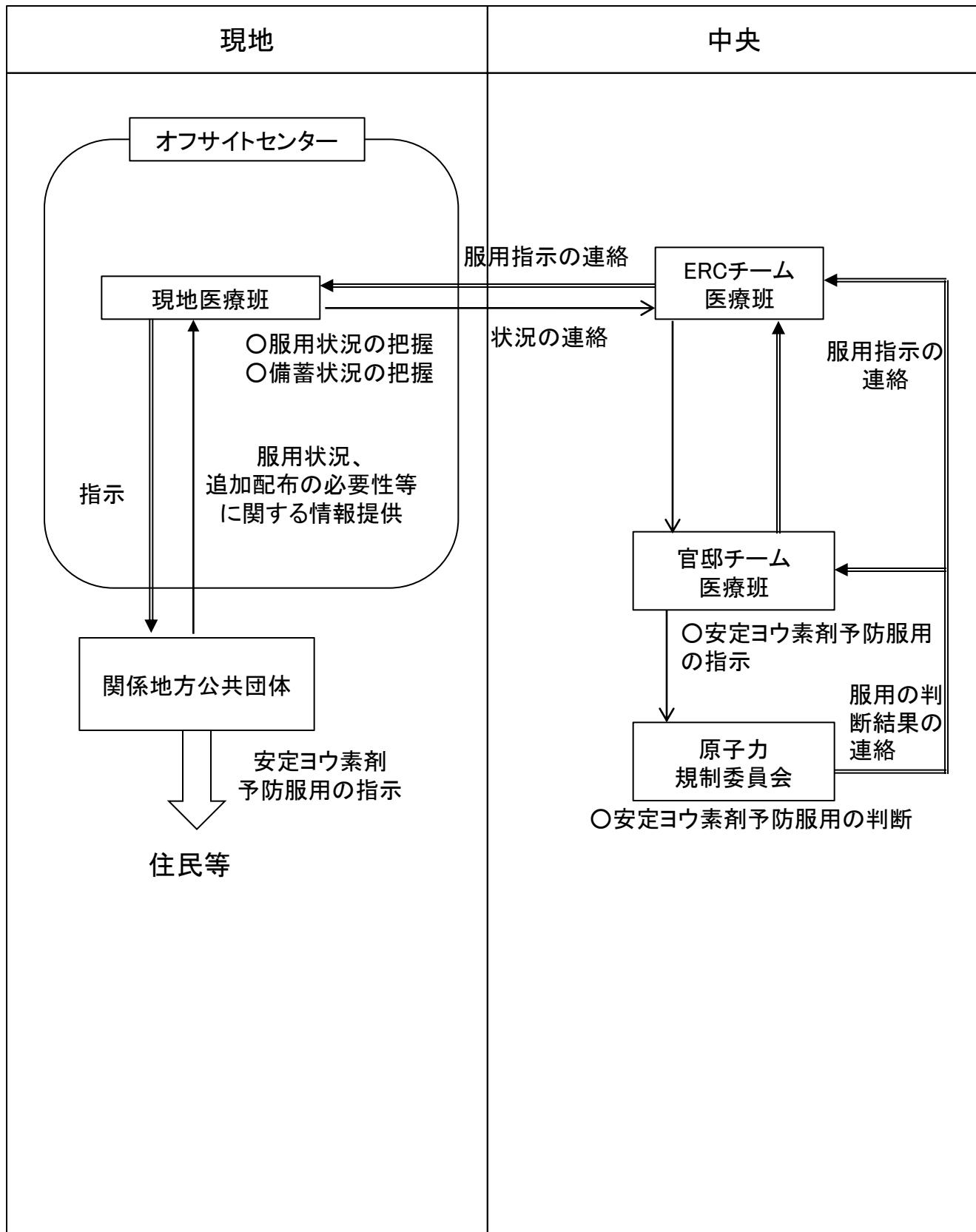


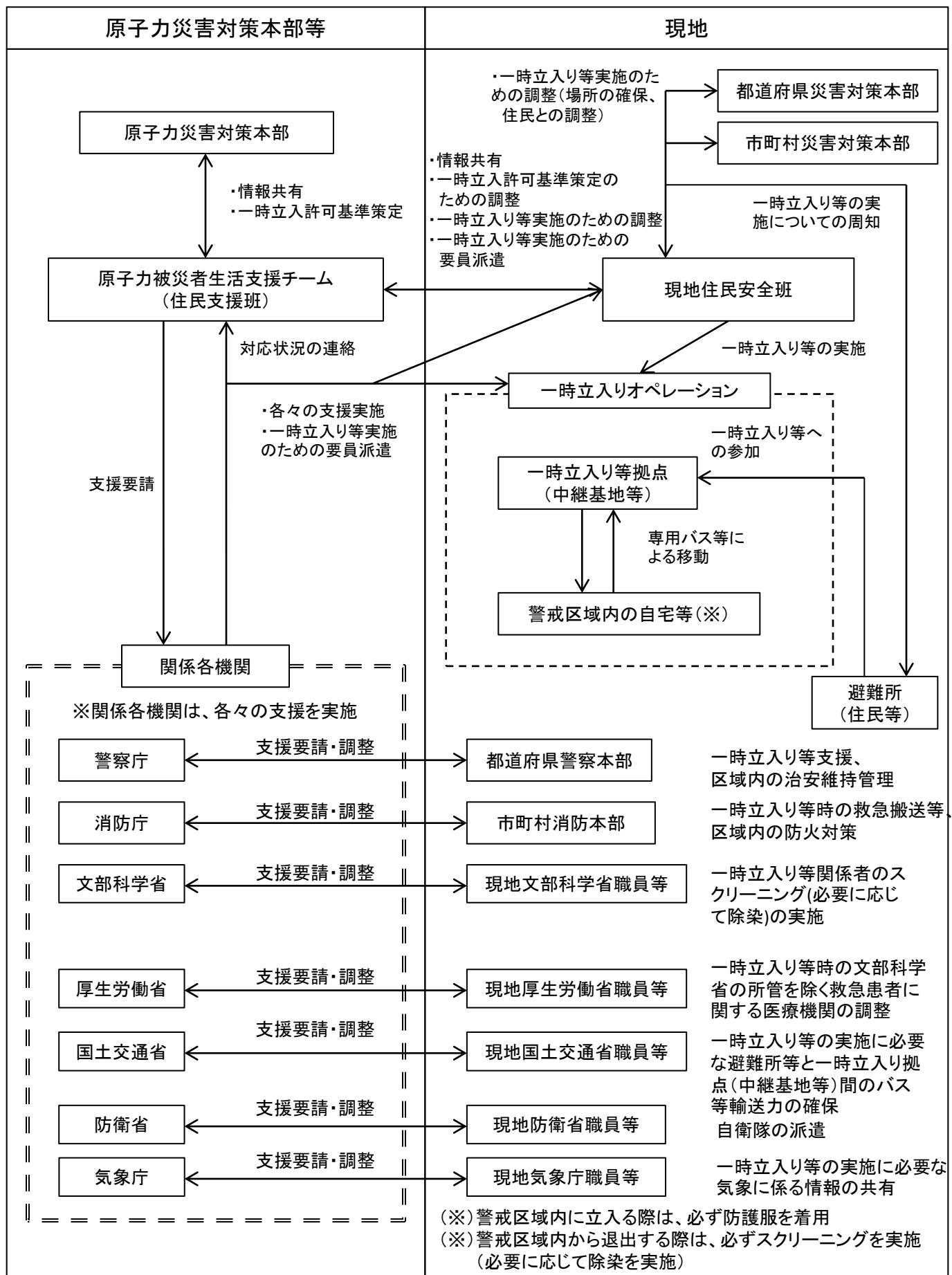
※必要に応じて、環境省正副大臣・政務官より、PAZ内の道府県知事又は市町村長へ伝達。

OILに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム

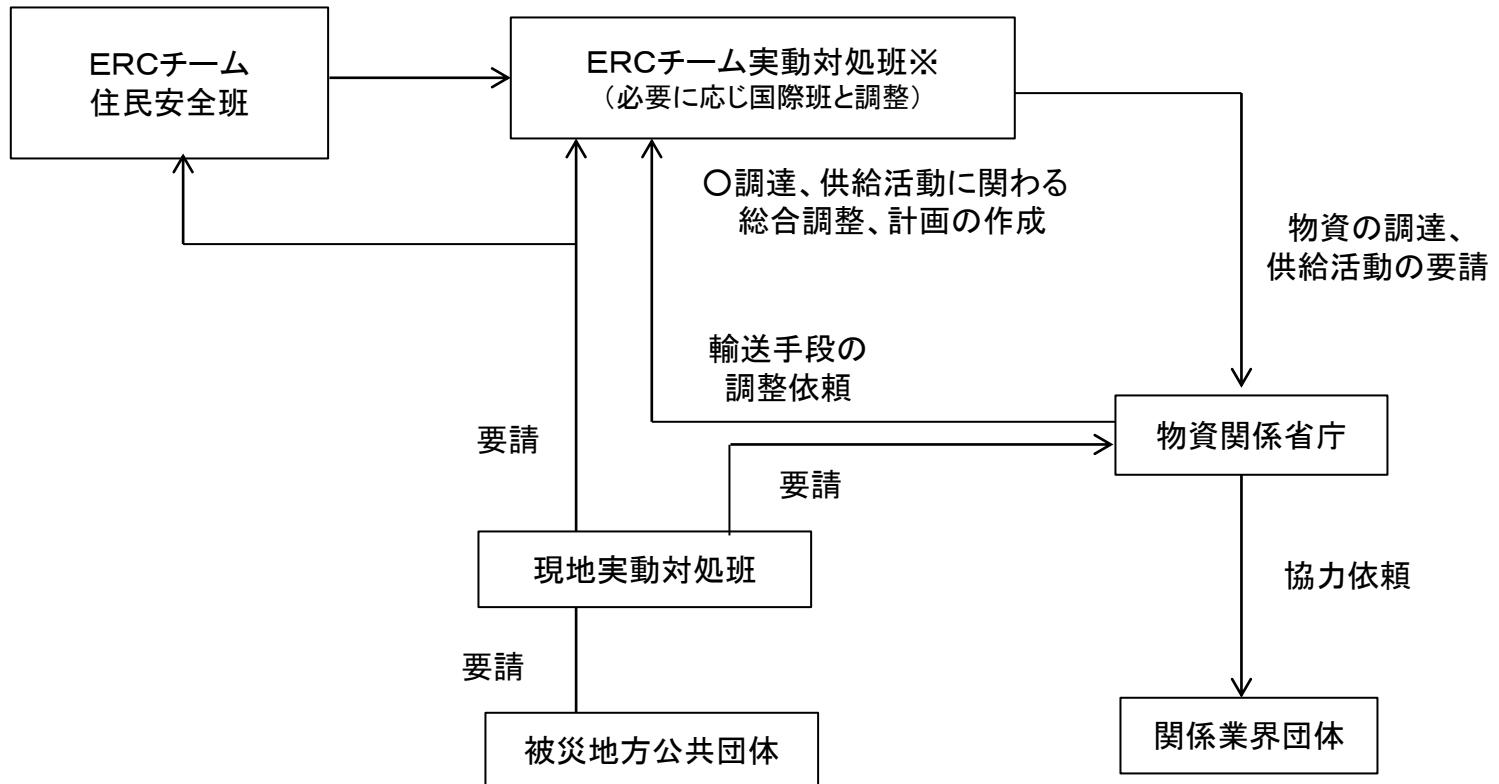


安定ヨウ素剤の服用指示スキーム図

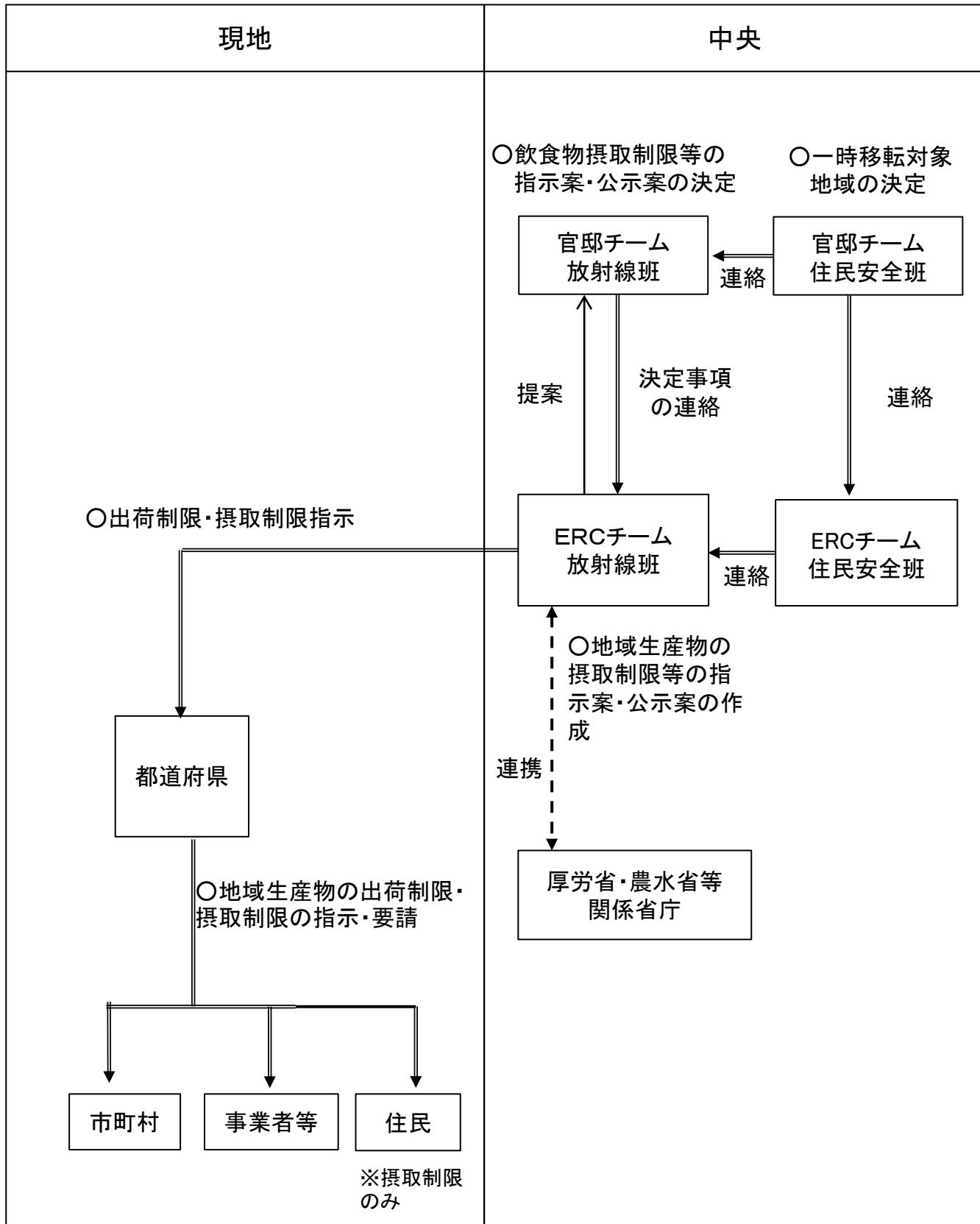




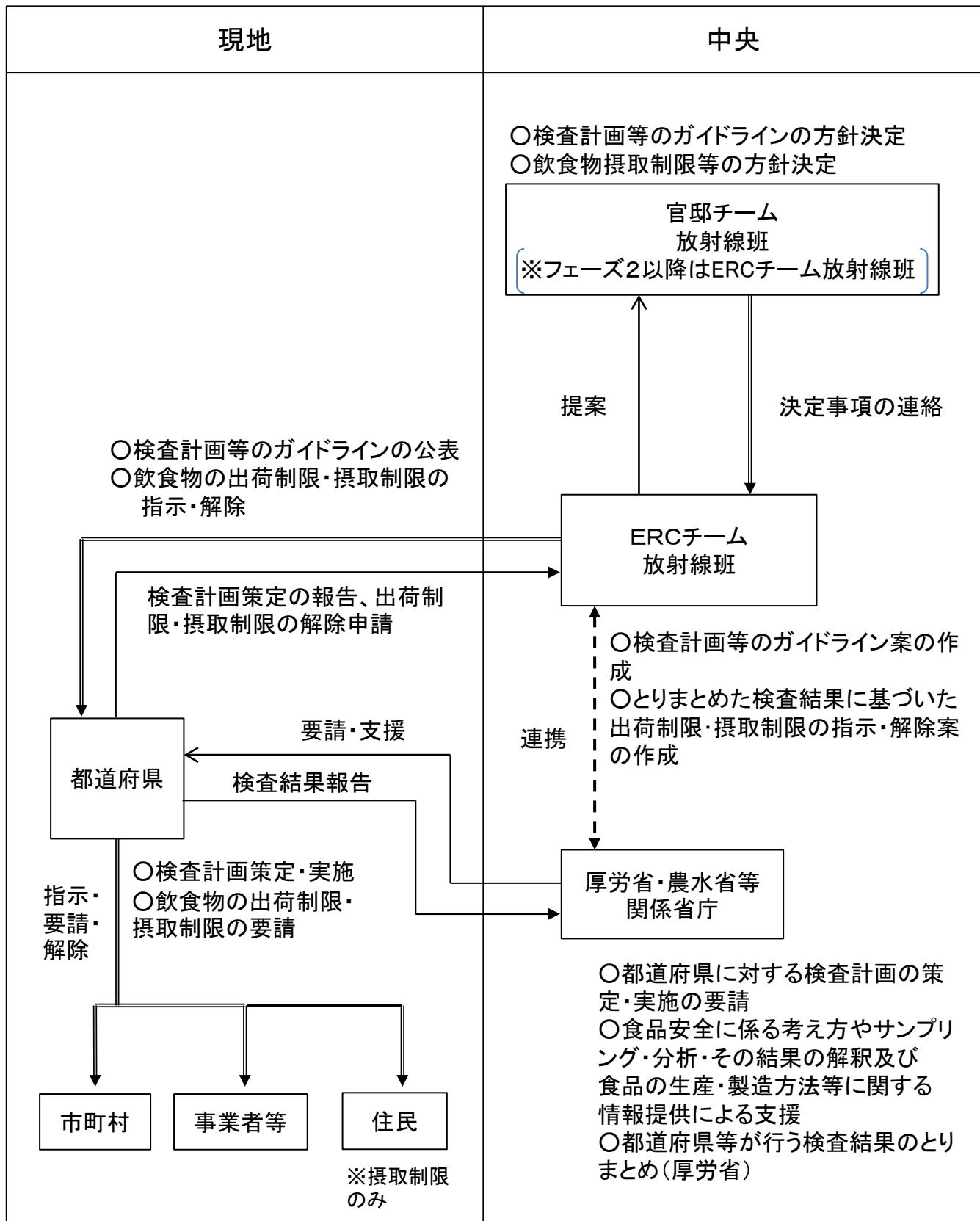
緊急物資の調達・供給等のスキーム図



一時移転の際の飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図



飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図



全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1)

(図 第2編-第3章-9)

現地

中央

全面緊急事態フェーズ1

オフサイトセンター

記者会見資料
の共有

ERC

現地広報班

ERCチーム広報班

連携

電力
事業者
リエゾン

○規制庁記者会見室等での会見
○記者発表資料の作成
○Nアラートでの情報配信
○官邸チーム広報班の支援
○プレスの問い合わせ対応
○コールセンター設置・対応

ERCチーム国際班

○記者会見資料(英訳)の送付

プレスへ発表

在京大使館等

情報提供

国内外報道機関

在外公館

○各国・地域当局への直接の
情報提供及び広報活動

官邸

内閣広報室

○記者会見についての相談
連携

官邸チーム広報班

○記者会見資料作成
○記者会見資料の説明

内閣官房長官

内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府職員、委員会委員、規制庁の担当審議官が同席

○原災本部の記者会見は内閣官房長官
記者会見に引き続いて行う

中央プレスへ発表

○関係地方公共団体への情報共有
○記者会見資料の説明
**内閣府副大臣(又は内閣府大臣
政務官)**
内閣府審議官(※)
原子力事業者が同席

※**内閣府審議官**が到着していない場合は現地広報班長が行う

現地プレスへ発表

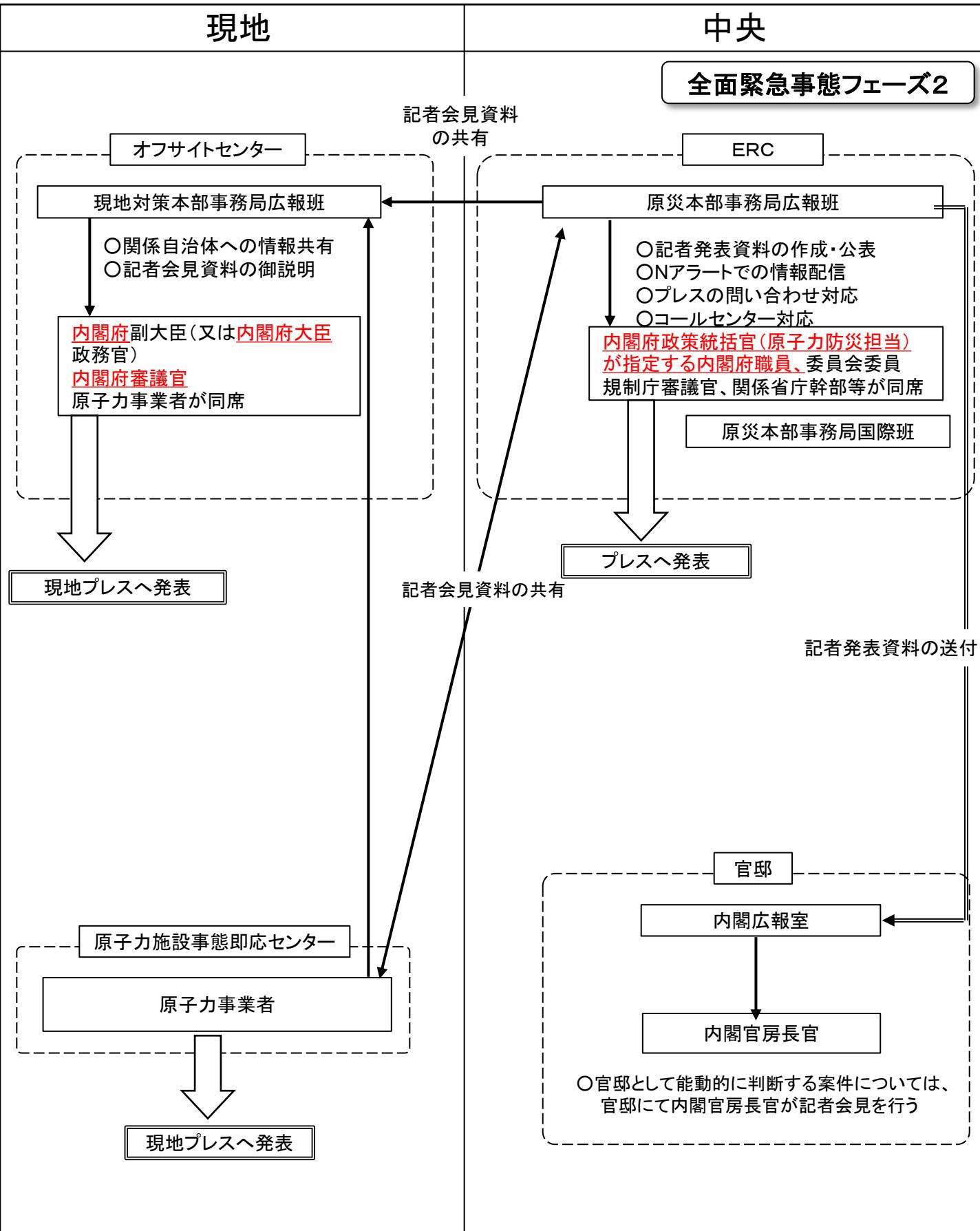
原子力施設事態即応センター

原子力事業者

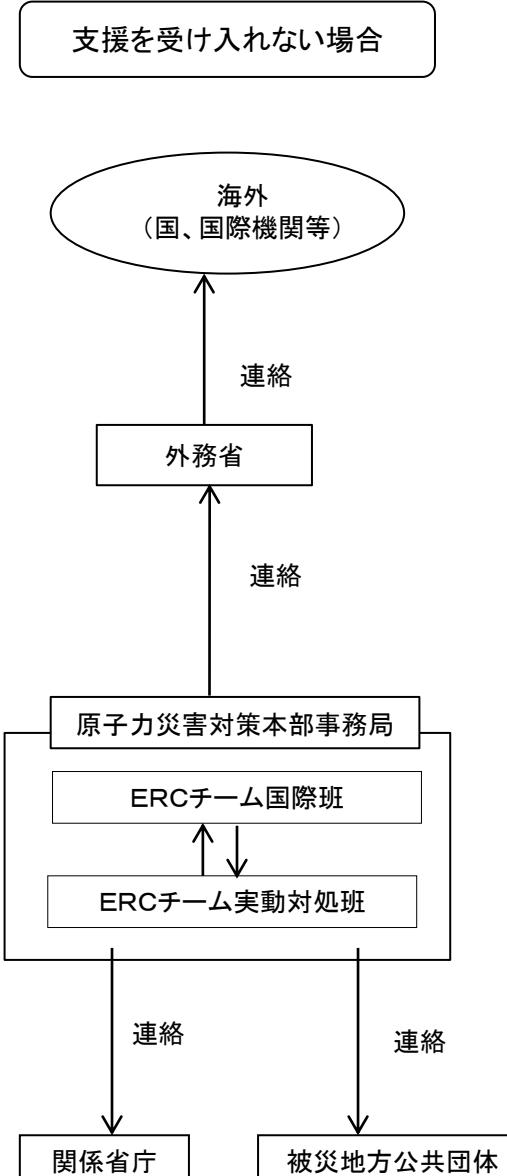
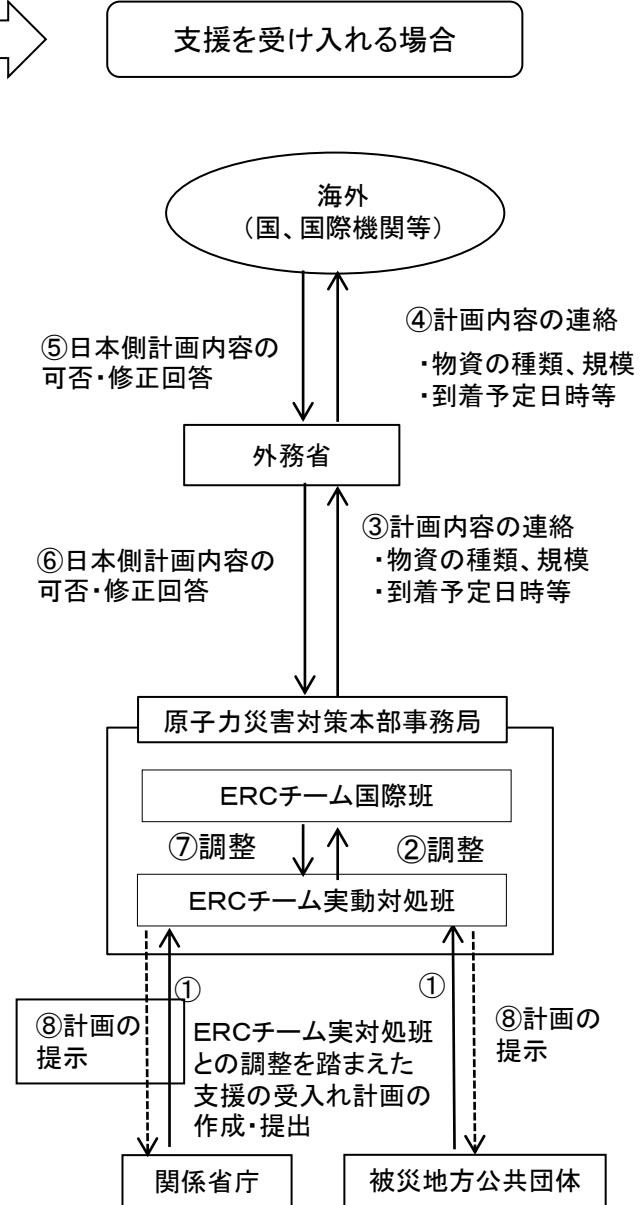
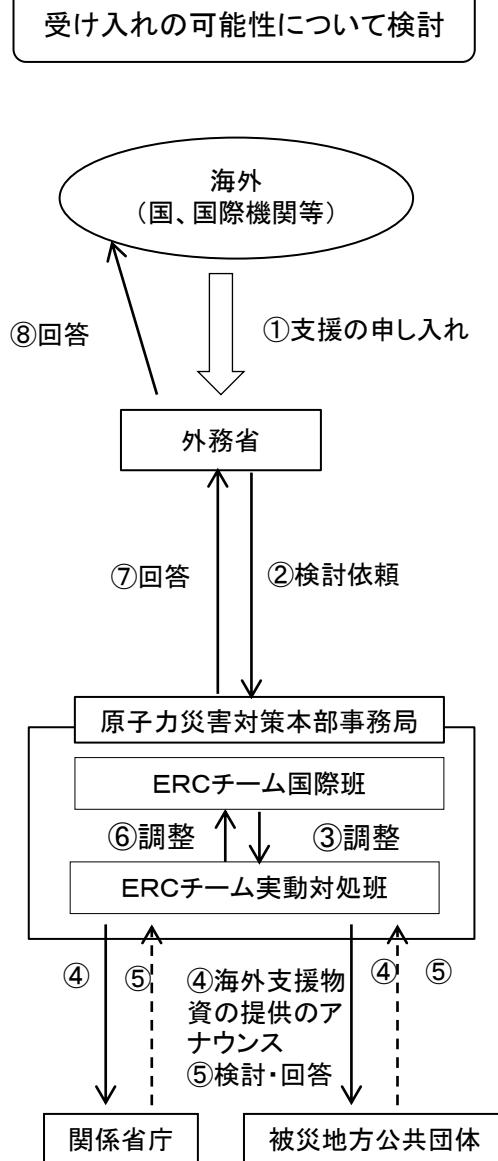
現地プレスへ発表

全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ2)

(図 第2編-第3章-10)

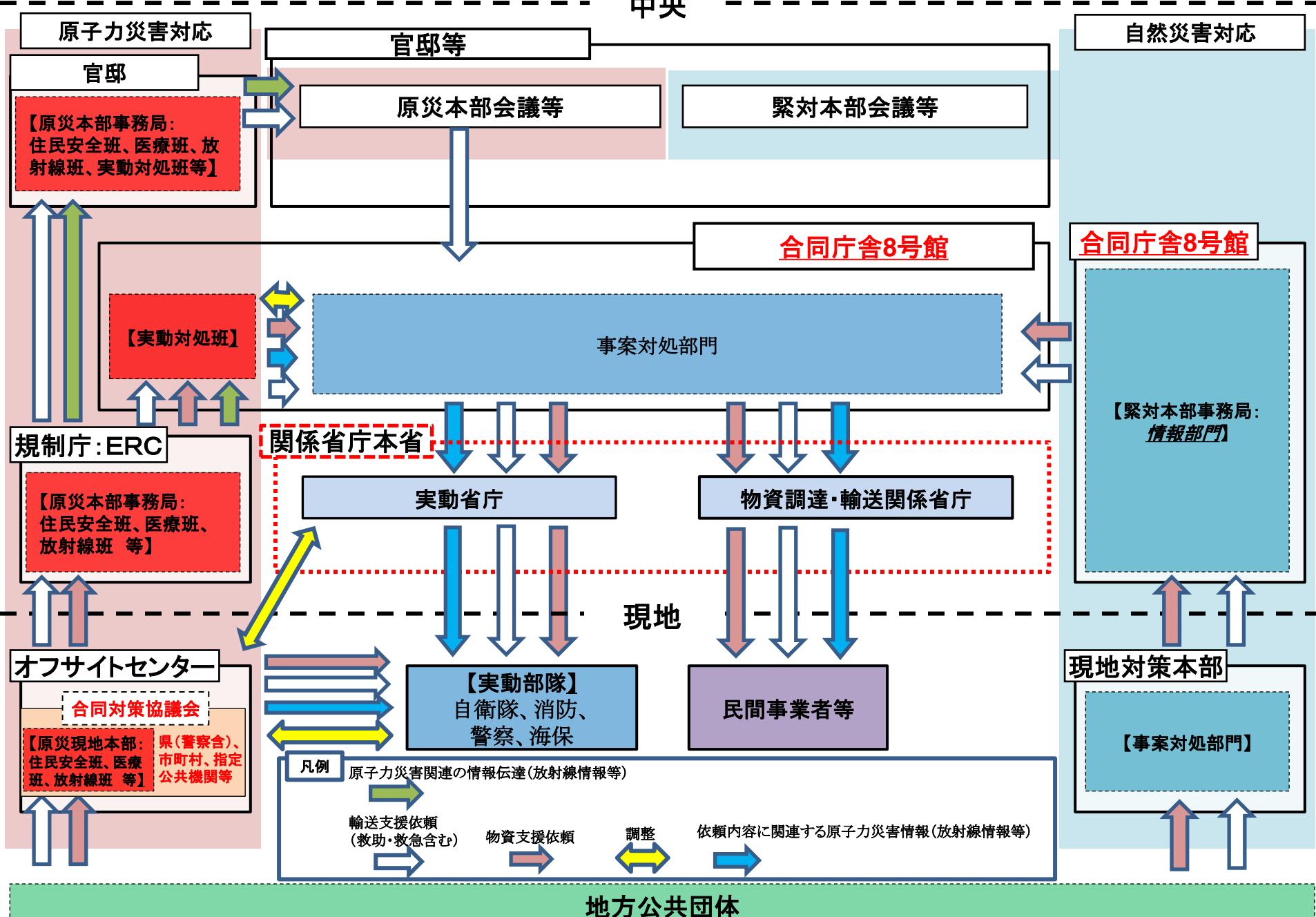


海外等からの支援受け入れに関するスキーム

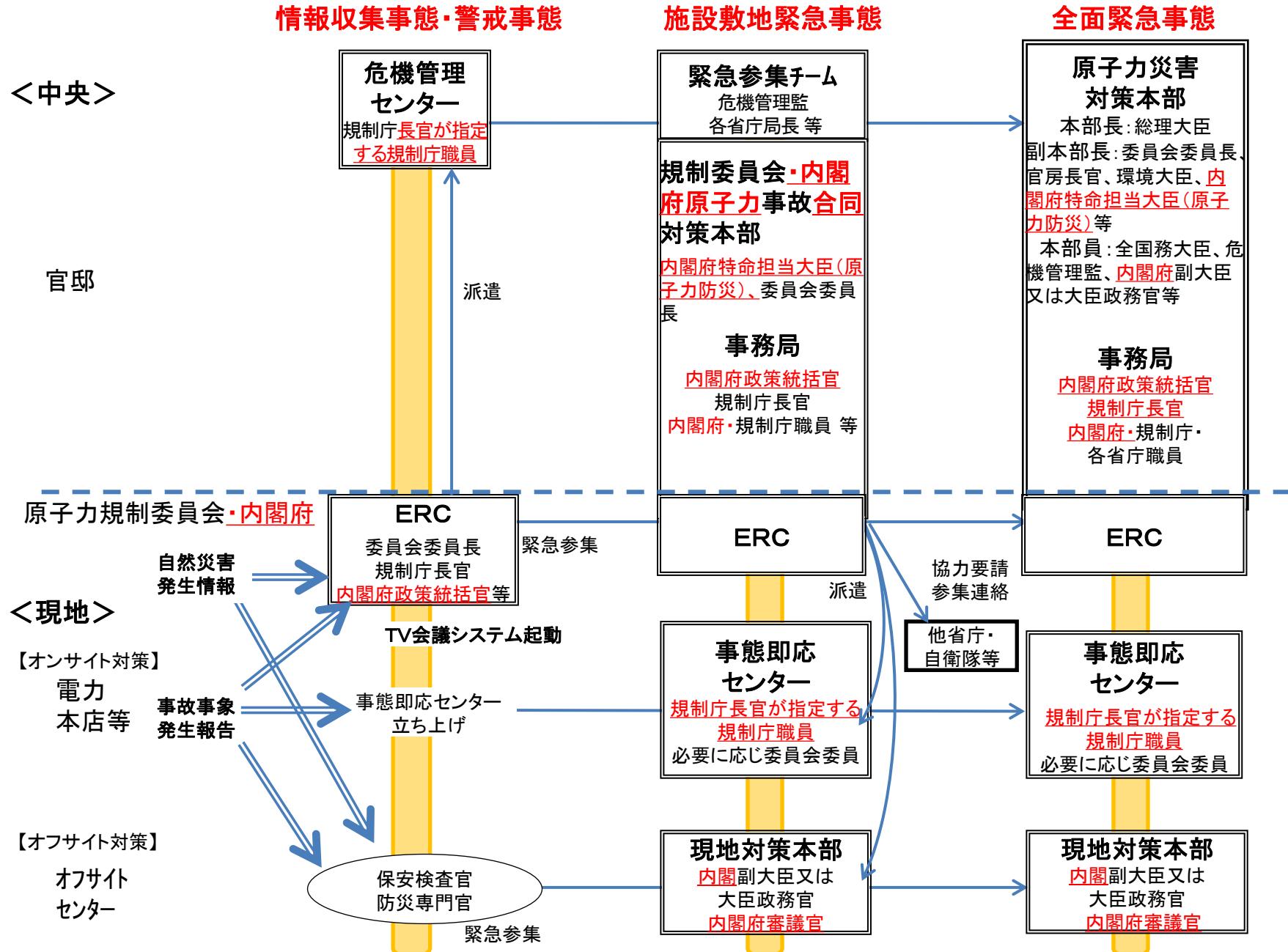


地震・津波等との複合災害時の対応(イメージ)

中央



全面緊急事態に至るまでの初動対応体制



応急対策業務の移行について

(図 第3編-3)

〔中央〕
官邸
規制庁
ERC
現地：
オフサイト対応
OFC
自治体
現地：
オンサイト対応
事業者

